

# 資 料 編

(各景観行政団体の景観計画における  
景観形成基準(建物・色彩)の具体的な記載)

【都道府県】 …… 1 ~ 16

【政令指定都市】

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市 …… 17 ~ 30

【中核市】

函館市、旭川市、盛岡市、秋田市、宇都宮市、船橋市、柏市、横須賀市、長野市、富山市、金沢市、岐阜市、豊田市、大津市、豊中市、高槻市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、倉敷市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 …… 18 ~ 49

【その他の県庁所在市】

水戸市、福井市、鳥取市、松江市、佐賀市 …… 50 ~ 55

【その他の市区町村】

北海道 小樽市、当別町、長沼町、上富良野町、黒松内町  
青森県 八戸市  
岩手県 北上市  
秋田県 横手市  
山形県 米沢市、鶴岡市  
福島県 白河市

…… 56 ~ 60

茨城県 土浦市、石岡市、牛久市、つくば市、守谷市  
栃木県 小山市、足利市  
群馬県 伊勢崎市、太田市、富岡市、下仁田町、甘楽町、中之条町、板倉町、川場村  
埼玉県 熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、草加市、戸田市、志木市、和光市、新座市、八潮市、三郷市  
千葉県 市川市、松戸市、茂原市、市原市、流山市、我孫子市、浦安市  
東京都 港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市、立川市、府中市、町田市  
神奈川県 平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、南足柄市、大磯町、湯河原町

…… 60 ~ 112

山梨県 韮崎市、北杜市、山中湖村  
長野県 松本市、諏訪市、小諸市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、下諏訪町  
新潟県 新発田市、上越市、佐渡市  
石川県 七尾市、小松市、輪島市、加賀市、白山市

…… 112 ~ 119

岐阜県 大垣市、高山市、多治見市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、郡上市  
静岡県 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、掛川市、袋井市  
愛知県 瀬戸市、半田市、犬山市、みよし市  
三重県 四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市

…… 119 ~ 130

福井県 勝山市  
滋賀県 彦根市、長浜市、草津市、守山市、野洲市、東近江市  
京都府 福知山市、宇治市、長岡京市  
大阪府 岸和田市、吹田市、茨木市、寝屋川市、箕面市  
兵庫県 伊丹市、豊岡市、宝塚市、三田市、篠山市  
奈良県 橿原市、桜井市、生駒市、斑鳩町

…… 130 ~ 157

鳥取県 米子市、倉吉市  
島根県 出雲市、津和野町  
岡山県 早島町  
広島県 三次市  
山口県 宇部市、萩市

…… 1 5 7 ~ 1 6 3

香川県 丸亀市  
愛媛県 今治市、八幡浜市、大州市、伊予市、内子町  
高知県 四万十市、中土佐町、津野町、四万十町

…… 1 6 3 ~ 1 6 6

福岡県 柳川市、八女市、豊前市、太宰府市、うきは市  
佐賀県 嬉野市  
長崎県 長崎県、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町  
熊本県 山鹿市、天草市  
大分県 別府市、中津市、日田市、由布市  
宮崎県 延岡市、日南市、日向市、西都市、椎葉村、日之影町  
鹿児島県 出水市、霧島市  
沖縄県 石垣市、浦添市、うるま市、本部町、読谷村

…… 1 6 6 ~ 1 7 8

【都道府県】

北海道景観形成計画

景観計画区域（一般区域）：勧告・協議基準

- ・建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき

景観計画区域（一般区域）：命令基準

- ・上記の勧告・協議基準に該当する場合で、特に良好と認められる周辺環境を著しく阻害するとき。

広域景観形成推進地域 勧告・協議基準

- ・建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき

広域景観形成推進地域 命令基準

- ・上記の勧告・協議基準に該当する場合で、特に良好と認められる周辺環境を著しく阻害するとき。

青森県景観形成計画

景観計画区域

- ・周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。
- ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

岩手県景観計画

景観計画区域(重点地域を除く)

(自然景観地区)

- ・屋根及び外壁等は、純色等<sup>(※3)</sup>は用いず、原則として推奨色<sup>(※4)</sup>を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。
- ・屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。
- ・やむを得ず純色等を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の15%以内とすること。

(農産漁村景観地区)

- ・屋根及び外壁等は、純色等は用いず、原則として推奨色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。
- ・屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。
- ・やむを得ず純色等を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。

(市街地景観地区)

- ・屋根及び外壁等は、純色等は用いず、原則として推奨色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。
- ・屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。
- ・やむを得ず純色等を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とすること。

※3 純色等 マンセル表色系(JIS Z8721)において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。

※4 推奨色 マンセル表色系(JIS Z8721)において、次の範囲の色をいう。

色相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R(赤)系	2.5以上6.0未満 2.0以上2.5未満	6.5以下 1.5を超え6.5以下	6.0未満	6.5以下
YR(黄赤)系	3.0以上7.0未満 2.5以上3.0未満	6.5以下 1.5を超え6.5以下	7.0未満	6.5以下
Y(黄)系	3.0以上7.5未満 2.5以上3.0未満	6.0以下 1.5を超え6.0以下	7.5未満	6.0以下
GY(黄緑)	3.0以上7.0未満 2.5以上3.0未満	5.5以下 1.5を超え5.5以下	7.0未満	5.5以下
G(緑)系	2.5以上6.5未満 2.0以上2.5未満	5.0以下 1.5を超え5.0以下	6.5未満	5.0以下
BG(青緑)	2.5以上6.0未満 2.0以上2.5未満	5.0以下 1.5を超え5.0以下	6.0未満	5.0以下

色相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
B(青)系	2.5以上5.5未満	5.0以下	5.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
PB(青紫)系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
P(紫)系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
RP(赤紫)系	2.5以上5.5未満	6.0以下	5.5未満	6.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.0以下		
(無彩色)	2.0以上9.0未満	—	2.0以上7.0未満	—

宮城県：景観法に基づく景観計画はない

秋田県：景観法に基づく景観計画はない

### 山形県景観計画

#### 景観計画区域

##### 勧告等基準

建築物等の基調色(ベースカラー。以下「基調色」という。)は、日本色研配色体系で定める高彩度のディープ(濃い)トーン、蛍光色以外の色彩とすること。

多色や強調色(アクセントカラー)を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

ただし、建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りでない。

地域の特性又は周辺の建築物及び工作物との連続性を考慮して、周辺景観と調和した色彩とするよう配慮すること。

※基調色とは、使用面積が最大の色をいう。

##### 変更命令基準

基調色は、日本色研配色体系で定める高彩度のビビッド(さえた)トーン、ブライト(明るい)トーン、ストロング(強い)トーン以外の色彩とすること。基調色に無彩色を使用する場合は、明度が1.5を超える色彩とすること。ただし、建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りでない。

### 福島県景観計画

#### 景観計画区域(景観形成重点地域を除く)

ア 外壁、屋根等には、けばけばしい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。

イ 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。

ウ 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行方地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。

#### 景観形成重点地域

ア 外壁、屋根等には、けばけばしい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は次の色彩を標準とし、準基調色は次の色彩を参考とすること。

※ 基調色とは、大面積を占め、配色する際のベースとなる色です。準基調色とは、基調色より小さい面積に使い、配色効果を高める色です。

##### ○基調色

	色相	明度	彩度
外壁色	5YR~2.5Y	6~7.5	0.5~2
	5YR~10YR	4~6	0.5~4
屋根色	7.5R~7.5YR	2~4	0.5~4
	N2~N4		

○準基調色

	色 相	明 度	彩 度
外壁色	10YR～7.5Y	8～9	0.5～2
	2.5YR～1Y	6～7	0.5～4
	5R～7.5YR	4～5.5	0.5～4
	2.5GY～7.5GY	7～9	0.5～2
屋根色	7.5R～7.5YR	2～4	4～5
	10R～7.5YR	4～4.5	2～4

- イ 外壁、屋根等に使用する色数を少なくすること。
- ウ 地域の自然素材及び伝統的素材の持つ色彩に配慮し、周囲の色彩と対比的な色彩を使用しないこと。
- エ 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の自然景観との調和に努めること。
- オ 志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道49号並びに国道115号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい落ち着いた色彩とすること。

茨城県：景観法に基づく景観計画はない

栃木県：景観法に基づく景観計画はない

群馬県：景観法に基づく景観計画はない

埼玉県景観計画

勧告基準（法第16条第3項の基準）

別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の1/3を超えると認めるときは勧告及び公表を行うことができる。

変更命令基準（法第17条第1項の基準）

建築物及び工作物については、別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の1/3を超えると認めるときは変更命令を行うことができる。

別表2 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準

用途地域が定められている区域

色 相	明 度	彩 度
7.5R から7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R（7.5Rは含まない） 7.5Yから7.5GY（7.5Yは含まない）	—	4を超える
7.5GYから7.5RP（7.5GY及び7.5RPは含まない）	—	2を超える

関越道以東で用途地域が定められていない区域（鶴ヶ島市と坂戸市は全域）

色 相	明 度	彩 度
7.5R から7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5RPから7.5R（7.5Rは含まない） 7.5Y から7.5GY（7.5Yは含まない）	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5GYから7.5RP（7.5GY及び7.5RPは含まない）	2を超える	2を超える
	2以下	—
N	2以下	—

関越道以西で用途地域が定められていない区域（鶴ヶ島市と坂戸市は除く）

色相	明度	彩度
7.5R から7.5Y	9以上	－
	9未満	6を超える
7.5RPから7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY(7.5Yは含まない)	9以上	－
	9未満	4を超える
7.5GYから7.5RP(7.5GY及び7.5RPは含まない)	9以上	－
	9未満	2を超える
N	9以上	－

千葉県：景観法に基づく景観計画はない

### 東京都景観計画

景観計画区域（景観基本軸及び景観形成特別地区を除く）

- ・色彩は、別表2の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

景観基本軸（臨海軸、隅田川軸、神田川軸、玉川上水軸、国分寺崖線軸、丘陵地軸）及び景観形成特別地区（文化財庭園等）

- ・色彩は、別表2の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

### 景観形成特別地区

（水辺地区）

- ・色彩は、別表2の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
- ・屋根、屋上部の形態、意匠及び色彩は、建築物全体のバランスや背景との調和を図り、設備等がある場合は、周囲からの見え方に配慮する。

（小笠原(父島二見港周辺)景観形成特別地区)

- ・小笠原の樹木や草花と調和した色使いとする。
- ・色彩は、別表3の色彩基準に適合するとともに、周辺の自然環境等との調和を図る。

### 別表2

景観計画区域（景観基本軸及び景観形成特別地区を除く）

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)

明度	色相	OR～4.9YR	5.0YR～5.0Y	その他
4以上8.5未満の場合	彩度	4以下	6以下	2以下
		8.5以上の場合	1.5以下	2以下

強調色(外壁各面の1/5以下で使用可能)

色相	OR～4.9YR	5.0YR～5.0Y	その他
R	----	----	----
明度	4以下	6以下	2以下
彩度	4以下	6以下	2以下

アクセント色(外壁各面の1/20以下で使用可能)：なし

屋根色(勾配屋根)：屋根面の立ち上りを外壁に含めて面積割合を計算する。

### 景観基本軸

臨海軸

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)

明度	色相	OR～4.9YR	5.0YR～5.0Y	その他
6以上8.5未満の場合	彩度	4以下	4以下	2以下
		8.5以上の場合	1.5以下	2以下

強調色(外壁各面の1/5以下で使用可能)：なし

アクセント色(外壁各面の1/20以下で使用可能)：なし

屋根色(勾配屋根)

色相	5.0YR～5.0Y	その他
明度	----	----
彩度	4以下	2以下

隅田川軸、神田川軸

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)

明度	色相	0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
4以上8.5未満の場合	彩度	4以下	4以下	2以下
8.5以上の場合	度	1.5以下	2以下	1以下

強調色(外壁各面の1/5以下で使用可能)：なし

アクセント色(外壁各面の1/20以下で使用可能)：なし

屋根色(勾配屋根)

色相	5.0YR~5.0Y	その他
明度	6以下	6以下
彩度	4以下	2以下

丘陵地軸、玉川上水軸、国分寺崖線軸

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)

色相	0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
明度	4以上8.5未満	4以上8.5未満	4以上8.5未満
彩度	4以下	4以下	1以下

強調色(外壁各面の1/5以下で使用可能)：なし

アクセント色(外壁各面の1/20以下で使用可能)：なし

屋根色(勾配屋根)

色相	5.0YR~5.0Y	その他
明度	6以下	6以下
彩度	4以下	2以下

景観形成特別地区

文化財庭園等地区

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)

明度	色相	0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
4以上8.5未満の場合	彩度	4以下	6以下	2以下
8.5以上の場合	度	1.5以下	2以下	1以下

強調色(外壁各面の1/5以下で使用可能)

色相	0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
明度	---	---	---
彩度	4以下	6以下	2以下

アクセント色(外壁各面の1/20以下で使用可能)：なし

屋根色(勾配屋根)

色相	5.0YR~5.0Y	その他
明度	6以下	6以下
彩度	4以下	2以下

水辺地区

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)

明度	色相	0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
6以上8.5未満の場合	彩度	4以下	4以下	2以下
8.5以上の場合	度	1.5以下	2以下	1以下

強調色(外壁各面の1/5以下で使用可能)

色相	0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
明度	---	---	---
彩度	4以下	6以下	2以下

アクセント色(外壁各面の1/20以下で使用可能)：なし

屋根色(勾配屋根)

色相	5.0YR~5.0Y	その他
明度	---	---
彩度	4以下	2以下



小笠原(父島二見港周辺)地区

外壁基本色(基準色)(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)

	港隣接ゾーン		山沿いゾーン	
色相	5.0YR~5.0Y	その他	5.0YR~5.0Y	その他
明度	7以上	7以上	5以上8以下	5以上8以下
彩度	2以下	1以下	3以下	1以下

強調色(外壁各面の1/5以下で使用可能):なし

屋根色(基準色)

	港隣接ゾーン		山沿いゾーン	
色相	5.0YR~5.0Y	その他	5.0YR~5.0Y	その他
明度	6以下	6以下	6以下	6以下
彩度	4以下	2以下	4以下	2以下

神奈川県: 景観法に基づく景観計画はない

山梨県: 景観法に基づく景観計画はない

長野県景観育成計画

景観計画区域(景観育成重点地域及び計画育成特定地区を除く)

都市地域

- (ア) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。
- (イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
- (公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠に関する付加基準として)
- ・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。
  - ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。

沿道地域

- (ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。
- (イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。
- (公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠に関する付加基準として)
- ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。
  - ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。

田園地域

- (ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。
- (イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。
- (公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠に関する付加基準として)
- ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。
  - ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。

山地・高原地域

- (ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
- (イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。
- (公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠に関する付加基準として)
- ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
  - ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。

新潟県: 景観法に基づく景観計画はない

富山県: 景観法に基づく景観計画はない

石川県景観計画  
景観計画区域

- ・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。
- ・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。

景観形成重要地域

(能登外浦地域など)

- ・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。
- ・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。
- 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。
- 地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。
- 優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。
- 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(イ)欄のとおりとする。
- (○は景観形成重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準、この計画において同じ。)

(能登空港周辺地域など)

- ・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。
- ・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。
- 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。
- 地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。
- 優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。
- 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(イ)欄のとおりとする。
- ◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2(ロ)欄のとおりとする。

(春蘭の里地区)

- ・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。
- ・敷地内の屋外設備、附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。
- ・周囲の建築物や自然の色彩との調和に努め、落ち着いた色合いの低彩度色を用いるよう努める。
- ・壁面は白壁となるように努める(板張等の木の見え掛かり部分を除く)。
- ・屋根の瓦は黒色とするように努める。
- ・太陽光発電設備等を屋根(壁)材として使用又は建築物に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努める。

別表2 色彩の数値基準(JIS Z8721による)

	(イ) 景観形成重要地域	(ロ) 特別地域		
色相	全色相	0. 1R~5Y	5. 1Y~10Y	その他
明度	8. 5以下	3~8. 5	3~8. 5	3~8. 5
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下

ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- ① 表面に着色しない素材を使用する場合
- ② 見付面積の1/5未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- ③ 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④ その他必要と認める場合

岐阜県：景観法に基づく景観計画はない

静岡県：景観法に基づく景観計画はない

愛知県：景観法に基づく景観計画はない

### 三重県景観計画

#### 景観計画区域

- a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。
- b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。

福井県：景観法に基づく景観計画はない

### 滋賀県景観計画

#### 景観計画区域（景観重要区域を除く）

- ア けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ること。
- イ 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色 相	彩 度	明 度
	上限値	下限値
0. 1R～10G	6以下	3以上
0. 1BG～10RP	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においては、この限りでない。

- ウ 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮すること。
- エ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。
- オ 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。

▷景観重要区域である琵琶湖景観形成地域、沿道景観形成地区、河川景観形成地区についても、マンセル表色系による基準は同様。

京都府：一定の地域についての「天橋立周辺地域景観計画」がある

#### 景観計画区域

自然景観保全ゾーン、幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーン、市街地ゾーン

(外壁) 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。

ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

色 相	明 度	彩 度
10R～4. 9YR	5～7	3以下
5YR～2. 5Y	5～8	3以下
上記の色相以外	5～7	1以下
無彩色	5～7	—

#### 俯瞰景観重点ゾーン

(屋根) 屋根の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。

色 相	明 度	彩 度
10R～2. 5Y	4以下	3以下
無彩色	4以下	—

※上記は、次の(1)及び(2)の建築物について適用しない。

- (1) 文化財保護法第27条の規定による重要文化財並びに京都府文化財保護条例の規定による京都府指定有形文化財に指定されている建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している土地に立地する建築物で、その価値を形成している環境を保存するため必要があると認められるもの

(2) 付属建築物その他小規模な建築物(床面積30㎡以下の小規模な建築物をいう。)

(外壁) 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。

ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

- ・高さ12m超又は延べ床面積1000㎡超の建築物等：上記の外壁の基準と同様
- ・それ以外の建築物

色 相	明 度	彩 度
10R～4.9YR	5～7	4以下
5YR～2.5Y	5～9	4以下
上記の色相以外	5～7	1以下
無彩色	5～7	—

## 大阪府景観計画

### 景観計画区域

【道路軸（大阪中央環状線等沿道区域・国道26号沿道区域・大阪外環状線沿道区域・国道171号沿道区域・第二京阪道路沿道区域）】

【河川軸（淀川等沿岸区域、大和川沿岸区域、石川沿岸区域）】

- ・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしなない。
- ・別表6-1の色彩基準を遵守すること。

#### 別表6-1（色彩基準）

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きを感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

##### 色彩基準（外壁基本色）

- ① R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
  - ② Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
  - ③ その他の色相の場合、彩度2以下
- ※JISのマンセル表色系による

- ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
  - ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
    - ※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
  - ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
    - ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
  - ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

▷山並み・緑地軸（生駒山系区域、北摂山系区域、金剛・和泉葛城山系区域）についても、マンセル表色系による基準は同様。

#### 【湾岸軸】

- ・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、海辺の景観と調和し、かつ、著しく派手なものとしなない。
- ・別表6-2の色彩基準を遵守すること。

#### 別表6-2（色彩基準）

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁及び屋根（阪南市・岬町は外壁のみ）については、落ち着きを感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

##### 色彩基準（外壁・屋根基本色）

- ① R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下、明度9未満
  - ② Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下、明度9未満
  - ③ その他の色相の場合、彩度2以下、明度9未満
  - ④ 無彩色の場合、明度9未満
- ※JISのマンセル表色系による

- ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
  - ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
  - ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
  - ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

- ・知事が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物に限る）又は機能上やむを得ない施設として認める場合（阪南市・岬町は除く）
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合（阪南市・岬町は除く）

【歴史軸（一般区域）】

- ・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、著しく派手なものとしなない。
- ・別表6-3の色彩基準を遵守すること。

別表6-3（色彩基準）

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁・屋根基本色）	
①	R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
②	Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
③	その他の色相の場合、彩度2以下
※JISのマンセル表色系による	

- ただし、次に掲げるものはこの限りでない。  
 （「次に掲げるもの」は、別表6-1と同様。省略）

▷商業・業務環境整備ゾーン、歴史軸【重点区域】についても、マンセル表色系による基準は同様。

兵庫県：景観法に基づく景観計画はない

奈良県景観計画

景観計画区域（重点景観形成区域を除く）

【基調色】

住居系地域(住居系用途地域の区域)

	色相 明度	10RP	5. 0R	10R	5. 0YR	10YR	5. 1Y	その他	無彩色
		~4. 9R	~9. 9R	~4. 9YR	~9. 9YR	~5. 0Y	~9. 9Y		
外壁	8. 0を超える	1. 0以下	1. 0以下	2. 0以下	3. 0以下	3. 0以下	2. 0以下	1. 0以下	—
	5. 0以上8. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	3. 0以下	4. 0以下	4. 0以下	3. 0以下	2. 0以下	—
	5. 0未満	2. 0以下	4. 0以下	6. 0以下	6. 0以下	6. 0以下	6. 0以下	2. 0以下	—
屋根	7. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	3. 0以下	3. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	—

工業系地域(工業系用途地域の区域)

	色相 明度	10RP	5. 0R	10R	5. 0YR	10YR	5. 1Y	その他	無彩色
		~4. 9R	~9. 9R	~4. 9YR	~9. 9YR	~5. 0Y	~9. 9Y		
外壁	8. 0を超える	1. 0以下	1. 0以下	2. 0以下	3. 0以下	3. 0以下	2. 0以下	1. 0以下	—
	5. 0以上8. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	3. 0以下	4. 0以下	4. 0以下	3. 0以下	2. 0以下	—
	5. 0未満	1. 0以下	1. 0以下	2. 0以下	3. 0以下	3. 0以下	2. 0以下	1. 0以下	—
屋根	7. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	3. 0以下	3. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	—

商業系地域(商業系用途地域の区域)

	色相 明度	10RP	5. 0R	10R	5. 0YR	10YR	5. 1Y	その他	無彩色
		~4. 9R	~9. 9R	~4. 9YR	~9. 9YR	~5. 0Y	~9. 9Y		
外壁	8. 0を超える	1. 0以下	1. 0以下	2. 0以下	3. 0以下	3. 0以下	2. 0以下	1. 0以下	—
	5. 0以上8. 0以下	2. 0以下	4. 0以下	4. 0以下	6. 0以下	6. 0以下	4. 0以下	2. 0以下	—
	5. 0未満	2. 0以下	4. 0以下	6. 0以下	6. 0以下	6. 0以下	6. 0以下	2. 0以下	—
屋根	7. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	4. 0以下	6. 0以下	6. 0以下	4. 0以下	2. 0以下	—

自然系地域(住居系・工業系・商業系地域以外の区域)

	色相 明度	10RP	5. 0R	10R	5. 0YR	10YR	5. 1Y	その他	無彩色
		~4. 9R	~9. 9R	~4. 9YR	~9. 9YR	~5. 0Y	~9. 9Y		
外 壁	8. 0を超える	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可
	5. 0以上8. 0以下	1. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	3. 0以下	3. 0以下	2. 0以下	1. 0以下	—
	5. 0未満	2. 0以下	3. 0以下	4. 0以下	4. 0以下	4. 0以下	4. 0以下	2. 0以下	—
屋根	7. 0以下	使用不可	使用不可	1. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	1. 0以下	使用不可	—

【強調色】

外壁に関しては、全ての色相(無彩色を含む)、全ての明度、全ての彩度が使用可。  
 ※各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可。周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。

重点景観形成区域

(第1種特定区域)

【基調色】

	色相 明度	10RP	5. 0R	10R	5. 0YR	10YR	5. 1Y	その他	無彩色
		~4. 9R	~9. 9R	~4. 9YR	~9. 9YR	~5. 0Y	~9. 9Y		
外 壁	8. 0を超える	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可
	5. 0以上8. 0以下	1. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	3. 0以下	3. 0以下	2. 0以下	1. 0以下	—
	5. 0未満	2. 0以下	3. 0以下	4. 0以下	4. 0以下	4. 0以下	4. 0以下	2. 0以下	—
屋根	7. 0以下	使用不可	使用不可	1. 0以下	2. 0以下	2. 0以下	1. 0以下	使用不可	—

【強調色1】

	明度 \ 色相	10RP~9. 9Y	その他	無彩色
		外 壁	8. 0を超える	8. 0以下
	5. 0以上8. 0以下	8. 0以下	6. 0以下	—
	5. 0未満	8. 0以下	6. 0以下	—

※各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積(強調色1+強調色2の面積をいう)まで使用可。周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。

【強調色2】

外壁に関しては、全ての色相(無彩色を含む)、全ての明度、全ての彩度が使用可。  
 ※各立面の合計面積の1/80の面積まで使用可。ただし、各立面の面積の1/20を超えないものとする。  
 周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。

【適用除外】

- ・地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、上記の色彩基準によらないことができる。
- ・木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、上記の色彩基準によらないことができる。
- ・他の法令によって色彩が規定されているものについては、上記の色彩基準によらないことができる。

▷重点景観形成区域の第2種特定区域、広域幹線沿道区域に関しては、マンセル表色系の基準は上記「景観計画区域」に同じ。

和歌山県景観計画

景観計画区域全域

- ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。
- ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。

特定景観形成地域

熊野参詣道(中辺路)地域

①バッファゾーン(世界遺産緩衝地帯)

- ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。

- ・周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。
  - ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。
- ②国道311号沿道（道路境界から200m）及び①以外の地区
- ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。
  - ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。
  - ・外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。

色相	彩度
0. 1R～2. 5Y	6以下
上記以外	4以下(無彩色含む)

▷高野山町石道周辺特定景観形成地域、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域についても、マンセル表色系の基準は、上記と同様。

### 鳥取県景観計画

景観計画区域（景観形成重点区域を除く。）の勧告基準

- ・周辺の景観と調和した色彩とすること。
- ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。
- ・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩度	
	商業地域等	その他
0. 1R～10R	6以下	4以下
0. 1YR～5Y	6以下	6以下
上記以外の色相	6以下	2以下

- ※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法—三属性による表示)による。
- ※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。)のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。
- ※商業地域等とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

景観形成重点区域(大山区域)の勧告基準

- ・周辺の景観と調和した色彩とすること。
- ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。
- ・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩度
0. 1R～10R	2以下
0. 1YR～5Y	4以下
上記以外の色相	2以下

▷景観形成重点区域（沿道海浜区域、山陰海岸区域）の勧告基準についても、JIS Z8721による基準は、上記の大山区域のものと同様。

鳥根県：景観法に基づく景観計画はない

### 岡山県晴れの国おかやま景観計画

景観計画区域(景観モデル地区を除く)

- 1 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。
- 2 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。
- 3 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。

## 景観モデル地区

### 高梁景観モデル地区

#### 自然緑地景観形成ゾーン

- (1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みとの調和に配慮すること。
- (2) 周辺の自然の緑や、季節の変化に伴う色彩の変化と調和した落ち着いたものを用いること。
- (4) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、その性質を十分考慮すること。
- (5) 屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。

#### 歴史的町並み景観形成ゾーン

- (1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みとの調和に配慮すること。
- (3) 本地区における伝統的建築物の色彩と調和した色彩を用いるように配慮すること。
- (4) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、その性質を十分考慮すること。
- (5) 屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。

### 吉備高原都市景観モデル地区

#### 自然緑地景観形成ゾーン、自然を生かしたレクリエーション景観形成ゾーン、自然型施設景観形成ゾーン

- (1) けばけばしい色彩を避け、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観との調和に配慮すること。
- (2) できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、自然にとけこむような目立たないものとする。
- (4) 周辺の自然の緑や季節の変化に伴う色彩の変化と調和した落ち着いたものを用いること。
- (5) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。
- (6) 屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。

#### 住区景観形成ゾーン、都市型施設景観形成ゾーン

- (1) けばけばしい色彩を避け、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観との調和に配慮すること。
- (3) できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の街並みや建築物等との調和に配慮すること。
- (4) 周辺の自然の緑や季節の変化に伴う色彩の変化と調和した落ち着いたものを用いること。
- (5) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。
- (6) 屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。

### 渋川・王子が岳景観モデル地区

- (1) けばけばしい色彩を避け、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、自然に溶け込むように周辺の自然景観との調和に配慮すること。
- (2) 周辺の自然の緑や季節の変化に伴う色彩の変化と調和した落ち着いたものを使用すること。
- (3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その色の持つ性質を十分考慮すること。
- (4) 屋外に設ける設備、工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。

広島県：景観法に基づく景観計画はない

山口県：景観法に基づく景観計画はない

徳島県：景観法に基づく景観計画はない

香川県：景観法に基づく景観計画はない

愛媛県：景観法に基づく景観計画はない

高知県：景観法に基づく景観計画はない



福岡県「矢部川流域景観計画」「筑後川流域景観計画」「京築広域景観計画」

矢部川流域・河川の軸、山の景域、田園の景域、堀割・クリークの景域、干拓地の景域、まちの景域  
周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。

矢部川流域・谷あいの景域

周囲の自然景観や田園景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。茶系、無彩色の暗い色彩を推奨する。

矢部川流域・丘の景域

周囲の自然景観や田園景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。緑系、茶系、無彩色の暗い色彩を推奨する。

矢部川流域・重要景観（絵になる眺望景観、絵になる営みの景観）

環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である山並みや樹林（「営みの景観」では「棚田の石垣や樹林」）と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。

矢部川流域・重要景観（絵になる自然景観、水網の景観、歴史的まちなみ）

環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である河川の岩や山並み（「水網の景観」では「護岸の灌木や岩や護岸の石垣」、「歴史的まちなみ」では「伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板など歴史的まちなみ」）と調和する茶系、無彩色の色彩とする。

矢部川流域・重要景観（ホテルの景観、流域内外をつなぐ主な道路景観、矢部川・星野川沿いに連続する景観）  
環境色彩基準に適合させる。

矢部川流域・重要景観（歴史的建物、歴史的構造物・史跡等、樹木、祭り・イベント）

環境色彩基準に適合させるとともに、景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板などと調和し、歴史的建物（「歴史的構造物・史跡等」では「遺構・建屋と調和し、歴史的構造物・史跡等」、「樹木」では「樹木」、「祭り・イベント」では「祭り・イベント」）を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。

環境色彩基準

景 域	部 位	色 相	明 度	彩 度
山、谷あい、河川、 まち(矢部村・星野村)	外壁基調色	7.5R~2.5Y 無彩色(N) 上記以外	7.5以下 7.5以下 7.5以下	4.0以下  2.0以下
	屋根色	2.5GY~7.5BG 無彩色(N) 上記以外	7.5以下 7.5以下 5.0以下	4.0以下  2.0以下
丘、田園、堀割・クリーク、 干拓地	外壁基調色	有彩色 無彩色(N)	— —	4.0以下
	屋根色	有彩色 無彩色(N)	7.5以下 7.5以下	4.0以下
まち(矢部村・星野村を除く)	外壁基調色	有彩色 無彩色(N)	— —	6.0以下
	屋根色	有彩色 無彩色(N)	— —	4.0以下

※日本工業規格(JIS)に採用されているマンセル表色系による。

※外壁各面の4/5は、基調色の基準に適合した色彩とする。

▷筑後川流域景観計画においても、マンセル表色系による基準は、上記とほぼ同様。上段の景域が「山」、中段が「丘、丘陵市街地、田園、水郷」、下段が「市街地」と区分。

▷京築広域景観計画においても、マンセル表色系による基準は、上記とほぼ同様。上段の景域が「山と谷筋」、中段が「田園と海」、下段が「住宅・商業市街地、工業市街地」と区分。

佐賀県：景観法に基づく景観計画はない

**長崎県美しい景観形成計画**

景観計画区域

- ・周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮する。
- ・基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。
  - ・ R、YR、Y系                   : 彩度6.0以下
  - ・ その他の色相                 : 彩度4.0以下
- ※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。
  - ・ 石材、煉瓦等の素地の色
  - ・ アクセント色として着色される部分(外壁の各方面の見附面積の10%以内とする)の色彩

**熊本県景観計画**

特定施設届出地区（建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道の区域）

- ・ その地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。
- ・ できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。

景観形成地域（県土の景観形成上、重要な地域）

熊本空港周辺景観形成地域

- (1) 外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるものとする。
- (2) 敷地内における建築物、工作物及び広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるものとする。
- (3) 隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和が図られるものとする。
- (4) 季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和するものとする。

南阿蘇景観形成地域

沿道景観形成ゾーン（A-1）、山麓景観形成ゾーン

- (7) 外壁及び屋根の色彩は、隣接する建築物等や周囲と調和した落ち着いたものを用いるものとする。
  - ・ 基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。
- (8) 敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。

別表

屋根の色範囲

含まれる色系	色相	明度	彩度
赤、赤みの茶	2.5R~2.5YR	4.0以下	1.0<~8.0
茶	2.5YR~7.5YR	4.0以下	1.0<~6.0
黄みの茶	7.5YR<~1.0Y	4.0以下	1.0<~4.0
オリーブ、オリーブグリーン	1.0Y<~5.0GY	4.0以下	1.0<~4.0
灰色、暗い灰色、黒	2.5YR~7.5GY	5.0以下	1.0以下

外壁の色範囲

含まれる色系	色相	明度	彩度
ベージュ、茶	2.5YR~1.0Y	4.0<~8.5	1.0<~2.0
うすい黄、灰みの黄	1.0Y<~10.0Y	6.5~8.5	1.0<~2.0
茶	7.5R~7.5YR	2.0~4.0	1.0<~6.0
	7.5YR<~1.0Y	2.0~4.0	1.0<~4.0
白、明るい灰色、灰色	2.5YR~7.5GY	6.5~8.5	1.0以下

※表示はマンセル色票系(JIS)による

沿道景観形成ゾーン（A-2）、田園景観形成ゾーン

- (7) 外壁及び屋根の色彩は、隣接する建築物等や周囲と調和した落ち着いたものを用いるものとする。
- (8) 敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。

※天草景観形成地域、人吉市景観形成地域、水俣・芦北景観形成地域には、上記のような、マンセル表色系による基準は示されていない。

大分県：景観法に基づく景観計画はない

宮崎県：景観法に基づく景観計画はない

鹿児島県：景観法に基づく景観計画はない

沖縄県：景観法に基づく景観計画はない



### 市街地景観のゾーン

- ・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。
- ・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を創出する場所では、アクセント色を工夫する。
- ・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。

色 相	彩 度
5R～5Yの場合	6 以下
その他の場合	2 以下

▷景観重点区域については、広瀬川周辺ゾーン、青葉山・大年寺山ゾーン、北山・宮町界限ゾーンのマンセル値による規制は、「自然景観のゾーン」のものと同様、都心ビジネスゾーンは、「市街地景観のゾーン」のものと同様。

### さいたま市景観計画

#### 景観誘導区域

- ・周囲の建築物等と調和しない色彩、素材は使用しない。
- ・外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。ただし、各立面の面積の1/5未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。

色 相	彩 度
0R～5Y	6 以下
その他	2 以下

※マンセル表色系の表示方法－三属性による表示(マンセル値)による。

#### 景観保全区域

- ・周囲の環境と調和しない色彩、素材は使用しない。
- ・外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。ただし、各立面の面積の1/10未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。

色 相	彩 度
0R～5Y	4 以下
その他	2 以下

#### 宮原景観形成特定地区

- ・みどりと甚だしく調和しない色彩、素材は使用しない。
- ・隣接する建築物等との色相の連続性への配慮、あるいはアクセント的な色相の変化などの工夫により、地域に馴染む色彩とする。
- ・低層部から高層部に向け、垂直方向に低彩度・高明度となる色彩の変化などにより、圧迫感を軽減するよう工夫する。
- ・外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。ただし、各立面の面積の1/10未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。

色 相	彩 度
0R～10YR	6 以下
0Y～10GY	4 以下
その他	2 以下

**千葉市景観計画**

景観計画区域（景観形成推進地区を除く）

- ・外壁・屋根等の基調となる色彩は、将来の秩序ある景観の形成を先導する落ち着いたものとし、以下の色彩の使用は避けるものとする。

R(赤)系の色相	彩度4を超えるもの
YR(黄赤)系～5Y(黄)系の色相	彩度6を超えるもの
その他の色相	彩度3を超えるもの

※日本工業規格Z8721に定めるマンセル値による。

※建築物の見付け面積の4/5以上について適用する。ただし、着色していない木材、石材、ガラス等の材料により仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。

※信号機、道路標識の妨げなど、交通の安全確保に支障がないものとする。（発光や点滅するものも含む。）

※既にガイドライン等で色彩基準がある地区は、その基準を適用する。

**横浜市景観計画**

景観計画区域（景観推進地区を除く）

マンセル表色系の基準なし

**景観推進地区**

関内地区(景観推進地区)

建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。（「次のいずれか」は略）

別表1 明度・色相別彩度表

明度 \ 色相	R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系
白・オフホワイト(9.0～10.0)	0～2.0	0～2.0	0～2.0	0～1.0	0～1.0
高明度(6.0～8.9)	0～3.0	0～4.0	0～4.0	0～2.0	0～2.0
中明度(3.0～5.9)	0～4.0	0～6.0	0～6.0	0～2.0	0～2.0

みなとみらい21中央地区(景観推進地区)

建築物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めるものは、この限りでない。

別表1

色相	明度	彩度
5 Y R～5 Y の場合	6以上9.5以下	3以下
その他		0.5以下

みなとみらい21新港地区(景観推進地区)

建築物の外壁の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（「次のいずれか」は略）

建築物の屋根・屋上の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（「次のいずれか」は略）

別表1

色相	明度	彩度
R、Y R	9以上	1以上2以下
	4以上9未満	6以下

## 川崎市景観計画

### 景観計画区域(景観計画特定地区を除く)

建築物及び工作物の外観に使用する色彩の制限は、次のア又はイの場合を除き、次の表のとおりとする。

- ア 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩の場合
- イ 建築物及び工作物の見付面積の1/5未満の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分の色彩の場合

	色相	明度	彩度
R系	0R-9.9R	—	4以下
YR系	0YR-9.9YR	—	6以下
Y系	0Y-4.9Y	—	6以下
	5.0Y-9.9Y	—	4以下
その他の色相		—	2以下

※色彩は、日本工業規格 JIS Z8721(色の表示方法)に定める「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせで表すマンセル表色系によるものとします。

#### 【適用の除外】

- ・質の高いデザインであり、ランドマークとしての役割を果たす建築物で、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りでない。
- ・川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づき、市と協議して色彩計画を策定したものについては、この限りでない。

### 景観計画特定地区

#### 川崎駅西口大宮町地区

- (A区分) 建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相R~Y、明度6~8.5、彩度3以下とする。建築物基壇部の基調色は、マンセル値で色相R~YR、明度3.5~6.5、彩度5以下とする。
- (B区分) 建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相R~Y、明度5~8.5、彩度4以下とする。建築物基壇部の基調色は、A区分と同様。
- (C区分) 上記の景観計画区域における制限と同様とする。

#### 新百合丘駅周辺地区

- (A区分) 建築物の色彩は、街なみの調和に配慮した、暖かみと落ち着きのあるものとし、基調色はマンセル値で、次の色彩を使用するものとする。
  - (1) 中高層部は、色相5YR~10Y、明度7.0以上、彩度1.5以下とする。
  - (2) 低層部は、色相5YR~10Y、明度5.0以上、彩度2.5以下とする。
- (B区分) 建築物の色彩は、街なみの調和に配慮した、暖かみと落ち着きのあるものとし、基調色はマンセル値で、次の色彩を使用するものとする。
  - (1) 中高層部は、色相10R~5Y、明度6.5以上、彩度2.5以下とする。
  - (2) 低層部は、色相10R~5Y、明度5.0以上、彩度3.5以下とする。

#### 川崎駅周辺地区

##### (東口駅前地区)

- (1) 明るく、開放的で、都市の魅力が感じられるよう、白を基調とした色彩計画とする。
- (2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。
  - ア 中高層部(地上10mを超える部分をいう。)は、マンセル値で色相5YRから9.9Yの範囲であり、明度5以上かつ彩度1以下とする。
  - イ 低層部(地上10m以下の部分。)は、マンセル値で色相5YRから9.9Yの範囲であり、明度3以上かつ彩度3以下とする。
- (3) 建築物等の壁面の5%を超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、(2)の基準は適用しないものとする。

##### (西口駅前北地区)

- (1) 川崎駅西口のランドマークとして、テーマ性及びアート性を有した色彩計画とする。
- (2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。
  - ア 中高層部(地上12mを超える部分をいう。)は、マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度5以上かつ彩度1以下とする。
  - イ 低層部(地上12m以下の部分。)は、マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度3以上かつ彩度3以下とする。
- (3) 建築物等の壁面の20%を超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、(2)の基準は適用しないものとする。
- (4) 次の各号を満たしている場合で、都市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めた場合は、前項の範囲を40%まで拡大できるものとする。(以下、各号は略)

(西口駅前中央地区)

- (1) 風格及び落ち着きを感じられる色彩計画とする。
- (2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。
  - ア 中高層部（地上12mを超える部分をいう。）は、マンセル値で色相0Rから9. 9Yの範囲であり、明度5以上かつ彩度3以下とする。
  - イ 低層部（地上12m以下の部分。）は、マンセル値で色相0Rから9. 9Yの範囲であり、明度5以上かつ彩度3以下、又は、明度3以上5未満かつ彩度5以下とする。
- (3) 建築物等の壁面の5%を超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、(2)の基準は適用しないものとする。

## 相模原市景観計画

景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

屋根の色彩：建築物の外壁と調和し、かつ、別表1に示す範囲内とする。

外壁の色彩：基調色は周辺と調和し、かつ、別表2に示す範囲内とする。ただし、アクセントカラーとして使用する場合で、当該外壁各面の見付面積の20%以下のものは除く。

別表1 建築物の屋根の色彩の制限

	色相 明度	0.1R	5.1R	2.6YR	5.1Y	GY~G~BG~
		~5R	~2.5YR	~5.0Y	~10Y	B~PB~P~RP
低 彩 度	8.0を超える	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可
	5.0を超え8.0以下	1.0以下	2.0以下	3.0以下	2.0以下	1.0以下
	5.0以下	1.0以下	3.0以下	4.0以下	3.0以下	1.0以下
中 彩 度	8.0を超える	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可
	5.0を超え8.0以下	1.0を超え 2.0以下	2.0を超え 4.0以下	3.0を超え 6.0以下	2.0を超え 4.0以下	1.0を超え 2.0以下
	5.0以下	1.0を超え 3.0以下	3.0を超え 6.0以下	4.0を超え 6.0以下	3.0を超え 4.0以下	1.0を超え 3.0以下
高 彩 度	8.0を超える	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可
	5.0を超え8.0以下	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可
	5.0以下	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可

別表2 建築物の外壁の色彩の制限

	色相 明度	0.1R	5.1R	2.6YR	5.1Y	GY~G~BG~
		~5R	~2.5YR	~5.0Y	~10Y	B~PB~P~RP
低 彩 度	8.0を超える	1.0以下	1.0以下	2.0以下	1.0以下	1.0以下
	5.0を超え8.0以下	1.0以下	2.0以下	3.0以下	2.0以下	1.0以下
	5.0以下	1.0以下	3.0以下	4.0以下	3.0以下	1.0以下
中 彩 度	8.0を超える	1.0を超え 1.5以下	1.0を超え 4.0以下	2.0を超え 4.0以下	1.0を超え 2.0以下	1.0を超え 1.5以下
	5.0を超え8.0以下	1.0を超え 2.0以下	2.0を超え 4.0以下	3.0を超え 6.0以下	2.0を超え 4.0以下	1.0を超え 2.0以下
	5.0以下	1.0を超え 3.0以下	3.0を超え 6.0以下	4.0を超え 6.0以下	3.0を超え 4.0以下	1.0を超え 3.0以下
高 彩 度	8.0を超える	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可
	5.0を超え8.0以下	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可
	5.0以下	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可	使用不可

## 新潟市景観計画

景観計画区域（特別区域を除く）

- ・周辺の環境や建築物との調和を図り、圧迫感や突出感を与えないようにするため、外観の基調色は、マンセル値によるものとし、彩度6以下とすること。また、明度4以上となるよう努めること。さらに、色相がR、YR、Yの場合は彩度4以下、色相がGY、G、BG、B、PB、P、RPの場合は彩度2以下となるよう努めること。
- ・色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。
- ・アクセントカラーを使用する場合は小面積とし、基調色との調和に努めること。



## 特別区域

- 二葉町1丁目1区地区：マンセル表色系の景観形成基準（建物・色彩）はない  
信濃川本川大橋下流沿岸地区：マンセル表色系の景観形成基準（建物・色彩）はない

## 静岡市景観計画

### 景観計画区域の個別基準（重点地区を除く）

- 地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。
- ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。
  - ・外観の色彩は、次表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

#### 【建築物の外壁】

色相	明度	彩度
10R(0YR)～5Y	8以上の場合	4以下
	8未満の場合	6以下
上記以外の有彩色	8以上の場合	1以下
	8未満の場合	2以下
無彩色		0(使用可)

#### 【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
有彩色	6以下	6以下
無彩色	6以下	0(使用可)

## 重点地区

(宇津ノ谷地区)

- ・屋根は、いぶし、灰色又は黒色を基本とし、別表の範囲の色彩とする。
- ・外壁の基調色は、下見板張りの木地色やそれに類する茶色、こげ茶色を基本とし、漆喰やリシン壁、土壁を用いる場合は、素材色を基本としたベージュや生成り色、白などを基本とする。それらの範囲は別表の通りとする。但し、神社様式建築物はこの限りではない。

#### □屋根の色彩基準

色相	明度	彩度
5YR～5Y	6以下	1以下(無彩色を含む)

#### □外壁の色彩基準

色相	明度	彩度
5YR～5Y	—	4以下(無彩色を含む)

(日の出地区)

- 建築物の屋根及び外壁等の外観の色彩は、次のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/5未満の範囲で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

#### (1) 屋根の色彩

屋根の色彩は、緑色や緑青色などとし、別表の範囲とする。

#### (2) 外壁の色彩

外壁の基調色は、生成り色、ベージュ及びれんが色などとし、別表の範囲の色彩とする。

#### (3) 清水港を代表する色彩（シンボルカラー）

外壁等の一部に清水港を代表する色（シンボルカラー）として、別表の色彩（アクアブルー及び白）を用いるように努めるものとする。

#### □屋根の色彩基準

色相	明度	彩度
10GY～10G	4～6	1～6

#### □外壁の色彩基準

色相	明度	彩度
10YR～5Y	5～9	5以下(無彩色を含む)
10R～5YR	3～5	3～8

□清水港を代表する色彩(シンボルカラー)

色相	明度	彩度
10B	7	8
N	9.5	—

(駿府公園周辺地区)

- ・屋根の基調色は、別表の範囲とする。ただし、無釉の和瓦、銅板、草葺によるものの色彩については、この限りではない。
- ・外壁の基調色は、別表の範囲とする。ただし、着色していない木材、土壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は公共施設集積地では見付面積の1/10未満（住宅地にあつては1/5未満）の範囲内で着色される部分の色彩については、この限りでない。

□屋根の色彩基準

色相	明度	彩度
10R～5Y	6以下	4以下
その他の有彩色	6以下	1以下(無彩色を含む)

□外壁の色彩基準

【公共施設集積地】

色相	明度	彩度
10R～5Y	8以上の場合 8未満の場合	2以下(無彩色を含む) 3以下(無彩色を含む)

【住宅地】

色相	明度	彩度
10R～5Y	8以上の場合 8未満の場合	4以下 3以下
その他の有彩色	—	1以下(無彩色を含む)

浜松市景観計画

景観計画区域

- ・外観の各面の見付面積の4/5は基調色として、下表の色彩の使用を制限する。(※「見付面積」とは、正面から見える鉛直投影面積)
- ・色数は全体で5色以内となるように努め、木・土・コンクリート・ガラスなどは、その配色が著しく目立った印象とならないようにする。

<色彩の使用制限範囲>

H：色相	V：明度	C：彩度
YR	2.0未満	5.0以上
Y	2.0未満	4.0以上
GY、G、BG、B、PB、P、RP	2.0未満	3.0以上
R	2.0未満	4.0以上
N：無彩色の明度	2.0未満	—

(ここで示す色彩基準は、「三属性による色の表示方法」(JIS Z8721)による。)

名古屋市景観計画

景観計画区域(都市景観形成地区を除く)

- ・外観の色彩は、低彩度色(JIS Z8721に定める彩度で、6以下を目途)を使用する。ただし、以下の場合、この限りでない。
- ・アクセントとして壁面ごとに10%以下の面積で使用する場合
- ・自然素材に彩色を施さず使用する場合

7つの都市景観形成地区については、マンセル表色系の基準はない

京都市景観計画  
建造物修景地区

共通基準：主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材は除く。

- (1)R(赤)系の色相で、 彩度が6を超えるもの
- (2)YR(黄赤)系の色相で、 彩度が6を超えるもの
- (3)Y(黄色)系の色相で、 彩度が4を超えるもの
- (4)GY(黄緑)系の色相で、 彩度が2を超えるもの
- (5)G(緑)系の色相で、 彩度が2を超えるもの
- (7)BG(青緑)系の色相で 彩度が2を超えるもの
- (8)B(青)系の色相で、 彩度が2を超えるもの
- (9)PB(青紫)系の色相で、 彩度が2を超えるもの
- (10)P(紫)系の色相で、 彩度が2を超えるもの
- (11)RP(赤紫)系の色相で、 彩度が2を超えるもの

大阪市景観計画：マンセル表色系の景観形成基準（建物・色彩）はない

堺市景観計画  
景観計画区域

ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。

色 相	明 度	彩 度
YR(橙)系	6 以上	4 以下
R(赤)、Y(黄)系	6 以上	3 以下
上記以外	6 以上	2 以下
無彩色	6 以上	-

神戸市景観計画

須磨・舞子海岸都市景観形成地域(須磨海岸ゾーン、須磨浦ゾーン)

眺望景観形成区域内における外壁の色彩については別表2-1の基準による。

別表2-1 規制又は措置の基準として必要な制限

	【眺望景観形成区域 i】 (鉢伏山から鉄拐山にかけての山並み)	【眺望景観形成区域 ii】 (松林越しの見晴らし)
外壁の色彩	建物の外壁は、アースカラーを基本に、背景の緑に溶け込むような色彩とする。 R・YR・Y系の彩度は4以下、 その他は2以下、 明度は5以上7以下とする。 ただし、自然素材等によって仕上げられる部分の色彩、及び景観に寄与する色彩はこの限りでない。また、商業業務地においては、外壁の色彩について、低層部(1, 2階かつ10m以下)は各立面ごとにその面積の5割未満、それ以外は各立面ごとにその面積の2割未満の範囲内で使用される部分の色彩は、本基準は、適用しない。	建物の外壁は、高明度・低彩度を基本に、背景の空に溶け込むような色彩とする。 R・YR・Y系の彩度は2以下、 明度は8以上とする。 ただし、自然素材等によって仕上げられる部分の色彩、及び景観に寄与する色彩はこの限りでない。また、商業業務地においては、外壁の色彩について、低層部(1, 2階かつ10m以下)は各立面ごとにその面積の5割未満の範囲内で使用される部分の色彩は、本基準は、適用しない。

- ・外壁の色彩は、マンセル表色系による。
- ・自然素材等は、別紙による。
- ・商業業務地は、商業地域・近隣商業地域をいう。
- ・市が都市景観審議会の意見をうけて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合を除く。

**岡山市景観計画**

景観計画区域

- ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮することとし、下記基準に適合したものとすること。ただし、建築物もしくは工作物で着色していない木材、ガラス、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩や、伝統的な技法・素材を使った色彩、及びこれらに類する色彩、または見付面積の10分の1未満の範囲内で使用されるアクセント色となる部分の色彩については、この限りではない。また、景観上の支障がないと市長が特に認めた色彩については、この限りではない。

色相	明度	彩度
R、YR、Y系	3以上	6以下
その他	3以上	2以下

ただし、R系については明度8以上、かつ、彩度4を超えるものは除く。

(日本工業規格のZ8721に定めるマンセル値による)

▷景観形成重点地区(桃太郎大通り沿道、市役所筋沿道、西川緑道公園筋・枝川筋沿道等)においても、同様の基準あり。

**広島市景観形成基本計画**：マンセル表色系の景観形成基準(建物・色彩)はない

**北九州市景観計画**

景観計画区域(景観形成誘導地域、景観重点整備地区及び関門景観形成地域を除く)

外壁の基調色は、原則として彩度6以下とする。(日本工業規格JIS Z8721(色の表示方法)に定めるもの。以下同じ。)ただし、見付面積の5分の1未満の範囲内で外壁のアクセント色として使用する場合、又は自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りでない。

景観形成誘導地域

臨海部産業景観形成誘導地域

① 新門司地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	全域 N(無彩色)	全域 N(無彩色)	10RP~10R、10YR~10Y、10GY~10G、 10BG~10B、N(無彩色)
明度	全域	6以上	全域
彩度	1以下	1以下	全域

② 白野江地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10R~10GY N(無彩色)	10R~10GY N(無彩色))	10R~10GY N(無彩色)
明度	全域	5以上	全域
彩度	3以下	3以下	8以下(10R~10Y)、6以下(0GY~10GY)

③ 田野浦地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R~5Y、N(無彩色)	5R~5Y、N(無彩色)	5R~5Y、N(無彩色)
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

④ 大里地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10R~10GY N(無彩色)	10R~10GY N(無彩色)	10R~10GY N(無彩色)
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	8以下(10R~10Y)、6以下(0GY~10GY)

⑤ 小倉駅周辺地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R~5Y、N(無彩色)	5R~5Y、N(無彩色)	5R~5Y、N(無彩色)
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

⑥ 日明地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5YR~10GY、N(無彩色)	5YR~10GY、N(無彩色)	5YR~10GY、N(無彩色)
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

⑦ 戸畑地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度4以上かつ彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度7以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10Y~10BG、N(無彩色)	10Y~10BG、N(無彩色)	10Y~10BG、N(無彩色)
明度	4以上	7以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

⑧ 牧山地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10R~10Y、N(無彩色)	10Y~10BG、N(無彩色)	10Y~10BG、N(無彩色)
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	8以下

⑨ 八幡地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度4以上かつ彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度7以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10Y~10BG、N(無彩色)	10Y~10BG、N(無彩色)	10Y~10BG、N(無彩色)
明度	4以上	7以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

⑩ 黒崎地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5BG~5PB、N(無彩色)	5BG~5PB、N(無彩色)	5BG~5PB、N(無彩色)
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

⑪ 藤ノ木地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10YR～10G、N(無彩色)	10YR～10G、N(無彩色)	10YR～10G、N(無彩色)
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

⑫ 若松地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R～5Y、N(無彩色)	5R～5Y、N(無彩色)	5R～5Y、N(無彩色)
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	10以下

⑬ 響灘地区

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5G～5PB、N(無彩色)	5G～5PB、N(無彩色)	5G～5PB、N(無彩色)
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

景観重点整備地区（門司港地区等）

海運倉庫区域

屋根の色彩：関門景観形成地域⑫門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。

外壁の色彩：関門景観形成地域⑫門司港レトロ地区の色彩基準によるものとする。

景観重点整備地区（戸畑地区）

海岸通り区域

臨海部産業景観形成誘導地域⑦戸畑地区の色彩基準によるものとする。

関門景観形成地域

和布刈地区（ゲート）

ア 建築物等は、豊かな緑や水際と融合する穏やかな色彩とする。

イ 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色 相	明 度	彩 度
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
	N(無彩色)	6以下	—
基調色	R、YR、Y	全域	3以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下
	N(無彩色)	3以上9以下	—
アクセントカラー	5R～5Y	全域	全域
	N(無彩色)	全域	—

※アクセントカラーの指定は、和布刈地区のうち、臨海部－田野浦ゾーンのみ。

大里新市街地地区（ゲート）

ア 建築物等は、海峡の歴史と新しい街並みが調和したゲート空間にふさわしい色彩とする。

イ 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色 相	明 度	彩 度
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
	N(無彩色)	6以下	—
基調色	R、YR	全域	6以下
	Y	全域	4以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下
	N(無彩色)	3以上9以下	—
アクセントカラー	YR、Y	全域	8以下
	GY	全域	6以下
	N(無彩色)	全域	—

門司港レトロ地区（核）

ア 建築物等は、海峡のロマンを感じさせる街並みにふさわしい地域に蓄積された個性ある色を生かした色彩とする。

イ 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。アクセントカラーについては、効果的かつきめ細かな賑わい演出を行うものとする

	色 相	明 度	彩 度
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
	N(無彩色)	6以下	—
基調色	R、YR	全域	6以下
	Y	全域	4以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下
	N(無彩色)	3以上9以下	—
アクセントカラー	R、YR、Y、RP	全域	10以下
	GY、G、PB、P	全域	8以下
	BG、B	全域	6以下
	N(無彩色)	全域	—

※アクセントカラーの指定は、門司港レトロ地区のうち、門司港景観重点整備地区の一部区域(2 海運倉庫区域、3 第一船だまり周辺区域、4 西海岸・ターミナル区域)のみ。

西海岸・片上海岸・小森江地区（水際）

ア 建築物等は、海辺の産業ゾーンとして、明るく開放的な色彩とする。

イ 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色 相	明 度	彩 度
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
	N(無彩色)	6以下	—
基調色	R、YR、Y	5以下	3以下
	GY	5以下	1以下
	G、BG、B、PB、P、RP	6以下	1以下
	N(無彩色)	6以上	—
アクセントカラー	YR、Y	全域	8以下
	GY	全域	6以下
	N(無彩色)	全域	—

門司港後背市街地地区（まちなみ）、風師山・矢筈山山裾地区（まちなみ）

ア 建築物等は、山裾と調和した心地よい住宅地にふさわしく、暖かみのある落ち着いた色彩とする。

イ 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色 相	明 度	彩 度
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
	N(無彩色)	6以下	—
基調色	R、YR、Y	全域	3以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下
	N(無彩色)	3以上	—

風師山等山並み地区（緑）

ア 建築物等は、豊かな緑と融合した穏やかな色彩とする。

イ 建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。

	色 相	明 度	彩 度
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
	N(無彩色)	6以下	—
基調色	R、YR、Y	全域	3以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下
	N(無彩色)	3以上9以下	—

福岡市景観計画

景観計画区域（都市景観形成地区を除く）

外観の色彩については、別に定める「色彩に関する景観形成基準」に適合する範囲とし、周辺の自然環境やまちなみと調和するよう配慮する。

色彩に関する景観形成基準

各ゾーンにおける色彩の基準は、表1及び表2に掲げる色彩基準（日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値）のとおりとします。ただし、次の場合については、この限りではありません。

- ・各面の見付面積の10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合
- ・無着色の自然素材を用いる場合
- ・地域の良い景観形成に資するもので市長が都市景観形成上の支障がないと認める場合

表1 都心ゾーン、港湾ゾーンにおける色彩基準

色 相	明 度	彩 度
全ての有彩色	—	6以下
無彩色	—	—

表2 一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにおける色彩基準

	色 相	明 度	彩 度
建築物の高層部	10Rから2.5Yまで	2以上8.5以下	4以下
	上記以外の有彩色	2以上8.5以下	2以下
	無彩色	2以上8.5以下	—
建築物の低層部	全ての有彩色	8.5以下	6以下
	無彩色	8.5以下	—

- ※1 この表における建築物の低層部とは、地上10m以下かつ3階以下の建物の部分をいいます。  
 2 海浜ゾーンにおいては、色彩基準うち明度の基準を適用しません。

都市景観形成地区

(シーサイドももち地区)

戸建住宅地区、集合住宅地区、商業・業務・レクリエーション地区、文化・公益施設地区 等  
 外壁の色は、周辺のまちなみとの調和に配慮し、彩度6.0以下の落ち着いたものとする。  
 ただし、アクセントカラーとして効果的に使用するもので、その使用面積が各壁面の見付面積の10%以内であるものについては、この限りでない。

(御供所地区)

寺社隣接地区、普賢堂地区、西門通り地区、御供所通り地区、国体道路地区 等  
 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。

別表

	色 相	明 度	彩 度
建築物の 低層部	10R以上2.5Y未満	2以上8.5以下	4以下
	2.5R以上10R未満	2以上8.5以下	2以下
	2.5Y以上2.5GY未満	—	—
	その他有彩色	2以上5以下	1以下
	無彩色	2以上8.5以下	—
建築物の 高層部	10R以上2.5Y未満	4以上8.5以下	4以下
	上記以外の有彩色	4以上8.5以下	2以下
	無彩色	4以上8.5以下	—

- ※1 色相、明度、彩度はJISに規定されたマンセル値によります。  
 2 建築物の低層部は地上10m以下かつ3階以下の部分をいいます。

(香椎副都心（千早）地区)

中高層部の外壁の色彩は、彩度6.0以下とし、副都心としての風格のあるまちなみづくりに配慮する。

(アイランドシティ香椎照葉地区)

戸建住宅地区、集合住宅地区 等

- ・外壁の色彩については、彩度6.0以下とし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
- ・彩度6.0を超える色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見付面積の10%以内とする。



(元岡地区)

- ・外観の色彩は、別表のとおりとし、周辺の環境に調和するものとする。
- ・別表以外の色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見附面積の10%以内とする。

別表

色相	明度	彩度
10R以上2.5Y未満	9以下	6以下
その他の有彩色	9以下	3以下
無彩色	—	9以下

※ 色相、明度、彩度はJISに規定されたマンセル値による。

(はかた駅前通り地区)

- ・外壁の色彩については、彩度6.0以下とする。
- ・彩度6.0を超える色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見附面積の10%以内とする。
- ・上記にかかわらず、自然素材に彩色を施さずに使用したものは、この限りではない。

## 熊本市景観計画

景観計画区域(重点地域及び特定施設届出地区を除く)

- ・「地域で推奨する色彩」、「避けてほしい色彩」及び「使用できない色彩」は、次表のとおりとする。なお、色彩の指定はマンセル表色系による表記を用いる。

都市部【都市型居住景観形成ゾーン(中心部)、都市近郊型居住景観形成ゾーン(周辺部)、郊外型居住景観形成ゾーン(郊外部)】

「使用できない色彩」変更命令の対象 (マンセル値)

	色相	明度	彩度
鮮	R・YR系	全域	6を超える
明	Y系		4を超える
色	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		2を超える

- ▷ 「使用できない色彩」についてのマンセル値の基準は、田園部【田園景観・既存集落景観保全ゾーン、自然環境景観保全ゾーン】、歴史的な街並み地区【川尻地区等】でも同様。

重点地域(熊本城周辺地域、水前寺周辺地、江津湖周辺地域、熊本駅周辺地域)

「使用できない色彩」についてのマンセル値の基準は、上記と同様。

特定施設届出地区

- ・使用できない色彩は、下表のとおりとする。

「使用できない色彩」変更命令の対象 (マンセル値)

	色相	明度	彩度
鮮	R・YR系	全域	7を超える
明	Y系		5を超える
色	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		3を超える

【中核市】

函館市景観計画

都市景観形成地域

住宅地景観ゾーン

(外観) 景観形成上重要な役割をなしている建築物等(文化財、景観形成指定建築物等)の周辺では、それらの建築物等との調和のとれた色彩に配慮し、外壁の色彩は日本工業規格のZ8721に定める色相、明度および彩度の三属性による赤(R)、橙(YR)、黄(Y)の色相においては彩度6以下、その他の色相においては彩度4以下を基調とする。ただし、窓枠や柱型など、化粧として使用する部分については、この限りではない。

▷港湾地景観ゾーンにおいても、上記と同様の基準あり。

旭川市景観計画

景観計画区域(景観計画重点区域を除く)

- ・外壁の基調色には、高・中明度(概ね4~8程度)、中・低彩度(概ね6以下)を使用する。ただし、レンガや石などの素材を使用する場合は、この限りではない。
- ・高彩度色を使用する場合は、小面積のアクセントとして使用する。

景観計画重点区域(北彩都あさひかわ地区)

- ・基調色には、高・中明度(概ね4~8程度)、低彩度(概ね3以下)を使用することとする。ただし、レンガや石などの素材を使用する場合は、この限りではない。
- ・高彩度色についてはアクセントとして使用し、建物本体の基調色としては使用しない。

青森市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない。

盛岡市景観計画

景観計画区域

市街地景観地域(低層建築物、大規模建築物)の勧告基準

屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。(商業地域、近隣商業地域を除く。ただし、河川景観保全地域、歴史景観地域及び街路景観地域の歴史的な街路にあつては当該地域の規定を適用する。)

別表第1：色彩・素材

1. 避けるべき色彩(彩度の高い色)

R(赤)系の色相で、	彩度が4を超えるもの
YR(黄赤)系の色相で、	彩度が6を超えるもの
Y(黄)系の色相で、	彩度が4を超えるもの
GY(黄緑)系の色相で、	彩度が2を超えるもの
G(緑)系の色相で、	彩度が2を超えるもの
BG(青緑)系の色相で、	彩度が2を超えるもの
B(青)系の色相で、	彩度が2を超えるもの
PB(青紫)系の色相で、	彩度が2を超えるもの
P(紫)系の色相で、	彩度が2を超えるもの
RP(赤紫)系の色相で、	彩度が2を超えるもの

▷田園・丘陵景観地域(低層建築物、大規模建築物)、山地景観地域(低層建築物、大規模建築物)の勧告基準においても、「避けるべき色彩を使用しないこと」とされている。

▷景観形成重点地域(河川景観保全地域(北上川、雫石川、中津川、3河川合流点等)、歴史景観地域(盛岡城跡公園とその周辺ゾーン、北山ゾーン、河南ゾーン)、街路景観地域(歴史的な街路、))の勧告基準においても、「避けるべき色彩を使用しないこと」とされている。

## 秋田市景観計画

### 景観計画区域

#### 共通基準

- ・基調となる色（鉛直投影で一壁面の面積の過半を占める色）は、彩度5以下とする。
- ・彩度5を超える色彩をアクセント色として使用する場合は、屋根又は外壁（鉛直投影）の面積の10%以内とする。

郡山市：景観法に基づく独自の景観計画はない

いわき市：景観法に基づく独自の景観計画はない

## 宇都宮市景観計画

### 景観計画区域（景観形成重点地区等を除く。）

屋根：周辺に調和する形状，材質，色などを選択し，彩度を抑え（3以下）落ち着いたものとする。

外壁：周辺の街並みに応じたデザインとし，色調についても，周辺になじむよう彩度を抑えた色（3以下）とする。

### 景観形成重点地区

宇都宮駅東口地区（北部ゾーン、中央ゾーン、南部ゾーン）

建築物の屋根・外壁の基調色は，日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により，別表1のとおりとする。ただし，自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして，屋根・外壁の4分の1の範囲において慎重に用いる場合は，この限りではない。

別表1 建築物等の色彩制限

色 相	明 度	彩 度
YR(黄赤)、Y(黄)	6以上	3以下
R(赤)	6以上	2以下
G(緑)、GY(緑黄)	7以上	2以下
B(青)、BG(青緑)、P(紫)、PB(紫青)、RP(赤紫)	7以上	1以下

※ アクセントカラーとして，屋根・外壁の1/4の範囲において慎重に用いる場合は，この限りではない。

※ 無彩色については，明度6以上とする。

大通り地区（池上町）

建築物の屋根・外壁の色彩は温もりのある暖色系とし，日本工業規格のZ8721に定める三属性により，別表4のとおりとする。ただし，自然素材を使用する場合や，アクセントカラーとして外壁の5%の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りでない。

別表4 建築物等の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色(屋根)	YR(黄赤)、Y(黄)	—	3以下
	R(赤)	—	2以下
基調色(外壁)	YR(黄赤)、Y(黄)	6以上	3以下
	R(赤)	6以上	2以下
強調色(外壁)	YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)	—	8以下

※ 無彩色については，明度6以上とする。

※ 基調色とは，屋根の概ね全体，外壁の概ね4分の3を越える割合で使用される色彩とする。なお，外壁に自然素材を使用する場合は，基調色の割合に含む。

※ 強調色とは，外壁の4分の1以下の範囲で使用される色彩とする。なお，強調色の割合のうち，アクセントカラー（強調色の適用範囲を超える色彩）として，外壁の1/20以下の範囲において用いる場合は，この限りではない。

大通り地区（馬場、大工町、宮の橋）

建築物の屋根・外壁の色彩は風格のある低彩度・高明度色とし，日本工業規格のZ8721に定める三属性により，別表5のとおりとする。ただし，自然素材を使用する場合や，アクセントカラーとして外壁の5%の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りでない。

別表5 建築物等の色彩制限

区分	色相	明度	彩度
基調色(屋根)	YR(黄赤)、Y(黄)	—	3以下
	R(赤)、GY(緑黄)、G(緑)	—	2以下
	BG(青緑)、B(青)、P(紫)PB(紫青)、RP(赤紫)	—	1以下
基調色(外壁)	YR(黄赤)、Y(黄)	6以上	3以下
	R(赤)	6以上	2以下
	GY(緑黄)、G(緑)	7以上	2以下
	BG(青緑)、B(青)、P(紫)PB(紫青)、RP(赤紫)	7以上	1以下
強調色(外壁)	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	—	8以下
	GY(緑黄)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、P(紫)	—	6以下
	PB(紫青)、RP(赤紫)	—	—

※ 無彩色については、明度6以上とする。

※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3/4を越える割合で使用使用する色彩とする。なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含む。

※ 強調色とは、外壁の1/4以下の範囲で使用使用する色彩とする。なお、強調色の割合のうち、アクセントカラー(強調色の適用範囲を超える色彩)として、外壁の1/20以下の範囲において用いる場合は、この限りではない。

#### 白沢地区

外壁・屋根の色彩は歴史的な風情に調和するものとし、基調色(建築物等全体の大半を占める色彩)は別表7のとおりとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合、又はアクセントカラーとして外壁の5%以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。

別表7 建築物等の色彩制限

区分	色相	明度	彩度	
外壁	有彩色	YR(黄赤)、Y(黄)	6以上	3以下
		R(赤)	6以上	2以下
		上記以外の色相は使用しない		
	無彩色	N(白～黒)	—	—
屋根	有彩色	YR(黄赤)、Y(黄)	5以下	3以下
		R(赤)、GY(緑黄)、G(緑)	5以下	2以下
		上記以外の色相	5以下	1以下
	無彩色	N(白～黒)	5以下	—

#### 景観形成推進地区(中中原地区)

建築物の屋根・外壁の基調色は、マンセル値により、別表9のとおりとする。ただし、自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして、屋根・外壁の4分の1の範囲において慎重に用いる場合は、この限りではない。

別表7 建築物等の色彩制限

色相	明度(外壁のみ)	彩度
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	6以上	3以下
上記以外の色相	6以上	2以下

前橋市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

高崎市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

(筆者註：景観計画区域の各地域(田園地域、住宅地域、商業地域、工業地域)につき、「景観色彩ガイドラインに基づき、その内容を遵守すること」の景観形成基準になっている。景観色彩ガイドラインは、マンセル表色系での記載がなされているが、「推奨する色相」「特に推奨する色相」が表示されており、勧告や変更命令等の基準ではないものと判断した。)

川崎市：景観法に基づく独自の景観計画はない。

### 船橋市景観計画

景観計画区域：変更命令基準

建築物の外壁及び屋根の色彩の基準（マンセル値）は以下のとおりとする。

色 相		明 度	彩 度
R(赤)・YR(オレンジ)・Y(黄)	OR~10R, OYR~10YR, OY~10Y	—	6 以下
GY(黄緑)・G(緑)	OGY~10GY, OG~10G	—	4 以下
BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)	OBG~10RP	—	2 以下

※【適用の除外】

- ・表面に着色していない自然石、レンガ、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩の場合
- ・見付面積の1/5未満の範囲で、外観のアクセントカラーとして着色される色彩の場合
- ・地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するものなどで、市長が認めたものについては、この基準によらないことが出来る。

### 柏市景観計画

景観計画区域

ベースカラー・ルーフカラーに使用可

色相 \ 明度	0~4.9	5.0~7.9	8.0~10
1. 25R~6. 24R	0~3.5	0~2.25	0~1.25
6. 25R~8. 74R	0~6.5	0~4.5	0~1.25
8. 75R~1. 24YR	0~7.5	0~4.5	0~1.75
1. 25YR~3. 74YR	0~7.5	0~4.5	0~2.25
3. 75YR~1. 24Y	0~8.5	0~5.5	0~3.5
1. 25Y~3. 74Y	0~6.5	0~4.5	0~3.5
3. 75Y~8. 74Y	0~3.5	0~2.75	0~2.75
8. 75Y~1. 24GY	0~2.75	0~2.25	0~1.75
1. 25GY~3. 74GY	0~2.75	0~1.75	0~1.25
3. 75GY~6. 24GY	0~2.25	0~1.75	0~1.25
6. 25GY~1. 24B	0~2.25	0~1.25	0~1.25
1. 25B~6. 24B	0~2.25	0~1.75	0~1.25
6. 25B~8. 74B	0~2.75	0~2.25	0~1.25
8. 75B~1. 24PB	0~3.5	0~2.25	0~1.25
1. 25PB~3. 74PB	0~4.5	0~3.5	0~2.25
3. 75PB~8. 74PB	0~3.5	0~2.25	0~1.75
8. 75PB~1. 24P	0~2.25	0~1.75	0~1.25
1. 25P~6. 74P	0~1.75	0~1.75	0~1.25
6. 75P~3. 74RP	0~1.75	0~1.25	0~1.25
3. 75RP~1. 24R	0~2.75	0~2.25	0~1.25

※表内は、彩度の値。

※ベースカラーは、建物(特に正面)の大部分を占める色彩、ルーフカラーは屋根の色。

### 横須賀市景観計画

景観計画区域(景観推進地区を除く)

基本指針に基づき、建築物等の外観の色彩の基準（以下「色彩基準」という。）を次表に定めるとおりとする。

対象事項	色 彩 の 基 準
建築物等の外観の色彩	1 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、次に掲げる色彩とする。 (1) 日本工業規格のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性(以下「マンセル値」という。)による色相がR及びYRの場合は、マンセル値による彩度6以下の色彩 (2) マンセル値による色相がYの場合は、マンセル値による彩度4以下の色彩 (3) マンセル値による色相がGY、G、BG、B、PB、P、RPの場合は、マンセル値による彩度2以下の色彩
	2 前項の規定は、次に掲げる場合は適用しない。 (1) 表面に着色を施していない素材を使用する場合 (2) その他市長が特別な理由があると認めた場合

景観推進地区（横須賀見晴らしの丘地区）

横須賀市景観計画に定める基本指針に基づき、次の通り定める。

対象事項	色彩の基準
建築物等の外観の色彩及び素材	(ア)建築物の屋根の基調色として使用する色彩は、次に掲げる色彩とする。 ① 日本工業規格のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性(以下「マンセル値」という。)による明度は5以下とする。 ② マンセル値による彩度は0.5以下とする。 (イ)建築物の外壁の基調色として使用する色彩は、次に掲げる色彩とする。 ① マンセル値による色相は10YRから5Yまでとする。 ② マンセル値による明度は8以上とする。 ③ マンセル値による彩度は1.5以下とする。 (ウ)建築物の外壁の補助色として使用する色彩は、次に掲げる色彩とする。 ① マンセル値による色相は5YRから10Yまでとする。 ② マンセル値による明度は7以下とする。 ③ マンセル値による彩度は2以下とする。 (エ)道路面から見ることでできる門又はへいの色彩については、次に掲げる色彩とする。[省略]

長野市景観計画

景観計画区域

けばけばしい色彩となることを避けるために、日本工業規格のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性(マンセル値)による

橙(YR)の色相においては彩度6以下、  
 黄(Y)及び赤(R)の色相においては彩度4以下、  
 その他の色相においては彩度3以下  
 を基調とすること。

富山市景観計画

景観計画区域

建築物の外観の基調色は彩度を抑え、他の法令上の定めがある場合及び景観形成上支障がないと市長が認める場合を除き、マンセル値で下に定めるとおりとする。

色 相	彩 度
0. 1R～4. 9R	4 以下
5. 0R～10. 0Y	4. 5以下
0. 1GY～10. 0RP	2 以下

金沢市景観計画

景観計画区域（景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域を除く。）

- ・斜面緑地保全区域と重なる区域では「色彩誘導表」に基づく色彩とする。
- ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。

<別表>【禁止色】※マンセル値(JIS Z8721 による)

① R(赤)、YR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの。 ② Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの。 ③ ①・②以外の色相で、彩度が2を超えるもの。 ④ 蛍光色
(補足説明) ・伝統素材や自然素材で着色していないもの(経年変化による色彩の変化が生じるもの等)は除く。 ・上記以外の色彩については、すべて認められる色彩というものではなく、素材や表面の質感、光沢の有無、使用する部位・面積等によって総合的に判断される。 ・広告に準ずるアクセント色については、使用する部位や面積等によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

※広告に準ずるアクセント色…各1方向の見付け面積の2割までの範囲を占める色をいう。

【色彩誘導表】※マンセル値(JISZ8721による)

	屋根	外壁	
明度	3以下	3以上6以下	
彩度	2以下	R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄色)系 その他	4以下 2以下

▷景観形成区域（伝統環境保存区域）の歴史文化象徴区域、伝統的街並み区域、川筋景観区域、遠望風致区域においても、景観形成区域（伝統環境調和区域）の景趣調和区域、景観調和区域においても、景観形成区域（近代的都市景観創出区域）の金沢駅周辺区域、都心軸区域、商業業務区域においても、上記と同様の基準あり。

#### 重要広域幹線景観形成区域

- ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
- ・外壁は、明度8.5以下とし、彩度が高いものとならないようにする。
- ・斜面緑地保全区域と重なる区域では「色彩誘導表」に基づく色彩とする。

### 岐阜市景観計画

#### 景観計画区域(景観計画重要区域を除く)

##### 指導助言基準

基調となる色彩は、色相がY R系は彩度6以下、R、Y系は彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20%未満の羽仁で着色される部分の色彩については、この限りでない。

##### 変更命令基準

基調となる色彩が、色相がY R系は彩度6、R、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20%未満の羽仁で着色される部分の色彩については、この限りでない。

#### 景観計画重要区域

##### (金華区域)

##### 指導助言基準

市域全域で届出を要する行為の建築物等については、基調となる色彩は、色相がR、Y R、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2以下とし、その他の建築物等については、基調となる色彩は、彩度4以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20%未満の羽仁で着色される部分の色彩については、この限りでない。

##### 変更命令基準

市域全域で届出を要する行為の建築物等の基調となる色彩が、色相がR、Y R、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき、その他の建築物等の基調となる色彩が彩度4より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20%未満の羽仁で着色される部分の色彩については、この限りでない。

##### (金華山・長良川区域)

##### 指導助言基準

基調となる色彩は、色相がR、Y R、Y系は彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20%未満の羽仁で着色される部分の色彩については、この限りでない。

##### 変更命令基準

基調となる色彩が、色相がR、Y R、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20%未満の羽仁で着色される部分の色彩については、この限りでない。

豊橋市：景観法に基づく景観計画はない

岡崎市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

豊田市景観計画

景観計画区域(景観重点地区を除く)

一体的市街地誘導ゾーン(商業地域、近隣商業地域)

使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。ただし、見付面積の10%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。

- ・色相が0R～10YRの色彩を用いる場合は彩度6以下とする。
- ・色相が0.1Y～10Yの色彩を用いる場合は彩度4以下とする。
- ・上記以外の色相を用いる場合は彩度2以下とする。

▷一体的市街地誘導ゾーン(上記以外の地域)でも上記と同様の基準。ただし見付面積の10%以下→5%以下。

田園・都市共生ゾーン(商業地域、近隣商業地域)

使用できる色は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。ただし、見付面積の10%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。

- ・色相が0R～10YRの色彩を用いる場合は彩度4以下とする。
- ・色相が0.1Y～10Yの色彩を用いる場合は彩度4以下とする。
- ・上記以外の色相を用いる場合は彩度2以下とする。

▷田園・都市共生ゾーン(上記以外の地域)、都市近郊自然共生ゾーンでも上記と同様の基準。ただし見付面積の10%以下→5%以下。また森林環境共生ゾーンでも、同様の基準だが、但し書きの緩和はない。

足助景観重点地区(松栄町国道筋ゾーン、香嵐溪入口ゾーン、町並みゾーン、陣屋・寺町ゾーン、文教ゾーン、親王町ゾーン、飯盛山ゾーン、山並みゾーン)

(屋根)原則、無彩色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。

(外壁)原則、素地色又は無彩色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。

大津市景観計画

(筆者註:HP上には、「計画のあらまし」しか掲載されていないため不正確な虞れあり)

景観計画区域

色彩は、けばけばしいものとせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図る。(各立面の4/5以上は明度4～8、彩度3以下とする。)

豊中市景観計画

景観計画区域

(屋根)屋根の基調色(ベースカラー)として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。

	明 度	彩 度
有彩色(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)	8 以下	6 以下
無彩色(N)	8 以下	—

※日本工業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。

(外壁)外壁の基調色(ベースカラー)として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。

	明 度	彩 度
有彩色(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)	4 以上 9 以下	4 以下
無彩色(N)	6 以上 9.5 以下	—

※日本工業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。

※着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。

※見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の4分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩(アクセントカラー等)は、この限りではない。



## 高槻市景観計画

### 景観計画区域（景観重点地区を除く）

別表1の色彩基準を遵守する。

（別表1）

#### <色彩基準>

計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

#### 色彩基準(外壁基本色)

R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、	彩度 6以下
Y(黄)系の色相の場合、	彩度 4以下
その他の色相の場合、	彩度 2以下

※JISのマンセル表色系による

※ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合（サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。）
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合（アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。）
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合

▷景観重点地区（JR高槻駅北東地区）においても、同様の基準。

東大阪市：景観法に基づく独自の景観計画はない

## 姫路市景観計画

### 景観計画区域（都市景観形成地区及び風景形成地域を除く）

（外壁）

・基調となる色は、けばけばしくならぬようにする。その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。

- ① R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- ② Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- ③ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

### 都市景観形成地区

大手前通り地区(外壁)

・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならぬようにする。その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。

- ① 無彩色を使用する場合は、明度5～9
- ② R(赤)、YR(橙)、Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下
- ③ その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下

駅南大路地区(外壁)

・基調となる色彩の範囲は、マンセル色票系において以下のとおりとする。

- ① 無彩色を使用する場合は、明度6～9
- ② R(赤)、YR(橙)、Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度6以下
- ③ その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下（高さ12m以上の建築物の場合には、彩度は2以下）

中濠通り地区(外壁)

・基調となる色彩の範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。

- ① 無彩色を使用する場合は、明度4～9
- ② R(赤)、YR(橙)、Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下
- ③ その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下

▷姫路駅北駅前広場地区においても、大手前通り地区の①～③と同様の基準。

**風景形成地域（姫路城周辺地域）**

（外壁）城と調和した落ち着いた色彩となるよう配慮し、基調となる色彩の範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。

- ① 無彩色を使用する場合は、明度4～9
- ② R(赤)、YR(橙)、Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下
- ③ その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下

（屋根）城からの眺望等に配慮し、無彩色とする。

**尼崎市都市美形成計画**

**景観計画区域**

**低層住居景観(第1種低層住居専用地域)**

色相	明度	彩度
R、YR、Y系	指定なし	4以下
その他	5以上	2以下
無彩色	指定なし	—

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積（各壁面の鉛直投影面積とする。以下、本計画において同じ。）の15%以下の部分は除く。

▷中高層住居景観(第1種・第2種中高層住居専用地域)の「地上からの高さ10m以下の部分」、住居景観(第1種・第2種住居地域、準住居地域)及び内陸部工業景観(準工業地域、工業地域)の「地上からの高さ18m以下の部分」についても、上記と同様の基準。

**中高層住居景観(第1種・第2種中高層住居専用地域)の「地上からの高さ10mを超える部分」**

色相	明度	彩度
R、YR、Y系	6以上	3以下
その他	7以上	2以下
無彩色	7以上	—

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積の5%以下の部分は除く。

▷住居景観(第1種・第2種住居地域、準住居地域)及び内陸部工業景観(準工業地域、工業地域)の「地上からの高さ18mを超える部分」についても、上記と同様の基準。

**商業・業務景観(近隣商業地域、商業地域)、臨海部工業景観(工業専用地域)**

	地上からの高さ30m以下の部分			地上からの高さ30mを超える部分		
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
商業・業務景観	R、YR、Y系	指定なし	5以下	R、YR、Y系	6以上	3以下
	その他	5以上	3以下	その他	7以上	2以下
	無彩色	指定なし	—	無彩色	7以上	—
臨海部工業景観	R、YR、Y系	3以上	2以下	全ての色相	5以上	2以下
	その他	5以上	2以下	-----	-----	-----
	無彩色	指定なし	—	無彩色	5以上	—

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積の15%以下(高さ30m以下の部分の場合)又は5%以下(高さ30m超の部分の場合)の部分は除く。

## 西宮市景観計画

### 景観計画区域（景観重点地区を除く）

外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。  
（無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分および各壁面の見付面積の1/10以下の部分は除く）

色相	明 度			彩 度
	イ区域	ロ区域	ハ区域	3区域共通
R系, YR系, Y系(0~5.0Yのみ)	4以上	4以上	3以上	4以下
上記以外の色相	8.5以下	9以下	9以下	2以下

※イ区域は市街化調整区域、第1種・第2種低層住居専用地域、ロ区域は第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、ハ区域は近隣商業地域、商業地域。  
※都市景観形成建築物の敷地等における行為で、保全計画に適合するものについては、上記の基準によらないものとする事ができる。

### 景観重点地区（甲陽園目神山地区）

外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。  
（無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分および各壁面の見付面積の1/10以下の部分は除く）

色相	右欄以外の場合		建築面積500㎡超、又は高さ10m超の場合	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R系, YR系, Y系(0~5.0Yのみ)	2以上	4以下	2以上	2以下
上記以外の色相	8.5以下	2以下	6以下	2以下

## 奈良市景観計画

### 景観計画区域（山地景観地域、田園景観地域、市街地景観地域、歴史景観地域）

- ・屋根の色彩は、黒、濃灰又は濃茶等とすること。
- ・外壁の色彩は、白、グレー、ベージュ、アイボリー、ブラウン等を基調とし、景観特性格の基本方針に即した色彩とすること。マンセル値は巻末資料1による。  
但し、各面見付面積の1/20未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、上記に依らない。
- ・商業地域における低層部(10m以下)は、周囲の店舗等と共通性のあるアクセントカラーを積極的に用いるなど、うるおいや協調性が感じられる色彩を用いること。

### 景観形成重点地区

「まちなか景観形成重点地区」においても上記と同様の基準。  
「沿道景観形成重点地区」においても、上記と同様の基準。

## 巻末

### （資料1）色彩基準の考え方

奈良市景観計画では、日本工業規格のZ8721に定める「マンセル表色系」を用いて、使用すべき色彩の範囲を色彩基準として示しています。

（大規模建築物等、まちなか景観形成地区、沿道景観形成重点地区の色彩基準一覧表）

色相等	明度								
	2以上 3未満	3以上 4未満	4以上 5未満	5以上 6未満	6以上 7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上	
0.1R~4.4R	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	3以下	2以下	1以下	
4.5R~5.5R	4以下	8以下	4以下	4以下	4以下	3以下	2以下	1以下	
5.6R~10R	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	3以下	2以下	1以下	
0.1YR~10YR	3以下	6以下	6以下	4以下	3以下	2以下	1以下	—	
0.1Y~4.9Y	2以下	4以下	6以下	6以下	6以下	4以下	3以下	2以下	
5.0Y~10.0Y	2以下	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下	2以下	1以下	
0.1GY~10.0GY	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	1以下	—	
0.1BG~10.0BG	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	1以下	1以下	—	
0.1B~10.0B	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	1以下	1以下	
0.1PB~4.4PB	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	
4.5PB~5.5PB	8以下	6以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	
5.6PB~10.0PB	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	

色相等	明度	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上
		3未満	4未満	5未満	6未満	7未満	8未満	9未満	
0.1P～10.0P		2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	—
0.1RP～10.0RP		2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	1以下
N		可	可	可	可	可	可	可	—*

※無彩色は、明度9まで使用可。

屋根の色彩については、低明度（おおむね4未満）、低彩度（おおむね4未満）の黒、濃灰、濃茶又は濃緑とし、地域性を考慮した色彩とします。瓦、銅版、茅葺等の自然素材については、他法令に抵触しない限り規制しません。

和歌山市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

### 倉敷市景観計画

#### 景観計画区域

建築物の外壁及び屋根の基調色（建築物の外観全体の大部分を占める色彩）については、周辺景観との調和に配慮することとし、別表1に示す基準に適合したものとすること。ただし、着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色となる色彩については、この限りではない。

別表1 色彩基準（マンセル値）

類 型	色 相	明 度	彩 度
山並み・里山景観 農業景観 住居系市街地	暖色系の10R(0YR)～5Yの場合	外壁：制限なし 屋根：6以下	4以下
	その他の場合		1以下
	無彩色		0(使用可)

類 型	色 相	明 度	彩 度
商業系市街地 沿道系市街地	暖色系の10R(0YR)～5Yの場合	外壁：制限なし 屋根：制限なし	4以下
	その他の場合		1以下
	無彩色		0(使用可)

類 型	色 相	明 度	彩 度
工業系市街地	暖色系の10R(0YR)～5Yの場合	外壁：3以上 屋根：制限なし	4以下
	その他の場合		1以下
	無彩色		0(使用可)

福山市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない。

### 下関市景観計画

#### 景観形成地域（関門地域）

#### 火の山地区、巖流島地区

建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。

色 相	屋 根		基 調 色	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R、YR、Y	5以下	3以下	全 域	3以下
GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	3以上9以下	1以下
N(無彩色)	6以下	—	3以上9以下	—

前田（火の山山裾）・壇之浦地区、市街地丘陵地地区、彦島丘陵地地区

建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。

色 相	屋 根		基 調 色	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R、YR、Y	5 以下	3 以下	全 域	3 以下
GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下	3 以上	1 以下
N(無彩色)	6 以下	—	3 以上	—

唐戸地区

建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。

色 相	屋 根		基 調 色	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R、YR、 Y	5 以下	3 以下	全 域	6 以下
			全 域	4 以下
GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下	3以上9以下	1 以下
N(無彩色)	6 以下	—	3以上9以下	—

下関都心地区

建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。

色 相	屋 根		基 調 色	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R、YR、Y	5 以下	3 以下	5以上6未満の場合	3 以下
			6以上の場合	6 以下
GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下	6 以上	1 以下
N(無彩色)	6 以下	—	6 以上	—

下関第2突堤地区、彦島沿岸部地区、彦島田の首地区

建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。

色 相	屋 根		基 調 色	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R、YR、Y	5 以下	3 以下	5 以上	3 以下
GY	5 以下	1 以下	5 以上	1 以下
G、BG、B、PB、P、RP			6 以上	1 以下
N(無彩色)	6 以下	—	6 以上	—

## 高松市景観計画

景観計画区域(景観形成重点地区を除く)

市街地景観ゾーン

外観（外壁および屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとす。ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。

色 相	彩 度	明 度
Y、YR、R	6 以下	—
その他	2 以下	—

田園居住景観ゾーン、山地・丘陵地景観ゾーン、海・島しょ景観ゾーン

外観（外壁および屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとす。ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。

色 相	彩 度	明 度
Y、YR、R	4 以下	—
その他	2 以下	—

## 景観形成重点地区

(栗林公園周辺)

- ・外観（外壁および屋根）の基調色は、次の色彩基準1（マンセル表色系）に適合したものとす。ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。
- ・栗林公園内の眺望地点から望見される場合は、次の色彩基準2（マンセル表色系）に適合したものとす。ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。

色彩基準1

色相	彩度	明度
Y, YR, R	4以下	—
その他	2以下	—

色彩基準2（眺望地点から望見される場合）

色相	彩度	明度
Y, YR	3以下	4以上7以下
その他	2以下	4以上7以下

（仏生山歴史街道）

建築物の外観（外壁および屋根）の基調色は、色彩基準に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）

色相	彩度	明度
Y, YR, R	4以下	—
その他	1以下	—

（都市軸沿道（11・193号等））

A地区

外観（外壁および屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）

色相	彩度	明度
Y, YR, R	4以下	—
その他	2以下	—

▷ B地区、C地区においても、同様の基準。

松山市景観計画

景観計画区域（市役所前榎町通り）

建築物の外壁に使用できる色彩は以下のとおりとする。

（色彩の表示は日本工業規格Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

- ・ベースカラー：見付面積（鉛直投影面積）の85%以上

色相	基準
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	彩度4以下
GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)	彩度2以下
N(無彩色)	明度1～9.5

- ・アクセントカラー：見付面積の15%以内

明度及び彩度の上限及び下限規定は設けない。ただし、各色相の純色（最も彩度が高い色）の使用は見付面積の5%以内とする。

▷ 景観計画区域（道後温泉本館周辺）においても、上記と同様の基準。

**高知市景観計画**

景観計画区域（自然ゾーン、低層住宅ゾーン、周辺市街地ゾーン、都心ゾーン、港湾ゾーン）  
 壁面の色彩は、ベースカラー(サブカラー)・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください。

色彩は、原則として以下のとおりとします。  
 ベースカラー(サブカラー)は、彩度(色の鮮やかさ)を次のようにしてください。  
 R(赤)、YR(橙)系は、6以下  
 Y(黄)系は、4以下  
 その他の色は、2以下  
 勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。  
 彩度は、壁面と同じ  
 明度は、5以下

**久留米市景観計画**

景観計画区域

自然・田園部（耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域）

マンセル値により

- ・R系(赤系)、YR系(黄赤系)、Y系(黄系)は彩度4を、
- ・GY系(黄緑系)、G系(緑系)、BG系(青緑系)、B系(青系)、PB系(青紫系)、P系(紫系)、RP系(赤紫系)は彩度2を

超える色彩を使用しないこと。

※外壁各面の20%程度は、この限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること。

※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色については、この限りでない。

※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。

▷市街地部(中心市街地地域、周辺市街地地域)においても、上記と同様の基準。

**長崎市景観計画**

景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

外壁または外観の基調となる色彩は、マンセル表色系において、次のとおりとする。

色 相	明 度	彩 度
R系、GY系	4.0以上～9.0以下	2.0以下
YR系	4.0以上～4.5未満	4.0以下
	4.5以上～5.0未満	5.0以下
	5.0以上～5.5未満	6.0以下
	5.5以上～6.5以下	4.0以下
	6.5超～9.0以下	3.0以下
Y系	4.0以上～9.0以下	3.0以下
G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	1.0以下
B系、PB系	4.0以上～5.0未満	1.0以下
	5.0以上～9.0以下	2.0以下
N系	4.0以上～9.0以下	—

※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。

・石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー(外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする)

・周辺景観への影響がないと市長が認めるもの

**景観形成重点地区**

(東山手・南山手地区)

- ・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。

(1) 建築物の屋根

色 相	明 度	彩 度
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下
N系	2.5以上～5.0以下	

## (2) 建築物の壁面、工作物

色 相	明 度	彩 度
R系、Y系、GY系、PB系	5.5以上～9.0以下	2.0以下
YR系	4.5以上～5.0未満	4.0～5.0以下
	5.0以上～5.5未満	3.0～6.0以下
	5.5以上～7.5以下	3.0以下
	7.5超～9.0以下	2.0以下
G系、BG系、B系、P系、RP系	5.5以上～9.0以下	1.0以下
N系	5.5以上～9.0以下	—

※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。

- ・石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする）
- ・周辺景観への影響がないと市長が認めるもの

## (中島川・寺町地区)

- ・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。

## (1) 建築物の屋根

色 相	明 度	彩 度
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下
N系	2.5以上～5.0以下	

## (2) 建築物の壁面、工作物

色 相	明 度	彩 度
R系、G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下
YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下
GY系、PB系、	4.0以上～9.0以下	1.0以下
B系	4.0以上～5.0未満	0.5以下
	5.0以上～9.0以下	1.0以下
N系	4.0以上～9.0以下	—

（筆者註：ただし書きは、上記「東山手・南山手地区」に同じ。以下本計画において、省略。）

## (館内・新地地区)

## 唐人屋敷ゾーン

- ・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。

## (1) 建築物の屋根

色 相	明 度	彩 度
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下
N系	2.5以上～5.0以下	

## (2) 建築物の壁面、工作物

色 相	明 度	彩 度
R系、G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下
YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下
GY系、PB系、	4.0以上～9.0以下	1.0以下
B系	4.0以上～5.0未満	0.5以下
	5.0以上～9.0以下	1.0以下
N系	4.0以上～9.0以下	—

## 広馬場商店街ゾーン

- ・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。

## (1) 建築物の屋根

色 相	明 度	彩 度
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下
N系	2.5以上～5.0以下	

## (2) 建築物の壁面、工作物

色 相	明 度	彩 度
R系、Y系、GY系、PB系	5.5以上～9.0以下	2.0以下
YR系	4.5以上～5.0未満	4.0～5.0以下
	5.0以上～5.5未満	3.0～6.0以下
	5.5以上～7.5以下	3.0以下
	7.5超～9.0以下	2.0以下



G系、BG系、B系、P系、RP系	5.5以上～9.0以下	1.0以下
N系	5.5以上～9.0以下	--

(平和公園地区)

・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。

(1) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
YR～G系	2.5以上～7.0以下	1.5以下
BG系	5.5以上～7.0以下	1.5以下
N系	2.5以上～7.0以下	

(2) 建築物の壁面、工作物

色相	明度	彩度
R系、GY系、B系	6.0以上～9.0以下	1.0以下
YR系	5.0以上～5.5未満	4.0～6.0以下
	6.0以上～7.5以下	3.0以下
	7.5超～9.0以下	2.0以下
Y系、PB系	6.0以上～9.0以下	2.0以下
G系、BG系、P系、RP系	6.0以上～9.0以下	0.5以下
N系	6.0以上～9.0以下	--

(外海地区)

・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。

(1) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下
N系	2.5以上～5.0以下	--

(2) 建築物の壁面、工作物

色相	明度	彩度
R系、GY系、BG系、B系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下
YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下
G系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下
N系	4.0以上～9.0以下	--

(深掘地区)

・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。

(1) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下
N系	2.5以上～5.0以下	--

(2) 建築物の壁面、工作物

色相	明度	彩度
R系	3.0以上～9.0以下	2.0以下
YR系	3.0以上～4.5未満	4.0以下
	4.5以上～5.0未満	5.0以下
	5.0以上～5.5未満	6.0以下
	5.5以上～6.5未満	4.0以下
	6.5以上～9.0以下	3.0以下
Y系	3.0以上～9.0以下	3.0以下
GY系	4.0以上～9.0以下	2.0以下
G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	1.0以下
N系	3.0以上～9.0以下	--

**大分市景観計画**  
景観計画区域

色彩の基準は、以下の通りとします。

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	10R～5Y	8 以上の場合	4 以下
		8 未満の場合	6 以下
	その他		2 以下(無彩色を含む)
屋根色	10R～5Y	7 以下	4 以下
	その他	7 以下	2 以下(無彩色を含む)

※色彩の表示は、日本工業規格 Z8721(色の表示方法—三属性による表示)に規定されたマンセル表色系によるものとする。

**宮崎市景観計画**

景観計画区域(重点景観形成地区及び景観形成推進地区を除く)

外観の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、次の基準により制限を行うこととする。

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※色彩の表示は、日本工業規格 Z8721(マンセル表色系)に基づくものとする。

※表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

**重点景観形成地区**

(高千穂通り地区・一ツ葉リゾート地区・日南海外地区)

外観の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、次の基準により制限を行うこととする。

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※注及び適用除外については、景観計画区域と同様のため省略。以下、本計画において同じ。

(大淀川地区)

外観の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、次の基準により制限を行うこととする。

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上

(宮崎駅東通り地区)

○壁面の基調色(主に用いられる色彩)は、次の基準により制限を行うこととする。

駅東ゾーン

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

住宅地ゾーン、港周辺ゾーン

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上

○屋根の基調色(主に用いられる色彩)は、次の基準により制限を行うこととする。

駅東ゾーン

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

住宅地ゾーン、港周辺ゾーン

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下

(四季通り地区)

建築物の外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、次の基準により制限を行うこととする。

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

#### 鹿児島市景観計画

景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

マンセル値により

色相0R～5Yは彩度4以下、

その他の色相は彩度2以下

とする。

ただし、次に該当するものは、この限りではない。

- ①アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の1/5まで）
- ②表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩
- ③航空法その他の法令に基づき設置するもの
- ④市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの
  - \*質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの
  - \*植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など

▷景観形成重点地区(八重の棚田地区)においても、同様の基準。

#### 那覇市景観計画

景観計画区域

建築物及び工作物の外観における基調となる色は、コーラルホワイトを中心とした暖かみのある淡い色（別表）とする。

別表（建築物及び工作物の外観における基調となる色）

- ① 低層住居エリア、住居エリア、都心住居エリア（壺屋重点地区を除く）、識名歴史エリア、大規模整備エリア、商業・観光エリア、国道58号沿道エリア、首里歴史エリア（首里金城重点地区及び龍潭通り重点地区を除く）

地域	建物規模	マンセル表色系				
		色相	7.5R～5Y	YR系		N
住居系地域	中高層建築物 (4階建以上)	明度	7.5以上	7.5以上	△	7.5以上
		彩度	2以下	3以下		—
		色相	7.5R～5Y	YR系		N
風致地区	低層建築物 (3階建まで)	明度	7.5以上	7.5以上	8以上	7.5以上
		彩度	2以下	3以下	1以下	—
		色相	7.5R～5Y	YR系	その他	N
商業系地域	中高層建築物 (4階建以上)	明度	7.5以上	7.5以上	△	7.5以上
		彩度	2以下	3以下		—
		色相	7.5R～5Y	YR系		N
商業系地域	低層建築物 (3階建まで)	明度	7.5以上	7.5以上	8以上	7.5以上
		彩度	2以下	3以下	1以下	—
		色相	7.5R～5Y	YR系	その他	N

- ※1. 基調となる色とは、建築物及び工作物の外観において、最も大きな面積を占める色をいう。
2. この表において、住居系地域とは、都市計画法第8条第1項に基づく用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。
3. この表において、商業系地域とは、都市計画法第7条第3項の市街化調整区域、並びに都市計画法第8条第1項に基づく用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

② 首里金城重点地区、龍潭通り重点地区及び壺屋重点地区

地 域	マンセル表色系			
	首里金城重点地区	色相	2.5YR~5Y	YR系
明度		7以上	7以上	7以上
彩度		2以下	3以下	--
壺屋重点地区	色相	2.5YR~5Y	YR系	N
	明度	7以上	7以上	7以上
	彩度	2以下	3以下	--
龍潭通り重点地区	色相	5YR~5Y	YR系	N
	明度	7.5以上	7.5以上	8以上
	彩度	2以下	3以下	--

③ 沿岸エリア、流通・業務エリア、新規開発エリア

用 途	マンセル表色系				
	レクリエーション系用途 及びその他の用途	色相	7.5R~5Y	YR系	\
明度		8以上	8以上	8以上	
彩度		2以下	3以下	--	
物流系用途	色相	7.5R~5Y	YR系	その他	N
	明度	8以上	8以上	8以上	8以上
	彩度	2以下	3以下	1以下	--

- ※1. この表において、レクリエーション系施設とは、ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、ホテル及びこれらに類する施設をいう。  
 2. この表において、物流系施設とは、倉庫、物流センター及びこれらに類する施設をいう。

## 【その他の県庁所在市】

山形市：法に基づく独自の景観計画はない

福島市：法に基づく独自の景観計画はない

### 水戸市景観計画

#### 景観計画区域

別表「色彩誘導基準」を遵守すること。

- ・基調となる色彩は、周辺景観と調和する低彩度のものとなるようにする。
- ・彩度の高い色彩は、アクセントカラーとして建物及び周辺景観と調和する使い方をする。

#### 別表「色彩誘導基準」

マンセル表色系(JIS Z 8721)による色相，明度，彩度の基準

色相	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (黄緑)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (青紫)	P (紫)	RP (赤紫)	R (赤)
基調となる色彩	彩度6以下 明度3以上		彩度4以下 明度3以上							
建築物の高さが45m を超える部分の色彩	彩度2以下 明度7以上			彩度1以下 明度7以上			彩度2以下 明度7以上			

※無彩色(N)については、基調となる色彩は明度3以上、建築物の高さが45mを超える部分については、明度7以上とする。

### 福井市景観計画

#### 景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）

外観に用いる色は、マンセル値による彩度6以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、建築物の屋根（庇を含む。）にあつては無釉の和瓦、銅版によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

#### 特定景観計画区域

##### （福井都心地区）

##### 都心部ゾーン

外観に用いる色は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度2以上とする。

ただし、建築物の屋根（庇を含む。）にあつては無釉の和瓦、銅版によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

##### 中央1丁目ゾーン

- ・外観に用いる色は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度2以上とする。

ただし、建築物の屋根（庇を含む。）にあつては無釉の和瓦、銅版によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

- ・北の庄通り（中央1-332号線）に面する建築物の外観に用いる色は、上記によらず、マンセル値による彩度6以下、無彩色は明度2以上とする。

ただし、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。

##### 浜町通り界限ゾーン

外観に用いる色は、マンセル値による色相はYR、Y系の彩度3以下、無彩色は明度2以上とする。

ただし、建築物の屋根（庇を含む。）にあつては無釉の和瓦、銅版によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって、若しくは弁柄その他和風建築に用いられる素材によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

(一乗谷地区)

外壁の色は光沢の少ない茶系又は灰系の色、屋根の色はいぶし銀、濃い灰色又は茶色、黒色を基本とし、これらを含めた外観に用いる色は、マンセル値による彩度3以下、無彩色は明度2以上とする。

ただし、建築物の屋根や庇にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって、若しくは弁柄その他和風建築に用いられる素材によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

甲府市景観計画：先導的景観形成地区(中道地区)において、マンセル表色系を用いた努力基準がある。

津市：景観計画策定中

鳥取市景観計画

景観計画区域 (景観計画重点区域を除く)

外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩 度	
	商業地域等	その他
0. 1R～10R	6 以下	4 以下
0. 1YR～5Y	6 以下	6 以下
上記以外の色相	6 以下	2 以下

※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法～三属性による表示)による。

※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。)のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。

※「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

景観形成重点区域

(久松山山系区域、湖山池区域)

外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩 度
0. 1R～10R	4 以下
0. 1YR～5Y	3 以下
上記以外の色相	2 以下

(因幡白兔区域)

外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩 度
0. 1R～10R	2 以下
0. 1YR～5Y	4 以下
上記以外の色相	2 以下

(鹿野城下町)

外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩 度
0. 1R～10R	4 以下
0. 1YR～5Y	6 以下
上記以外の色相	2 以下

松江市景観計画

景観計画重点区域（伝統美観保存区域）

普門院外濠地区

特に堀川に面する部分については、けばけばしい色彩は避け、自然素材を基調とした落ち着いた色彩とすること。

『けばけばしい色彩』について

① けばけばしい色彩の範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。
・ R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6を超えるもの。
・ Y(黄)系色相を使用する場合は、彩度4を超えるもの。
・ その他の色相を使用する場合には、彩度2を超えるもの。
② 蛍光塗料は使用しないこと。

城山内濠地区

周囲の景観と調和を保つよう、けばけばしい色彩は避け、落ち着いた色彩とすること。

▷景観形成区域(北堀町、清光院下)においても、「けばけばしい色彩は避け」の基準がある。

景観形成区域(宍道湖)

使用する色彩は別表に示す色彩基準によるものとする。

【色彩基準】

宍道湖景観形成区域における「水際景観ゾーン」「築地松散居集落ゾーン」「湖畔田園ゾーン」「湖畔集落ゾーン」「湖畔都市ゾーン」について、施設の色彩を「メインカラー」「サブカラー」「リブカラー」「ルーフカラー」の4つのタイプに分類し色彩基準を指定する。

- ・メインカラー：構造物を構成する部位の中で、特に景観の印象に大きく影響を与える広い面積を持つ部位に施す色彩である。
- ・サブカラー：メインカラーのみでは単調になりがちな広い部位に、全体の大まかな印象を変えずに、その対象物に表情を加える役割を持つ色彩である。広い部位が分節されることで対象物から受ける威圧感は軽減され、全体景観にもなじみやすくなる。
- ・リブカラー：橋梁や鉄塔のように線状の構造物で、通常単色で仕上げることの多い対象物に施す色彩である。面積的に全体景観に及ぼす影響はメインカラーほど高くはないが、色によっては、中景や近景で景観の評価を左右する。
- ・ルーフカラー：屋根の色彩は建築物の中でも壁面に次いで広い面積を持つ重要な部位である。集落としての景観では、ルーフカラーの統一感が印象を左右する。全体景観の中でも、高い視点場である展望地を持つ地域では、特に重要な色彩となる。

ルーフカラー[全ゾーン共通](カラーデザインより読み取り。以下、この項において同じ。)

R系

	0. 1R～5R		5. 1R～7. 5R	7. 6R～10R	
彩度	1.0超3.5未満	3.5以上5.0未満	1.0超7.0未満	1.0超7.0未満	7.0以上9.0未満
明度	1.5超3以下	1.5超2.5以下	1.5超4以下	1.5超4.5以下	2.5超4.5以下

YR系

	0. 1YR～2. 5YR		2. 6YR～10YR
彩度	1.0超 7.0未満	7.0以上 9.0未満	1.0超 5.0未満
明度	1.5超 5.5以下	2.5超 5.5以下	1.5超 5.5以下

Y系、GY系、G系、BG系

	0. 1Y～7. 5GY	7. 6GY～10BG
彩度	1.0超 3.5未満	1.0超 3.5未満
明度	1.5超 3.5以下	1.5超 5以下

B系、PB系

	0. 1B～10B		0. 1PB～5PB	
彩度	1.0超 2.5未満	2.5以上 3.5未満	1.0超 2.5未満	2.5以上 3.5未満
明度	1.5超 4.5以下	1.5超 3.5以下	1.5超 3以下	1.5超 2.5以下

R系、RY系、Y系、GY系、G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系、N

	0. 1R～10RP	N
彩度	1.0以下	—
明度	1.5超 4以下	0.5超 9.5以下

水際景観ゾーン（メインカラー）

Y R系

彩度	2.5未満	2.5以上3.5未満	3.5以上5.0未満			
明度	3.5超7.5以下	4超7.5以下	3.5超5.5以下	3.5超6以下	4超6.5以下	4超7以下
色相	0.1YR～10YR		0.1YR ～2.5YR	2.6YR ～5YR	5.1YR ～7.5YR	7.6YR ～10YR

Y系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満	2.5以上3.5未満	3.5以上5.0未満
明度	3.5超 7.5以下		4超 7.5以下	4.5超 7以下
色相	0.1Y～10Y	0.1Y～5Y	5.1Y～7.5Y	5.1YR～7.5YR

G Y系、N

色相	0.1GY～10GY	N
明度	3.5超 7.5以下	3.5超 7.5以下
彩度	1.0以下	—

築地松散居住宅ゾーン（メインカラー）

R系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満
明度	6超 9.5以下	6超 7.5以下
色相	0.1R～10R	5.1R～10R

Y R系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満	2.5以上 3.5未満	
明度	6超 9.5以下	6超 8.5以下	6超 7.5以下	6超 8以下
色相	0.1YR～10YR	0.1YR～5YR	0.1YR～7.5YR	7.6YR～10YR

Y系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満		2.5以上 3.5未満	
明度	6超 9.5以下	6超 9以下	6超 8.5以下	6超 8以下	6超 7.5以下
色相	0.1Y～10Y	0.1Y～7.5Y	7.6Y～10Y	0.1Y～7.5Y	7.6Y～10Y

G Y系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満	
明度	6超 9.5以下	6超 8以下	6超 7.5以下
色相	0.1GY～10GY	0.1GY～2.5GY	2.6GY～5GY

G Y系、G系、B G系、B系、P B系、P系、R P系、N

色相	5.1GY～10RP	N
明度	6超 9.5以下	6超 9.5以下
彩度	1.0以下	—

湖畔田園ゾーン（メインカラー）

R系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満
明度	4.5超 9.5以下	5超 7.5以下
色相	0.1R～10R	2.6R～10R

Y R系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満	2.5以上 3.5未満	
明度	4.5超 9.5以下	5超 8.5以下	5超 7.5以下	5超 8以下
色相	0.1YR～10YR	0.1YR～10YR	0.1YR～7.5YR	7.6YR～10YR

Y系

		色相	0.1Y～2.5Y	2.6Y～7.5Y	7.6Y～10Y
彩度	1.0以下	4.5超 9.5以下			
	1.0超 2.5未満	5超 8.5以下	5.5超 8.5以下		
	2.5以上 3.5未満	5超 8以下	5.5超 8以下	5.5超 7.5以下	

G Y系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満	
明度	4.5超 9.5以下	5.5超 8以下	5.5超 7.5以下
色相	0.1GY～10GY	0.1GY～2.5GY	2.6GY～5GY



GY系、G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系、N

色相	5.1GY~10RP	N
明度	4.5超 9.5以下	4.5超 9.5以下
彩度	1.0以下	—

湖畔集落ゾーン（メインカラー）

R系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満
明度	4超 9.5以下	5超 7.5以下
色相	0.1R~10R	5R~10R

※陸屋根建築物には、彩度1.0以下でも明度7以上は避ける。

YR系

彩度	1.0以下	1.0超 3.5未満	3.5以上 5.0未満	
明度	4超 9.5以下	5超 8.5以下	4.5超 7.5以下	5超 8以下
色相	0.1YR~10YR	0.1YR~10YR	0.1YR~5YR	5.1YR~10YR

※陸屋根建築物には、彩度1.0以下でも明度7以上を、彩度1.0超2.5未満では明度8以上を、彩度3.5以上5未満では5YRまでは明度7以上を、5.1YR~10YRでは明度7.5以上を避ける。

Y系

		色相		
		0.1Y~2.5Y	2.6Y~7.5Y	7.6Y~10Y
彩度	1.0以下	4超 9.5以下		
	1.0超 2.5未満	5超 8.5以下	5.5超 8.5以下	
	2.5以上 3.5未満			
	3.5以上 5.0未満	5超 8以下	5.5超 8以下	

※陸屋根建築物には、彩度1.0以下でも明度7以上を、彩度1.0超2.5未満では明度8以上を、彩度3.5以上5未満では7.5Yまでは明度7.5以上を避ける。

GY系

		色相			
		0.1GY~2.5GY	2.6GY~5GY	5.1GY~7.5GY	7.6GY~10GY
彩度	1.0以下	4超 9.5以下			
	1.0超 2.5未満	5.5超 8.5以下	5超 8以下		5超 7.5以下
	2.5以上 3.5未満	5.5超 8以下	5.5超 7.5以下	—	—

※陸屋根建築物には、彩度1.0以下でも明度7以上は避ける。

G系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満	
明度	4超 9.5以下	5超 7.5以下	4.5超 7.5以下
色相	0.1G~10G	0.1G~5G	5.1G~10G

※陸屋根建築物には、彩度1.0以下でも明度7以上は避ける。

B系、PB系

彩度	1.0以下	1.0超 2.5未満	
明度	4超 9.5以下	4.5超 7.5以下	5超 7以下
色相	0.1BG~5PB	0.1BG~10BG	0.1B~5PB

※陸屋根建築物には、彩度1.0以下でも明度7以上は避ける。

PB系、P系、RP系、N

色相	5.1PB~10RP	N
明度	4超 9.5以下	4超 9.5以下
彩度	1.0以下	—

※陸屋根建築物には、彩度1.0以下でも、Nでも、明度7以上は避ける。

湖畔都市ゾーン（メインカラー）

R系

		色相		
		0.1R~5R	5.1R~7.5R	7.6R~10R
彩度	1.0以下	4超 9.5以下		
	1.0超 2.5未満	3.5超 5.5以下	3.5超 7.5以下	
	2.5以上 3.5未満	3超 4.5以下		3超 5.5以下
	3.5以上 5.0未満	—	3超 6以下	3超 6.5以下

Y R系

		色相	0. 1YR~5YR	5. 1YR~10YR
彩度	1. 0以下		4超 9. 5以下	
	1. 0超 2. 5未満		3. 5超 8. 5以下	
	2. 5以上 3. 5未満		3超 8. 5以下	
	3. 5以上 5. 0未満		3. 5超 7. 5以下	4超 8以下

Y系

		色相	0. 1Y~2. 5Y	2. 6Y~7. 5Y	7. 6Y~10Y
彩度	1. 0以下		4超 9. 5以下		
	1. 0超 2. 5未満		3. 5超 8. 5以下	4. 5超 8. 5以下	
	2. 5以上 3. 5未満		3. 5超 8. 5以下	3. 5超 8以下	
	3. 5以上 5. 0未満		5超 8以下	5. 5超 8以下	

G Y系

		色相	0. 1GY~2. 5GY	2. 6GY~5GY	5. 1GY~7. 5GY	7. 6GY~10GY
彩度	1. 0以下		4超 9. 5以下			
	1. 0超 2. 5未満		4. 5超 8. 5以下	4. 5超 8以下		4. 5超 7. 5以下
	2. 5以上 3. 5未満		3. 5超 8以下	3. 5超 7. 5以下	—	—
	3. 5以上 5. 0未満		3. 5超 8以下	3. 5超 7. 5以下	—	—

G系、B G系、B系、P B系

彩度	1. 0以下	1. 0超 2. 5未満
明度	4超 9. 5以下	4. 5超 7. 5以下
色相	0. 1G~5PB	0. 1G~5PB

P B系、P系、R P系、N

色相	5. 1PB~10RP	N
明度	4超 9. 5以下	4超 9. 5以下
彩度	1. 0以下	—

山口市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

徳島市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

佐賀市景観計画

景観計画区域(景観形成地区を除く)

山ゾーン、平野ゾーン、まちゾーン

後記のマンセル表色系を用いた色彩基準を守る。

マンセル表色系を用いた色彩基準

建築物・工作物の外壁及び屋根の色彩基準は以下のとおりです。

ゾーン	色相	R・YR・Y系 (赤・黄赤・黄系)	その他の有彩色 (黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫系)	無彩色 (白・黒・灰)
山ゾーン、平野ゾーン		彩度 6以下	彩度 4以下	—
まちゾーン		彩度 6以下	彩度 5以下	—

※必須基準のみ引用し、推奨基準は省略。

景観形成地区(長崎街道・柳町)

歴史的建造物等以外

後記の、マンセル表色系を用いた色彩基準を守る。

マンセル表色系を用いた色彩基準

建築物・工作物の外壁及び屋根の色彩基準は以下のとおりです。

地区	色相	R・YR・Y系 (赤・黄赤・黄系)	その他の有彩色 (黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫系)	無彩色 (白・黒・灰)
柳町		彩度 5以下	彩度 3以下	—
城内		彩度 5以下	彩度 3以下	—

▷景観形成地区の城内地区(住宅景観ゾーン、お堀外周景観ゾーン、幹線道路景観ゾーン)にも同様の基準。

【その他の市区町村】

北海道小樽市景観計画

景観計画区域（小樽歴史景観区域を除く）

別表1の「市域全域における色彩基準」による。

別表1 市域全域における色彩基準

①基調色（ベースカラー）  
建築物等の外観（屋根を除く）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。  
・着色をしていない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分  
・②に該当する場合

使用する色相	明 度	彩 度
R、YR、Y	2以上とする	6以下とする
上記以外		4以下とする

②強調色（アクセントカラー）  
基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり3㎡以下、かつ合計10㎡以下とする。

◆色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721に基づくマンセル表示系による。

小樽歴史景観区域（手宮鉄道施設地区）

（屋根）周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。

（外壁）・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。

・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

別表2 小樽歴史景観区域における色彩基準

①基調色（ベースカラー）

○小樽歴史景観区域（小樽築港地区を除く）  
建築物等の外観（屋根を除く）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。  
・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分  
・②に該当する場合

使用する色相	明 度	彩 度
5R～YR～2.5Y(2.5Y含む)	3以上	0.5以上6以下とする
2.5Y(2.5Y含まない)～10Y(10Y含む)	8以下とする	0.5以上4以下とする
10Y(10Y含まない)～10GY(10GY含む)		0.5以上3以下とする

○小樽築港地区  
建築物等の外観（屋根を除く）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。  
・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分  
・②に該当する場合

使用する色相	明 度	彩 度
R、YR、Y	2以上とする	6以下とする
上記以外		4以下とする

②強調色（アクセントカラー）  
基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり3㎡以下、かつ合計10㎡以下とする。

◆色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721に基づくマンセル表示系による。

▷小樽歴史景観区域（日本郵船地区、色内3丁目周辺地区、小樽運河北地区、小樽運河南地区、小樽倉庫地区、色内1・2丁目地区、日本銀行地区、堺町本通地区、入船七差路（メルヘン交差点）地区、三本木急坂地区、水天宮周辺地区、③有幌・港町地区、小樽築港地区、小樽駅前・中央通地区）においても上記と同様の基準。

北海道当別町景観計画

景観計画区域

外壁・屋根は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表1による】(ただし、法令に基づくものは除く。)

【別表1】

周囲と調和しない色彩の基準 (マンセル表色系による)	
・ R(赤)、YR(黄赤)系の色相	・・・ 彩度8を超えるもの
・ Y(黄)系の色相	・・・ 彩度6を超えるもの
・ 上記以外の色相	・・・ 彩度4を超えるもの
※ただし、木材・レンガ・コンクリート・石など、表面に着色を施していないものの色彩 や、ガラス材(表面、内部及び裏面に着色を施していないもの)の色彩を除く。	

北海道長沼町美しい景観づくり計画

景観計画区域

(馬追丘陵区域)

- ・ 外壁・屋根の色彩は光沢を抑え、色相に応じ、【別表-1】の明度・彩度を下回るようにしてください。(アクセントとして概ね2割の範囲内で用いる色彩はこの限りではありません)
- ・ 外壁・屋根に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の25%を超えるイラストなどを記載しないでください。

別表-1 建築物の色彩

色 相	明 度	彩 度
5. 0R～2. 4GY(赤、オレンジ、黄色、黄緑系統)	7以下	4以下
2. 5GY～4. 9R(緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫系統)		3以下

(中央長沼市街地区域、平地の農村区域)

- ・ 外壁・屋根の色彩は光沢を抑え、色相に応じ、【別表-2】の彩度を下回るようにしてください。(アクセントとして概ね2割の範囲内で用いる色彩はこの限りではありません)
- ・ 外壁・屋根に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の25%を超えるイラストなどを記載しないでください。

別表-2 建築物の色彩

色 相	彩 度
5. 0R～2. 4GY(赤、オレンジ、黄色、黄緑系統)	4以下
2. 5GY～4. 9R(緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫系統)	3以下

北海道上富良野町 (かみふらの景観づくり計画)

景観計画区域

外観は、周辺景観と調和する目立たない色彩とし、彩度は7以下としてください。また、原色の使用を避けてください。

北海道黒松内町景観計画

景観計画区域

- (屋根) 屋根は1色に統一し、色彩は別に定める指定色とする。なお、素材の関係上、指定色以外の色を用いる場合は、指定色の類似色とし、その都度町と協議する。
- (外壁) 色数はできる限り少なくし、色彩は別に定める指定色とする。なお、素材の関係上、指定色以外の色を用いる場合は、指定色の類似色とし、その都度町と協議する。ただしレンガや木などの天然素材及びコンクリートを外壁に用いる場合は、特例として認めるが、ステンレス等の金属類は、その都度町と協議する。

■黒松内の指定色

屋根：5GY3/1 5R3/1 5RP2/1 N3 (特例10G4/10)

外壁：N5 N5.5 N6 N6.5 N N7.5

7.5YR5/2 10YR6/3 10YR6/4 2.5Y5/2 2.5Y6/2

7.5GY5/2 7.5GY6/2 10GY6/2

10YR7/1 10YR7/1.5 2.5Y7/1 (特例5R4/14)

※特例は、農業者が使用する建築物及び立体的な工作物。ただし、住宅の用に供する建築物を除く。

北海道釧路市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない  
 北海道東川町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない  
 北海道清里町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない  
 北海道平取町景観計画(基幹計画)：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

青森県八戸市景観計画

景観計画区域

- ・色の選定については、景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、良好な景観の連続性や継続性、向上等に資するよう十分な配慮をすること。
- ・周辺の良い景観との色調(トーン)に配慮すること。
- ・自然素材の持つ色を有効に活用するよう努めること。
- ・自然海岸周辺景域、台地丘陵景域等、緑の豊富な景域においては、それら緑を阻害しないよう、また、緑が映えるよう配慮すること。
- ・彩度は、使用する色相により、周辺景観との連続性、調和等に十分配慮し違和感のないようにするとともに、基調色については8以下とすること。なお、準基調色にあっては、10以下とすることが望ましい。
- ・色相P～RP(紫～赤紫系)の範囲については、基調色、準基調色とも、彩度6以下とすること。  
 ※色彩の表示は「修正マンセル表色系(日本工業規格「三属性による色の表示方法」JISZ8721)」による。  
 ※基調色は、外観の中心となる大きな面積を占める色。準基調色は、基調色よりも小さい面積に使用する色。アクセント色は、小面積で使用する色。  
 ※色相P～RP(紫～赤紫系)については、彩度(あざやかさの度合い)が高いと周辺から突出し、他の色相と調和が取りにくく違和感を生じるため、制限を設けるものである。

青森県弘前市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

岩手県北上市景観計画

景観計画区域(景観形成強化区域を除く)

表1の基準とする。ただし、見付面積の10%以下の範囲内で外観のアクセントとして着色される部分はこの限りではない。

景観形成強化区域(北上川・展勝地区域)

表1の基準とする。ただし、見付面積の5%以下の範囲内で外観のアクセントとして着色される部分はこの限りではない。

表1：使用可能な色彩(マンセル値による)

色 相	彩 度
10RP～4.9YR	6未満
5.0YR～5.0Y	8未満
7.5PB～9.9RP	3.5未満
その他	5未満

※着色していない石、土、木、レンガ、ガラス及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。  
 また、寺社など文化的な背景により使用される色彩を除く。

▷景観形成強化区域(和賀川・清水区域、大通り区域、広瀬川区域)でも同様の基準。ただし、例外許容面積の範囲が、大通り区域では10%以下、広瀬川区域では20%以下。

岩手県遠野市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

岩手県一関市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

〃 一関市(本寺地区景観計画)：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

岩手県奥州市平泉文化揺籃の地景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

宮城県登米市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

### 秋田県横手市景観計画

景観計画区域（自然景観ゾーン、田園景観ゾーン、市街地景観ゾーン）

- ・建築物の建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観と調和したものとする。
- ・外観の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル表色系において概ね次の通りとし、山並み、街並み、田園、伝統的建造物等、周辺景観との調和に配慮すること。
  - ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
  - ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
  - ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
- ・色彩を組み合わせる場合は、建築物及び工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、彩度6を超えるアクセント色を使用する場合は、外観の面積（各壁面の鉛直投影面積）の10%以内とすること。

### 山形県米沢市景観計画

景観形成重点地区（松が岬公園周辺地区、米沢駅周辺地区、上杉家廟所周辺地区）

別に定める色彩基準のとおりとすること。

#### □ 景観形成重点地区における色彩基準

周辺の景観との調和に配慮するとともに、下表内の色彩を用いること。

対象	色相		明度	彩度
建築物の屋根	R系	0.1R~10R	5以下	4以下
	YR系	0.1YR~10YR	5以下	4以下
	Y系	0.1Y~5Y	5以下	4以下
	その他の色相		5以下	1以下
建築物の外壁及び工作物	R系	0.1R~10R	8以下	4以下
	YR系	0.1YR~10YR	8以下	4以下
	Y系	0.1Y~5Y	8以下	4以下
	その他の色相		8以下	1以下

注1 建築物及び工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で用いる色彩はこの限りでない。

注2 建築物の外壁及び工作物にあつては着色していない木材、石材、土壁等の自然素材によって仕上げられている部分の色彩はこの限りでない。

注3 建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りではない。

### 山形県鶴岡市景観計画

景観計画区域（地区の制限のある地区を除く）

基調となる色は落ち着いた色彩にする。基調となる色は、原則としてマンセル表色系

R(赤)系・YR(橙)系 彩度6以下

Y(黄)系 彩度4以下

その他 彩度2以下

にする。ただし、自然系素材（木材、石材、レンガ等）を用いて、その素材の色を生かす場合はこの限りではない。

▷美咲町シンボルロード地区においても、マンセル表色系による基準は、上記と同様。

山形県酒田市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山形県長井市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山形県大江町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

### 福島県白河市景観計画

景観計画区域（景観計画重点区域、景観計画推進区域を除く）

マンセル表色系における彩度は以下のとおりとする。

色相	彩度
R・YR・Y系	5以下
上記以外の有彩色	3以下

### 景観計画重点区域

(小峰城跡・白河駅周辺地区)

三重櫓等に配慮し、マンセル表色系におけるN系またはこれに近似する色彩を使用する。

(南湖公園周辺地区)

- ・マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度3以下とする。
  - ・上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。
- ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。

▷景観計画重点区域(白河関跡周辺地区)においても、上記と同様の基準あり。

### 景観計画推進区域(城下町地区)

- ・マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度4以下とする。
  - ・上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。
- ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。

福島県喜多方市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

### 茨城県土浦市景観計画

#### 景観計画区域(重点地区を除く)

##### 自然景観

- ・水辺や樹林地等の自然の色彩との調和を図るため、建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲とし、できる限り低彩度とすること。
- ・無彩色を使用する場合は、極端に暗い色や明るい色の使用は避け、自然景観との調和に配慮すること。

色相	彩度
R(赤)	4以下
YR(黄赤)	6以下
Y(黄)	4以下
GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)	4以下

※ただし、材料本来の素材色は除く。

▷歴史・文化景観、集落・市街地景観、眺望景観、ライン景観においても、マンセル表色系の基準は、上記と同様。

### 重点地区

(霞ヶ浦湖畔地区)

- ・蓮田の自然景観や集落景観との調和を図るため、建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲とし、できる限り低彩度とすること。ただし、市街化区域内で、けばけばしい色調とならないよう、高彩度の色の使用を避け、周辺景観に配慮して慎重に用いるアクセントカラーについてはこの限りではない。
- ・無彩色を使用する場合は、極端に暗い色や明るい色の使用は避け、周辺の景観との調和を図ること。
- ・霞ヶ浦への眺望景観を保全するため、中高層部の色彩は、強調されないような色調としながら、高明度かつ低彩度とすること。

色相	市街化区域		市街化調整区域	
	明度	彩度	明度	彩度
R(赤)	3以上	3以下	3以上	2以下
YR(黄赤)		5以下		3以下
Y(黄)		3以下		2以下
GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)		3以下		2以下

※ただし、材料本来の素材色は除く。

(筑波山麓地区)

- ・山辺の自然景観や集落景観との調和を図るため、建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲とし、できる限り低彩度とすること。
- ・無彩色を使用する場合は、極端に暗い色や明るい色の使用は避け、周辺の景観との調和を図ること。
- ・筑波山麓への眺望景観を保全するため、中高層部の色彩は、強調されないような色調としながら、高明度かつ低彩度とすること。

色 相	明 度	彩 度
R(赤)	3 以上	2 以下
YR(黄赤)		3 以下
Y(黄)		2 以下
GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)		2 以下

※ただし、材料本来の素材色は除く。

(旧城下町とその周辺地区)

- ・歴史・文化景観の維持・創出を図るため、建築物の屋根、外壁等の色彩は、白、黒、茶系色等の自然素材の色彩を基調とするとともに、屋上設備等の色彩についてもこれと同系色の色彩を基調とし、以下の表で定める範囲とし、できる限り低彩度とすること。
- ・歩行者等への圧迫感を軽減するため、中高層部の色彩は、強調されないような色調としながら、高明度かつ低彩度とすること。
- ・アクセントカラーを使用する場合は、伝統色を用いることとする。

色 相	市街化区域			
	市街化調整区域		市街化調整区域	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R(赤)	3 以上	3 以下	3 以上	2 以下
YR(黄赤)		4 以下		3 以下
Y(黄)		3 以下		2 以下
GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)		3 以下		2 以下

※ただし、材料本来の素材色は除く。

(J R土浦駅周辺地区)

- ・一定のにぎわいを創出しながら、統一感のある市街地景観の形成を図るため、建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲とすること。ただし、けばけばしい色調とならないよう、高彩度の色の使用を避け、周辺景観に配慮して慎重に用いるアクセントカラーについてはこの限りではない。
- ・無彩色を使用する場合は、極端に暗い色や明るい色の使用は避け、周辺の景観との調和を図ること。
- ・歩行者等への圧迫感を軽減するため、中高層部の色彩は、強調されないような色調としながら、高明度かつ低彩度とすること。

色 相	明 度	彩 度
R(赤)	3 以上	5 以下
YR(黄赤)		6 以下
Y(黄)		5 以下
GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)		4 以下

※ただし、低層部で用いる材料本来の素材色は除く。

茨城県石岡市景観計画

景観計画区域(先導的な景観形成地区を除く)

- ・建築物の外壁及び屋根のベースカラーは、「別表1. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。
- ・ただし、基準を超えない色彩でも、長大な壁面等で周辺景観への影響が大きいと判断される場合や、屋外広告物を想起するような色彩の場合には、明度や彩度、配色の工夫、緑化等により、周辺の景観との調和に配慮する。
- ・アクセントカラー(誘目性の高い色彩)は、周辺の景観との調和に配慮し、慎重に用いる。
- ・歴史的価値又は文化的価値の高い建築物や、地域の良い景観形成に貢献すると判断される建築物については、この基準は適用されないものとする。
- ・表面に着色を施していない木材や土壁、漆喰等の自然素材等の素材色については、この基準は適用されないものとする。



別表 1. 建築物・工作物の色彩に関する基準

色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	
明度	2 以上										
彩度	4 以下			2 以下							

(日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による)

先導的な景観形成地区

(朝日地区)

- ・建築物の外壁及び屋根のベースカラーは、無彩色とする。やむを得ず無彩色以外とする場合でも、「別表 2. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。
- ・ただし、基準を超えない色彩でも、長大な壁面等で周辺景観への影響が大きいと判断される場合や、屋外広告物を想起するような色彩の場合には、明度や彩度、配色の工夫、緑化等により、周辺の自然景観に配慮する。
- ・アクセントカラー（誘目性の高い色彩）は、周辺の景観との調和に配慮し、慎重に用いる。
- ・歴史的価値又は文化的価値の高い建築物や、地域の良好な景観形成に貢献すると判断される建築物については、この基準は適用されないものとする。
- ・表面に着色を施していない木材や土壁、漆喰等の自然素材等の素材色は、この基準は適用されないものとする。

(フルーツライン沿線等地区)

- ・建築物の外壁及び屋根のベースカラーは、「別表 2. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。

(筆者註：以下、朝日地区と同様のため省略)

別表 2. 建築物・工作物の色彩に関する基準

色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	
明度	2 以上			—	—	—	—	—	—	—	
彩度	4 以下			—							

(日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による)

(筆者註：別表2の—は、制限がないとも受け取れるが、計画本文の記述との関係から、使用不可と判断した。)

茨城県牛久市景観計画

景観計画区域(重点地区を除く)

外壁、屋根、屋上設備等の外観の色彩（ベースカラー）は、以下の範囲とする。ただし、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りでない。

色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
明度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
彩度	4以下	6以下	4以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下

(日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による)

▷重点地区(牛久沼周辺地区、遠山地区、結東地区、シャトー周辺地区、牛久駅周辺地区)においても、上記と同様の基準。

茨城県つくば市景観計画

景観計画区域

建築物の外観の色彩基準は、以下の表の範囲とする。(色彩基準は、日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による。)

【市街化区域】

色 相	明 度	彩 度
R(赤)の色相	—	3以下
YR(黄赤)の色相	—	6以下
Y(黄)のうち5Yまでの色相	—	6以下
Y(黄)のうち5Yを超える色相	—	2以下
GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)の色相	—	2以下

【市街化調整区域】

色相	明 度	彩 度
R(赤)の色相	7 以下	2 以下
YR(黄赤)の色相	—	3 以下
Y(黄)のうち5Yまでの色相	—	3 以下
Y(黄)のうち5Yを超える色相	—	1 以下
GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)の色相	7 以下	1 以下

上記基準を超えない色彩であっても、長大な壁面等で周辺景観への影響が大きいと判断される場合には、適切な明度・彩度とすることや配色の組合せ等により、周辺景観へ配慮する。

茨城県守谷市景観計画

景観計画区域(景観形成重点地区を除く)

外壁などの基調色は、マンセル値により、色相が

Y R の場合、 彩度 6 以下、

R 及び Y の場合は 彩度 4 以下、

その他の色相の場合は 彩度 2 以下

とする。ただし、表面に着色を施していない素材を使用する場合や、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りでない。

景観形成重点地区(守谷駅周辺商業A地区)

外壁などの基調色は、マンセル値により、明度 5 以上、色相が

Y R の場合、 彩度 6 以下、

R 及び Y の場合は 彩度 4 以下、

その他の色相の場合は 彩度 2 以下

とする。ただし、表面に着色を施していない素材を使用する場合や、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りでない。

栃木県小山市景観計画

景観計画区域

(屋根)・周辺景観との調和を図った色彩とすることとし、以下の基準に適合したものとする。

・自然景観となじむよう、マンセル値による明度と彩度がそれぞれの 3 以下の落ち着いた色彩を用いる。

・上記の他、以下の点に配慮する。(筆者註:「以下の点」、省略)

(外壁)・風土を反映した外壁の色彩を基調とすることとし、以下の基準に適合したものとする。

・建築物等の外壁における色彩は、次に掲げる色彩かつ周辺の景観に調和した色彩とする。

① マンセル値による色相が R 及び YR の場合は、マンセル値による彩度 6 以下の色彩

② マンセル値による色相が Y の場合は、マンセル値による彩度 4 以下の色彩

③ マンセル値による色相が GY、G、BG、B、PB、P、RP の場合は、マンセル値による彩度 2 以下の色彩

ただし、表面に着色を施していない素材を使用する場合、または、見付面積の 1/5 未満の範囲内で使用される部分の色彩、または、市長が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。

・上記の他、以下の点に配慮する。(筆者註:「以下の点」、省略)

栃木県足利市景観計画

景観計画区域

(屋根) 色彩は、外壁の素材や色彩を考慮して突出しないよう配慮し、高彩度色は用いない。

※高彩度とは、概ね彩度 7 (マンセル表色系) 以上とする。

(外壁) 外壁の色彩は、高彩度色は用いない。(アクセントカラーとしてその面積の 1/4 以内に用いる場合は除く)

栃木県佐野市(水と緑と万葉のまち景観計画)：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない  
 栃木県日光市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない  
 栃木県那須塩原市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない  
 栃木県高根沢町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない  
 栃木県那須町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない。

群馬県伊勢崎市(美しいせさき景観計画)

景観重要区域(境島村景観重点区域)

- ・近代養蚕農家建築物及び石碑、屋敷林など歴史的な景観資源と調和した色彩や素材とする
- ・屋根は無彩色又は低彩度色とする
- ・建築物の外観など大きな面積については、次の色は使用しない
  - 明度7以上の場合、彩度は2を超える色
  - 明度5以上7未満の場合、彩度は3を超える色
  - 明度5未満の場合、彩度は4を超える色
- ・強調色として用いる色数はできるだけ少なくし、刺激的な色彩の使用は避ける

群馬県太田市景観計画

景観計画区域

(田園景観)

- ・壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン(明度・彩度)を揃えた色調とする。ただし、壁面若しくは屋根の見付面積の1/5未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。

	色相	明度	彩度
壁面	赤(R)、黄赤(YR)	4以上9以下	6以下
	黄(Y)	4以上9以下	4以下
	黄緑(GY)～赤紫(RP)	4以上9以下	1.5以下
	無彩色(N)	4以上9以下	—
屋根	赤(R)、黄赤(YR)	8以下	6以下
	黄(Y)	8以下	4以下
	黄緑(GY)～赤紫(RP)	8以下	1.5以下
	無彩色(N)	8以下	—

(日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による)

- ・壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。
- ・屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。
  - ※1 「自然素材」とは、素地色が見える木材や石材、土、ガラスなどの材料です。
  - ※2 「伝統的な素材・技法及びこれらに類するもの」とは、神社仏閣などの伝統的な建築物に使用されている素材・技法及びそれらの修復に用いられる素材・技法です。

▷住宅地景観においても、マンセル表色系の基準は、上記とほぼ同様。(黄緑(GY)～赤紫(RP)の彩度が1.5以下→2以下。)

(商業地景観、工業地景観)

- ・壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン(明度・彩度)を揃えた色調とする。ただし、壁面若しくは屋根の見付面積の1/5未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。

	色相	明度	彩度
壁面及び屋根	赤(R)、黄赤(YR)	—	6以下
	黄(Y)	—	4以下
	黄緑(GY)～赤紫(RP)	—	2以下
	無彩色(N)	—	—

(日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による)

- ・壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバ

- ランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。
- ・屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。

## 群馬県富岡市景観計画

### 景観計画区域

建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次のとおりとする。

#### <用途地域内>

使用する色相	明 度	彩 度
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	制限なし	6以下
上記以外	制限なし	2以下

#### <無指定地域・都市計画区域外>

使用する色相	明 度	彩 度
R(赤)	7以下	3以下
	7より上	1以下
YR(黄赤)・Y(黄)	制限なし	3以下
上記以外	7以下	1以下

※表中の「使用する色相」「明度」「彩度」の基準は、JIS Z8721に定めるマンセル値による。

※次のア～ウのいずれかに該当する場合は、上記2表の基準の限りでない。

- ア. 建築物もしくは工作物の着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩
- イ. レンガ調のタイルなどで市長が認める材料の色彩
- ウ. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の1/10未満の場合

### 特定景観計画区域（富岡製糸場周辺区域）

建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次のとおりとする。

#### <歴史文化的景観保全ゾーン>

##### ○建築物の屋根

使用する色相	明 度	彩 度
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5以下	3以下
上記以外	5以下	0.5以下

##### ○建築物の外壁及び工作物の外観

使用する色相	明 度	彩 度
R(赤)	7以下	3以下
	7より上	1以下
YR(黄赤)・Y(黄)	制限なし	3以下
上記以外	7以下	1以下

#### <旧街道街なみ誘導ゾーン・歴史文化的景観調和ゾーン>

使用する色相	明 度	彩 度
R(赤)	7以下	6以下
	7より上	1以下
YR(黄赤)・Y(黄)	7以下	6以下
	7より上	3以下
上記以外	7以下	2以下

※次のア～イのいずれかに該当する場合は、上記3表の基準の限りでない。

- ア. 建築物の屋根にあつては、和瓦や銅板などによるものの色彩
- イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあつて、次のa～cの色彩
  - a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩
  - b. レンガ調のタイルなどで市長が認める材料の色彩
  - c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の1/10未満の場合

群馬県下仁田町景観計画

景観計画区域(景観重点区域を除く)

- ◎屋根・外壁ともに、彩度9以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を原則として使用しないこと。ただし、各立面における彩度9以上の使用は、各立面積の20%以内であれば許容する。
- ◎基調とする屋根の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。
  - 色相10Y～色相10BG(色相10Yは含まない) : 彩度4以下。
  - 色相10BG～色相10B(色相10BGは含まない) : 彩度8以下。
  - 色相10B～色相10RP(色相10Bは含まない) : 彩度4以下。
  - 色相10RP～色相10Y(色相10RPは含まない) : 彩度6以下。
  - 無彩色: 制限なし。
- ◎基調とする外壁の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。
  - 色相10R～色相10YR(色相10Rは含まない) : 彩度8以下。
  - 色相10YR～色相10B(色相10YRは含まない) : 彩度6以下。
  - 色相10B～色相10PB(色相10Bは含まない) : 彩度8以下。
  - 色相10PB～色相10R(色相10PBは含まない) : 彩度6以下。
  - 無彩色: 制限なし。

景観重点区域(荒船風穴周辺地区、本宿地区)

- ◎屋根・外壁ともに、彩度9以上の色彩【原色又は原色に限りなく近い色彩】を原則として使用しないこと。
- ◎基調とする屋根の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。
  - 色相10YR～色相10RP(色相10YRは含まない) : 彩度2以下。
  - 色相10RP～色相10YR(色相10RPは含まない) : 彩度3以下。
  - 無彩色: 制限なし。
- ◎基調とする外壁の色彩は、以下の内容とすること。ただし、素材色はこの限りではない。
  - 色相10R～色相10YR(色相10Rは含まない) : 彩度6以下。
  - 色相10YR～色相10Y(色相10YRは含まない) : 彩度4以下。
  - 色相10Y～色相10R(色相10Yは含まない) : 彩度2以下。
  - 無彩色: 制限なし。

群馬県甘楽町景観計画

景観計画区域

(基調色) 外観の色彩は以下のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りでない。

<壁面(屋根以外)>

	彩 度	明 度
R(赤)、Y(黄)	4.0以下	2.0以上9.0以下
YR(黄赤)	6.0以下	
GY(黄緑)～RP(赤紫)	1.5未満 1.5以上2.0以下	2.0以上7.0以下
無彩色(N)	—	2.0以上9.0以下

<屋根>

	彩 度	明 度
R(赤)、Y(黄)	4.0以下	5.0以下
YR(黄赤)	6.0以下	
GY(黄緑)～RP(赤紫)	2.0以下	
無彩色(N)	—	

(色数) 使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くないよう配慮すること。

群馬県中之条町景観計画

景観計画区域(景観形成重点区域を除く)

- (屋根)・彩度9以上の色彩を使用しない。
- ・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。

2.5R～2.5YR(2.5YRは含まない) : 彩度 8 以下  
2.5YR～2.5R(2.5Rは含まない) : 彩度 4 以下  
N2～N8.5(無彩色) : 明度 2 以上8.5以下

(外壁)・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。

10R～2.5BG(2.5BGは含まない) : 彩度 6 以下  
2.5BG～10R(10Rは含まない) : 彩度 2 以下  
N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上

## 景観形成重点区域

(伊参地区)

(屋根)・彩度 9 以上の色彩を使用しない。  
・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
10R～10B(10Bは含まない) : 彩度 4 以下  
10B～10R(10Rは含まない) : 彩度 8 以下  
N2～N8.5(無彩色) : 明度 2 以上8.5以下

(外壁)・彩度 9 以上の色彩を使用しない。  
・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
5YR～5Y(5Yは含まない) : 彩度 6 以下  
5Y～5YR(5YRは含まない) : 彩度 4 以下  
N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上

(富沢家住宅周辺地区)

(屋根)・彩度 9 以上の色彩を使用しない。  
・Ⅰの範囲は以下の色彩を使用する。Ⅱの範囲は、以下の色彩を基調とする。ただし、いずれの場合も、素材色はこの限りではない。  
10R～10B(10Bは含まない) : 彩度 2 以下  
10B～10R(10Rは含まない) : 彩度 6 以下  
N2～N8.5(無彩色) : 明度 2 以上8.5以下

(外壁)・彩度 9 以上の色彩を使用しない。  
・Ⅰの範囲は以下の色彩を使用する。Ⅱの範囲は、以下の色彩を基調とする。ただし、いずれの場合も、素材色はこの限りではない。  
5YR～5Y(5Yは含まない) : 彩度 6 以下  
5Y～5YR(5YRは含まない) : 彩度 4 以下  
N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上

(東谷(栃窪)風穴周辺地区)

(屋根)・彩度 9 以上の色彩を使用しない。  
・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
10R～10B(10Bは含まない) : 彩度 2 以下  
10B～10R(10Rは含まない) : 彩度 6 以下  
N2～N8.5(無彩色) : 明度 2 以上8.5以下

(外壁)・彩度 9 以上の色彩を使用しない。  
・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
5YR～5Y(5Yは含まない) : 彩度 4 以下  
5Y～5YR(5YRは含まない) : 彩度 2 以下  
N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上

(王子原地区)

(屋根)・彩度 9 以上の色彩を使用しない。  
・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
10R～10B(10Bは含まない) : 彩度 2 以下  
10B～10R(10Rは含まない) : 彩度 6 以下  
N2～N8.5(無彩色) : 明度 2 以上8.5以下

(外壁)・各立面における彩度 9 以上の使用は各立面積の20%以内とする。ただし20%以内であっても模様や配色が景観上相応しくないと認められる場合には、景観アドバイザー又は景観審議会が判断を行う。  
・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。

2.5YR～7.5B(7.5Bは含まない) : 彩度4以下  
 7.5B～2.5YR(2.5YRは含まない) : 彩度6以下  
 N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上

(六合地区)

- (屋根)・彩度9以上の色彩を使用しない。  
 ・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
 5YR～5G(5Gは含まない) : 彩度2以下  
 5G～5YR(5YRは含まない) : 彩度6以下  
 N2～N8.5(無彩色) : 明度2以上8.5以下
- (外壁)・彩度9以上の色彩を使用しない。  
 ・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
 10R～7.5Y(7.5Yは含まない) : 彩度6以下  
 7.5Y～10R(10Rは含まない) : 彩度4以下  
 N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上

(赤岩地区)

- (屋根)・彩度9以上の色彩を使用しない。  
 ・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
 5R～5YR(5YRは含まない) : 彩度8以下  
 5YR～10GY(10GYは含まない) : 彩度3以下  
 10GY～5R(5Rは含まない) : 彩度6以下  
 N2～N8.5(無彩色) : 明度2以上8.5以下
- (外壁)・彩度9以上の色彩を使用しない。  
 ・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
 10R～7.5Y(7.5Yは含まない) : 彩度6以下  
 7.5Y～10R(10Rは含まない) : 彩度2以下  
 N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上

(沿道地区(四万街道、日本ロマンチック街道、長野街道、中之条停車場線、中之条湯河原線))

- (屋根)・彩度9以上の色彩を使用しない。  
 ・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
 2.5R～2.5YR(2.5YRは含まない) : 彩度8以下  
 2.5YR～2.5R(2.5Rは含まない) : 彩度4以下  
 N2～N8.5(無彩色) : 明度2以上8.5以下
- (外壁)・各立面における彩度9以上の使用は各立面積の20%以内とする。ただし20%以内であっても模様や配色が景観上相応しくないと認められる場合には、景観アドバイザー又は景観審議会が判断を行う。  
 ・基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。  
 10R～2.5BG(2.5BGは含まない) : 彩度6以下  
 2.5BG～10R(10Rは含まない) : 彩度2以下  
 N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上

群馬県板倉町(風景計画)

景観計画区域(水辺風景づくり重点地区を除く)

低彩度を基調とした落ち着いた色彩とし、別に定める基準に適合すること。

別表 色彩基準

【建築物の外壁・工作物の外装】

色相	明度	彩度
0R～9.9R	8以上の場合	2以下
	8未満の場合	4以下
10R(0YR)～5Y	8以上の場合	4以下
	8未満の場合	6以下
上記以外の色相	8以上の場合	1以下
	8未満の場合	2以下

【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
0R～9. 9R	7以下	4以下
10R(0YR)～5Y		6以下
上記以外の色相		2以下

水辺風景づくり重点地区

- 水辺の自然と一体化した穏やかな風景を保全するため、建築物の外壁に使用する色彩は、別表1に示す範囲内とすること。また、屋根に使用する色彩は、別表2に示す範囲内とすること。
- ただし、自然素材で一時的に範囲を逸脱するものや、防災、治水などで不可欠な色彩については、この限りではない。

別表1 建築物の外壁・工作物の外装の色彩

色相	明度	彩度
0R～9. 9R	3以上8未満の場合	1以下
10R(0YR)～5Y	8以上9未満の場合	2以下
	3以上8未満の場合	4以下
5. 1Y～BG	3以上8未満の場合	1以下

別表2 建築物の屋根の色彩

色相	明度	彩度
0R～9. 9R	6以下	4以下
10R(0YR)～5Y		4以下
上記以外の色相		1以下

群馬県川場村景観計画

景観計画区域（勧告基準）

- 屋根：けばけばしい原色(高明度・高彩度)のものを使用している。(明度6以下，彩度2以下)
- 外壁：けばけばしい原色(高明度・高彩度)のものを使用している。(彩度4以下を基本とする)

群馬県高山村景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

埼玉県熊谷市景観計画

景観計画区域

- ・外壁等の外観を構成するものは、原色に近い色を避けるとともに、周辺の景観と調和させること。
- ・屋根の基調となる色は、外壁の色と調和するとともに、外壁の色より色調(彩度・明度)を下げること。
- ・多色使い又はアクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和、使用する量について配慮すること。
- ・外観の各立面につき、1/3(景観誘導地区では1/4)を超える面積で色彩の制限基準(表1)に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。

表1 色彩の制限基準

	色相	明度	彩度
市街化区域	R(赤)	—	4を超える
	YR(黄赤)、Y(黄)	—	6を超える
	GY(黄緑)	—	4を超える
	その他の色	—	2を超える
市街化調整区域	R(赤)	8を超えるまたは3未満	4を超える
	YR(黄赤)、Y(黄)	8を超えるまたは3未満	6を超える
	GY(黄緑)	8を超えるまたは3未満	4を超える
	その他の色(無彩色を除く)	8を超えるまたは3未満	2を超える
	N(無彩色)	9を超えるまたは3未満	

※日本工業規格Z8721に定める色相、明度、彩度の三属性によるマンセル値



埼玉県川口市景観計画

景観計画区域

建築物(附属建築物を含む)の色彩は【別表-1】のとおりとし、周辺景観と調和するよう工夫する。

別表1 (彩度値)

地域	色相	R、Y R	Y	その他
市街化調整区域、1種・2種低層住専		4以下	3以下	3以下
1種・2種中高層住専、1種・2種住居		5以下	4以下	
準住居		5以下	4以下	
近隣商業、商業 (うち商業地域の店舗に限り)		6以下 (7以下)	5以下 (5以下)	
準工、工業、工専		5以下	4以下	

※上記マンセル値は、日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条の規定により制定された工業標準をいう。)のZ8721に定める表面色の色知覚の三属性(色相、明度及び彩度をいう。)を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。

※上記基準は、土や石などの自然素材製品の色彩には適用しない。

※色彩計画上の必要から部分的に使用する色彩で、周辺の色彩等との調和が図られ、良好な景観形成上支障ない必要最小限の色彩には上記基準は適用しない。

埼玉県秩父市まちづくり景観計画

景観計画区域

建築物及び工作物の各立面において、別表の色彩基準に該当する色彩(着色していない自然素材等の素材色で仕上げる外観の部分を除く。以下同じ。)の面積の合計が、1面でも1/3を超えると認める場合は、適用範囲内の色彩への見直しを勧告することができる。

(別表) 色彩基準

①市街地地域(用途地域内)

色相	明度	彩度
5R から 7.5R	—	4を超える
7.5R から 7.5Y	—	6を超える
7.5Y から 7.5GY	—	4を超える
7.5GY から 7.5RP	—	2を超える
7.5RP から 5R	—	4を超える

②田園地域(用途地域を除く都市計画区域内)

色相	明度	彩度
5R から 7.5R	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5R から 7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5Y から 7.5GY	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5GY から 7.5RP	2を超える	2を超える
	2以下	—
7.5RP から 5R	2を超える	4を超える
	2以下	—
無彩色	2以下	—

③農山村地域(都市計画区域外)

色相	明度	彩度
5R から 7.5R	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5R から 7.5Y	9以上	—
	9未満	6を超える
7.5RP から 7.5R	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5GY から 7.5RP	9以上	—
	9未満	2を超える
7.5RP から 5R	9以上	—
	9未満	4を超える
無彩色	9以上	—

埼玉県所沢市ひと・まち・みどりの景観計画

景観計画区域

- ・建築物の外壁および工作物の外装(以下「外壁等」といいます。)の色彩(着色していない石、土、木、レンガおよびコンクリート等の素材で仕上げる部分を除く。)を色彩基準の表のとおりとする。
- ・建築物の屋根の色彩(陸屋根または着色していない金属材、素焼瓦等の素材で仕上げる部分を除く。)を色彩基準の表のとおりとする。

住居系市街地景観ゾーンの色彩基準

色相区分		明度区分	
		8.5以上	4以上8.5未満
外壁等 基調色	0R(10RP)～5.0YR	1.5以下	4以下
	5.0YR～5.0Y (5.0YRを含む)	2以下	6以下
	その他	1以下	2以下
屋根	0YR(10R)～5.0Y その他	6以下	3以下 1以下

※外壁等の補助色、強調色は省略した。

商業系市街地景観ゾーンの色彩基準

色相区分		明度区分	
		8.5以上	4以上8.5未満
外壁等 基調色	0R(10RP)～5.0YR	1.5以下	4以下
	5.0YR～5.0Y (5.0YRを含む)	2以下	6以下
	その他	1以下	2以下
屋根	0YR(10R)～5.0Y その他	8以下	3以下 1以下

※外壁等の補助色、強調色は省略した。

農地・丘陵地景観ゾーンの色彩基準

色相区分		明度区分
		4以上8.5以下
外壁等 基調色	0R(10RP)～5.0Y	3以下
	その他	2以下
屋根	0YR(10R)～5.0Y その他	3以下 1以下

※外壁等の補助色、強調色は省略した。

埼玉県草加市景観計画

景観計画区域

色彩基準

カラーチャートのうち「①草加市の風土色(基準色)」として掲げている色彩を、建築物の外壁及び工作物の外観並びに土地利用の変更の際の囲いに使用できる色彩とします。また、カラーチャートのうち「②草加市の風土色(推奨色)」として掲げている色彩を、4ゾーン、7地区における推奨色とします。

なお、色彩基準は、次の項目のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・法令上の制限によりやむを得ない場合に使用する色彩
- ・着色していない木、石、レンガ、コンクリート等の素材による色彩
- ・建築物の各壁面の1/3以下及び工作物の外観の1/3以下並びに土地利用の変更の際の囲いの各壁面の1/3以下の範囲で使用される色彩

カラーチャート

①草加市の風土色(基準色)

R	YR	Y	GY	BG, B, PB, P
10R2/4	7.5YR2/4			
	2.5YR3/6, 5YR3/2	2.5Y3/2	2.5GY3/4	
	7.5YR3/2, 10YR3/4	10Y3/4	5GY3/4	
	10YR3/6			
	7.5YR4/2, 10YR4/1	2.5Y4/6, 5Y4/4	2.5GY4/2	5BG4/2
	10YR4/2, 10YR4/4	5Y4/6, 10Y4/4	2.5GY4/4	5PB4/1
			10GY4/1	

R	Y R	Y	GY	B G, B, P B, P
10R5/2	7.5YR5/4	2.5Y5/2, 2.5Y5/4 10Y5/2		
10R6/1	2.5YR6/2, 2.5YR6/6 5YR6/4, 7.5YR6/4 7.5YR6/10, 10YR6/1 10YR6/2	5Y6/2 2.5Y6/2	2.5GY6/2	2.5B6/2
	10YR7/2, 10YR7/4 10YR7/6	2.5GY7/6, 2.5Y7/2 2.5Y7/6, 5Y7/1 5Y7/6, 7.5Y7/2		
	7.5YR8/2 10YR8/2 10YR8/8	2.5Y8/2, 2.5Y8/4 5Y8/4, 7.5Y8/2 10Y8/1, 10Y8/6		5BG8/2 5PB8/1 5PB8/2 7.5PB8/4
		2.5Y8.5/6, 2.5Y8.5/2 5Y8.5/1, 5Y8.5/2 7.5Y8.5/2, 10Y8.5/4		
	5YR9/2 10YR9/2	2.5Y9/2, 5Y9/4 10Y9/2	2.5GY9/2	5P9/2 7.5P9/2
N9.5 N9.25 N9 N8.75 N8.5 N8.25 N8 N7.75 N7.5 N7.25 N7 N6.75 N6.5 N6.25 N6 N5.75 N5.5 N5.25 N5 N4.75 N4.5 N4.25 N4 N3.75 N3.5 N3.25 N3 N2.75 N2.5 N2. 25 N2. N1.75 N1.5 N1.25 N1 N0.75 N0.5				

②草加市の風土色(推奨色) (省略)

埼玉県戸田市景観計画  
景観計画区域  
色彩基準

建築物の外壁及び屋根には、以下の色彩を使用しないものとします。

建築物の外壁に使用してはならない色彩

	明度5.0未満	明度5.0以上8.0未満	明度8.0以上	
1.25R～6.24R	3.5を超える	2.25を超える	1.25を超える	
6.25R～8.74R	6.0を超える	4.5を超える	1.75を超える	
8.75R～1.24YR			2.25を超える	
1.25YR～3.74YR		5.5を超える	3.5を超える	
3.75YR～6.24YR			4.5を超える	2.75を超える
6.25YR～8.74YR				2.75を超える
8.75YR～1.24Y		3.5を超える	2.75を超える	1.75を超える
1.25Y～3.74Y	2.75を超える		1.75を超える	
3.75Y～8.74Y	2.75を超える	2.25を超える		1.25を超える
8.75Y～1.24GY		1.75を超える		
1.25GY～3.74GY	2.25を超える	1.25を超える		
3.75GY～6.24GY		1.75を超える		
6.25GY～1.24B		2.25を超える		
1.25B～6.24B	2.75を超える	2.25を超える	1.75を超える	
6.25B～8.74B		3.5を超える		
8.75B～1.24PB	4.5を超える	3.5を超える	1.75を超える	
1.25PB～3.74PB		2.25を超える		
3.75PB～6.24PB	2.25を超える	1.75を超える	1.25を超える	
6.25PB～1.24P		1.25を超える		
1.25P～6.74P	2.75を超える	1.25を超える	1.25を超える	
6.75P～3.74RP		2.25を超える		
3.75RP～1.24R				

建築物の屋根に使用してはならない色彩

	明度5.0未満	明度5.0以上8.0未満	明度8.0以上
1.25R～6.24R	3.5を超える	2.25を超える	全ての彩度
6.25R～8.74R	6.0を超える	4.5を超える	
8.75R～1.24YR			
1.25YR～3.74YR			
3.75YR～6.24YR			
6.25YR～8.74YR			
8.75YR～1.24Y			
1.25Y～3.74Y		4.5を超える	
3.75Y～8.74Y	3.5を超える	2.75を超える	
8.75Y～1.24GY	2.75を超える	2.25を超える	
1.25GY～3.74GY	2.25を超える	1.75を超える	
3.75GY～6.24GY			
6.25GY～1.24B		1.25を超える	
1.25B～6.24B	2.75を超える	1.75を超える	
6.25B～8.74B		2.25を超える	
8.75B～1.24PB	3.5を超える	3.5を超える	
1.25PB～3.74PB	4.5を超える		
3.75PB～6.24PB	3.5を超える	2.25を超える	
6.25PB～1.24P	2.25を超える	1.75を超える	
1.25P～6.74P	1.75を超える		
6.75P～3.74RP	2.75を超える	1.25を超える	
3.75RP～1.24R		2.25を超える	

ただし、色彩基準は以下のものには適用しません。

- ①各立面の面積の1/5未満の小面積で用いる色彩  
建築物等の各立面の面積の1/5未満の範囲内で、外観のアクセントとして景観の充実に用いる色彩。
- ②建築物等の材料本来の素材色  
着色していない木材、土壁、ガラス等によって仕上げられる部分の色彩、建築物の屋根については無釉の和瓦、銅板、草葺き等によるものの色彩。
- ③他の法令で色彩が規定されているもの  
主に安全性や識別性のために、他の法令によって色彩が規定されているもの。
- ④景観上支障がないと市長が認めるもの

埼玉県志木市景観計画

景観計画区域

建築物及び工作物に係る届出対象行為について、景観形成基準に適合しないとき、又は別表の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計(着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。以下同じ。)が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の1/3を超えると認めるときは、勧告及び公表を行うことができる。

【別表】

○ 基調となる色彩の制限基準

一般景観形成区域(志木景観形成ゾーン、宗岡景観形成ゾーン)

- ・建築物の外観としてあまり使用されない彩度の高い鮮やかな色彩を制限
- ・具体的にはYRなど暖色系の色相は彩度6、Bを中心とした寒色系や建築物にあまり使用されないPなどの色相は彩度2、その他は彩度4を超える鮮やかな色彩を制限

【制限される色彩】

色 相	明度	彩度
7.5Rから7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Yから7.5GY(7.5Yは含まない)	—	4を超える
7.5GYから7.5RP(7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2を超える

河川景観形成区域（新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン、荒川景観形成ゾーン）

- ・田園の景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と明度の低い暗く濃い色彩を制限
- ・具体的にはYRなど暖色系の色相は彩度6、Bを中心とした寒色系や建築物にあまり使用されないPなどの色相は彩度2、その他は彩度4、さらに全ての色相で明度2以下の暗く濃い色彩を制限

【制限される色彩】

色 相	明 度	彩 度
7.5Rから7.5Y	2を超える 2以下	6を超える —
7.5RPから7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Yから7.5GY(7.5Yは含まない)	2を超える 2以下	4を超える —
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える 2以下	2を超える —
N	2以下	—

埼玉県和光市景観計画  
景観計画区域

色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計(着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。)が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の1/3を超えると認めるときは勧告及び変更命令を行うことができるものとします。

色彩の制限基準

- ア 住宅系(第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(イ 商業業務系に該当する地域を除く))

外壁の基本色は、周囲のまちなみに違和感なく調和する低彩度の色彩とします。

色 相	明 度	彩 度
7.5Rから7.5Y	—	4を超える
7.5RPから7.5R(7.5Rは含まない)	—	4を超える
7.5Yから7.5GY(7.5Yは含まない)	—	—
7.5GYから7.5RP(7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2を超える

- イ 商業業務系(丸山台一丁目の近隣商業地域、商業地域)

外壁の基本色は、魅力的で活気に満ちたような色彩表現も必要となるため、比較的幅広い範囲の色彩を用いることができるものとしますが、極端に派手な高彩度の色彩を避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
7.5Rから7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R(7.5Rは含まない)	—	4を超える
7.5Yから7.5GY(7.5Yは含まない)	—	—
7.5GYから7.5RP(7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2を超える

- ウ 工業・流通業務系(準工業地域、工業地域(エ 公益文教系に該当する地域を除く)、工業専用地域)においても、マンセル表色系の基準は、上記イと同様。

- エ 公益文教系(広沢の工業地域、広沢・南二丁目の用途地域が定められていない区域)

外壁の基本色は、閉塞感や威圧感を軽減するよう明るい低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に暗い低明度の色調は避けることとします。

の色彩を避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
7.5Rから7.5Y	2を超える 2以下	4を超える —
7.5RPから7.5R(7.5Rは含まない)	2を超える 2以下	4を超える —
7.5Yから7.5GY(7.5Yは含まない)	2を超える 2以下	2を超える —
7.5GYから7.5RP(7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える 2以下	—
N	2以下	—

オ 農業系(用途地域が定められていない区域(エ 公益文教系に該当する地域を除く))  
 外壁の基本色は、周囲の景観と違和感なく調和するように、自然に近い穏やかな色彩とします。周辺の緑によく映え、汚れも目立ちにくい低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に明るい高明度及び極端に暗い低明度の色調は避けることとします。

色相	明度	彩度
7.5Rから7.5Y	9以上 2を超え9未満 2以下	— 4を超える —
7.5RPから7.5R(7.5Rは含まない) 7.5Yから7.5GY(7.5Yは含まない)	9以上 2を超え9未満 2以下	— 4を超える —
7.5GYから7.5RP(7.5GY及び7.5RPは含まない)	9以上 2を超え9未満 2以下	— 2を超える —
N	9以上 2以下	— —

埼玉県新座市景観計画  
 景観計画区域

表4 色彩基準(日本工業規格Z8721に定める色相、明度、彩度の三属性によるマンセル値)  
 各ゾーンにおいて、建築物の各立面の外壁及び屋根又は工作物の外装に使用できる色彩の範囲は、以下のとおりとする。

住宅市街地ゾーン、農地・緑地と住宅地ゾーン、河川沿いゾーン

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁色・外装色 (4/5以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	—	4以下とする
	その他		2以下とする
屋根色(勾配屋根に適用) (4/5以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	7以下とする	4以下とする
	その他		2以下とする

駅前・商業地ゾーン、幹線道路沿道ゾーン

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁色・外装色 (4/5以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	—	6以下とする
	7.6Y~7.5GY		4以下とする
	7.6GY~7.4RP		2以下とする
	7.5RP~7.4R		4以下とする
屋根色(勾配屋根に適用) (4/5以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	7以下とする	6以下とする
	7.6Y~7.5GY		4以下とする
	7.6GY~7.4RP		2以下とする
	7.5RP~7.4R		4以下とする

平林寺・野火止用水周辺ゾーン

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁色・外装色 (4/5以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	8.5以下とする	4以下とする
	その他		2以下とする
屋根色(勾配屋根に適用) (4/5以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	7以下とする	4以下とする
	その他		2以下とする

(筆者註:アクセント色については、省略した。)

色彩基準は、以下のものには適用しない。

- ア 独自の色彩基準が定められている地区  
 地区計画、建築協定、その他任意の協定などによって独自の色彩基準を定め、景観・まちづくりが進められている地区
- イ 近隣の理解が得られているランドマーク的な建物  
 市の景観形成上重要な位置にあり、周辺とは異なる色彩を使用することが必要なもの、既存の橋梁など既に整備が行われ地域のランドマークとして市民に親しまれているもの
- ウ 素材色を基調とした建築物等  
 木材、石等の自然素材、着色を施していない金属板、スレート、ガラス等の素材色を用いたもの

- エ 建築物等の一部に小面積で用いられる色彩  
建築物の外観のうち各立面の面積1/5以下で用いられる色彩及び工作物の外観の総面積1/5以下で用いられる色彩（平林寺・野火止水水周辺ゾーンにおいては、上記の「1/5」とあるのは、「1/10」と読み替える。）
- オ 他の法令で色彩が規定されているもの  
主に安全性や識別性のために、他の法令によって色彩が規定されているもの
- カ 景観上支障がないと市長が認めるもの

埼玉県八潮市景観計画

景観計画区域

(中心商業地)

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は以下のとおりとします。ただし、着色していない素材の色彩、工作物で法令上の制限によりやむを得ない場合に使用する色彩、又は、各壁面（屋上の突出した部分も含む。）の1/10未満の範囲で使用されるアクセントカラーは除きます。

色 相	明 度	彩 度
R. YR. Y	5以上	6以下
GY. G. PB. P. RP	5以上	4以下
BG. B	5以上	2以下
無彩色	5以上	—

(工業地)

(筆者註:本文は中心商業地と同様なので省略)

色 相	明 度	彩 度
R. YR. Y	5以上	4以下
GY. G. BG. B. PB. P. RP	5以上	2以下
無彩色	5以上	—

(新市街地)

(筆者註:本文は中心商業地と同様なので省略)

色 相	明 度	彩 度
R. YR. Y	5以上	6以下
GY. G. BG. B. PB. P. RP	5以上	2以下
無彩色	5以上	—

(既成市街地)

(筆者註:本文は中心商業地と同様なので省略)

色 相	明 度	彩 度
R. YR. Y	3以上	6以下
GY. G. BG. B. PB. P. RP	3以上	2以下
無彩色	3以上	—

(北部地域)

(筆者註:本文は中心商業地と同様なので省略)

色 相	明 度	彩 度
R. YR. Y	3以上8以下	4以下
GY. G. BG. B. PB. P. RP	3以上8以下	2以下
無彩色	3以上8以下	—

▷景観計画特定区域（八潮駅周辺商業特定区域）は、上記の（中心商業地）の基準と同様。

埼玉県三郷市景観計画

景観計画区域（重点地区を除く）

まちなみ景観ゾーン、ゆとり景観ゾーン、みず・みどり景観ゾーン／水辺景観軸、道路・鉄道景観軸／みず・みどりレクリエーション景観拠点

本地区は、主に住居環境やみず・みどりの自然環境に調和するよう、「落ち着き」や「潤い」、「親しみ」の形成を図る色彩とします。

外壁及び屋根の基調色と強調色（使用可能な範囲）（マンセル表色系）

	色相	明度	彩度
外壁	R、YR、Y	2～9	6以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP N（無彩色）		2以下 —
屋根	R、YR、Y	2～6	4以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP N（無彩色）		2以下 —

（筆者註：強調色は省略した）

▷ときめき景観ゾーン／駅景観拠点においても、マンセル表色系の基準は同様。

重点地区

新三郷ららシティ地区

現在形成されている良好な景観の保全と育成を図る色彩とします。

外壁及び屋根の基調色と強調色（使用可能な範囲）（マンセル表色系）

	色相	明度	彩度
外壁	R、YR、Y	2～9	4以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP N（無彩色）		2以下 —
屋根	R、YR、Y	2～6	4以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP N（無彩色）		2以下 —

（筆者註：強調色は省略した）

▷三郷中央駅地区においては、マンセル表色系の基準は、上記「新三郷ららシティ地区」と同様。

千葉県市川市景観計画

景観計画区域

別表－1 色彩表の範囲内とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- a) 他の法令など又は景観協定、特定区域などで定められている場合
- b) 石、土壁、レンガ、木材などの自然素材を使用する場合
- c) 着色していないガラス、太陽光パネルなどを使用する場合
- d) 良好な景観形成に資するものとして、市長が市川市景観審議会の意見を聴いてあらかじめ認めた場合

別表－1 色彩表

○一般地域における色彩

（第1・第2種低層住居専用地域、第1・第2種中高層住居専用地域、第1・第2種住居地域、準工業地域、臨海部を除く工業地域（東京湾岸道路以北））

建築物の外観各面（開口部含む）の90%以上の面積について、下表の範囲内とする。

	色相（小数点第2位を四捨五入する）	明度	彩度
外観*	R系（0.1R～10R）	8.0以上	1.5未満
	YR系（0.1YR～10YR）	6.0以上8.0未満	3.5未満
	Y系（0.1Y～5Y）	3.5以上6.0未満	5.5未満
	その他（上記色相及び無彩色以外）	8.0以上	1.5未満
		3.5以上8.0未満	2.5未満
	N（無彩色）	3.5以上	—



	色相(小数点第2位を四捨五入する)	明 度	彩 度
勾配屋根	R系(0.1R~10R)	7.0以下	2.5未満
	YR系(0.1YR~5YR)	7.0以下	3.5未満
	YR系(5.1YR~10YR)		
	Y系(0.1Y~5Y)	7.0以下	1.5未満
	その他(上記色相及び無彩色以外)		
N(無彩色)	7.0以下	—	

※外観には、勾配屋根を含まない。

○商業系用途地域における色彩(商業地域、近隣商業地域)

建築物の外観各面(開口部含む)の80%以上の面積について、下表の範囲内とする。

	色相(小数点第2位を四捨五入する)	明 度	彩 度
外観※	R系(0.1R~10R)	8.0以上	2.5未満
	YR系(0.1YR~10YR)	6.0以上8.0未満	4.5未満
	Y系(0.1Y~5Y)	3.5以上6.0未満	6.5未満
	その他(上記色相及び無彩色以外)	8.0以上	2.5未満
		6.0以上8.0未満	3.5未満
N(無彩色)	3.5以上	4.5未満	
勾配屋根	R系(0.1R~10R)	7.0以下	2.5未満
	YR系(0.1YR~5YR)	7.0以下	3.5未満
	YR系(5.1YR~10YR)		
	Y系(0.1Y~5Y)	7.0以下	1.5未満
	その他(上記色相及び無彩色以外)		
N(無彩色)	7.0以下	—	

※外観には、勾配屋根を含まない。

○工業系用途地域における色彩(工業専用地域、臨海部の工業地域(東京湾岸道路以南))

建築物の外観各面(開口部含む)の80%以上の面積について、下表①基調色及び下表②補助色の範囲内とし、更に60%以上は①基調色の範囲とする。

	色相(小数点第2位を四捨五入する)	明 度	彩 度	
外観(勾配屋根を除く)	① 基調色	R系(0.1R~10R)	8.0以上	2.5未満
		YR系(0.1YR~10YR)	6.0以上8.0未満	4.5未満
		Y系(0.1Y~5Y)	3.5以上6.0未満	6.5未満
		その他(上記色相及び無彩色以外)	8.0以上	2.5未満
			6.0以上8.0未満	3.5未満
	N(無彩色)	3.5以上	4.5未満	
	② 補助色	R系(0.1R~10R)	8.0以上	3.5未満
		YR系(0.1YR~10YR)	3.5以上8.0未満	6.5未満
		Y系(0.1Y~5Y)		
		その他(上記色相及び無彩色以外)	8.0以上	3.5未満
3.5以上8.0未満			6.5未満	
N(無彩色)	3.5以上	—		
勾配屋根	R系(0.1R~10R)	7.0以下	2.5未満	
	YR系(0.1YR~5YR)	8.0以下	3.5未満	
	YR系(5.1YR~10YR)			
	Y系(0.1Y~5Y)	7.0以下	1.5未満	
	その他(上記色相及び無彩色以外)			
N(無彩色)	8.0以下	—		

○市街化調整区域における色彩

建築物の外観各面(開口部含む)の90%以上の面積について、下表の範囲内とする。

	色相(小数点第2位を四捨五入する)	明 度	彩 度
外 観 *	R系(0.1R~10R) YR系(0.1YR~5YR)	8.0以上 6.0以上8.0未満 3.5以上6.0未満	1.5未満 2.5未満 3.5未満
	YR系(5.1YR~10YR) Y系(0.1Y~5Y)	8.0以上 6.0以上8.0未満 3.5以上6.0未満	1.5未満 3.5未満 4.5未満
	その他(上記色相及び無彩色以外)	8.0以上 3.5以上8.0未満	1.5未満 2.5未満
	N(無彩色)	3.5以上	—
	勾 配 屋 根	R系(0.1R~10R) YR系(0.1YR~5YR) YR系(5.1YR~10YR) Y系(0.1Y~5Y) その他(上記色相及び無彩色以外) N(無彩色)	6.0以下 6.0以下 6.0以下 6.0以下 6.0以下

※外観には、勾配屋根を含まない。

千葉県松戸市景観計画  
景観計画区域

- (外壁)・外壁の色彩は、周辺の自然やまち並みに違和感なく調和する落ち着いた色彩とし、その基調となる色彩は【別表1】に示す範囲内とすること。
- ・外観のアクセントとなる色彩を用いる場合は、外壁各面の面積の1/5未満に抑えること。
- (屋根)・屋根の色彩は、周辺の自然やまち並みに違和感なく調和する落ち着いた色彩とし、かつ【別表2】に示す範囲内とすること。
- ・外観のアクセントとなる色彩を用いる場合は、屋根各面の面積の1/5未満に抑えること。

【別表1】建築物の外壁及び工作物の外装の色彩

色 相 区 分		明 度 区 分		
		8.5以上	5.0以上8.5未満	5.0未満
R(赤)系	0.0R(10RP)~4.9R	1.0以下	2.0以下	2.0以下
	5.0R~9.9R	1.0以下	4.0以下	4.0以下
YR(黄赤)系	0.0YR(10R)~4.9YR	2.0以下	4.0以下	6.0以下
	5.0YR~9.9YR	3.0以下	6.0以下	6.0以下
Y(黄)系	0.0Y(10YR)~5.0Y	3.0以下	6.0以下	6.0以下
	5.1Y~9.9Y	2.0以下	4.0以下	6.0以下
その他	GY, G, BG, B, PB, P, RP	1.0以下	2.0以下	2.0以下
無彩色		使用可	使用可	使用可

※着色をしていない木材や漆喰、土壁、ガラス、地場の石材などの色彩は上記基準の範囲外でも使用できるものとする。

※建築物等の外壁・屋根各面の垂直投影面積の1/5未満の範囲内で用いられる色彩については、上記基準の範囲外でも使用できるものとするが、できるだけ小面積に抑え、低層部で用いるように努める。

※その他、市長が公益上必要でやむを得ないものとして、景観審議会の同意を得たものについては、上記基準の範囲外でも使用できるものとする。

【別表2】建築物の屋根の色彩

色 相 区 分	明度区分	彩度の上限
R(赤)系	0.0R(10RP)~9.9R	7.0以下
YR(黄赤)系	0.0YR(10R)~4.9YR	7.0以下
	5.0YR~9.9YR	7.0以下
Y(黄)系	0.0Y(10YR)~5.0Y	7.0以下
	5.1Y~9.9Y	7.0以下
その他	GY, G, BG, B, PB, P, RP	7.0以下
無彩色		7.0以下

(筆者註：※は別表1の後2者に同じ。省略。)

千葉県茂原市景観計画

景観計画区域(変更命令基準)

□建築物の外壁及び屋根に使用する色彩の基準は下表のとおりとする。ただし、以下のものについては、この限りでない。

- ・表面に着色を施していない木材、金属板等の素材や土壁、漆喰、石材等の自然素材、着色していない瓦、レンガ、ガラス等の材料によって仕上げる部分の色彩
- ・建築物の見付面積の1/5未満の範囲で、建築物のアクセントカラーとなっているような色彩
- ・商標登録されている等、変更のしようがないような色彩
- ・他の法令等に基づき使用される色彩

色相	明度	彩度
R(赤), YR(黄赤), Y(黄)	全範囲	6以下
GY(黄緑), G(緑)	全範囲	4以下
BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)	全範囲	2以下
N(無彩色)	—	—

※色彩の基準値は、日本工業規格 Z8721に定めるマンセル値による。

千葉県市原市景観計画

景観計画区域

□周辺の建築物や背景の色彩との調和(基調色の色彩)

- ・建築物の屋根及び外壁、屋上設備等の外観は、できる限り落ち着いた色彩となるよう、原則として彩度(あざやかさ)の低い色を基調とし、原色や突出した色彩の使用は避ける
- ・周辺の建物と色相やトーン(明度・彩度)を揃え、背景となる景観と調和する色彩を使用する
- ・建築物の見付面積の4/5以上については、以下の表に示す基準の範囲内の色彩を使用する(色彩の基準値は、日本工業規格Z8721に定めるマンセル値による)

※建築物の見付面積: 建物の壁と屋根を垂直なスクリーンに写し取った正面、側面の面積

色相	明度	彩度
N(無彩色)	4以上	—
R(赤)の色相		4以下
YR(黄赤)の色相		6以下
Y(黄)の色相		4以下
GY(黄緑), G(緑), BG(青緑), B(青), PB(青紫), P(紫), RP(赤紫)の色相		2以下

- ※1 上記基準値の範囲を超えない色彩であっても、周辺の景観への影響が大きいと判断される場合には、適切な明度・彩度とするよう努める
- ※2 やむを得ず、上記基準を超える色彩を使用する場合は、建築物の見付面積の1/5未満の範囲内で、かつ、アクセントとして用いる程度とする
- ※3 明度が9を超える場合及び市長が必要と認める場合は、景観アドバイザー制度を活用した協議等の対象となる
- ※4 木材・土壁・漆喰・石材等の自然素材、着色していない瓦、レンガ、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩はこの限りではない
- ※5 歴史的・文化的価値の高い建築物、地域の良好な景観形成に資すると市長が認めた建築物については、上記基準によらないことができる
- ※6 景観形成重点地区において、独自の色彩基準が定められている場合には、その基準によるものとする

景観形成重点地区

ちはら台東6丁目地区

- ・地盤面からの高さが10mを超え、または建築面積が1,000㎡を超える建築物  
景観計画区域の基準に適合させる
- ・上記以外の建築物
  - (1)外壁の色彩の制限  
建築物の外壁は、Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)の色相で彩度6.0以下のもの又はその他の色相であって彩度1.0以下のものとする。
  - (2)屋根の形状及び色彩の制限
    - ①建築物の屋根は、建築面積の1/2以上の部分を勾配屋根とし、かつ、最上階の屋根は、その階の水平投影面積の1/2以上の部分を勾配屋根とする。また、屋根の勾配は、2.5/10以上かつ6.5/10以下とする。ただし、以下の各号に該当するものについてはこの限りでない。
      - 一 車庫で高さが3.0m以下かつ床面積の合計が30㎡以下のもの

- 二 物置等で高さが2.5m以下かつ床面積の合計が6.6㎡以下のもの
- ②屋根の色彩は無彩色もしくはその近似色（色相を問わず彩度1.0以下）であって明度3.5以下のもの又はYR(黄赤)の色相であって明度3.0以下かつ彩度2.5以下のものとする。ただし、太陽光発電パネルを屋根材の一部として使用する部分については、この限りでない。

千葉県流山市景観計画

景観計画区域

色彩基準

建築物の外壁又は工作物表面及び屋根に使用する色彩等は、下表の基準のとおりとする。ただし、以下のものについてはこの限りでない。

- ア 表面に着色を施していない木材、石材、金属板等の素材そのものを使用する場合。
- イ 外壁等の各面の見付面積の1/10未満(ただし、景観計画重点区域の新川耕地区域にあつては1/20未満)の範囲で、建築物のアクセント(強調色)として使用する色彩。
- ウ 工作物にあつて、他の法令等に基づき使用される色彩。

市街化区域の建築物の外壁及び屋根に使用する色彩の基準（流山本町区域を除く）

色 相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	全範囲	6以下	6以下	6以下
GY(黄緑)、G(緑)		4以下		4以下
BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)		2以下		2以下
N(無彩色)		—		—

市街化調整区域の建築物の外壁及び屋根に使用する色彩の基準

色 相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	全範囲	4以下	6以下	4以下
GY(黄緑)、G(緑)		2以下		2以下
BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)		1以下		1以下
N(無彩色)		—		—

※ 上記2表とも、日本工業規格Z8721に定める色相、明度、彩度の3属性による。(マンセル値)

景観計画重点区域（流山本町区域）

色彩基準（同）

流山本町区域の建築物の外壁及び屋根に使用する色彩の基準

色 相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	全範囲	4以下	6以下	4以下
BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)、GY(黄緑)、G(緑)		2以下		2以下
N(無彩色)		—		—

※ 日本工業規格Z8721に定める色相、明度、彩度の3属性による。(マンセル値)

千葉県我孫子市景観形成基本計画

景観計画区域（特定地区及び推進地区を除く）

(国道6号・商業地区)

外壁の見付面積の4/5以上の部分については、以下の色彩を使用すること。

色 相	明 度	彩 度
R(赤)、YR(橙)、Y(黄)	全範囲	6以下
GY(黄緑)、G(緑)		4以下
BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)		2以下
N(無彩色)		—

外壁の見付面積の1/5以下の部分については、以下の色彩を使用できる。なお、外壁の見付面積の1/20以下については、蛍光色を除く全ての色彩を使用できる。(筆者註:「以下の色彩」は省略)

屋根については、以下の色彩を使用すること。

色 相	明 度	彩 度
R(赤),YR(橙),Y(黄)	6以下	6以下
GY(黄緑),G(緑),BG(青緑),B(青),PB(青紫),P(紫),RP(赤紫)		4以下
N(無彩色)	8以下	—

(一般地区(国道6号・商業地区以外の区域))

外壁の見付面積の14/15以上の部分については、以下の色彩を使用すること。ただし、木材、石材等の自然素材を使用する場合はこの限りでない。

色 相	明 度	彩 度
R(赤),YR(橙),Y(黄)	全範囲	4以下
GY(黄緑),G(緑),BG(青緑),B(青),PB(青紫),P(紫),RP(赤紫)		2以下
N(無彩色)		—

外壁の見付面積の1/15以下の部分については、以下の色彩を使用できる。なお、外壁の見付面積の1/45以下については、蛍光色を除く全ての色彩を使用できる。(筆者註:「以下の色彩」は省略)

屋根については、以下の色彩を使用すること。

色 相	明 度	彩 度
R(赤),YR(橙),Y(黄)	6以下	6以下
GY(黄緑),G(緑),BG(青緑),B(青),PB(青紫),P(紫),RP(赤紫)		4以下
N(無彩色)	8以下	—

#### 特定地区

(手賀沼ふれあいライン地区)

外壁の見付面積の9/10以上の部分については、以下の色彩を使用すること。ただし、木材、石材等の自然素材を使用する場合はこの限りでない。

色 相	明 度	彩 度
5R(赤)~YR(橙)~5Y(黄)	5以上。ただし4階以上については7以上	4以下
上記以外の色相	使用できません	—
N(無彩色)	3以上	—

外壁の見付面積の1/10以下の部分については、以下の色彩を使用できる。なお、外壁の見付面積の3/100以下については、蛍光色を除く全ての色彩を使用できる。(筆者註:「以下の色彩」は省略)

屋根については、以下の色相を使用すること。

色 相	明 度	彩 度
5R(赤)~YR(橙)~5Y(黄)	6以下	4以下
上記以外の色相(Nを除く)	4以下	4以下
N(無彩色)	8以下	—

#### 千葉県浦安市景観計画

景観計画区域(景観重点区域を除く)

大規模建築物以外

(1) 外壁基調色

色相	R(赤)系		YR(黄赤)系		Y(黄)系		その他 の色相
	0.0R(10RP) ~4.9R	5.0R(10RP) ~9.9R	0.0YR(10R) ~4.9YR	5.0YR ~9.9YR	0.0Y(10YR) ~5.0Y	5.1Y ~9.9Y	
彩度	2.0以下	4.0以下	6.0以下	6.0以下	6.0以下	4.0以下	2.0以下

※無彩色は、明度の範囲制限なしに、使用可。

(2) 屋根基調色

色相	R(赤)系		YR(黄赤)系		Y(黄)系		その他 の色相
	0.0R(10RP) ~4.9R	5.0R(10RP) ~9.9R	0.0YR(10R) ~4.9YR	5.0YR ~9.9YR	0.0Y(10YR) ~5.0Y	5.1Y ~9.9Y	
明度	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下
彩度	2.0以下	4.0以下	6.0以下	6.0以下	6.0以下	4.0以下	2.0以下

※無彩色は、明度7.0以下で、使用可。

大規模建築物

(1) 外壁基調色

色相区分		明度区分		
		8.0以上	5.0以上8.0未満	5.0未満
R(赤)系	0.0R(10RP)~4.9R	1.0以下	2.0以下	2.0以下
	5.0R~9.9R	1.0以下	4.0以下	4.0以下
YR(黄赤)系	0.0YR(10R)~4.9YR	2.0以下	4.0以下	6.0以下
	5.0YR~9.9YR	4.0以下	6.0以下	6.0以下
Y(黄)系	0.0Y(10YR)~5.0Y	4.0以下	6.0以下	6.0以下
	5.1Y~9.9Y	2.0以下	4.0以下	6.0以下
その他の色相		1.0以下	2.0以下	2.0以下
無彩色		使用可	使用可	使用可

(2) 屋根基調色

色相	R(赤)系		YR(黄赤)系		Y(黄)系		その他の色相
	0.0R(10RP)~4.9R	5.0R(10RP)~9.9R	0.0YR(10R)~4.9YR	5.0YR~9.9YR	0.0Y(10YR)~5.0Y	5.1Y~9.9Y	
明度	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下
彩度	2.0以下	4.0以下	6.0以下	6.0以下	6.0以下	4.0以下	2.0以下

※無彩色は、明度7.0以下で、使用可。

景観重点区域

新浦安駅周辺区域

色相区分		明度区分		
		8.0以上	5.0以上8.0未満	5.0未満
YR(黄赤)系	0.0YR(10R)~4.9YR	2.0以下	4.0以下	使用不可
	5.0YR~9.9YR	2.0以下	4.0以下	使用不可
Y(黄)系	0.0Y(10YR)~5.0Y	2.0以下	4.0以下	使用不可
	5.1Y~9.9Y	1.0以下	1.0以下	使用不可
その他の色相		1.0以下	1.0以下	使用不可
無彩色		使用可	使用可	使用不可

新町ゾーン区域

(1) 外壁基調色

色相区分		明度区分		
		8.0以上	5.0以上8.0未満	5.0未満
YR(黄赤)系	0.0YR(10R)~4.9YR	2.0以下	6.0以下	使用不可
	5.0YR~9.9YR	4.0以下	6.0以下	使用不可
Y(黄)系	0.0Y(10YR)~5.0Y	4.0以下	6.0以下	使用不可
	5.1Y~9.9Y	1.0以下	1.0以下	使用不可
その他の色相		1.0以下	1.0以下	使用不可
無彩色		使用可	使用可	使用不可

(2) 外壁補助色(略)

(3) 屋根基調色

色相	R(赤)系		YR(黄赤)系		Y(黄)系		その他の色相
	0.0R(10RP)~4.9R	5.0R(10RP)~9.9R	0.0YR(10R)~4.9YR	5.0YR~9.9YR	0.0Y(10YR)~5.0Y	5.1Y~9.9Y	
明度	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下	7.0以下
彩度	2.0以下	4.0以下	6.0以下	6.0以下	6.0以下	4.0以下	2.0以下

※無彩色は、明度7.0以下で、使用可。

東京都港区景観計画

景観形成特別地区（青山通り周辺地区）

色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、地上から4階以上の壁面については、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、風格ある街並みとの調和を図る。

▷三田通り周辺地区、大門通り周辺地区、プラチナ通り周辺地区、有栖川宮記念公園周辺地区、芝公園周辺地区、神宮外苑銀杏並木周辺地区、環状2号線周辺地区、浜離宮・芝離宮庭園地区、水辺地区においても、「色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに…」との基準。

別表1 色彩基準

	外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			屋根色(勾配屋根)		
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
浜離宮・芝離宮庭園地区	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	5.0YR ～5.0Y	6以下	4以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下			
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他		2以下
水辺地区	OR～4.9YR	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	5.0YR ～5.0Y	-	4以下
	5.0YR～5.0Y	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下			
	その他	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他		2以下
有栖川宮記念公園周辺地区	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	屋根面の立ち上りを外壁に含めて面積割合を計算する。		
神宮外苑銀杏並木地区	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下			
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下			
上記以外の地域	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下			
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下			
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下			

(筆者註：計画より一部抜粋。強調色等の部分は割愛している。)

東京都新宿区景観まちづくり計画

景観計画区域（区分地区を除く）

建築物の高さ>60m又は延べ面積>30,000㎡の場合

○色彩は、別表3の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。

(別表3) マンセル値における基準

	色相	明度	彩度
①外壁基本色 *外壁各面の4/5はこの範囲から選択	OR～4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	6以下 2以下
	その他	4以上8.5未満 8.5以上	2以下 1以下
③屋根色(勾配屋根)	屋根面の立ち上りを外壁に含めて面積割合を計算する。		

区分地区

水とみどりの神田川・妙正寺川地区

建築物の高さ>15m又は延べ面積>1,000㎡の場合

○色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺の景観との調和を図る。

(別表1) マンセル値における基準

	色 相	明 度	彩 度
①外壁基本色 *外壁各面の4/5は この範囲から選択	0R~4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 2以下
	その他	4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
②屋根色 (勾配屋根)	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
	その他	6以下	2以下

歴史あるおもむき外濠地区、粋なまち神楽坂地区、エンターテインメントシティ歌舞伎町地区、落合の森保全地区

建築物の高さ>60m又は延べ面積>30,000㎡の場合に、上記別表3の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図ること。

新宿御苑みどりと眺望保全地区

建築物の高さ>20m又は延べ面積>30,000㎡の場合

○色彩は、別表2の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺の景観との調和を図る。

(別表2) マンセル値における基準

	色 相	明 度	彩 度
①外壁基本色 *外壁各面の4/5は この範囲から選択	0R~4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	6以下 2以下
	その他	4以上8.5未満 8.5以上	2以下 1以下
③屋根色 (勾配屋根)	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
	その他	6以下	2以下

## 東京都台東区景観計画

### 景観計画区域

#### 隅田川景観基本軸

外観の色彩は、別表に定める基準に適合するものとする。

▷神田川景観基本軸、浅草通り景観基本軸、雷門通り景観基本軸、かつば橋本通り景観基本軸、中央通景観基本軸、上野恩賜公園景観形成特別地区(Aゾーン、BゾーンCゾーンDゾーン)旧岩崎邸庭園景観形成特別地区、隅田公園景観形成特別地区、浅草寺周辺景観形成特別地区浅草六区地区景観形成特別地区においても「別表に定める基準に適合するものとする」との基準になっている。

### 色彩基準表

	外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			屋根色(勾配屋根)		
	色 相	明 度	彩 度	色 相	明 度	彩 度
景観形成特別地区(旧岩崎邸庭園周辺地区)	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	5.0YR ~5.0Y	6以下	4以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下			
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他		2以下
景観基本軸(隅田川、神田川)	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	5.0YR ~5.0Y	6以下	4以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下			
	その他	4以上の場合	1以下			



	外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			屋根色(勾配屋根)		
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
上記以外の地域	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	屋根面の立ち上りを外壁に含めて面積割合を計算する。		
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下			
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下			

※外壁基本色に無彩色を用いる場合の範囲は、N5以上N8.5以下とする。

(筆者註：計画より一部抜粋。強調色、アクセント色等の部分は割愛している。)

東京都墨田区景観計画

(筆者註：地域等が細かく区分されているため、一部、省略している。)

景観計画区域(特定区域を除く)

北部地域、南部地域とも

色相	外壁(基本色)		屋根色
	明度区分		
	4以上8.5未満	8.5以上	
OR~9.9R	4以下	1.5以下	---
0YR~4.9YR	6以下	1.5以下	
5.0YR~5.0Y	6以下	2以下	
その他	2以下	1以下	

※表の外壁の値は彩度。強調色、アクセント色は省略した。以下、本計画において同じ。

※大規模建築物(高さ60m以上又は延べ面積30,000㎡以上)の基準は下表。

特定区域

水と緑の景観軸

隅田川・荒川軸の色彩基準

色相	外壁(基本色)		屋根色	
	明度区分		明度	彩度
	4以上8.5未満	8.5以上		
OR~4.9YR	4以下	1.5以下	6以下	2以下
5.0YR~5.0Y	4以下	2以下	6以下	4以下
その他	1以下	1以下	6以下	2以下

▷旧中川軸、北十間川・横十間川軸、竪川軸のマンセル表色系の基準は、上記「景観計画区域」の基準に同じ。

歴史・文化景観拠点(旧安田庭園、向島百花園)の色彩基準

色相	外壁(基本色)		屋根色	
	明度区分		明度	彩度
	4以上8.5未満	8.5以上		
OR~4.9YR	4以下	1.5以下	6以下	2以下
5.0YR~5.0Y	6以下	2以下	6以下	4以下
その他	2以下	1以下	6以下	2以下

▷コミュニティ景観軸(北斎通り軸、大横川親水公園・曳舟川通り軸)、新タワーへの眺望軸(南側、東側、北側、西側)、景観ネットワーク(水戸街道、京葉道路、明治通り)、都市景観拠点(錦糸町駅周辺、両国駅周辺、押上・業平橋駅周辺、曳舟駅周辺)の大規模建築物以外のマンセル表色系の基準は、上記「景観計画区域」の基準に同じ。

景観計画区域及びコミュニティ景観軸、新タワーへの眺望軸、景観ネットワーク、都市景観拠点の大規模建築物に対する基準

色相	外壁(基本色)		屋根色
	明度区分		
	4以上8.5未満	8.5以上	
OR~4.9R	4以下	1.5以下	---
5.0YR~5.0Y	6以下	2以下	
その他	2以下	1以下	

東京都江東区景観計画

◇各地域等における大規模建築物以外

景観計画区域

(筆者註:地域等が細かく区分されているため、一部、省略している。)

下町水網地域(白河・富岡・小松橋地区)

色相	外壁(ベースカラー)		屋根色 (勾配屋根)
	明度区分		
	4以上8.5未満	8.5以上	
0R～9.9R	4以下	1.5以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。
0YR～4.9YR	5以下	1.5以下	
5YR～5Y	6以下	2以下	
5.1Y～10GY	2.5以下	1以下	
その他	2以下	1以下	

※表の外壁の値は彩度。サブベースカラーは省略した。以下、本計画において同じ。

下町水網地域(東陽・亀戸・大島・砂町・南砂地区)

色相	外壁(ベースカラー)		屋根色 (勾配屋根)
	明度区分		
	4以上8.5未満	8.5以上	
0R～4.9YR	4以下	1.5以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。
5YR～5Y	6以下	2以下	
5.1Y～10GY	2.5以下	1以下	
その他	2以下	1以下	

景観基本軸

臨海景観基本軸

色相	外壁(ベースカラー)		屋根色 (勾配屋根)	
	明度区分		明度	彩度
	6以上8.5未満	8.5以上		
0R～4.9YR	4以下	1.5以下	—	2以下
5YR～5Y	4以下	2以下	—	4以下
5.1Y～10GY	2.5以下	1以下	—	2以下
その他	2以下	1以下	—	2以下

隅田川景観基本軸

色相	外壁(ベースカラー)		屋根色 (勾配屋根)	
	明度区分		明度	彩度
	4以上8.5未満	8.5以上		
0R～4.9YR	4以下	1.5以下	6以下	2以下
5YR～5Y	5以下	2以下	6以下	4以下
5.1Y～10GY	1.5以下	1以下	6以下	2以下
その他	1以下	1以下	6以下	2以下

景観重点地区

深川萬年橋地区：上記、「下町水網地域(白河・富岡・小松橋地区)」に同じ。

亀戸地区：上記、「下町水網地域(東陽・亀戸・大島・砂町・南砂地区)」に同じ。

深川門前仲町地区：上記、「下町水網地域(白河・富岡・小松橋地区)」に同じ。

景観形成特別地区

清澄庭園地区：外壁(ベースカラー)は、上記、「下町水網地域(東陽・亀戸・大島・砂町・南砂地区)」の基準に、屋根は「隅田川景観基本軸」の基準に、同じ。

水辺地区：上記、「臨海景観基本軸」に同じ。

※地域によっては、景観形成を実施する地区が重なる場合があります。この場合、景観法第8条第4項第2号に規定するそれぞれの地区において定める景観形成基準は、一義的に景観重点地区における基準を適用し、次いで景観形成特別地区における基準、下町水網地域および景観基本軸(臨海・隅田川)における基準とそれぞれ適用します。

◇各地域等における大規模建築物  
下町水網地域、景観重点地区

色相	外壁(ベースカラー)		屋根色 (勾配屋根)
	明度区分		
	4以上8.5未満	8.5以上	
OR～4.9YR	4以下	1.5以下	屋根面の立ち上がり を外壁に含めて面積 割合を計算する。
5YR～5Y	6以下	2以下	
その他	2以下	1以下	

臨海景観基本軸、水辺景観形成特別地区

色相	外壁(ベースカラー)		屋根色 (勾配屋根)	
	明度区分		明度	彩度
	6以上8.5未満	8.5以上		
OR～4.9YR	4以下	1.5以下	—	2以下
5YR～5Y	2以下	2以下	—	4以下
その他	2以下	1以下	—	2以下

隅田川景観基本軸

色相	外壁(ベースカラー)		屋根色 (勾配屋根)	
	明度区分		明度	彩度
	4以上8.5未満	8.5以上		
OR～4.9YR	4以下	1.5以下	6以下	2以下
5YR～5Y	4以下	2以下	6以下	4以下
その他	1以下	1以下	6以下	2以下

清澄庭園景観形成特別地区

色相	外壁(ベースカラー)		屋根色 (勾配屋根)	
	明度区分		明度	彩度
	4以上8.5未満	8.5以上		
OR～4.9YR	4以下	1.5以下	6以下	2以下
5YR～5Y	6以下	2以下	6以下	4以下
その他	2以下	1以下	6以下	2以下

東京都品川区景観計画

景観計画区域(特別地区、重点地区を除く)

内陸部市街地

高さ60m以上又は延べ面積30,000㎡以上

外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)			屋根色(勾配屋根)
明度 \ 色相	OR～5.0Y	その他	外壁に準じる。
4以上8.5未満	3以下	1以下	
8.5以上	1.5以下	1以下	

(筆者註：表の値は彩度。強調色は省略した。以下、本計画において同じ。)

上記以外の建築物

外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色(勾配屋根)		
明度 \ 色相	OR～4.9YR	5.0YR～5.0Y	その他	明度 \ 色相	OR～5.0Y	その他
3以上8.5未満	4以下	6以下	2以下	7以下	4以下	2以下
8.5以上	1.5以下	2以下	1以下	—	—	—

臨海部市街地

外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色(勾配屋根)			
明度 \ 色相	OR～	5.0YR	その他	明度 \ 色相	OR～	5.0YR	その他
	4.9YR	～5.0Y			4.9YR	～5.0Y	
6以上8.5未満	4以下	4以下	2以下	全域	2以下	4以下	2以下
8.5以上	1.5以下	2以下	1以下	—	—	—	—

特別地区（水辺景観形成特別地区）

上記の「臨海部市街地」の基準に同じ。

重点地区（旧東海道品川宿地区）

高さ60m以上又は延べ面積30,000㎡以上

外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色(勾配屋根)
明度 \ 色相	OR~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他	外壁に準じる。
4以上8.5未満	使用不可	3以下	使用不可	
8.5以上	使用不可	1.5以下	使用不可	

上記以外の建築物

外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色(勾配屋根)		
明度 \ 色相	OR~9.9YR	0YR~5.0Y	その他	明度 \ 色相	OR~5.0Y	その他
3以上8.5未満	使用不可	6以下	使用不可	7以下	4以下	2以下
8.5以上	使用不可	2以下	使用不可	—	—	—

東京都目黒区景観計画

景観計画区域（特定区域を除く）

住宅地

- ・極端な、ストライプの塗装パターン・スポット状(水玉状)の塗装パターン・不規則な塗装パターン(迷彩色等)の使用を禁止します。

色相	外壁基本色		屋根色	
	明度区分		明度	彩度
	4以上8.5未満	8.5以上		
OR~4.9YR	3以下	1.5以下	—	2以下
5.0YR~5.0Y	5以下	2以下		4以下
その他	1.5以下	1以下		2以下

(筆者註：表の外壁の値は彩度。強調色は省略した。以下、本計画において同じ。)

住工混在地、商業地

色相	外壁基本色	
	明度区分	
	4以上8.5未満	8.5以上
OR~4.9YR	4以下	1.5以下
5.0YR~5.0Y	6以下	2以下
その他	2以下	1以下

※反射性の高いガラスや金属素材で無塗色のものについては、上記の色彩基準の対象外とします。

特定区域

景観軸特定区域

目黒川沿川

- ・高層の建築物では川に面するまわりの建築物の軒線ラインや、高さ17~20mのラインを意識した色使いとし、それを超える高さの部分は、中層部までよりさらに低彩度、高明度の色となるようにします。
- ・強調色は原則として高さ20mをこえる部分には用いてはいけません。
- ・屋根色は高さ20m以下の屋根、軒部分においても使用を可能とします。

色相	外壁基本色		屋根色	
	明度区分		明度	彩度
	4以上8.5未満	8.5以上		
OR~4.9YR	4以下	1.5以下	6以下	2以下
5.0YR~5.0Y	4以下	2以下	6以下	4以下
その他	1.5以下	1.5以下	6以下	2以下

※反射性の高いガラスについては、上記の色彩基準の対象外とします。

山手通り沿道

- ・山手通りは、低層部に商業施設があり、中高層部が業務施設や住宅となっている建物が大部分を占めています。歩行者から見える街並み景観は、低層部の用途と色彩に大きく左右されており、一方車等から見える街並み景観は、中層部の形態、意匠、色彩に左右されています。このことから、低層部(高さ10mまで)と中層部以上については、色彩基準を分けます。

(低層部) 黒っぽい色彩の商業施設も見られることから、低い明度の色について、使用することを可能とします。

低層部（高さ10m以下の部分）

色 相	外 壁 基 本 色	
	明 度 区 分	
	4以上8.5未満	8.5以上
OR～4.9YR	4以下	1.5以下
5.0YR～5.0Y	6以下	2以下
その他	2以下	1以下

(中高層部) 中高層部は住宅系用途が多く、それらが連続した街並みを形成しつつあることを踏まえて、比較的落ち着いた白っぽい色彩で統一することを目指し、商業地の基準よりも彩度の上限を下げ、明度の下限を高くします。

中高層部（高さ10mを超える部分）

色 相	外 壁 基 本 色	
	明 度 区 分	
	5以上8.5未満	8.5以上
OR～4.9YR	3以下	1.5以下
5.0YR～5.0Y	5以下	2以下
その他	1.5以下	1以下

※反射性の高いガラスや金属素材で無塗色のものについては、上記の色彩基準の対象外とします。

#### 目黒通り沿道

・目黒通り沿道には、用途地域によって土地利用が異なるものの、低層部に商業施設があり、中層部が住宅や業務施設となっている建築物が大部分を占めています。歩行者から見える街並み景観は、低層部の用途と色彩に大きく左右されており、一方車等から見える街並み景観は、中層部の形態、意匠、色彩に左右されています。このことから、低層部(高さ10mまで)と中層部以上については、色彩基準を分けます。

(低層部) 目黒通りの特徴となっている石垣の色彩の調和を可能とするため、低い明度の色について、使用することを可能とします。

低層部（高さ10m以下の部分）

色 相	外 壁 基 本 色	
	明 度 区 分	
	2以上8.5未満	8.5以上
OR～4.9YR	4以下	1.5以下
5.0YR～5.0Y	6以下	2以下
その他	2以下	1以下

※目黒通り沿道の石垣と色彩の調和を図るため明度の下限を広げて設定。

(中高層部) 中高層部の色彩基準は、用途地域に対応し、住宅地及び住工混在地・商業地の色彩基準に準じたものとします。

住宅地（高さ10mを超える部分）

上記、「景観計画区域」の「住宅地」の基準に同じ。

住工混在地、商業地（高さ10mを超える部分）

上記、「景観計画区域」の「住工混在地、商業地」の基準に同じ。

#### 東京都世田谷区風景づくり計画

景観計画区域（風景づくり重点区域を除く）

突出した色彩を制限する数値基準(マンセル値の基準)

突出した色彩を制限していくため、以下の数値基準に適合することとします。

	色 相	明 度	彩 度
外壁基本色 (外壁各面の4/5はこの範囲から選択)	OR～4.9YR	4以上8.5未満	4以下
		8.5以上	1.5以下
	5YR～5Y	4以上8.5未満	6以下
		8.5以上	2以下
その他の色相	4以上8.5未満	2以下	
	8.5以上	1以下	

	色 相	明 度	彩 度
外壁強調色 (外壁各面の1/5以下で 使用可能)	OR~4.9YR	—	4以下
	5YR~5Y	—	6以下
	その他の色相	—	2以下

※この表における色彩の誘導範囲は、大規模建築物等の低層部には賑わいや潤いを創出する空間を積極的に整備していく観点から、原則として、高さ10m又は3階以上とします。

※屋根面の立ち上がりについては、外壁に含めて割合を計算します。

### 風景づくり重点区域（水と緑の風景軸）

突出した色彩を制限する数値基準(マンセル値の基準)

突出した色彩を制限していくため、以下の数値基準に適合することとします。

	色 相	明 度	彩 度
外壁基本色(外壁各面の 4/5はこの範囲から選択)	OR~5Y	4以上8.5未満	4以下
	その他の色相	4以上8.5未満	1以下
屋根色 (勾配屋根に適用)	5YR~5Y	6以下	4以下
	その他の色相	6以下	2以下

※この表における色彩の誘導範囲は、大規模建築物等の低層部には賑わいや潤いを創出する空間を積極的に整備していく観点から、原則として、高さ10m又は3階以上とします。

※屋根面の立ち上がりについては、外壁に含めて割合を計算します。

### 東京都渋谷区景観計画

#### 景観計画区域（景観形成特定地区を除く）

##### 住宅地系市街地

- ・公園や緑道周辺など、緑が景観の構成要素として重要な場所では、緑との調和に配慮する。
- ・外壁、建築物に付帯する設備、屋根の色彩は、表-7の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

(表-7の色彩基準の表は、下記の表-3に同じであるため省略)

##### 複合系市街地

- ・公園や緑道周辺など、緑が景観の構成要素として重要な場所では、緑との調和に配慮する。
- ・外壁、建築物に付帯する設備、屋根の色彩は、表-8の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

(表-8の色彩基準の表は、下記の表-3に同じであるため省略)

##### 商業・業務地系市街地

- ・公園や緑道周辺など、緑が景観の構成要素として重要な場所では、緑との調和に配慮する。
- ・外壁、建築物に付帯する設備、屋根の色彩は、表-9の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

(表-9の色彩基準の表は、下記の表-3に同じであるため省略)

### 景観形成特定地区

#### 表参道沿道地区

外壁、建築物に付帯する設備、屋根の色彩は、表-3の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

表-3 色彩基準

外壁基本色(外壁各面の4/5)、付属設備等			屋 根 色		
色 相	明 度	彩 度	色相	明度	彩度
OR~4.9YR	4 ≤ < 8.5	≤ 4	勾配屋根の場合は、屋根面の立ち上りを外壁に含めて面積割合を計算する。		
	8.5 ≤	≤ 1.5			
5.0YR~5.0Y	4 ≤ < 8.5	≤ 6			
	8.5 ≤	≤ 2			
その他	4 ≤ < 8.5	≤ 2			
	8.5 ≤	≤ 1			

備考

○次のような場合については、景観審査会等の意見を聴取した上で、表-3の色彩基準によらないことができる。

- ・地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- ・木材、土壁、石材などの自然素材を使用し、良好な景観形成が図られる場合
- ・その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画
- ・工作物のうち、橋梁等で区民となじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの

(筆者註：計画より一部抜粋。強調色の部分は割愛している。以下、本計画で同じ。)

#### 代官山・旧山手通り沿道地区

- ・外壁、建築物に付帯する設備、屋根の色彩は、表-4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
- ・建築物の色彩は、落ち着いたきのある緑と調和したものとする。

表-4 色彩基準

外壁基本色(外壁各面の4/5)、付属設備等			屋根色		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
OR~9.9R	4 ≤ <8.5 8.5 ≤	≤4 ≤1.5	勾配屋根の場合は、屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。		
0YR~5.0Y	4 ≤ <8.5 8.5 ≤	≤4 ≤2			
その他	4 ≤ <8.5 8.5 ≤	≤2 ≤1			

#### 備考

○次のような場合については、景観審査会等の意見を聴取した上で、表-4の色彩基準によらないことができる。(「次のような場合」は上記と同様であるので省略)

#### 新宿御苑周辺地区

- ・外壁、建築物に付帯する設備、屋根の色彩は、表-5の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
- ・建築物等の基本色は、新宿御苑の緑を引き立てる色彩とし、周辺の環境との調和を図る。

表-5 色彩基準

外壁基本色(外壁各面の4/5)、付属設備等			屋根色		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
OR~4.9YR	4 ≤ <8.5 8.5 ≤	≤4 ≤1.5	5.0YR~5.0Y	≤6	≤4
5.0YR~5.0Y	4 ≤ <8.5 8.5 ≤	≤6 ≤2			
その他	4 ≤ <8.5 8.5 ≤	≤2 ≤1	その他	≤6	≤2

#### 備考

○次のような場合については、景観審査会等の意見を聴取した上で、表-5の色彩基準によらないことができる。(「次のような場合」は上記と同様であるので省略)

#### 渋谷駅中心地区

- ・公園や緑道周辺など、緑が景観の構成要素として重要な場所では、緑との調和に配慮する。
- ・外壁、建築物に付帯する設備、屋根の色彩は、表-6の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

(表-6の色彩基準の表は、上記の表-3と同じであるため省略)

東京都杉並区景観計画

景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

高さ10m以上又は延べ面積1,000㎡以上

	外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色		
	色相	OR～	5.0YR	その他	色相	5.0YR	その他
	明度	4.9YR	～5.0Y		明度	～5.0Y	
商業地系	3以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	6以下 2以下	2以下 1以下	6以下 —	4以下 —	2以下 —
住宅地系	3以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	4以下 2以下	1以下 1以下	6以下 —	4以下 —	2以下 —

(筆者註：表の値は彩度。強調色、アクセント色は省略した。以下、本計画において同じ。)

延べ面積3,000㎡以上

	外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色		
	色相	OR～	5.0YR	その他	色相	5.0YR	その他
	明度	4.9YR	～5.0Y		明度	～5.0Y	
商業地系	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	6以下 2以下	2以下 1以下	6以下 —	4以下 —	2以下 —
住宅地系	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	4以下 2以下	1以下 1以下	6以下 —	4以下 —	2以下 —

景観形成重点地区

善福寺川・神田川・妙正寺川沿い周辺地区

	外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色		
	色相	OR～	5.0YR	その他	色相	5.0YR	その他
	明度	4.9YR	～5.0Y		明度	～5.0Y	
高さ10m以上又は 延べ面積500㎡以上	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	4以下 2以下	1以下 1以下	6以下 —	4以下 —	2以下 —
上記以外	3以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	6以下 2以下	2以下 1以下	6以下 —	4以下 —	2以下 —

玉川上水沿い周辺地区

	外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色		
	色相	OR～	5.0YR	その他	色相	5.0YR	その他
	明度	4.9YR	～5.0Y		明度	～5.0Y	
高さ10m以上又は 延べ面積500㎡以上	4以上8.5未満 —	4以下 —	4以下 —	1以下 —	6以下 —	4以下 —	2以下 —
上記以外	3以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	6以下 2以下	2以下 1以下	6以下 —	4以下 —	2以下 —

東京都荒川区景観計画

景観計画区域(景観基本軸を除く)

住居系市街地

外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)					屋根色(勾配屋根)
明度	色相	OR～9.9R	0YR～4.9YR	5.0YR～5.0Y	その他
4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	5以下 1.5以下	6以下 2以下	2以下 1以下	屋根面の立ち上がり を外壁に含めて面 積割合を計算する。

※表の値は彩度。強調色、アクセント色は省略した。以下、本計画において同じ。

商業系市街地

外壁基本色(各面の4/5はこの範囲から選択)					屋根色(勾配屋根)
明度	色相	OR～9.9R	0YR～4.9YR	5.0YR～5.0Y	その他
4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下	6以下 1.5以下	6以下 2以下	2以下 1以下	屋根面の立ち上がり を外壁に含めて面 積割合を計算する。



景観基本軸

都電景観軸

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色(勾配屋根)
明度 \ 色相	OR~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他	屋根面の立ち上がり を外壁に含めて面 積割合を計算する。
4以上8.5未満	4以下	6以下	2以下	
8.5以上	1.5以下	2以下	1以下	

隅田川景観軸

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色(勾配屋根)		
明度 \ 色相	OR~4.9Y	5.0YR~5.0	その他	明度\色相	5.0YR~5.0	その他
	R	Y			Y	
4以上8.5未 満 8.5以上	4以下 1.5以下	4以下 2以下	1以下 1以下	6以下 -	4以下 -	2以下 -

日暮里台地景観軸

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)				屋根色(勾配屋根)		
明度 \ 色相	OR~4.9Y	5.0YR~5.0	その他	明度\色相	5.0YR~5.0	その他
	R	Y			Y	
4以上8.5未 満 8.5以上	4以下 1.5以下	4以下 2以下	1以下 使用不可	6以下 -	4以下 -	2以下 -

東京都板橋区景観計画

景観計画区域(景観形成重点地区を除く)

- ・周辺に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、これらの地域資源と調和した形態・意匠、色彩とする。
- ・景観重要公共施設に位置づけられている坂道、もしくは区民に親しまれている坂道周辺では、坂道からの眺めに配慮した形態・意匠、色彩とする。
- ・周辺に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、これらの地域資源と調和した形態・意匠、色彩とする。
- ・景観重要公共施設に位置づけられている坂道、もしくは区民に親しまれている坂道周辺では、坂道からの眺めに配慮した形態・意匠、色彩とする。
- ・色彩は、下表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

色相	外壁基本色	
	明度区分	
	4以上8.5未満	8.5以上
OR~4.9YR	4以下	1.5以下
5.0YR~5.0Y	6以下	2以下
その他	2以下	使用不可

(筆者註：表の値は彩度。強調色は省略した。以下、本計画において同じ。)

景観形成重点地区

板橋崖線軸地区

豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、外壁基本色は樹木の緑に馴染む色彩とし、強調色は落ち着きが感じられる色彩とすることとし、下表の色彩基準に適合するものとする。

色相	外壁基本色				
	OR~4.9YR	5.0YR~5.0Y	5.0Y~5.0G	その他	
	明度	4以上6未満	6以上7未満	4以上7未満	4以上6未満
彩度	4以下	3以下	5以下	1以下	1以下

高さ12m以上の建築物・工作物に対する追加ルール

- ・高さ12m未満の低層部では、外壁基本色は樹木の緑に馴染む色彩とし、強調色は落ち着きが感じられる色彩とすることとし、高さ12m未満の部分に対する色彩基準に適合するものとする。
- ・高さ12m以上の高層部では、樹木の緑と馴染みつつも、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることとし、高さ12m以上の部分に対する色彩基準に適合するものとする。

- ・なお、高さ12m以上の高層部では、強調色は極力用いないこととするが、万が一使用する場合には、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩(高さ12m以上の部分に対する色彩基準に適合するもの)を用いる。

《高さ12m未満の部分に対する色彩基準》

外 壁 基 本 色					
色相	0.0R～10.0R		0.0YR～5.0Y	5.0Y～5.0G	その他
明度	4以上6未満	6以上7未満	4以上7未満	4以上7未満	4以上6未満
彩度	4以下	3以下	5以下	1以下	1以下

《高さ12m以上の部分に対する色彩基準》

外 壁 基 本 色					
色相	0.0R～10.0R		0.0YR～5.0Y		その他
明度	4以上6未満	6以上9未満	4以上7未満	7以上9未満	4以上7未満
彩度	4以下	3以下	5以下	3以下	1以下

石神井川軸地区

- ・高さ12m未満の中低層部では、桜並木の緑や石神井川の水の色彩と調和した落ち着きとうるおいのある景観の形成を図るため、外壁基本色は樹木の緑に馴染む色彩とし、部分的な強調色は、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩とすることとし、それぞれ下表の色彩基準に適合するものとする。
- ・高さ12m以上の高層部では、桜並木の緑と馴染みつつも、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることとし、高さ12m以上の部分に対する色彩基準に適合するものとする。
- ・なお、高さ12m以上の高層部では、強調色は極力用いないこととするが、万が一使用する場合には、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩(高さ12m以上の部分に対する色彩基準に適合するもの)を用いる。

《高さ12m未満の部分に対する色彩基準》：上記12m未満の基準に同じ。

《高さ12m以上の部分に対する色彩基準》：上記12m以上の基準に同じ。

加賀一・二丁目地区

共通基準

- ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。
- ・色彩は、下表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

《高さ12m未満の部分に対する色彩基準》

色 相	明 度 区 分		
0. 0R～10. 0R	4以上6未満	6以上8. 5未満	8. 5以上9未満
	4以下	3以下	1.5以下
0. 0YR～5. 0YR	4以上8. 5未満		8. 5以上9未満
	4以下		1.5以下
5. 0YR～5. 0Y	4以上8. 5未満		8. 5以上9未満
	6以下		1.5以下
5. 0Y～5. 0G	4以上7未満	\	
	1以下		
その他	4以上6未満	\	
	1以下		

《高さ12m以上の部分に対する色彩基準》

外 壁 基 本 色					
色相	0.0R～10.0R		0.0YR～5.0Y		その他
明度	4以上6未満	6以上9未満	4以上8.5未満	8.5以上9未満	4以上7未満
彩度	4以下	1.5以下	4以下	1.5以下	1以下

石神井川沿い基準

上記「石神井川軸地区」の基準と同じ。

東京都練馬区景観計画

景観計画区域(景観まちづくり地区を除く)

色彩は、別表1に定める基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

別表1 色彩基準

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR～9.9R	3.0以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4.0以下 1.5以下
	OYR～5.0Y	3.0以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6.0以下 2.0以下
	その他	3.0以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2.0以下(無彩色含む) 1.0以下(無彩色含む)
屋根色	OYR～5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他	6.0以下	2.0以下(無彩色含む)

※歴史的建築物等は、①建築物の屋根にあつては和瓦、銅板によるものの色彩、②建築物の外壁等および工作物にあつては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料により仕上げられる部分にこの基準を適用しないことができる。

※高さ60m以上または延べ面積3万㎡以上の建築物、高さ60m以上または築造面積3万㎡以上の工作物は、東京都景観計画(一般地区)の基準を踏襲し、外壁基本色の明度は4以上とする。

景観まちづくり地区

(練馬駅南地区) 千川通り沿道まちなみ形成区域、南側にぎわい形成区域

色彩は別表2に定める基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

別表2 色彩基準(練馬駅南地区)

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR～9.9R	3.0以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4.0以下 1.5以下
	OYR～5.0Y	3.0以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6.0以下 2.0以下
	その他	3.0以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	0.0以下(無彩色含む) 0.0以下(無彩色含む)
屋根色	OYR～5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他	6.0以下	2.0以下(無彩色含む)

※歴史的建築物等は、①建築物の屋根にあつては和瓦、銅板によるものの色彩、②建築物の外壁等および工作物にあつては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料により仕上げられる部分にこの基準を適用しないことができる。

※高さ60m以上または延べ面積3万㎡以上の建築物、高さ60m以上または築造面積3万㎡以上の工作物は、東京都景観計画(一般地区)の基準を踏襲し、外壁基本色の明度は4以上とする。

(石神井公園周辺地区) 駅周辺商業区域、井草通り沿道区域、低層住宅区域、石神井公園区域

外壁や屋根の素材は反射光の生じる光沢のあるものは避け、色彩は別表3に定める基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

別表3 色彩基準(石神井公園周辺地区)

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR～9.9R	3.0以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4.0以下 1.5以下
	OYR～5.0Y	3.0以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4.0以下 2.0以下
	その他	3.0以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	1.0以下(無彩色含む) 1.0以下(無彩色含む)
屋根色	OYR～5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他	6.0以下	2.0以下(無彩色含む)

※歴史的建築物等は、①建築物の屋根にあつては和瓦、銅板によるものの色彩、②建築物の外壁等および工作物にあつては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料により仕上げられる部分にこの基準を適用しないことができる。

※高さ60m以上または延べ面積3万㎡以上の建築物、高さ60m以上または築造面積3万㎡以上の工作物は、東京都景観計画(一般地区)の基準を踏襲し、外壁基本色の明度は4以上とする。

東京都足立区景観計画

景観計画区域(特別景観形成地区を除く)

- 色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
  - ・外観の色彩は、別表に定める色彩基準Ⅱのとおりとする。
  - ・地域で親しまれている色彩や素材がある場合は、これらの活用に努める。
  - ・外壁の素材は、美観が損なわれにくく、極端に光沢があるものは避ける。

別表 色彩基準－Ⅱ

部 位	色 相	明 度	彩 度
外壁基調色	0R～9.9R	3.0以上8.5未満 8.5以上	4.0以下 1.5以下
	0YR～5.0Y	3.0以上8.5未満 8.5以上	6.0以下 2.0以下
	その他	3.0以上8.5未満 8.5以上	2.0以下 1.0以下
屋根色	0YR～5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他	6.0以下	2.0以下

別表 色彩基準－Ⅲ(高さ45m以上又は延べ面積15,000㎡以上の建築物)

部 位	色 相	明 度	彩 度
外壁基調色	0R～4.9YR	4.0以上8.5未満 8.5以上	4.0以下 1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4.0以上8.5未満 8.5以上	6.0以下 2.0以下
	その他	4.0以上8.5未満 8.5以上	2.0以下 1.0以下

(筆者註：強調色については、省略した。)

特別景観形成地区

隅田川沿川地区、日暮里・舎人ライナー沿線地区

- 色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
  - ・外観の色彩は、別表に定める色彩基準Ⅳのとおりとする。
  - ・地域で親しまれている色彩や素材がある場合は、これらの活用に努める。
  - ・外壁の素材は、美観が損なわれにくく、極端に光沢があるものは避ける。

別表 色彩基準－Ⅳ

部 位	色 相	明 度	彩 度
外壁基調色	0R～4.9R	4.0以上8.5未満 8.5以上	4.0以下 1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4.0以上8.5未満 8.5以上	4.0以下 2.0以下
	その他	4.0以上	1.0以下
屋根色	5.0YR～5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他	6.0以下	2.0以下

堀川沿川地区

- 色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
  - ・外観の色彩は、別表に定める色彩基準のとおりとする。

建築物の規模	適用色彩基準
一般建築物	・堀川及び公道に面する外壁面 — 色彩基準Ⅱ ・その他の外壁面 — 色彩基準Ⅰ
一定規模以上の建築物	色彩基準Ⅱ
大規模建築物	色彩基準Ⅲ

- ・地域で親しまれている色彩や素材がある場合は、これらの活用に努める。
- ・外壁の素材は、美観が損なわれにくく、極端に光沢があるものは避ける。

見沼代親水公園周辺地区

- 色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
  - ・外観の色彩は、別表に定める色彩基準のとおりとする。

建築物の規模	適用色彩基準
一般建築物	・親水公園及び親水公園に接する公道に面する外壁面 — 色彩基準Ⅱ ・その他の外壁面 — 色彩基準Ⅰ
一定規模以上の建築物	色彩基準Ⅱ
大規模建築物	色彩基準Ⅲ

- ・地域で親しまれている色彩や素材がある場合は、これらの活用に努める。
- ・外壁の素材は、美観が損なわれにくく、極端に光沢があるものは避ける。

東京都江戸川区景観計画

景観計画区域（景観軸・景観拠点を除く）

① 高さ60m以上又は延べ床面積30,000㎡以上

色相	外壁基本色	
	明度区分	
	4以上8.5未満	8.5以上
0.1R～5.0YR	4以下	1.5以下
5.1YR～5.0Y	6以下	2以下
その他	2以下	1以下

（筆者註：表の値は彩度。強調色は省略した。以下、本計画において同じ。）

② 上記以外の建築物

色相	外壁基本色		屋根色(勾配屋根)		
	明度区分		色相	明度	彩度
	4以上8.5未満	8.5以上			
0.1R～10R	4以下	1.5以下	0.1R～5.0YR	—	2以下
0.1YR～5.0Y	6以下	2以下	5.1YR～5.0Y	—	4以下
その他	2以下	1以下	その他	—	2以下

景観軸

大河川景観軸

色相	外壁基本色		屋根色(勾配屋根)	
	明度区分		明度	彩度
	6以上8.5未満	8.5以上		
0.1R～5.0YR	4以下	1.5以下	—	2以下
5.1YR～5.0Y	4以下	2以下	—	4以下
その他	2以下	1以下	—	2以下

親水河川景観軸：上記②の基準と同じ

親水公園景観軸・親水緑道景観軸：上記②の基準と同じ

道の景観軸

色相	外壁基本色		屋根色(勾配屋根)	
	明度区分		明度	彩度
	4*以上8.5未満	8.5以上		
0.1R～10R	4以下	1.5以下	—	2以下
0.1YR～5.0Y	6以下	2以下	—	4以下
その他	2以下	1以下	—	2以下

※外壁基本色の「その他」の明度区分は、「6以上8.5未満」、「8.5以上」となる。

景観拠点

臨海景観拠点：上記「大河川景観軸」の基準と同じ。

駅の景観拠点：上記「道の景観軸」の基準と同じ。

公園の景観拠点：上記②の基準と同じ。

農の景観拠点：上記②の基準と同じ。

東京都八王子市景観計画

景観計画区域(重点地区を除く)

緑との共生ゾーン外(特定大規模建築物以外)

外 壁 基 本 色			
明度 \ 色相	0.0R~9.9R	0.0YR~5.0Y	その他
4.0以上8.5未満	4.0以下	6.0以下	2.0以下
8.5以上	1.5以下	2.0以下	1.0以下

※特定大規模建築物とは、高さが45m以上又は延べ面積が15,000㎡以上の建築物を指す。  
(筆者註：表の値は彩度。以下、本計画において同じ。)

屋 根 色 (勾 配 屋 根)		
明度 \ 色相	0YR~5.0Y	その他
6.0以下	4.0以下	2.0以下

緑との共生ゾーン外(特定大規模建築物)

外 壁 基 本 色			
明度 \ 色相	0.0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
4.0以上8.5未満	4.0以下	6.0以下	2.0以下
8.5以上	1.5以下	2.0以下	1.0以下

(筆者註：強調色は省略した。以下、本計画において同じ。)

緑との共生ゾーン内

外 壁 基 本 色		
明度 \ 色相	0.0R~5.0Y	その他
4.0以上8.5未満	4.0以下	1.0以下

※届出対象行為の建築物等の高さ10m未満の部分(高さ10m未満の建築物等含む)については、外壁基調色の明度を3.0以上8.5未満とする。

屋根色については、上記「緑との共生ゾーン外(特定大規模建築物以外)」と同様。

重点地区

甲州街道沿道地区

外 壁 基 本 色		
明度 \ 色相	0.0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y
4.0以上8.5未満	4.0以下	6.0以下
8.5以上	1.5以下	2.0以下

中心市街地環境整備地区(特定大規模建築物以外)

外壁基調色、屋根色とも、上記「緑との共生ゾーン外(特定大規模建築物以外)」と同様。

中心市街地環境整備地区(特定大規模建築物)

上記「緑との共生ゾーン外(特定大規模建築物)」と同様。

高尾駅・多摩御陵周辺地区

外 壁 基 本 色	
明度 \ 色相	0.0R~5.0Y
4.0以上8.5未満	4.0以下

※届出対象行為の建築物等の高さ10m未満の部分(高さ10m未満の建築物等含む)については、外壁基調色の明度を3.0以上8.5未満とする。

屋根色については、上記「緑との共生ゾーン外(特定大規模建築物以外)」と同様。

裏高尾・小仏地区

外壁基調色、屋根色とも、上記「緑との共生ゾーン内」と同様。

高尾山参道周辺地区

外壁基調色、屋根色とも、上記「高尾駅・多摩御陵周辺地区」と同様。

浅川沿川地区

外壁基調色、屋根色とも、上記「緑との共生ゾーン内」と同様。

東京都立川市景観計画

景観計画区域(景観形成地区を除く)

- ・街並みの中で著しく目立つものとして認識される赤や金色などの着色をしたガラスの使用は避け、ガラスの反射や透過による色彩も含めて周辺の街並み景観から突出しないことを基本とする。
- ・地域で伝統的に使われている屋根材、外壁材などがある場合は、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅版、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等や工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩については以下の基準によらないことができるが、周辺の街並みと調和を図るものとする。
- ・地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材などの地域固有の自然素材を使用する場合については、景観審議会の意見を聴取した上で、これを尊重する。

砂川地域、基地跡地関連地域、一般市街地地域

外 壁 基 本 色			
明度 \ 色相	0.0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
4以上8.5未満	4以下	6以下	2以下
8.5以上	1.5以下	2以下	1以下

※屋根色は、屋根の立ち上がりを概観としてとらえ外壁面に含めて面積割合を計算する。  
(筆者註：表の値は彩度。強調色、アクセント色は省略した。以下、本計画において同じ。)

景観形成地区

都市軸沿道地区、中心市街地地区、新市街地地区、五日市街道地区  
外壁基調色、屋根色とも、上記の砂川地域等の基準に同じ。

玉川上水地区

高さ10m以上又は延べ面積500㎡以上

外 壁 基 本 色		
明度 \ 色相	0.0R~5.0Y	その他
4以上8.5未満	4以下	1以下

屋 根 色		
明度 \ 色相	5.0YR~5.0Y	その他
6以下	4以下	2以下

高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満の届出対象建築物

外壁基調色は、上記の砂川地域等の基準に同じ。

屋根色は、上記の高さ10m以上又は延べ面積500㎡以上の基準に同じ。

立川崖線地区、国分寺崖線地区

外壁基調色、屋根色とも、上記の玉川上水地区の高さ10m以上又は延べ面積500㎡以上の基準に同じ。

東京都府中市景観計画

景観計画区域(景観形成推進地区を除く)

建築物等における色彩の基準

色彩の基準は、景観法第17条第1項に規定する景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限とし、JIS規格に採用されている「マンセル表色系」により、別表1のとおり定めます。

別表1 建築物等の色彩基準

	外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			屋根色(勾配屋根)		
	色 相	明 度	彩 度	色相	明度	彩度
商業系	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。		
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下			
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下			

	外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			屋根色(勾配屋根)		
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
住宅地系	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	屋根面の立ち上がりを 外壁に含めて面積割合 を計算する。		
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下			
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下			

(筆者註：計画より一部抜粋。強調色等の部分は割愛している。)

### 景観形成推進地区

建築物等における色彩の基準(同)

別表1 色彩基準

	外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			屋根色(勾配屋根)		
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
大國魂神社・け やき並木周辺地 区	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	5.0YR ~5.0Y	6以下	4以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下			2以下
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他	2以下	
多摩川沿川地区	0R~4.9YR	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	5.0YR ~5.0Y	-	4以下
	5.0YR~5.0Y	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下			2以下
	その他	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他	2以下	
国分寺崖線地区	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	5.0YR ~5.0Y	6以下	4以下
府中崖線地区	5.0YR~5.0Y		4以下			2以下
浅間山周辺地区	その他		1以下	その他	2以下	

(筆者註：計画より一部抜粋。強調色等の部分は割愛している。)

### 東京都町田市景観計画

景観計画区域(景観形成誘導地区を除く)

にぎわいゾーン

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			
明度 \ 色相	0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
4以上8.5未満	4以下	6以下	2以下
8.5以上	1.5以下	2以下	1以下

(筆者註：表の値は彩度。強調色、アクセント色は省略した。以下、本計画において同じ。)

屋根色		
明度 \ 色相	0R~5.0Y	その他
6以下	4以下	2以下

住まい共生ゾーン

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			
明度 \ 色相	0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
4以上8.5未満	4以下	4以下	1以下
8.5以上	1.5以下	2以下	1以下

屋根色については、上記「にぎわいゾーン」に同様。

丘陵地ゾーン

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			
明度 \ 色相	0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
4以上8.5未満	4以下	4以下	1以下

屋根色については、上記「にぎわいゾーン」に同様。



景観形成誘導地区

町田駅前通り地区

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			
明度 \ 色相	10R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
4以上8.5未満	4以下	6以下	使用不可
8.5以上	1.5以下	2以下	使用不可

※無彩色は使用可。

屋根色については、上記「にぎわいゾーン」に同様。

小野路宿通り地区

外壁基本色(外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			
明度 \ 色相	0R~4.9YR	5.0YR~5.0Y	その他
3以上8.5未満	4以下	4以下	1以下

屋根色については、上記「にぎわいゾーン」に同様。

多摩境通り地区：外壁基本色、屋根色とも、上記「にぎわいゾーン」に同様。

神奈川県平塚市景観計画

景観計画区域

- ・外壁や屋根などの色彩は、原則として、原色や突出色の使用をしないこと。
- ・建築物の外観及び工作物の表面の色彩は、下表の通りとすること。

YRから5Yまでの色相(5Yを含む)	彩度6以下
R、5Yから10Y(5Yを含まない)、GY、G、BG、B、PB、P、RPの色相	彩度2以下

注1) 見付面積の1/5以下のアクセント色はこの限りではない。

注2) 木材、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色についてはこの限りではない。

注3) 特別な事情によるものについては、別途協議することができる。

神奈川県鎌倉市景観計画

景観計画区域

(旧市街地の住宅区域、谷戸の住宅区域、丘陵住宅区域、林間住宅区域)

- ・基調色は、色相がR、YR、Yの場合は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下とする。
  - ・建築物の屋根の基調色は明度6以下とする。
  - ・一定規模以上の建築物の外壁の基調色は明度3～8の範囲とする。
- 但し、素材色などで、まち並みに違和感を与えないと認められるものはこの限りではない。

(一般住宅区域、沿道住宅区域)

- ・基調色は、色相がR、YR、Yの場合は彩度6以下、その他の色相は彩度3以下とする。
  - ・建築物の屋根の基調色は明度6以下とする。
  - ・一定規模以上の建築物の外壁の基調色は明度3～8の範囲とする。
- 但し、素材色などで、まち並みに違和感を与えないと認められるものはこの限りではない。

(拠点商業区域、鎌倉地域まち並み型商業区域、大船地域まち並み型商業区域、住商複合区域)

- ・基調色は、色相がR、YR、Yの場合は彩度6以下、その他の色相は彩度3以下とする。
  - ・建築物の屋根の基調色は明度6以下とする。
- 但し、素材色などで、まち並みに違和感を与えないと認められるものはこの限りではない。

(緑地景観区域、農業景観区域)

- ・基調色は、色相が0YR～5Yの場合は彩度3以下、その他の場合は彩度1以下とする。
  - ・建築物の屋根の基調色は明度6以下とする。
  - ・一定規模以上の建築物の外壁の基調色は明度3～8の範囲とする。
- 但し、素材色などで、まち並みに違和感を与えないと認められるものはこの限りではない。

特定地区

(由比ガ浜中央地区)

- 建築物の外壁の基調色は以下のとおりとする。
- ・色相 0 Rから10Rまでの範囲は彩度 4 以下
  - ・色相 0YRから5Yまでの範囲は彩度 6 以下
  - ・上記以外の色相については彩度 2 以下

(鎌倉芸術館周辺地区)

教育・文化・医療・研究などの機能集積にあった、清潔感があり、明るく格調高い空間演出を実現するため、建築物の外壁基調色は以下の中から選択します。

- 色相 7.5YRから2.5Yの範囲  
明度 8 以上／彩度 1.5 以下、または明度 5 以上 8 未満／彩度 2.5 以下の色
- 色相 2.6Yから7.5GYの範囲  
明度 8 以上／彩度 1.0 以下、または明度 5 以上 8 未満／彩度 2.0 以下の色

神奈川県藤沢市景観計画

(筆者註：地域等が細かく区分されているため、一部、省略している。)

景観計画区域(特別景観形成地区、景観形成地区を除く)

《都心・拠点ゾーン、湘南海岸なぎさベルト以外の区域》

商業系建築物の外壁色

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	0.0～2.0	0.0～3.0	0.0～4.0	使用不可
YR	0.0～2.0	0.0～5.0	0.0～6.0	使用不可
GY、G、BG、B、PB、P、RP	0.0～1.0	0.0～2.0	0.0～2.0	使用不可

商業系建築物の屋根色

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	使用不可	0.0～3.0	0.0～4.0	0.0～4.0
YR	使用不可	0.0～5.0	0.0～6.0	0.0～6.0
GY、G、BG、B、PB、P、RP	使用不可	0.0～2.0	0.0～2.0	0.0～2.0

住居系建築物の外壁色

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	0.0～2.0	0.0～3.0	0.0～4.0	使用不可
YR	0.0～2.0	0.0～5.0	0.0～6.0	使用不可
GY、G、BG、B、PB、P、RP	0.0～2.0	0.0～2.0	0.0～2.0	使用不可

住居系建築物の屋根色：上記、商業系建築物の屋根色の基準に同じ。

工業系建築物の外壁色

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	0.0～2.0	0.0～3.0	0.0～4.0	0.0～1.0
YR	0.0～2.0	0.0～5.0	0.0～6.0	0.0～2.0
GY、G、BG、B、PB、P、RP	0.0～1.0	0.0～2.0	0.0～2.0	0.0～0.5

工業系建築物の屋根色：上記、商業系建築物の屋根色の基準に同じ。

《都心・拠点ゾーン、湘南海岸なぎさベルト》

外壁色

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	0.0～2.0	0.0～2.0	使用不可	使用不可
YR	0.0～2.0	0.0～3.0	使用不可	使用不可
GY、G、BG、B、PB、P、RP	0.0～1.0	0.0～1.0*	使用不可	使用不可

※湘南海岸なぎさベルトでは、明度8.9～6.0で、GY～RPの彩度の上限を2.0とする。

屋根色

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	使用不可	0.0～2.0	0.0～2.0	0.0～2.0
YR	使用不可	0.0～3.0	0.0～3.0	0.0～3.0
GY、G、BG、B、PB、P、RP	使用不可	0.0～1.0	0.0～1.0	0.0～1.0

特別景観形成地区

江の島地区

外壁色

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	使用不可	0.0～2.0	使用不可	使用不可
YR	使用不可	0.0～3.0	使用不可	使用不可
GY、G、BG、B、PB、P、RP	使用不可	0.0～1.0	使用不可	使用不可

屋根色

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	使用不可	使用不可	0.0～2.0	0.0～2.0
YR	使用不可	使用不可	0.0～3.0	0.0～3.0
GY、G、BG、B、PB、P、RP	使用不可	使用不可	0.0～1.0	0.0～1.0

湘南C-X (シークロス)

複合都市機能ゾーン(商業・業務・サービス・文化アミューズメント等)

“湘南C-X”の玄関として、多くの人を訪れる場所であり“賑わい”や“暖かみ”を感じさせる、他のエリアと比べて印象度のある空間を創出する。具体的には、遠景からの統一感のあるまち並みを創りだす建物壁面の3階以上の部分を「基調色」、人やお店によって交流や賑わいが生じる2階以下の部分を「限界色」とし、それぞれに基準を設ける。(「限界色」に「基調色」を用いた場合は建物全体で1色でも良い。)

基調色(3階以上)

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
YR、Y	0.0～2.0	0.0～1.0	使用不可	使用不可

限界色(2階以下)

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	0.0～2.0	0.0～3.0	使用不可	使用不可
YR	0.0～2.0	0.0～5.0	使用不可	使用不可
RP	0.0～1.0	0.0～2.0	使用不可	使用不可

複合都市機能ゾーン(住宅・サービス機能等)

遠景からの統一感のあるまち並みを創りだすため、建物壁面の3階以上の部分を「基調色」、基調色とならない部分を「限界色」とし、それぞれに基準を設ける。

基調色(3階以上)：上記の基調色に同じ。

限界色(2階以下)：上記の限界色からRPの色相を除いた基準に同じ。

景観形成地区

サム・ジュ・モール地区

外壁の低層部

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R	0.0～2.0	0.0～2.0	0.0～2.0	使用不可
YR	0.0～2.0	0.0～5.0	0.0～6.0	使用不可
Y	0.0～2.0	0.0～3.0	0.0～4.0	使用不可
GY、G、BG、B、PB、P、RP	0.0～2.0	0.0～2.0	0.0～2.0	使用不可

外壁の中高層部：上記「都心・拠点ゾーン、湘南海岸なぎさベルト」の外壁色の基準に同じ。

屋根色は、上記「都心・拠点ゾーン、湘南海岸なぎさベルト」の屋根色の基準に同じ。

すばな通り地区

外壁の低層部

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	0.0～2.0	0.0～3.0	0.0～4.0	使用不可
YR	0.0～2.0	0.0～5.0	0.0～6.0	使用不可
GY、G、BG、B、PB、P、RP	0.0～1.0	0.0～1.0	0.0～1.0	使用不可

外壁の中高層部

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	0.0～2.0	0.0～2.0	使用不可	使用不可
YR	0.0～2.0	0.0～3.0	使用不可	使用不可
GY、G、BG、B、PB、P、RP	0.0～0.5	0.0～0.5	使用不可	使用不可

屋根色は、上記「江の島地区」の屋根色の基準に同じ。

湘南辻堂地区

外壁色、屋根色とも、上記「都心・拠点ゾーン、湘南海岸なぎさベルト」の屋根色の基準に同じ。

ニコニコ自治会地区

外壁色

色相 \ 明度区分	10.0～9.0	8.9～6.0	5.9～3.0	2.9～0
R、Y	使用不可	0.0～2.0	0.0～2.0	使用不可
YR	使用不可	0.0～3.0	0.0～3.0	使用不可
GY、G、BG、B、PB、P、RP	使用不可	0.0～1.0	0.0～1.0	使用不可

屋根色は、上記「江の島地区」の屋根色の基準に同じ。

湘南台地区

外壁の低層部は、上記「商業系建築物の外壁色」の基準に同じ。

外壁の中高層部は、上記「都心・拠点ゾーン、湘南海岸なぎさベルト」の外壁色の基準に同じ。

屋根色は、上記「都心・拠点ゾーン、湘南海岸なぎさベルト」の屋根色の基準に同じ。

神奈川県小田原市景観計画

景観計画区域(景観計画重点区域を除く)

建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

使用する色相	彩度
0. 1R～10R	4以下とする。
0. 1YR～5Y	6以下とする。
上記以外の色相	2以下とする。

景観計画重点区域

小田原城周辺地区

建築物の屋根(ひさしを含む。以下この表において同じ。)及び外壁等(屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。)の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあつては無釉の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあつては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

建築物の屋根の色彩

使用する色相	明度	彩度
0. 1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。
上記以外の色相	5以下とする。	0.5以下とする。

建築物の外壁等の色彩

使用する色相	明度	彩度
0. 1YR～5Y	8.5以上の場合	2以下とする。
	8.5未満の場合	4以下とする。
上記以外の色相	5以下とする。	0.5以下とする。

小田原駅周辺地区

建築物の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の着色をしていない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

使用する色相	彩 度
0. 1YR～5Y	6以下とする。
上記以外の色相	0.5以下とする。

国道1号本町・南町地区

建築物の屋根(ひさしを含む。以下この表において同じ。)及び外壁等(屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。)の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等にあつては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

建築物の屋根の色彩

使用する色相	明 度	彩 度
0. 1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。
上記以外の色相	5以下とする。	1以下とする。

建築物の外壁等の色彩

使用する色相	明 度	彩 度
0. 1YR～5Y	(制限なし)	4以下とする。
上記以外の色相	(制限なし)	1以下とする。

小田原大井線沿道地区

建築物の屋根(ひさしを含む。以下この表において同じ。)及び外壁等(屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。)の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等にあつては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分(ただし、工業専用地域内では地盤面からの高さ10m以下の部分とし、その他の地域では地盤面からの高さ5m以下の部分に限る。)の色彩については、この限りでない。

建築物の屋根の色彩

使用する色相	明 度	彩 度
0. 1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。
上記以外の色相	5以下とする。	2以下とする。

建築物の外壁等の色彩

使用する色相	明 度	彩 度
0. 1YR～5Y	7.5以上の場合	2以下とする。
	7.5未満の場合	4以下とする。
上記以外の色相	全 域	2以下とする。

穴部国府津線沿道地区

建築物の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分(ただし、地盤面からの高さ10m以下の部分に限る。)の色彩については、この限りでない。

使用する色相	彩 度
0. 1YR～5Y	4以下とする。
上記以外の色相	2以下とする。

神奈川県茅ヶ崎市景観計画

景観計画区域(特別景観まちづくり地区を除く)

建築物及び工作物の外観の主たる色彩(基調色)は、マンセル表色系)により、4つの景観ゾーン別に次のとおりとします。(上げ裏面を含む)

景観ゾーン	使用する色相	明 度	彩 度
北部丘陵地域景観ゾーン	10R~10Y その他の色相	4以上9以下	4以下 1.5以下
中部地域景観ゾーン	10R~10Y その他の色相	4以上10以下	4以下 1.5以下
海岸地域景観ゾーン	10R~10Y その他の色相	5以上10以下	4以下 1.5以下
中心市街地景観ゾーン	10R~10Y その他の色相	4以上10以下	4以下 1.5以下

(筆者註：推薦色、アクセント色については、省略した。)

特別景観まちづくり地区

茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区  
(商業街区)

- 茅ヶ崎中央通り、一里塚通り、元町新栄町線に面する建築物等の色彩

景観重要道路(茅ヶ崎中央通り、一里塚通り、元町新栄町線)に接した敷地にある建築物の1階部分で、かつ当該道路に面する部分(庇、外階段、外廊下、ベランダ等の上げ裏部分も含む)及び、当該道路から直接見える部分に設置される工作物、自動販売機等の色彩は、下表に掲げる範囲内とする。ただし、「建物デザイン」の基準による桁部についてはこの限りではない。

色 相	明 度	彩 度
R	5 以上	4 以下
YR、Y	(無彩色を含む)	6 以下
GY~RP		4 以下

上記の敷地にある建築物又は工作物等のうち、上記に該当する部分以外の部分(庇、外階段、外廊下、ベランダ等の上げ裏部分も含む)の色彩は、下表に掲げる範囲内とする。ただし、1階の意匠が2階に続く場合は、2階にも1階の色彩が使用できる。

色 相	明 度	彩 度
R	7 以上	1.5以下
YR、Y	(無彩色を含む)	4 以下

- エメロードに面する建築物等の色彩

(本文は上記とほぼ同様。省略)

エメロードに面する1階部分の色彩範囲

色 相	明 度	彩 度
R	全範囲	4 以下
YR、Y	(無彩色を含む)	6 以下
GY~RP		4 以下

上記以外の部分の色彩範囲

色 相	明 度	彩 度
R	7 以上	1.5以下
YR、Y	(無彩色を含む)	4 以下
GY~RP		1.5以下

※色相が黄赤(YR)黄(Y)の範囲で、石、タイル、木などの素材を使用する場合は、明度6以上とすることができる。

- その他の届出対象建築物

上記の景観計画区域の中心市街地景観ゾーンの基準に従う。

(東海道街区)

(本文は上記とほぼ同様。省略)

国道1号に面する1階部分の色彩範囲

色相	明度	彩度
R	7以上	2以下
1YR~7.5Y	6以上	4以下
7.5Y~RP	7以上	2以下

※無彩色は明度7以上

上記以外の部分の色彩範囲

色相	明度	彩度
R	8以上	1.5以下
YR、Y	7以上	3以下
GY~RP	8以上	1.5以下

※無彩色は明度8以上

- ・その他の届出対象建築物

上記の景観計画区域の中心市街地景観ゾーンの基準に従う。

(行政文化街区)

(本文は上記とほぼ同様。省略)

中央通りに面する最高高さ25m未満又は階数7階建て以下の建築物の色彩範囲

色相	明度	彩度
R	8以上	1.5以下
1YR~7.5Y	6以上	3以下
7.5Y~RP	8以上	1.5以下

※無彩色は明度8以上

中央通りに面する最高高さ25m以上又は階数8階建て以上の建築物の色彩範囲

色相	明度	彩度
R	8以上	1.5以下
YR、Y	7以上	3以下
GY~RP	8以上	1.5以下

※無彩色は明度8以上

- ・その他の届出対象建築物

上記の景観計画区域の中心市街地景観ゾーンの基準に従う。

茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区

壁面：松林・海岸植物・海等の自然環境の色彩を尊重するため低彩度、高明度の暖色系色彩を基調色とする。彩度1.5以下、明度8以上とする。但し、地盤面のうち、一番低い部分からの高さが9m以下の壁面で、10R~10Yの範囲においては、彩度4以下、明度5以上とする。

屋根：落ち着いた景観をつくるため低彩度の色彩とする。彩度2以下（明度は全ての範囲で使用可能）とする。但し、地盤面のうち、一番低い部分からの高さが10mを超える部分の屋根については、彩度1.5以下、明度8以上とする。

浜見平特別景観まちづくり地区

マンセル表色系の基準なし

神奈川県逗子市景観計画

景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

- ・建築物及び工作物の外観(屋根を除く)の色彩は、日本工業規格Z8721【色の表示方法—三属性による表示】において、次に掲げる色相、明度及び彩度の範囲内とする。

(1) 色相が5YRから10YR及び0Yから5Yの色彩を用いる場合は、明度4以上かつ彩度6以下とする。

(2) 色相が上記以外（R、0YRから4.9YR、5.1Yから10Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）の色彩を用いる場合は、明度4以上かつ彩度2以下とする。

- ・前項の規定は、次に掲げる項目には適用しない。

(1) 建築物及び工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で用いる色彩。

(2) 表面に着色を施していない木材や土壁、金属板、スレート、ガラスなどの素材本来がもつ色彩。

(3)その他、市長が特別な理由があると認めた色彩。

### 景観形成重点地区

歴史的景観保全地区（A地区、B地区、C地区、景観形成街路沿道宅地）

（屋根）明度5以下、彩度2以下とする。但し、屋根上の太陽光発電システムその他これらに類するもので屋根色彩と調和しているものは、色彩基準の適用を除外する。

- （外観）・基調色彩は、色相が5YRから10YR、0Yから5Yの場合は、彩度6以下。色相が前述以外の場合、明度4以上、彩度2以下。  
 ・3階以上の階は最下階よりも明度を高くする。  
 ・外壁のアクセント色彩は外壁の見付面積の20%以内で、外壁基調色と調和したものと

逗子駅周辺地区

- ・建築物及び工作物（目よけテントを除く）の外観の色彩は次の通りとする。
  - ・駅前広場及び商店街（カワ）の色彩
    - ①色相が5YR～10YR、0Y～5Yの時、明度4以上、彩度6以下。
    - ②色彩が上記以外の時、明度4以上、彩度2以下。
  - ・低層住宅地（アンコ）の色彩
    - ③色相が5YR～10YR、0Y～5Yの時、明度4以上、彩度4以下。
    - ④色彩が上記以外の時、明度4以上、彩度2以下。
- ・建築物や工作物の無着色の木材や外壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩や建築物若しくは工作物の見付面積の20%未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、この限りでない。
- ・3階以上の階の壁面の色彩は最下階よりも明度の高い色彩を使用する。

東逗子駅周辺地区

建築物等の外観の色彩は、逗子市景観計画における色彩の基準（色相が5YRから10YR及び0Yから5Yの色彩を用いる場合は、明度4以上かつ彩度6とする。色相が前述以外の場合、明度4以上かつ彩度2以下とする。）を適用する。ただし、木材や外壁、ガラス等の材料で仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20%未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、適用除外とする。

### 神奈川県秦野市ふるさと秦野生活美観計画

#### 景観計画区域

- (1) 建築物又は工作物の外観の色彩は、本市を取り巻く自然景観を美しく引き立て、建築物等に多く使われている色彩とするなど、周辺のまち並みと調和したものとす。特に高彩度色の使用を避け、極端に明度の高いもの及び低いものの使用を避ける。
- (2) 建築物の外壁または工作物表面の基調色<sup>(※1)</sup>及び屋根に使用する色彩は、下表の基準<sup>(※2)</sup>を超えないものとする。また、基準内であっても周辺との関係を考慮し、落ち着いた色彩とする。ただし、この基準は表面に着色を施していない素材色<sup>(※3)</sup>、又は道路その他の公共空間から望見されない部分には適用しない。

※1 壁面のうち、最も大きな面積の色彩をいう。全体の2/3程度を目安とする。

※2 日本工業規格Z8721に定める色相、明度、彩度の三属性による。以下マンセル値という。

※3 木材、レンガ、土壁、漆喰、金属板、スレート、ガラスなどの素材の色彩。

- (3) 基調色以外の色彩の使用にあっても背景の山並みや周辺のまち並みに違和感を与えない色使いとし、特に建築物の上部にあっては下表の基準を超える色彩を使用しない。ただし、以下のものについてはこの限りではない。

ア 市街化区域内にあつて、全体面積の1/10未満の範囲で、建築物等のアクセント(強調色)として使用する色彩

イ 工作物にあつて、その機能上やむを得ない場合に使用する色彩

表1. 市街化区域の建築物等の外壁の基調色及び屋根に使用する色彩の基準

①有彩色の基準	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
色 相				
YR(黄赤)から5Y(黄)までの色相(※5Yを含む)	—	6以下	7以下	6以下
R(赤)の色相及び5Y(黄)から10Yまで(※5Yを含まない)	—	3以下	7以下	3以下
GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の色相	—	2以下	7以下	2以下
②無彩色(N)の基準	外壁の明度		屋根の明度	
	—		7以下	



表2. 市街化調整区域の建築物等の外壁の基調色及び屋根に使用する色彩の基準

①有彩色の基準 色 相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
YR(黄赤)から5Y(黄)までの色相(※5Yを含む)	3以上8以下	4以下	7以下	4以下
R(赤)の色相及び5Y(黄)から10Yまで(※5Yを含まない)	3以上8以下	2以下	7以下	2以下
GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の色相	3以上8以下	1以下	7以下	1以下
②無彩色(N)の基準	外壁の明度		屋根の明度	
	3以上8以下		7以下	

神奈川県厚木市景観計画

景観計画区域

建築物等の外観に用いる色彩は、以下に掲げる範囲とする。ただし、表面に着色していない自然素材の色彩及び商業系用途地域(商業地域、近隣商業地域)内において、小面積(立面積の5%以内)で使用するアクセント色についてはこの限りではない。

色彩基準(マンセル値)

	色 相	外 壁 色		屋 根 色	
		明 度	彩 度	明 度	彩 度
市街化区域 市街地景観 新市街地景観	YR(黄赤)、Y(黄)	4以上9以下	6以下	2以上9以下	6以下
	N(灰)		—		—
	その他の色相		3以下		3以下
市街化調整区域 山地景観 里山・田園景観	YR(黄赤)、Y(黄)	4以上9以下	4以下	2以上9以下	4以下
	N(灰)		—		—
	その他の色相		2以下		2以下

神奈川県大和市景観計画

景観計画区域

(外壁等)・建築物の外壁および工作物の外装の色彩は、次の表のとおりとする。

- ただし、建築物・工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩、または建築物・工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で着色される部分の色彩についてはこの限りではない。

色 相	明 度	彩 度
0YR(10R)～5Y	—	6以下
上記以外の有彩色	—	2以下
無彩色	—	0(使用可)

(屋根)・建築物の屋根の色彩は、次の表のとおりとする。

- ただし、銅板等の着色していない金属材による場合、または見付面積の1/5未満の範囲内で着色される部分の色彩についてはこの限りではない。

色 相	明 度	彩 度
0YR(10R)～5Y	6以下	6以下
上記以外の有彩色	6以下	2以下
無彩色	6以下	0(使用可)

神奈川県海老名市景観推進計画

景観計画区域

- ・ベースカラーは、下表の色彩基準内とする。複数の色を使用する場合も同様とする。
- ・ベースカラーで補色(色相環で正反対に位置する色)の組み合わせは使用しない。
- ・着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分については、色彩基準を適用しない。
- ・色彩基準に適合しない色をアクセントカラーとして用いる場合は、遠方からの眺望に影響の少ない下層部(概ね高さ10m以下)に使用すること。

- ・市街化区域、海老名駅東口地区においても、市街化調整区域に接する部分については、市街化調整区域の色彩基準とする。

【色彩基準】

	色 相	明 度	彩 度
市街化区域	R・YR・Y	—	6 以下
	その他の色	—	3 以下
海老名駅東口地区	R・YR・Y	3 以上	8 以下
	その他の色	3 以上	3 以下
市街化調整区域	R・YR・Y	3 以上 8 以下	6 以下
	その他の色	3 以上 8 以下	3 以下

※日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系により、色相、明度、彩度の三属性を用いて表す。

※ベースカラーとは、各立面の1/5を超える面積で用いる色をいう。アクセントカラーとは、各立面において小面積で用いる色をいう。

神奈川県座間市景観計画

景観計画区域(変更命令基準)

外壁の色彩が次の色彩基準外となる行為。ただし、使用規模、素材により、景観形成上の支障がないと認める場合は、この限りではない。

\*色彩基準(色の3属性による表示法(JIS Z8721)による)

基調色は、

色相がR、YR、Yの場合は彩度6以下

その他の色相は彩度3以下

とする。ただし、建築物の見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。

▷鈴鹿長宿特定景観計画地区においても、マンセル表色系による基準は、上記と同様。

神奈川県南足柄市景観計画

景観計画区域

建築物の外壁及び工作物表面の基調色並びに建築物の屋根に使用する色彩は別表のとおりとすること。ただし、木材、レンガ、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色は、この限りでない。

※基調色:外観の面積のうち最も大きな面積の色彩をいう。全体の2/3程度を目安とする。

別表 建築物の外壁及び工作物表面の基調色並びに建築物の屋根の色彩(マンセル値)

	市街地景観ゾーン				山並み景観ゾーン、田園・里山景観ゾーン			
	外 壁		屋 根		外 壁		屋 根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
10R(赤)<色相≤5Y(黄)	—	6以下	7以下	6以下	3以上8以下	4以下	7以下	4以下
10RP(赤紫)<色相≤10R(赤)	—	3以下	7以下	3以下	3以上8以下	2以下	7以下	2以下
5Y(黄)<色相≤10Y(黄)	—	—	—	—	—	—	—	—
10Y<色相≤10PR(赤紫)	—	2以下	7以下	2以下	3以上8以下	1以下	7以下	1以下
無彩色(N)	—	—	7以下	—	3以上8以下	—	7以下	—

神奈川県大磯町景観計画

【別表2】 建築物の屋根の色彩

	色 相	明 度	彩 度
景観計画区域	5YRから5Yまで	5以下	6以下
	上記以外の有彩色	5以下	2以下
	無彩色	8以下	—

【別表3】 建築物の壁面、工作物の色彩

	色 相	明 度	彩 度
景観計画区域 (景観形成重点地区を除く)	5YRから5Yまで	2以上8以下	6以下
	上記以外の有彩色	2以上8以下	2以下
	無彩色	9以下	—
景観形成重点地区—丘陵側— (高麗山公園周辺地区、大磯駅周辺北地区、 小磯山手地区)	5YRから5Yまで	2以上6以下	6以下
	上記以外の有彩色	2以上6以下	3以下
	無彩色	8以下	—
景観形成重点地区—町中— (化粧坂松並木地区、大磯駅周辺南地区、 小淘綾海岸松林地区、旧東海道中丸地区、 六所神社周辺地区)	5YRから10YRまで	2以上7以下	6以下
	10YRから5Yまで	2以上7以下	6以下
	上記以外の有彩色	7から9以下	3以下
	無彩色	2以上7以下	3以下
景観形成重点地区—海岸側— (大磯港・海岸地区)	5YRから5Yまで	3以上9以下	3以下
	上記以外の有彩色	3以上9以下	2以下
	無彩色	3以上9以下	—

神奈川県湯河原町景観計画

景観計画区域(景観まちづくり推進地区を除く)

市街地(=用途地域)を除く区域

建築物や工作物の外観の基調色は、建築物の色として見慣れた色相(R系、YR系、Y系、N)を基本とし、次に示す色彩とする。ただし、建築物や工作物の着色していない木材、土壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物や工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で用いる色彩は、この限りでない。

色 相	彩 度
R及びYR	6以下とする
Y	4以下とする
GY、G、BG、B、PB、P、RP	2以下とする

※表内の色彩は、日本工業規格のZ8721に基づくものとする

▷市街地(=用途地域)においても、マンセル表色系の基準は、上記と同様。

景観まちづくり推進地区(温泉場地区)

(本文は上記と同様。省略)

建築物の屋根の色彩

色 相	明 度	彩 度
R、YR、Y	5以下とする	4以下とする
GY、G、BG、B、PB、P、RP		0.5以下とする

建築物の外壁及び工作物の色彩

色 相	明 度	彩 度
R、YR、Y	8以下とする	4以下とする
GY、G、BG、B、PB、P、RP		0.5以下とする

※表内の色彩は、日本工業規格のZ8721に基づくものとする

神奈川県葉山町景観計画：届出対象行為に建築物の新築等が含まれていない

神奈川県箱根町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山梨県韮崎市景観計画

景観形成重点ゾーン（神山地区）

- ・外観の色彩の制限は、次のとおりとする。

色相	明度	彩度
R(赤)・YR(黄赤)	制限なし 8以下	3以下 6以下
Y(黄)	制限なし 8以下	3以下 4以下
上記以外の色相	制限なし 8以下	1以下 2以下

※表中の「使用する色相」「明度」「彩度」の基準は、JIS Z8721に定めるマンセル値による。

※次のア～イのいずれかに該当する場合は、上表の基準の限りでない。

- ア. 建築物の屋根にあつて、次のa～bの色彩
  - a. 和瓦や銅板などによるものの色彩
  - b. 地域の特徴的な色彩で市が認めるもの
- イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあつて、次のa～cの色彩
  - a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩
  - b. 地域の特徴的な色彩で市が認めるもの
  - c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の1/10未満の場合

山梨県北杜市景観計画

景観形成地域（田園集落景観形成地域）

外壁及び屋根の色彩は、低彩度の色彩で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地、集落の景観に調和した色調とする。

- ・基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし赤系(R)、黄系(Y)、又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。

▷景観形成地域（山岳高原景観形成地域）においても、上記と同様の基準。

山梨県山中湖村景観計画

景観計画区域

（屋根）灰黒系色又は焦げ茶色とする。彩度6以下、明度2以上とする。

（壁面）基本となる色彩（外壁の4/5以上を使用する色）は茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰系色とする。彩度6以下、明度2以上とする。

※素材色は上記に制限されない。

（筆者註：色相について曖昧さがあるが、彩度、明度の基準を明確にしているため、採り上げた。）

山梨県大月市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山梨県南アルプス市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山梨県甲州市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山梨県忍野村景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

長野県松本市景観計画

景観計画区域(重点地区を除く)

田園・集落系地域（用途地域外）

使用色数を少なく、伝統的な工法のなかで用いられる色や素材色を尊重した色使いとする。

色相	明度	彩度
0. 1R～10R	制限なし	3以下
0. 1YR～10YR	制限なし	4以下（3以下）
0. 1Y～10Y	制限なし	4以下（3以下）
その他	制限なし	2以下

※カッコ内は推奨値

▷住居系地域(第1,2種低層住専地域/第1,2種中高層住専地域/第1,2種住居地域/準住居地域)においても、上記と同様の基準。

商業系地域（商業地域／近隣商業地域）

通りや街区の性格に調和する色彩とする。

色 相	明 度	彩 度
0. 1R～10R	制限なし	6以下（3以下）
0. 1YR～10YR	制限なし	6以下（4以下）
0. 1Y～10Y	制限なし	4以下（4以下）
その他	制限なし	2以下

※カッコ内は推奨値

▷工業系地域（準工業地域／工業地域／工業専用地域）においても、上記と同様の基準。ただし、0. 1R～10Rの彩度は6→4。

重点地区（お城地区・お城南地区）

田園・集落系地域（用途地域外）

伝統的な工法のなかで用いられる色や素材色を尊重した色使いとする。

色 相	明 度	彩 度
0. 1R～10R	制限なし	3以下
0. 1YR～10YR	制限なし	3以下
0. 1Y～10Y	制限なし	3以下
その他	制限なし	2以下

長野県諏訪市景観計画

景観計画区域

- ・計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまち並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- ・外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまち並み景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ① YR(燈)系の色相の場合、 彩度6以下
- ② Y(黄)、R(赤)系の色相の場合、 彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、 彩度2以下

※JISのマンセル表色系による

- ・ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
  - ※外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合  
(サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。)
  - ※外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
(アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。)
  - ※着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
  - ※歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合
  - ※他の法令等により、指定された着色等が義務付けられている場合

長野県小諸市景観計画

景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

- 都市地区：外壁及び屋根の基調色はげげげしい色彩\*とせず、周辺の建築物等と調和した色調とする。多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。
- 沿道地区：外壁及び屋根の基調色はげげげしい色彩\*とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。
- 田園・集落地区、千曲川沿川地区：外壁及び屋根の基調色はげげげしい色彩\*とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。

上記3地区共通

けばけばしい色彩を避けるため以下の色彩を基調とする。マンセル値による  
 橙(YR)の色相においては彩度6以下、  
 黄(Y)及び赤(R)の色相においては彩度4以下、  
 その他の色相においては彩度3以下。

ただし、次に該当するものは、この限りではない。

- ・外壁の面積の1/5以内にアクセント色(低層部、窓枠、換気フードなどの小面積で街並みに彩りを与える色)として着色される部分(景観上支障がない場合に限る)
- ・表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩
- ・地域の伝統的建造物及びその特徴的な形態・意匠を継承するもの
- ・柿渋、ベンガラなどの伝統的塗装色
- ・その他法令等で着色が義務づけられているもの

▷浅間山麓景観形成重点地区においても、マンセル表色系の基準は、上記と同様。

長野県茅野市景観計画

景観計画区域

- ・外壁及び屋根に使用する色彩については、全体を3色以内のコントラストでまとめることが望ましい。
- ・外壁及び屋根の基調色はマンセル値によるものとし、色相に応じ以下のものを基本とする。

市街地（商業系地域）

外 壁			屋 根		
色 相	明 度	彩 度	色相	明度	彩度
R	3以上8以下	6以下	R, YR, Y,	5以下	4以下
YR, Y	3以上9以下	6以下	GY, G,		
N	3以上9以下	—	BG, B,		
上記以外の色相	3以上8以下	3以下	N		

市街地（工業系地域）

外 壁			屋 根		
色 相	明 度	彩 度	色相	明度	彩度
R	3以上8以下	6以下	R, YR, Y,	5以下	4以下
YR, Y	3以上9以下	6以下	GY, G,		
N	3以上9以下	—	BG, B,		
GY, G, BG, B	3以上8以下	2以下	N		

市街地（住居系地域）

外 壁			屋 根		
色 相	明 度	彩 度	色相	明度	彩度
R	4以上8以下	4以下	R, YR, Y,	5以下	4以下
YR, Y	4以上9以下	4以下	GY, G,		
N	4以上9以下	—	BG, B,		
GY, G, BG, B	4以上8以下	2以下	N		

農村集落、森林山地

外 壁			屋 根		
色 相	明 度	彩 度	色相	明度	彩度
R	3以上8以下	2以下	R, YR, Y,	5以下	4以下
YR, Y	3以上8以下	3以下	GY, G,		
GY, G	3以上8以下	2以下	BG, B,		
N	3以上9以下	—	N		

※以下に示す色彩は、上の各表のマンセル値による基準を適用しない。

- ①地域の伝統的な農家住宅や蔵、社寺等に見られる漆喰壁、土壁、板壁、また和瓦葺、茅葺、銅板葺の屋根等の特徴的な形態意匠を継承する建築物。
- ②木材や石材、土、レンガ(カラーレンガは除く)、和瓦、銅板を用いており、素材そのものの色(素材の表面を保護するために素地を見せた塗装を含む)を活かしている外壁及び屋根。
- ③2階までの各外壁の1/10以下の面積(開口部を含む)に用いるアクセントカラー。但し、屋根は認めない。
- ④企業カラーについては、市長が特に必要と認める場合。

長野県佐久市景観計画

景観計画区域（景観育成重点地域を除く）

別表2 景観育成基準

都市地域の基準

- ア けばけばしい色彩となることを避け、周辺の建築物等と調和した色調とすること。日本工業規格のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性(マンセル値)による  
 橙(YR)の色相においては彩度6以下、  
 黄(Y)及び赤(R)の色相においては彩度4以下  
 その他の色相においては彩度3以下  
 を基調とすること。ただし、この基準は表面に着色していない素材色(木材、れんが、土壁、金属板、スレート、ガラスなどの資材の色彩)、又は他法令等により義務である場合は適用しない。
- イ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
- ウ 外壁において、見付面積の1/5以下のアクセントカラーについては、本制限を適用しない。ただし、景観上支障のない場合に限る。
- エ 屋根についても本制限を適用するが、アクセントカラーによる緩和は認めない。ただし、地域の伝統的な色彩として認められるものについてはこの限りでない。
- オ 児童遊戯施設は除く。ただし、景観上支障のない範囲に限る。
- カ 照明を設ける場合は周辺の建築物等との調和に留意すること。

▷沿道地域の基準、河川地域の基準、田園地域の基準、山地・高原地域の基準においても、マンセル表色系の基準は上記と同様。

景観育成重点地域

別表2 景観育成基準

主要道路沿道区域（国道141号、142号、254号沿道共通）  
 マンセル表色系の基準については、上記と同様。

長野県千曲市景観計画

景観計画区域

都市地域

低彩度の色彩(注1)を基調とし、周辺の建築物・工作物と調和した色調とすること。

(注1) 低彩度の色彩を、以下のように位置づける。

- ① 日本工業規格(JIS)のZ8721(マンセル表色系)において概ね以下の通りとする。
  - ・ YR(橙)系の色相では、彩度6以下のもの
  - ・ Y(黄色)系、R(赤)系の色相では彩度4以下のもの
  - ・ その他の色相では、彩度3以下のもの
- ② 蛍光塗料を使用していないもの。

▷沿道地域、田園地域、山里・高原地域においても、ほぼ同様の基準（マンセル表色系による彩度の基準は同様。）。

長野県安曇野市景観計画

景観計画区域

外壁及び屋根の基調色として用いることができる色彩は、原則として、以下に示すマンセル値の範囲内とする。

外壁の基調色			屋根の基調色		
色相	彩度	明度	色相	彩度	明度
R, YR	6以下		R, YR	8以下	
Y, GY, RP	4以下	制限なし	5Y, 10RP	6以下	8以下
その他	3以下		その他	4以下	

\*基調色とは、見付面積の1/4以上を占める色彩とする。ただし、多色を用いる場合はこの限りではない。

\*強調色(全体面積の1/10)、地域の伝統的な色彩、非着色の素材色(木材、れんが、土壁、漆喰、金属板、スレート、ガラス、など)は、適用除外とする。

長野県下諏訪町景観計画

景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

- ・建築物・工作物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の町並みや背後の自然との調和に配慮し、落ち着いた色彩に努め、マンセル表色系において赤(R)系及びYR(黄赤)系の色相は、彩度6以下を基準とする。その他の色相は彩度4以下を基準とし、無彩色の明度は9以下を基準とする。
- ・ただし、歴史的建造物、無着色の自然素材は、これらの基準の適用を除外する。

長野県飯田市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

長野県小布施町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

長野県高山村景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

新潟県新発田市景観計画

景観計画区域（歴史景観エリア[新発田城周辺区域 寺町・清水谷周辺区域]）

建築物の屋根（庇を含む）及び外壁等並びに工作物の外観の色彩は以下の表のとおりとする。ただし、和瓦、銅板及び木竹・石・土などの自然素材を用いる場合、また、通りから見通せる箇所には位置しない工作物については、この限りではない。

種別	部位	色相	明度	彩度
禁止色	—	—	—	8.0以上

(筆者註:推奨色については省略した。)

▷景観計画区域の歴史景観エリアの他の区域、市街地景観エリア、駅前大通り景観エリア、沿道景観エリア、自然景観エリアにおいても、同様の基準。ただし、駅前大通り景観エリア、沿道景観エリアでは彩度12.0以上。

新潟県上越市景観計画

景観計画区域

建物の主要な外観の色は、上越市環境色彩ガイドラインの環境色彩基準の範囲を超えないこととする。

「上越市環境色彩ガイドライン」

■景観づくりのための環境色彩基準

建築物、工作物等の外部の色彩にかかわる行為を行う際、建物の主要な外観の色彩の範囲を以下のように定めています。色彩を表す尺度としては、JIS(日本工業規格)によって規定されている三属性による色の表示(マンセル表色系)を用いています。

色調 色相	明度5.0未満の場合の彩度値	明度5.0以上8.0未満の場合の彩度値	明度8.0以上の場合の彩度値
1.25R~6.24R	3.5未満の色彩	2.25未満の色彩	1.25未満の色彩
6.25R~8.74R	6.5未満の色彩	4.5未満の色彩	
8.75R~1.24YR	7.5未満の色彩		1.75未満の色彩
1.25YR~3.74YR	8.5未満の色彩	2.25未満の色彩	
3.75YR~1.24Y			5.5未満の色彩
1.25Y~3.74Y	6.5未満の色彩	4.5未満の色彩	2.75未満の色彩
3.75Y~8.74Y	3.5未満の色彩	2.75未満の色彩	
8.75Y~1.24GY	2.75未満の色彩	2.25未満の色彩	1.75未満の色彩
1.25GY~3.74GY			
3.75GY~6.24GY	2.25未満の色彩	1.25未満の色彩	1.25未満の色彩
6.25GY~1.24B			
1.25B~6.24B	2.25未満の色彩		
6.25B~8.74B		2.75未満の色彩	
8.75B~1.24PB	3.5未満の色彩		
1.25PB~3.74PB		4.5未満の色彩	
3.75PB~6.24PB	3.5未満の色彩		
6.25PB~1.24P		2.25未満の色彩	
1.25P~6.74P	1.75未満の色彩		
6.75P~3.74RP		1.25未満の色彩	
3.75RP~1.24R	2.75未満の色彩		2.25未満の色彩



新潟県佐渡市景観計画

景観計画区域(特別区域を除く)

(一般市街地区域、歴史的市街地区域、山林と森林区域、農村と平野区域、漁村と海岸区域)

- ・[彩度] 4以下とすること。
- ・できる限り下記の色を用いること。(「下記の色」は省略)

(筆者註:できる限り、とあることから、推奨基準と判断した。)

▷特別区域(根木の歴史的景観区域)においても、上記と同様の基準。

(商業・賑わい区域)

- ・[彩度] 6以下とすること。
- ・できる限り下記の色を用いること。(「下記の色」は省略)

富山県高岡市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

石川県七尾市景観計画

景観計画区域

建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、日本工業規格(JISZ8721)に定める色相、明度及び彩度の三属性により、次に掲げる色彩とする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- ①表面に着色しない素材を使用する場合
- ②見付面積の1/5未満の範囲内で、外観の強調色(アクセント色)とする場合
- ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④その他必要と認める場合

色彩の数値基準(JIS Z8721による)

	景観計画区域	内、特別地域		
色相	全色相	0. 1R~5Y	5. 1Y~10Y	その他
明度	8. 5以下	3~8. 5	3~8. 5	3~8. 5
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下

石川県小松市景観計画

景観形成重要地域

建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表(イ)欄のとおりとする。

特別地域

建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表(ロ)欄のとおりとする。

別表 (色彩の数値基準)

	基準(イ)	基準(ロ)		
色相	全色相	0. 1R~5Y	5. 1Y~10Y	その他
明度	8. 5以下	3~8. 5	3~8. 5	3~8. 5
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下

備考 建築物及び工作物の外観の基調色として使用する色彩は、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値(マンセル値)が表示されたもので、上記に示す範囲の色彩を使用する。ただし、次に掲げる場合には使用しない。

- (1) 材料本来の色彩で、表面に着色していない場合
- (2) 見付面積の1/5未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- (3) 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

石川県輪島市景観計画

景観形成重要地域

建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（い）欄のとおりとする。

特別地域

建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（ろ）欄のとおりとする。

【別表】色彩の数値基準(JIS Z8721による)

色相	基準(い)	基準(ろ)		
	全色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他
明度	8.5以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下

石川県加賀市景観計画

景観計画区域(景観形成地域を除く)

日本工業規格(JIS Z8721)に定める彩度10以下の落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色は避け、周辺景観との調和に配慮する。ただし、次に掲げる場合には使用しない。

- ①自然素材で、表面に着色していない場合
- ②見付面積の1/5未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④その他市長が必要と認める場合

景観形成地域

建築物等及び工作物(通信用アンテナ部を除く)の外観の基調色として使用する色彩は、日本工業規格(JIS Z8721)に定める三属性(マンセル表色系)に基づき、別表に示す範囲の色彩を使用する。ただし、次に掲げる場合には使用しない。

(①~③、⑤は上記と同様のため、省略)

- ④古代赤瓦(歴史的赤茶色粘土瓦)及びそれに準じた赤瓦を使用する場合

【別表】色彩の数値基準(JIS Z8721による)

色相	基準		
	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他
明度	3~8.5	3~8.5	3~8.5
彩度	6以下	4以下	2以下

石川県白山市景観計画

色彩の数値基準(JIS Z8721による)

色相	景観計画区域	特別地域		
	全相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他
明度	8.5以下 明るすぎない	3~8.5 明るすぎない、暗すぎない		
彩度	6以下 鮮やかすぎない	6以下 鮮やかすぎない	4以下 鮮やかすぎない	2以下 鮮やかすぎない

岐阜県大垣市景観計画

景観計画区域

マンセル表色系による外観の色彩は、明度2以上かつ彩度8未満とする

岐阜県高山市景観計画

景観計画区域

けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値は、明度2以上かつ彩度10未満とし、推奨値は下記の表のとおりとする。(「推奨値」は省略)

## 景観重点区域

### (城下町区域)

けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。

#### 基準値

色相	明度	彩度
5~10R	2以上8以下	3以下
2.5~10YR	2以上8以下	4以下
2.5~10Y	2以上8以下	6以下

(「推奨値」は省略)

原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。

#### 基準値

色相	明度	彩度
無彩色(N)	4以下	—
R/YR/Y	4以下	1以下
	3以下	2以下
	2以下	3以下

※ただし、いぶし瓦については、この限りでない。

▷風致地区景観重点区域(城山地区、松倉地区、北山地区、東山地区)、景観重点区域(丹生川町北方法力区域、滝町根方区域、荘川町一色惣則区域、朝日町立岩区域、上宝町長倉区域)においても、上記と同様の基準。ただし、丹生川町北方法力区域、滝町根方区域、荘川町一色惣則区域、朝日町立岩区域、上宝町長倉区域には屋根の基準なし。

### (中心商業区域)

けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。

#### 基準値

色相	明度	彩度
5~10R	2以上	8以下
2.5~10YR	2以上	8以下
2.5~10Y	2以上	8以下

(「推奨値」は省略)

## 岐阜県多治見市(風景づくり計画)

### 景観計画区域

基調となる色の色彩の範囲はマンセル表色系において下記のとおりとする。ただし、この基準は塗装色における遠景での基準なので、素材や施工方法によってはこの限りではない。

(大規模な行為)

- ①2.5YR~5Yの色相では彩度は4以下とし、  
彩度1未満ならば 明度7.8以下  
彩度1から2ならば 明度3以上7以下  
彩度3ならば 明度3以上6以下  
彩度4ならば 明度3以上5以下とする
- ②その他の色相では彩度は1以下とし、  
彩度1未満ならば 明度7.8以下  
彩度1ならば 明度3以上6以下

[背景が緑地となる場合]

- ①5YR~10YRの色相では、  
彩度は2以上3以下とし、明度5以上6以下
- ②2.5Y~10GYの色相では、  
彩度2以上3以下とし、明度5以上7以下
- ③その他の色相では、  
彩度1以下、明度6以下

(風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為)

- ①5YR～10YRの色相では、  
彩度は2以上3以下とし、明度5以上6以下
- ②2. 5Y～10GYの色相では、  
彩度2以上3以下とし、明度5以上7以下
- ③その他の色相では、  
彩度1以下、明度6以下

※「風景に特別大きな影響を及ぼすおそれのある行為」とは

- ・平均地盤面の標高が120m以上の場所で行われる大規模な行為
- ・大規模な行為に該当する高さが20m以上の建築物の建築等

#### 岐阜県中津川市景観計画

##### 景観計画区域(景観計画重点区域を除く)

周辺の色調と調和する落ち着いたものとし、彩度を落とした色彩とする。彩度の高い色をアクセント的に使用する場合は、外部から見える壁面面積の5%程度までとする。

使用する色相	彩度
0. 1R～10R	4以下
0. 1YR～5Y	4以下
上記以外の色相	2以下

※N系の無彩色(白、灰、黒)は彩度なしのため、すべて可。

##### 景観計画重点区域(本町中山道地区、落合宿地区、馬籠宿地区、新茶屋地区、峠地区)

茶、黒、白系を用い、落ち着いた色彩とする。但し着色していない木材等の場合はこの限りではない。屋根と外壁の色彩は次のとおりとする。

###### 屋根

色相	明度	彩度
N	1～6.5	—
YR0. 1～10	1～7	2以下
それ以外	5以下	2以下

###### 外壁

色相	明度	彩度
N	1～9.5	—
YR0. 1～10	1～8	3以下
それ以外	5以下	2以下

#### 岐阜県美濃市景観計画

##### 景観計画区域

大規模建築物の色彩は、以下の色彩基準に適合することとします。ただし、彩度の高い色をアクセント的に使用する場合は、外部から見える壁面面積の5%程度までとします。また、自然素材そのものの色彩は除きます。

色相	明度	彩度
R(赤系)、YR(黄赤系)、Y(黄系)	—	6以下
その他	—	2以下

なお、N(無彩色)については1～9の範囲とします。

## 岐阜県恵那市景観計画

### 景観計画区域

外観の色彩は以下のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りでない。

色相	彩度	明度
R(赤)、Y(黄)	4.0以下	制限なし
YR(黄赤)	6.0以下	
GY(黄緑)～RP(赤紫)	2.0以下	
N(無彩色)	—	

## 岐阜県美濃加茂市景観計画

### 景観計画区域

- ・ゾーン別による景観特性を踏まえ、マンセル値を用いた色彩基準を定める。

	山地、丘陵地	段丘、市街地・沿川
赤・黄赤・黄	彩度4以下	彩度6以下
それ以外	彩度2以下	彩度4以下

- ・アクセント色については壁面面積の5%までは認める。
- ・木・石・レンガ等の自然素材そのものの色は、色彩制限の対象から除く。

### 景観計画重点区域

〈中山道太田宿地区〉

沿道まちなみ景観形成を図る区域

- ・色彩は、白、黒又は濃い茶色を基調とする。
- ・外部の新設の木部は、原則として古色仕上げとするが、素材色はこの限りでない。
- ・樋は灰色又は濃い茶色を基調とする。
- ・屋根の色彩は色相に係わらず明度2～7かつ彩度2以下とする。

〈伊深地区、三和地区〉

延床面積500㎡以上の建築物の色彩基準

	外壁の色彩
赤・黄赤・黄	明度1～8かつ彩度3以下
上記以外	明度5以下かつ彩度2以下
無彩色	明度1～9.5

## 岐阜県可児市景観計画

### 景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

建築物の外壁の色は下記基準に適合させることとします。

	色相	明度	彩度
有彩色	R、YR、Y	2以上	7以下
	その他	3以上	6以下
無彩色	N	2以上	—

※アクセント的に使用する場合は、壁面面積の10%までを対象外とします。

※表面に着色を施していない素材本来の色を生かしたものについては対象外とします。（木材、石材、ガラス、ステンレスなど）

### 元々利景観形成重点地区（祭事主要道路沿道区域、集落区域、主要施設区域）

- ・住宅の外壁は無彩色（白、灰、黒系）又は茶色（ベージュ、黄土、こげ茶）を基調とした落ち着いた色調とし、住宅以外の外壁は住宅との調和を図る。
- ・住宅の屋根は無彩色を基調とした色調とし、住宅以外の屋根は住宅との調和を図る。
- ・下記の基準以外の色彩をアクセントとして使用する場合は、壁面面積の10%までを対象外とする。

【外壁】色相：N（無彩色）

明度：2以上

色相：R（赤）・YR（黄赤）・Y（黄）

明度：2以上 彩度：7以下

【屋根】色相：N

明度：2以上

## 岐阜県郡上市景観計画

### 景観計画区域

- ・使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くなるよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。
- ・外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。

色相	明度	彩度
R	2以上	4以下
YR	2以上	6以下
0.1Y~5Y	2以上	4以下
5Y~10Y	2以上	2以下
GY~RP	3以上	2以下
N(無彩色)	2以上	—

岐阜県各務原市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

岐阜県下呂市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

岐阜県白川村景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

## 静岡県沼津市景観計画

### 景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

#### 変更命令基準

- ・建築物の外観の色彩の制限は、日本工業規格Z8721〔色の表示方法—三属性による表示〕(以下、マンセル値と呼ぶ。)において、以下のとおりとする。
  - ①0.1R~10R 彩度4以下とする。
  - ②0.1YR~5Y 彩度6以下とする。
  - ③上記以外の色相 彩度2以下とする。
- ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。
  - ①建築物の着色していない木材、土壁、ガラス、天然石等の材料によって仕上げられる部分の色彩
  - ②建築物の見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩
  - ③他の法令等に基づき使用される色彩
  - ④市長が特別の理由があると認める色彩

### 景観形成重点地区

#### 沼津駅周辺地区(変更命令基準)

- ・建築物の外観の色彩の制限は、日本工業規格Z8721〔色の表示方法—三属性による表示〕(以下、マンセル値と呼ぶ。)において、以下のとおりとする。
  - ①0.1R~10R 彩度4以下とする。
  - ②0.1YR~5Y 彩度6以下とする。
  - ③上記以外の色相 彩度2以下とする。
  - ④明度は2以上とする。
- ・ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。  
(以下、上記①~④に同じため、省略)

## 静岡県熱海市景観計画

### 景観計画区域（重要景観形成地区を除く）

建築物の外壁及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、建築物または工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。なお、ここで示す色彩の基準は、日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色の三属性による表示法による。

①建築物の外壁の基調色及び工作物の外観の色彩

景観類型区分	色相	彩度	明度
全区分(市域全域)	10R～5Y	4以下	制限なし
	その他	2以下	
	無彩色	0(使用可)	

②建築物の1階及びその他の外装色(基調色以外の部分)

景観類型区分	色相	彩度	明度
全区分(市域全域)	10R～5Y	6以下	制限なし
	その他	2以下	
	無彩色	0(使用可)	

※「建築物の1階及びその他の外装色」には面積10㎡未満の部分に使われる色彩は含めない。

※「その他の外装色」は、外壁面積の1/5未満とし、その割合は建物の一面ごとに算出する。

※「その他の外装色」は、パラペット、塔屋、陸屋根の建築物頂部に施した勾配形状の部分を含む。

③建築物の屋根色

景観類型区分	色相	彩度	明度
全区分(市域全域)	10R～5Y	4以下	6以下
	その他	2以下	
	無彩色	0(使用可)	

※「建築物の1階及びその他の外装色」には面積10㎡未満の部分に使われる色彩は含めない。

重要景観形成地区(東海岸町地区)

建築物の外壁及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、建築物または工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。なお、ここで示す色彩の基準は、日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色の三属性による表示法による。

①建築物の外壁の基調色及び工作物の外観の色彩

ゾーン区分	色相	彩度	明度
A, B, Dゾーン	10R～5Y	2以下	7以上
	その他	使用不可	
	無彩色	0(使用可)	
Cゾーン	10R～5Y	4以下	5以上
	その他	使用不可	
	無彩色	0(使用可)	

②建築物の1階及びその他の外装色(基調色以外の部分)

ゾーン区分	色相	彩度	明度
A, B, C, Dゾーン	10R～5Y	6以下	制限なし
	その他	2以下	
	無彩色	0(使用可)	

(注は、景観計画区域の②表と同様であるので省略。)

静岡県三島市景観計画  
景観計画区域

- ・建築物の外観の基調色は、周辺のまち並みや建築物等と調和した色彩とする。
- ・日本工業規格Z8721[色の表示方法－三属性による表示](以下、マンセル値と呼ぶ。)において、以下のとおりとすること。

色相	彩度	明度
0R(10RP)～5R	4以下	2以上
5R～10R	5以下	
0YR(10R)～10YR	6以下	
0Y(10YR)～5Y	5以下	
5Y～10Y	4以下	
その他	3以下	

静岡県富士宮市景観計画

景観計画区域

富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、富士山麓などの景観にふさわしい穏やかな色彩（下表に示す範囲）を用いることとする。あざやかさを抑えた落ち着いた色彩を基本とし、自然景観とよくなじみ、建材の標準色がもっとも多く設定されているYR(黄赤)、Y(黄)系の一部色相については、緩和された彩度基準の中で選択するものとする。

基準色の範囲(省略)

ただし、上記の範囲内におさめることが困難と認める場合には、やや幅のある色彩の設定とした以下の範囲の色彩を用いることができるものとする。

最低基準色の範囲（外壁基調色）

対象区域	色 相	トーン
富士山等 景観保全地域	R系、YR系、Y系、GY系、G系、BG系色相 の範囲内及び彩度0.5以下の無彩色	N2、N3、N4、L2、L3、M2 トーンの範囲内
富士山等 眺望保全地域	全 て の 色 相	N2、N3、N4、L2、L3、M2 トーンの範囲内

最低基準色の範囲（屋根色）

対象区域	色 相	トーン
富士山等 景観保全地域	R系、YR系、Y系、GY系、G系、BG系色相 の範囲内及び彩度0.5以下の無彩色	N3、N4、L3トーンの範囲内
富士山等 眺望保全地域	全 て の 色 相	N3、N4、L3トーンの範囲内

(参考) トーンごとのマンセル値による範囲

トーン	N 1	N 2	N 3	N 4
各色相共通	9.8~8/0~0.5	7.9~6/0~0.5	5.9~4/0~0.5	3.9~1/0~0.5
トーン	L 2	L 3	M 2	
R	7.9~5/0.6~1.5	4.9~1/0.6~1.5	5.9~1/1.6~7	
Y R	7.9~5/0.6~2.5	4.9~1/0.6~2.5	5.9~1/2.6~7	
Y	7.9~5/0.6~2.5	4.9~1/0.6~2.5	6.9~1/2.6~7	
GY	7.9~5/0.6~2	4.9~1/0.6~2	6.9~1/2.1~7	
G	7.9~5/0.6~2	4.9~1/0.6~2	5.9~1/2.1~5	
B G	7.9~5/0.6~2	4.9~1/0.6~2	5.9~1/2.1~5	

静岡県伊東市景観計画

景観計画区域

- ・建築物及び工作物の外観の色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721〔色の表示方法—三属性による表示〕(以下、マンセル値と呼ぶ。)に基づき、次に示す基本色のとおりにする。なお、できる限り推奨色を使用するよう努める。
- ・色数は、全体で5色以内となるようにする。
- ・但し、自然素材によって仕上げられる部分の色彩、または建築物及び工作物の見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色については、この限りではない。

用途地域内が指定されている区域

基本色

- ① 0 R (≠10RP)~10R 彩度4以下とする。
- ② 0 YR (≠10R)~5 Y 彩度6以下とする。
- ③ 上記以外の色相 彩度3以下とする。
  - ・無彩色(彩度N)においては、明度1<N<9とする。

推奨色(省略)

用途地域が指定されていない区域

基本色

- ① 0 R (≠10RP)~10R 彩度3以下とする。
- ② 0 YR (≠10R)~5 Y 彩度4以下とする。
- ③ 上記以外の色相 彩度2以下とする。
  - ・無彩色(彩度N)においては、明度1<N<9とする。

推奨色(省略)



静岡県富士市景観計画

景観計画区域

建築物及び工作物の外観の色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕(以下、マンセル値と呼ぶ。)に基づき、次のとおりとする。ただし、着色していない木材、ガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、または建築物及び工作物の見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色については、この限りではない。

用途地域が指定されている区域	① 0R(≠10RP)～10R ② 0YR(≠10R)～5Y ③ 上記以外の色相	彩度4以下とする。 彩度6以下とする。 彩度3以下とする。
用途地域が指定されていない区域	① 0R(≠10RP)～10R ② 0YR(≠10R)～5Y ③ 上記以外の色相	彩度3以下とする。 彩度4以下とする。 彩度2以下とする。

静岡県掛川市景観計画

景観計画区域

大規模な建築物・工作物の壁面などに、周辺の景観と調和する色彩の使用を誘導するため、建築物・工作物の外観の色彩について、次のように定めます。

建築物・工作物の外観の色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕(以下、マンセル値と呼ぶ。)に基づき、次のとおりとする。ただし、次に定める事項についてはその限りではない。

- ・表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩及び見付面積の1/10未満の範囲の部分の色彩については、適用しない。
- ・既存の寺社仏閣において、地域の歴史・文化的な景観の保全、創出のために貴重な価値をもち、今後も継承すべきであると判断される建築物、工作物色彩については、適用しない。

色 相	彩 度	明 度
① 0R(≠10RP)～10R	4 以下	3 以上
② 0YR(≠10R)～10YR	6 以下	
③ 0Y(≠10YR)～5Y	3 以下	
④ 上記以外の色相	2 以下	

静岡県袋井市景観計画

景観計画区域

(ア) 建築物及び工作物の壁面など外観の基調色は、日本工業規格Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕(以下、マンセル値と呼ぶ。)において、以下のとおりとする。

色 相	彩 度
① 0R(10RP)～10R(0YR)	4 以下とする。
② 0YR(10R)～5Y	6 以下とする。
③ ①、②以外の色相	2 以下とする。

※地区計画、景観地区等において、マンセル値で色彩の基準が定められている場合は、地区計画、景観地区等の色彩の基準が優先される。

(イ) ただし、表面に着色していない、又は製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩及び見付面積の1/10未満の範囲の部分の色彩(アクセントカラー)や、本市の景観と調和すると考えられるもの、その用途及び構造上、規制にそぐわないものについては、当該規定を適用しない。

静岡県下田市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

静岡県湖西市(新居町景観計画)：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

## 愛知県瀬戸市景観計画

### 景観計画区域

(せとまちエントランスゾーン、せと・街なか景観ゾーン、工業地景観ゾーン)

- ・にぎわいの創出を意識するとともに、周囲の景観との調和に配慮する。
  - ・使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲となるよう努める。
    - ・色相がOR～10YRを用いる場合は、彩度6以下とする。
    - ・色相が0.1Y～10Yを用いる場合は、彩度4以下とする。
    - ・上記以外の色相を用いる場合は、彩度2以下とする。
- ただし、見付面積の10%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。

(せと・やきもの文化景観ゾーン、田園景観ゾーン、森林里山景観ゾーン)

- ・周囲の自然景観や街並みとの調和に配慮する。
  - ・使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲となるよう努める。
    - ・色相がOR～10YRを用いる場合は、彩度4以下とする。
    - ・上記以外の色相を用いる場合は、彩度2以下とする。
- ただし、見付面積の5%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。

## 愛知県半田市ふるさと景観計画

### 景観計画区域(景観形成重点地区を除く)

(くらし風景地域、みなと風景地域)

各立面積の1/10以上の部分においては、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。

- ・R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下
- ・Y(黄)の色相は、彩度4以下
- ・上記以外の色相は、彩度2以下

※自然素材を着色せずに使用する場合は、色彩基準は適用しない。

(里山風景地域)

各立面積の1/10以上の部分においては、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。

- ・R(赤)、YR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下
- ・上記以外の色相は、彩度2以下

※自然素材を着色せずに使用する場合は、色彩基準は適用しない。

### 景観形成重点地区

(半田運河周辺地区)

壁面・屋根・建具などの外観の色彩は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。

- ・R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度3以下
- ・Y(黄)の色相は、彩度2以下
- ・上記以外の色相は、彩度1以下
- ・無彩色を除き、明度は8以下

※自然素材を着色せずに使用する場合は、色彩基準は適用しない。

(亀先地区、岩滑地区)

壁面・屋根・建具などの外観の色彩は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。

- ・R(赤)、YR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下
- ・上記以外の色相は、彩度2以下

※自然素材を着色せずに使用する場合は、色彩基準は適用しない。

### 愛知県犬山市景観計画

#### 景観計画区域

犬山城周辺地域（城下町ゾーン）

（外壁）基調（各面概ね2/3以上を目安とする面積）となる色は、落ち着いた低彩度のものを用いる

※「低彩度」：マンセル表色系で、

R(赤)およびYR(黄赤)系の色彩は 彩度を6以下

Y(黄)系の色彩は 彩度を4以下

その他の色彩は 彩度を概ね2以下

とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したもの。ただし、漆喰等の地域の歴史文化を色濃く表す素材や意匠等を用いる場合はこの限りでない。

### 愛知県みよし市（みどりと景観計画）

#### 景観計画区域

色相2.5R～10Yは、彩度(鮮やかさ)を8以下とする。その他の色相は2以下とする。

愛知県岡崎市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

愛知県常滑市(やきもの散歩道地区景観計画)：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

### 三重県四日市市景観計画

#### 景観計画区域

建築物及び工作物の外観に使用する色彩の制限は、次の表のとおりです。

使用する色相	彩度
Rの場合	4以下とする。
YR及びYの場合	6以下とする。
上記以外(GY、G、BG、B、PB、P、RP)の場合	2以下とする。

※マンセル表色法による彩度

※次の場合はこの限りではありません。

- ・着色していない素材の色彩、工作物で法令上の制限がある場合
- ・各表面積の20%までの範囲で使用されるアクセントカラーの場合

### 三重県伊勢市景観計画

#### 景観計画区域（沿道景観形成地区、重点地区を除く）

建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、次の表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/5未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

対象	色相	明度	彩度
屋根色	10R～5Y	7以下	6以下
	R、5.1Y～10Y		4以下
	その他		2以下（無彩色を含む）
外壁基調色	10R～5Y	—	6以下
	R、5.1Y～10Y		4以下
	その他		2以下（無彩色を含む）

▷沿道景観形成地区においても、上記と同様の基準。

### 三重県松阪市景観計画

#### 景観計画区域（重点地区を除く）

○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。

- ・基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。

- ・アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の1/5以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	10R～5Y	8以上の場合 8未満の場合	4以下 6以下
	R、5. 1Y～10Y	—	4以下
	その他	—	2以下
屋根色	10R～5Y	7以下	6以下
	R、5. 1Y～10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下

### 三重県桑名市景観計画

#### 景観計画区域

- ・建築物等の外壁については、派手で周囲の景観から突出しやすい高彩度色や汚れ・退色などの影響を受けやすい明清色(明るく色味の強い色彩)を避けるものとし、次の表を基本とするとともに、別表色彩基準のゾーン別の基準に配慮すること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/5未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

色相	明度	彩度
10R～5Y	8以上の場合	4以下
	8未満の場合	6以下
R、5. 1Y～10Y	—	4以下
その他	—	2以下(無彩色を含む。)

(筆者註：別表色彩基準のゾーン別の基準は、「配慮事項」であるので、省略した。)

- ・建築物等の屋根については、派手で周囲の景観から突出しやすい高彩度色やまちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を避けるものとし、次の表を基本とするとともに、別表色彩基準のゾーン別の基準に配慮すること。

色相	明度	彩度
10R～5Y	7以下	6以下
R、5. 1Y～10Y	7以下	4以下
その他	7以下	2以下(無彩色を含む。)

(筆者註：別表色彩基準のゾーン別の基準は、「配慮事項」であるので、省略した。)

### 三重県鈴鹿市景観計画

#### 景観計画区域

- 建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積(これにより難しい場合は見付面積)の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。
- 周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。

#### 【外観に使用可能な色彩の範囲(マンセル値)】

使用する色相	使用可能な彩度
R, YR, Yの場合	6以下
その他(GY, G, BG, B, PB, P, RP)の場合	2以下

### 三重県亀山市景観計画

#### 景観計画区域(景観形成推進地区、景観重点地区を除く)

- 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。
- ・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/20未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～2.5Y	7以下 —	6以下 3以下
	2.6Y～10Y	7以下 8以下 —	4以下 3以下 2以下
	その他	—	2以下（無彩色を含む）
屋根色	0R～2.5Y	7以下	6以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下（無彩色を含む）

▷景観形成推進地区においても、上記と同様の基準。

#### 景観重点地区（百六里庭-関宿眺望景観重点地区）

○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。

- ・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については下表1、それ以外については下表2のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/20未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

表1

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～10R	6以下 7以下	4以下 3以下
	0.1YR～2.5Y	7以下	4以下
	2.6Y～10Y	7以下	3以下
	その他	7以下	2以下（無彩色を含む）
屋根色	—	7以下	無彩色

表2（景観計画区域の表と同一。省略）

三重県伊賀市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

三重県伊賀市（伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画）：同上

#### 福井県勝山市景観計画

##### 景観計画区域

建築物の屋根や庇、外壁などに使用する色彩は、マンセル値による色相が

R(赤)・YR(橙)系においては 彩度6以下

Y(黄色)系においては 彩度4以下

その他の色相(緑・青・紫系)については 彩度2以下

とすること。ただし、特別の着色が施されていない瓦、銅板、木材、土壁、ガラスなどによって仕上げる場合、または壁面ごとに、壁面積の1/10未満の範囲で部分的に用いる色彩を除く。

(筆者註:「景観形成基準」「指導指針」とあり、上記は指導指針だが、計画本文に「市は、景観形成基準に適合するよう指導指針に基づいて、具体的な対処方法に係る指導・勧告・変更命令を行う」とあることから、「景観形成基準」の一部具体化と判断し、採り上げた。)

福井県小浜市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

福井県大野市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

福井県あわら市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

福井県越前市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

福井県坂井市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

福井県永平寺町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

滋賀県彦根市景観計画

景観計画区域(景観形成地域・地区を除く)

	壁面の色彩			屋根の色彩		
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
山並み景観ゾーン	-	0~6	0~6	-	0~3	0~2
市街地景観ゾーン		7~9	0~2	-	0~3	0~2
田園集落ゾーン		0~6	0~6	N0~N6		

景観形成地域・地区

		壁面の色彩			屋根の色彩		
		色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
琵琶湖・内湖地域	愛知川~犬上川地区	7.5YR~2.5	6~9	0~6	7.5YR~2.5	0~3	0~2
	犬上川~松原地区	Y					
朝鮮人街道・巡礼街道沿道地域	愛知川~犬上川地区	7.5YR~2.5		0~4			
	犬上川~松原地区	Y-					
	国道306号沿道地域	-					
	芹川河川地域	7.5YR~2.5	0~6	0~6			
城下町地域	内町地区、外町地区	7.5YR~2.5	0~6	0~2	7.5YR~2.5	0~3	0~1
		Y			Y		
	駅前(は城通り)、駅西周辺地区、旧城下町周辺地区、芹川周辺地区	-	-	0~6	7.5YR~2.5	0~3	0~1
		N0~N9			Y		
		N0~N9			N0~N9		

滋賀県長浜市景観まちづくり計画

景観計画区域(広域景観形成重点区域、特定景観形成重点区域を除く)

- ・自然景観やまちなみ景観、建築デザインなど周辺の環境との調和に配慮します。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとします。
- ・外壁の色彩は、日本工業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により彩度10以上の色彩は使用しないこととします。無彩色(N)は、明度1~9.5の範囲とします。
- ・ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。

広域景観形成重点区域

琵琶湖沿岸区域

(市街地周辺地区)の基準

- ・けばけばしい色彩とせず、外壁の色彩の推奨値を基調とし、周辺景観との調和を図ります。
- ・色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮します。
- ・周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮します。
- ・外壁の色彩は、日本工業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により基準値を次のとおりとします。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。

色相	彩度
0.1R~10Y	10以下
上記以外の色相	2以下
無彩色は、N1~N9.5	

(筆者註：推奨色は、省略した。)

(市街地地区)の基準

マンセル表色系の基準は、上記と同様。

▷国道365号沿道区域、姉川河川区域、特定景観形成重点区域（ゆう壺番街区域、大手門通り区域）においても、マンセル表色系の基準は、上記と同様。

#### 特定景観形成重点区域

ながはま御坊表参道区域

- ・ けばけばしい色彩とせず、外壁の色彩の推奨値を基調とし、周辺景観との調和を図ります。
- ・ 外壁の色彩は、日本工業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により基準値を次のとおりとします。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。

色相	彩度
0. 1R~10Y	6.5以下
上記以外の色相	2以下
無彩色は、N1~N9.5	

(筆者註：推奨色は、省略した。)

博物館通り区域

- ・ けばけばしい色彩とせず、外壁の色彩の推奨値を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況と調和を図ります。
- ・ 外壁の色彩は、日本工業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により基準値を次のとおりとします。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。

色相	彩度
0. 1R~10YR	10以下
0. 1Y~10Y	6.5以下
上記以外の色相	2以下
無彩色は、N1~N9.5	

(筆者註：推奨色は、省略した。)

▷北国街道区域においても、マンセル表色系の基準は、上記と同様。

やわた夢生小路区域

- ・ けばけばしい色彩とせず、外壁の色彩の推奨値を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況と調和を図ります。
- ・ 外壁の色彩は、日本工業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により基準値を次のとおりとします。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。

色相	彩度
0. 1R~10YR	10以下
0. 1Y~10Y	6.5以下
0. 1GY~10G	4以下
上記以外の色相	2以下
無彩色は、N1~N9.5	

(筆者註：推奨色は、省略した。)

## 滋賀県草津市景観計画

景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

田園ゾーン、丘陵部ゾーン、住宅地ゾーン、まちなかゾーン共通

- (1) けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ること。
- (2) 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色 相	彩度（上限値）	明度（下限値）
0. 1R～10G	6 以下	3 以上
0. 1BG～10RP	3 以下	3 以上
無彩色	—	3 以上

※色彩については、マンセル表色系(JIS Z8721)で表示。

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

- (3) 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮すること。
- (4) 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあつては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。
- (5) 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとする。
- (6) 大規模建築物については、上空への圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁には明度の明るい色（明度4以上）や彩度の低い色を用いること。

▷琵琶湖岸景観形成重点地区においても、マンセル表色系の基準は、上記(2)の表に同じ。

▷伝統的沿道景観重点地区においても、マンセル表色系の基準は、上記(2)の表及び(6)に同じ。

## 滋賀県守山市景観計画

景観計画区域

中心商業地ゾーン、一般市街地ゾーン、工業地ゾーン、湖岸景観ゾーン、田園景観ゾーン、河川景観軸

○建築物等の色彩は以下のとおりとする。

色 相	彩 度	明 度
0. 1R～10R	4 以下	3 以上
0. 1YR～5Y	6 以下	3 以上
その他	2 以下	3 以上

※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦（銅板葺等）等の塗装を施さない素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。

○アクセントカラーは、上表の彩度に6を加えた値を上限とする。

沿道景観軸

○建築物等の色彩は以下のとおりとする。

色 相	彩 度	明 度
0. 1R～5Y	6 以下	3 以上
その他	2 以下	3 以上

※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦（銅板葺等）等の塗装を施さない素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。

○アクセントカラーは、上表の彩度に6を加えた値を上限とする。

中山道軸

○建築物等の色彩は以下のとおりとする。

色 相	彩 度	明 度
0. 1R～7. 4R	2 以下	3 以上
7. 5R～2. 5Y	4 以下	3 以上
2. 6Y～10Y	2 以下	3 以上
その他	1 以下	3 以上

※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦（銅板葺等）等の塗装を施さない素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。

○アクセントカラーは、上表の彩度に6を加えた値を上限とする。



## 滋賀県野洲市景観計画

### 景観計画区域(重点地区を除く)

マンセル表色系の基準は、下記の「野洲駅南地区」の「区域全体(中山道沿道を除く)」と同様。

### 重点地区

琵琶湖景観形成特別地区、琵琶湖景観形成地区

マンセル表色系の基準は、下記の「野洲駅南地区」の「区域全体(中山道沿道を除く)」と同様。

沿道景観形成地区(大津能登川長浜線(旧道含む))

マンセル表色系の基準は、下記の「野洲駅南地区」の「区域全体(中山道沿道を除く)」と同様。

### 野洲駅南地区

#### 中山道沿道

- ・ けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。
- ・ 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色相	0.1R~10G	0.1BG~10RP	無彩色
彩度	3以下	3以下	—
明度	3以上	3以上	3以上

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、ベンガラ等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。

- ・ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。
- ・ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。

#### 区域全体(中山道沿道を除く)

- ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。
- ・ 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色相	0.1R~10G	0.1BG~10RP	無彩色
彩度	6以下	3以下	—
明度	3以上	3以上	3以上

(※は上表と同様。省略)

- ・ (以下、本文は上記と同様のため、省略)

## 滋賀県東近江市景観計画

### 景観計画区域(景観形成重点地域を除く)

鈴鹿山系ゾーン 田園ゾーン 市街地ゾーン共通

- ① けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。
- ② 外観及び屋根の基調色(準基調色を含む)は、次の通りとすること。

色相	0.1R~10G	0.1BG~10RP	無彩色
彩度	3以下(市街地ゾーンは6以下)	3以下	—
明度	3以上	3以上	3以上(鈴鹿山系ゾーンは3以上8以下)

※色彩についてはマンセル表色系で表示。

※屋根の基調色は彩度のみの適用とする。

※瓦、漆喰、ベンガラ等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合はこの限りでない。

※外壁等の一面に占める割合が70%以上の色を基調色、5%を超え70%未満の色を準基調色、5%以下の色を強調色という。

- ③ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。
- ④ 周辺景観の色相と対比する色相は避けること。止むを得ない場合は、対比調和の効果を十分考慮すること。

## 景観形成重点地域

琵琶湖・伊庭内湖地域、宇曾川地域に共通

- ① けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。
- ② 外観及び屋根の基調色（準基調色を含む）は、次の通りとすること。

色相	0.1R～10G	0.1BG～10RP	無彩色
彩度	3以下(宇曾川は6以下)	3以下	—
明度	3以上	3以上	3以上

(※の記載は上記の景観計画区域の表と同様。省略)

- ③④ (景観計画区域の③、④に同様のため省略。)

沿道景観形成重点地域（鈴鹿山系国道421号沿道地域、国道307号沿道地域、朝鮮人街道沿道地域に共通）

- ① けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。
- ② 外観及び屋根の基調色（準基調色を含む）は、次の通りとすること。

色相	0.1R～10G	0.1BG～10RP	無彩色
彩度	6以下(国道421号沿道は3以下)	3以下	—
明度	3以上	3以上	3以上(国道421号沿道は3以上8以下)

(※の記載は上記の景観計画区域の表と同様。省略)

- ③④ (景観計画区域の③、④に同様のため省略。)

滋賀県近江八幡市(水郷風景計画)：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

滋賀県近江八幡市(伝統的風景計画)：マンセル表色系による具体的な景観形成基準(建物・色彩)はない

滋賀県栗東市百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない(筆者註：マンセル表色系に基づく基準はあるが、配慮規定と判断した。)

滋賀県高島市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

## 京都府福知山市景観計画

景観計画区域(ふくちやま景観重点ゾーンを除く)

自然景観保全ゾーン

- (外壁) 建築物の基調となる外壁の色彩は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度3以上とする。ただし、着色していない石材、木材(焼き杉板等を含む)、漆喰壁、金属材、ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の1/5未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りでない。
- (屋根) 勾配屋根を設ける場合は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度3以下とする。ただし、建築物と一体的にデザインする場合、もしくは無釉の和瓦又は銅板によるものの色彩はこの限りではない。

市街地ゾーン

- (外壁) 建築物の基調となる外壁の色彩は、マンセル値による彩度6以下、無彩色は明度3以上とする。ただし…(以下は、自然景観保全ゾーンと同様なので省略)
- (屋根) (上記の「自然景観保全ゾーン」と同様の基準。)

## ふくちやま景観重点ゾーン

(城下町まちなみ景観重点地区)

町家エリア

- (外壁) 建築物の基調となる外壁の色彩は、マンセル値による色相をR、YR系とし、彩度4以下、無彩色は明度3以上とする。ただし、着色していない石材、木材(焼き杉板等を含む)、漆喰壁、金属材、ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の1/10未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りでない。
- (屋根) 屋根の色彩は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度3以下とする。ただし、無釉の和瓦又は銅板によるものの色彩はこの限りではない。

商店街エリア

- (外壁) (上記の「市街地ゾーン」と同様の基準。)
- (屋根) (上記の「町家エリア」と同様の基準。)

(けやき通りまちなみ景観重点地区)

- (外壁) (上記の「市街地ゾーン」と同様の基準。)
- (屋根) (上記の「自然景観保全ゾーン」と同様の基準。)

京都府宇治市景観計画

景観計画区域（景観計画重点区域を除く）

世界遺産背景地地区

（屋根）・光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。

・色彩は以下を基調とする。

色相	2.5R~10R	2.5YR~10YR	1Y~10Y	2.5GY~7.5PB	無彩色
明度	5以下	4.5以下	4.5以下	4.5以下	N1.0~N7.5
彩度	6以下	10以下	6以下	6以下	—

（外壁）・基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。

・彩度10より高い色彩は禁止とし、以下を基調とする。

色相	2.5R~10R	2.5YR~10YR	1Y~10Y	2.5GY~7.5PB	無彩色
明度	5以上	5以上	7以上	7以上	N1.0~N7.5
彩度	6.5以下	6.5以下	6以下	2以下	—

▷歴史的遺産周辺地区、宇治橋下流地区、市南北玄関口地区、主要幹線道路沿道地区、工業地区、市街地・田園・山麓・山間地区においても、マンセル表色系による基準は、上記と同様。

景観計画重点区域

▷中央玄関口地区、世界遺産周辺地区、世界遺産保全及び特別風致地区においても、マンセル表色系による基準は、上記の「世界遺産背景地地区」のものと同様。

白川集落地区

（屋根）・いぶし和瓦のような色彩とする。

・色彩は以下を基調とする。

色相	2.5R~10YR	1Y~7.5PB	無彩色
明度	4以下	3以下	N1.0~N7.5
彩度	4以下	2以下	—

（外壁）・基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。

・彩度10より高い色彩は禁止とし、以下を基調とする。

色相	2.5R~10YR	1Y~7.5Y	2.5GY~10GY	2.5BG~7.5PB	無彩色
明度	5以上	7以上	7以上	7以上	N3~N7.5
彩度	5以下	4以下	2以下	1以下	—

※但し、漆喰(白色のものに限る)、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。

白川集落周辺地区

（屋根）・いぶし和瓦のような色彩とする。

・色彩は以下を基調とする。

色相	2.5R~7.5PB	無彩色
明度	4以下	N1~N7.5
彩度	4以下	—

（外壁）・基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。

・彩度10より高い色彩は禁止とし、以下を基調とする。

色相	2.5R~10YR	1Y~7.5Y	2.5GY~7.5PB	無彩色
明度	7以上	8以上	8以上	N3~N7.5
彩度	4以下	2以下	2以下	—

※但し、漆喰(白色のものに限る)、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。

平等院表参道地区

（屋根）・色彩は以下を基調とする。

色相	2.5G~10B	無彩色
明度	5以下	N1.0~N7.0
彩度	6以下	—

（外壁）・彩度10より高い色彩は禁止とし、以下を基調とする。

色相	2.5YR~10YR	2.5Y~7.5Y	無彩色
明度	3以上	3以上	N1.0~N9.5
彩度	4以下	4以下	—

※但し、柱、格子等については、有彩色の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする。

#### 宇治橋東詰地区

(屋根) (上記の「世界遺産背景地地区」の屋根の基準と同様。省略)

(外壁)・彩度10より高い色彩は禁止とし、以下を基調とする。

色相	2.5R~10R	2.5YR~10YR	1Y~7.5Y	無彩色
明度	5以上	7以上	7以上	N9.0~N10.0
彩度	6.5以下	10以下	6.5以下	—

#### あさぎり通り、さわらびの道周辺地区

(屋根)・無彩色N1.0~N7.0(いぶし和瓦色)を基調とする。

(外壁)・彩度10より高い色彩は禁止とし、以下を基調とする。

色相	2.5YR~10YR	無彩色
明度	2.3以上	N8.0~N9.5
彩度	4以下	—

※但し、柱、格子等については、有彩色の明度、彩度(特に低い明度、彩度)を可とする。

▷大津南郷宇治線地区、平等院周辺地区においても、「あさぎり通り、さわらびの道周辺地区」と同様の基準。

#### 宇治橋若森線地区

(屋根) (上記の「世界遺産背景地地区」の屋根の基準と同様。省略)

(外壁)・彩度10より高い色彩は禁止とし、以下を基調とする。

色相	2.5R~10R	2.5YR~10YR	1Y~7.5Y	2.5G~2.5BG	5B~7.5PB	無彩色
明度	5以上	7以上	7以上	3.5~7.0	6.5	N5.0~N9.0
彩度	6.5以下	10以下	6.5以下	2~10	6	—

#### 宇治橋通り地区

(屋根) (上記の「世界遺産背景地地区」の屋根の基準と同様。省略)

(外壁) (上記の「宇治橋東詰地区」の外壁の基準と同様。省略)

#### 本町通り地区

(屋根) (上記の「世界遺産背景地地区」の屋根の基準と同様。省略)

(外壁) (上記の「宇治橋東詰地区」の外壁の基準と同様。省略)

#### 京都府長岡京市景観計画

##### 景観計画区域

- ・建築物の色彩は、西山の眺めや周囲の景観と調和するよう工夫し、守るべき色彩範囲内の色を使用することとする。ただし、建築物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材およびガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りではない。
- ・使用する色数はできる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くなるように努めること。
- ・光沢が強く、色彩が過度に目立つような素材は使用しないように努めること。

##### 守るべき色彩範囲

使用する色相	明度	彩度
R・YR・Y系	4.0~9.0	5以下
R・YR・Y系以外	4.0~9.0	2以下

※N系については、明度を定めない。

- ・屋根については、明度や彩度の低いものとする。
- ・伝統的な様式の建築物については上記の色彩の限りではない。

京都府宮津市(天橋立周辺地域景観計画)：宮津市の景観行政団体への移行により、京都府の景観計画の宮津市域内の計画の施行も移行したものの。京都府の項で記載。

大阪府岸和田市景観計画

景観計画区域(重点地区を除く)

- ・地域の特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- ・外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し以下の色彩基準を基本とすること。

色彩基準	
○重点地区を除く其他地区では、市全域のまちなみから突出した色彩を取り除き、まちなみを整えるため、基調色の色彩基準をカラーフレーム【d】とする。	
○基調色は、ベーシックカラーとアソートカラーにより構成され、補助色であるアソートカラーは、外壁各面の1/3以下の面積とし、ベーシックカラーと類似調和する色調とする。	
○アクセントカラーは、外壁各面で1/20以下の面積とする。ただし、用途地域が商業、近隣商業の地域及び国道26号に接している敷地については、外壁各面で1/10以下の面積とする。	
○アクセントカラーの使用については、建築物及び工作物の外縁部を囲んだり、分散させるなどといった、周辺との連続性を分断し、ボリューム感を強調させるような使い方をしない。	

- 上記基準については、次に掲げるものはこの限りでない。
  - ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ等の素材で仕上げた場合。
  - ・工作物で、航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊園地等の遊戯施設
  - ・市長が良好な景観形成に資すると認めるもの。
- ※「ベーシックカラー」外観の基調色のうち、壁面などの大面積を占める色を言います。景観への影響力が大きい公共性を有する色彩で、色彩景観の「地色」となるため、色彩選定は、基調色から検討することとなります。まとまりある色彩景観を創出するためには、基調色の調和が重要となります。
- 「アソートカラー」外観の基調色となる色のうち、壁面が長大で単調な場合等に適度な変化を与えて壁面を分節化し、周辺に与える圧迫感を軽減させる為の色です。ベーシックカラーと類似調和する色を、素材の持つ質感や形態の違いなど関連づけて用いる工夫が大切です。
- 「アクセントカラー」基調色に対してコントラストを持つ強調色のことで、全体を引き締めたり、部分や形状を効果的に強調し、地域の演出や魅力づけを表現する色彩で、色彩景観の「図色」となります。わずかな面積にとどめ、周辺環境との調和には、十分な配慮が必要です。

別表1 カラーフレーム一覧

	色相	明 度	彩 度
【d】	0.1R~10.0R	3.5以上7.5未満の場合	3以下
		7.5以上9.0未満の場合	2以下
	0.1YR~5.0YR	3.5以上4.5未満の場合	3以下
		4.5以上7.5未満の場合	4以下
		7.5以上9.0未満の場合	3以下
	5.1YR~4.9Y	3.5以上4.5未満の場合	3以下
		4.5以上5.5未満の場合	4以下
5.5以上7.5未満の場合		6以下	
7.5以上9.0未満の場合		3以下	
9.0以上の場合		1以下	
	5.0Y	3.5以上5.5未満の場合	3以下
5.1Y~10.0PB	5.5以上7.5未満の場合	4以下	
	7.5以上9.0未満の場合	3以下	
	9.0以上の場合	1以下	
0.1P~10RP	3.5以上7.5未満の場合	3以下	
	7.5以上9.0未満の場合	2以下	
N	3.5以上6.5未満の場合	2以下	
	6.5以上9.0未満の場合	1以下	

※JISのマンセル表色系による

大阪府吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準

景観計画区域

住居系用途地域

- ・周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
- ・アクセントカラー以外の色彩は別表2による
- ・色彩の氾濫を防ぐ
- ・アクセントカラーは各立面の1/20以内とする

▷商業系用途地域、工業系用途地域においても、上記と同様。ただし、アクセントカラーの使用可能範囲は、商業系用途地域では1/10以内、工業系用途地域では1/5以内。

別表2 色彩の景観誘導基準表

色 相		明 度	彩 度
R(赤)	2.5未満	5.0以上8.5以下	3.0未満
	2.5～7.5未満	7.0以上8.5以下	3.0未満
	7.5以上	5.0以上7.0未満	5.0未満
YR(黄赤)		5.0以上8.5以下	5.0未満
Y(黄)	7.5未満		
	7.5以上	5.0以上8.5以下	3.0未満
GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)		5.0以上8.5以下	-
N(無彩色)			

※ 1)着色していない自然素材(木、石、ガラス等)の色は除きます。

※ 2)市長が特に認めるものは除きます。

景観形成地区 (上記の付加基準)

山田駅周辺地区

(ア)公共公益地区・都市型住宅地区(東側地区)

(屋根)・無彩色(有彩色の場合は、明度3.0以下、彩度6.0以下)を基本とする。

(外壁)・アクセントカラー以外の色彩は、Y、YR系を基本とし、Y系は彩度2.0以下、YR系は彩度3.0以下とする。その他の色相は彩度2.0以下とする。各色相とも明度7.0以上とする。

(イ)商業業務地区・駅舎・バスターミナル(西側地区)

(屋根)・無彩色(有彩色の場合は、明度3.0以下、彩度6.0以下)を基本とする。

(外壁)・周辺と調和したデザインとし、分節化等により圧迫感を軽減する。設備類等は隠蔽するよう工夫する。

・アクセントカラー以外の色彩は、低彩度色を使用する。

新芦屋上地区

(ア)戸建住宅地区

(屋根)・周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色とし、無彩色(白～灰～黒)明度5.0以下、若しくはYR(黄赤)、R(赤)系明度5.0以下、彩度6.0以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。

(外壁)・アクセントカラー以外の色彩は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、無彩色、若しくはYR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度4.0以下、その他の色相は彩度2.0以下を基本とする。ただし、自然素材は除く。

(イ)共同住宅地区

(外壁)・周辺のまちなみや緑地になじみやすい色味とし、外壁のアクセントカラー以外の色彩は明度6.0以上、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度3.0以下、その他の色相は彩度2.0以下とする。

(ウ)老人ホーム地区

(外壁)・周辺のまちなみや緑地になじみやすい色味とし、外壁のアクセントカラー以外の色彩は明度6.0以上、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系彩度4.0以下、その他の色相は彩度2.0以下とする。

長野東地区

(ア)戸建住宅地区

(屋根) (新芦屋上地区の戸建住宅地区の屋根の基準と同様。省略)

(外壁)・アクセントカラー以外の色彩は周辺環境と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系の色相は彩度4.0以下、その他の色相は彩度2.0以下とする。ただし、自然素材は除く。

(イ) 共同住宅地区

(外壁)・アクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、明度6.0以上9.0以下とする。YR(黄赤)、Y(黄)、R(赤)系の色相は彩度3.0以下、その他の色相は彩度2.0以下とする。ただし、自然素材は除く。

戸建・低層住宅地区(青山台4丁目)

(屋根)・周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。  
・屋根の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	5.0以下	—
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	5.0以下	6.0以下
その他の色相	3.0以下	3.0以下

(外壁)・周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。  
・外壁の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	5.0以上8.5以下	—
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	5.0以上7.0以下	3.0未満

公共・公益施設地区(藤白台4丁目)

(外壁)・アクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。  
・外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。

色相	明度	彩度
全色相	5.0以上8.5未満	3.0未満

中高層住宅地区(佐竹台1丁目)

(屋根)・勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、自然素材は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	3.0以下	—
有彩色	3.0以下	3.0以下

(外壁)・アクセントカラー以外の色彩はは周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	5.0以上8.0以下	—
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	5.0以上8.0以下	3.0未満
その他の色相	5.0以上7.0以下	2.0以下

・外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。

中高層住宅地区(佐竹台2丁目)

(屋根) (佐竹台1丁目地区の屋根の基準と同様。省略)

(外壁)・アクセントカラー以外の色彩はは周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。

・外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。

中高層住宅地区(竹見台4丁目)

(屋根) (佐竹台1丁目地区の屋根の基準と同様。省略)

(外壁)・外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とし、以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	8.5以下	—
YR(黄赤)	8.0以下	4.0以下
R(赤)、Y(黄)	8.0以下	3.0未満
その他の色相	7.0以下	2.0以下

原町4丁目・岸部北2丁目地区

(ア) 利便施設地区

(屋根)・無彩色(有彩色の場合は、明度3.0以下、彩度6.0以下)を基本とする。

(イ) 中高層住宅地区

(屋根) (佐竹台1丁目地区の屋根の基準と同様。省略)

(外壁)・外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とし、以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	8.0以下	—
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	8.5以下	3.0未満
その他の色相	7.0以下	2.0以下

・外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。

(ウ) 低層住宅地区

(屋根) (青山台4丁目地区の屋根の基準と同様。省略)

(外壁) (上記の中高層住宅地区の外壁の基準と同様。省略)

中高層住宅地区(青山台2丁目)

(屋根) (佐竹台1丁目地区の屋根の基準と同様。省略)

(外壁)・アクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	8.0以下	—
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	8.0以下	3.0未満
その他の色相	7.0以下	2.0以下

・外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。

中高層住宅地区(藤白台3丁目(1))

(屋根) (佐竹台1丁目地区の屋根の基準と同様。省略)

(外壁)・アクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	8.5以下	—
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	8.0以下	4.0以下
その他の色相	7.0以下	2.0以下

中高層住宅地区(津雲台3丁目)

(外壁)・外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	8.5以下	—
YR(黄赤)、Y(黄)	8.5以下	4.0以下
R(赤)	8.5以下	3.0未満
その他の色相	7.5以下	2.0以下

千里丘北地区

(イ) B地区

(外壁)・外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	8.5以下	—
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	8.5以下	3.0未満
その他の色相	7.0以下	2.0以下

・外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。



(ウ)C地区

(外壁) (マンセル表色系の基準は上記B地区と同様。省略)

中高層住宅地区(藤白台3丁目(2))

(外壁)・外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色は除く。

色相	明度	彩度
無彩色	8.0以下	—
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	8.0以下	3.0以下
その他の色相	7.0以下	2.0以下

・外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。

大阪府茨木市景観計画

景観計画区域(景観形成地区を除く)

色彩に関する景観形成基準

	彩度			明度
	R, YR	Y	その他(無彩色を含む)	
みどり・田園景観区域	4以下	4以下	2以下	3～9
まちなみ景観区域	6以下			

景観形成地区

色彩に関する景観形成基準

	彩度			明度
	R, YR	Y	その他(無彩色を含む)	
にぎわい地区	6以下		2以下	3～9 (大規模建築物・工作物のみ適用)
元茨木川緑地地区	4以下	4以下		
彩都地区				
歴史的地区	3以下	3以下		
沿道地区	6以下	4以下		

大阪府寝屋川市景観計画

景観計画区域(景観重点地区を除く)

色彩は周辺のまちなみに配慮したものにする。別表1の色彩基準を遵守すること。

景観重点地区

寝屋川市駅東再開発地区周辺地区、香里園駅東再開発地区周辺地区、東寝屋川駅駅前広場周辺地区

- ・建物の色彩は、原色の色彩や高彩度の色彩は避け、樹木の緑や土や石などの自然の色と馴染みやすい色合いで、街区全体として調和のとれた低彩度の色彩を基本とする。周辺環境とも調和した色彩を用いる。
- ・明度は3以上とし、マンセル値の色相  
R、YR、Yについて、彩度は6以下とする。  
これ以外の色相は彩度4以下とする。  
ただし、別表1の除外規定を準用する。

淀川河川軸地区

- ・基調となる色彩は、著しく派手なものとしな。別表1の色彩基準を遵守すること。

生駒やまなみ緑地軸地区、大阪外環状線(国道170号)沿道地区、第二京阪道路沿道地区

- ・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしな。別表1の色彩基準を遵守すること。

## 寝屋南地区

### 地区A（第1種住居地域）

- ・ 派手な色味を避け落ち着いた色彩とし、主要な外壁等の色彩は原則下記を基準とする。周辺環境と調和する色相とする。ただし、自然素材は除く。
  - R(赤)、YR(橙)系の色相の場合 彩度6以下
  - Y(黄)系の場合 彩度4以下
  - その他の色相の場合 彩度2以下とし、明度は2以上とする。
- ・ 屋根はグレー系（無彩色）を基本に、有彩色の場合も明るすぎない低明度にする。

### 地区B（近隣商業・準工業・第2種住居地域）

- ・ 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとし、別表1の色彩基準を遵守すること。

## 別表1

### <色彩基準>

- ・ 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- ・ 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

#### 色彩基準（外壁基本色）

- ①R(赤)、YR(橙)、Y(黄)系の色相の場合、彩度6以下、明度2以上
  - ②その他の色相の場合、彩度4以下、明度2以上
- ※JISのマンセル表色系による

- ・ ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
  - ※外壁各面で基本色に対し、1/3以下の面積（2/3は色彩基準範囲の規定に拠る）でサブカラーとして使用する場合。  
（サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いる色調の近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。）
  - ※外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合。  
（アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。）
  - ※着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合。
  - ※歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合。

## 大阪府箕面市景観計画

### 景観計画区域

#### 共通基準

- 1 建築物等の外観の色彩は、素材の持つ質感や形態などを考慮するとともに、箕面市の緑豊かな景観を美しく引き立て、周辺のまちなみに調和する色とする。色数は、できるだけ少なくする。サブカラーは同一面の1/3以下とし、ベースカラーと類似調和する色調とする。\*1また、アクセントカラーは同一面の1/20以下とする。
- 2 建築物の外壁及び工作物の表面の基調色（ベースカラー・サブカラー）として使用する色彩は、次に掲げる色彩とする。また、基準内であっても、周辺の自然やまちなみとの調和に配慮し、落ち着いた色彩とする。
  - ① JIS修正マンセル表色系(以下「マンセル値」という。)による色相がY Rの場合は、彩度が4以下の色彩とする。
  - ② マンセル値による色相がY及びRの場合は、彩度が3以下の色彩とする。
  - ③ マンセル値による色相がGY、G、BG、B、PB、P、RPの場合は、彩度が2以下の色彩とする。
  - ④ ベースカラーは、マンセル値による明度が6以上9以下の色彩とする。サブカラーは、明度が5以上9以下の色彩とする。\*2
  - ⑤ 府道箕面池田線、府道豊中亀岡線、府道箕面池田線、市道小野原中村線及び府道茨木能勢線に画された線から北に位置する区域では、原則としてベースカラー及びサブカラーともに、マンセル値による明度が6以上8以下の色彩とする。\*3、\*4
  - ⑥ 無彩色にあつては、極端に高明度又は低明度の色を長大な壁面に使用する場合は、周囲の状況に応じて用い方を工夫するとともに、植栽等により柔らかさを出す工夫をする。

- 3 アクセントカラーは、建築物及び工作物の外縁部を囲んだり、分散させるなどといった、周辺との連続性を分断し、ボリューム感を強調させるような使い方をしない。
- ※1、※2、※3 特定届出対象行為に該当しない建築物等の新築等においては、圧迫感を与えない配置や素材の工夫、十分な緑化などにより周辺の自然やまちなみから突出しない場合に限り、サブカラーの明度は3以上9以下とすることができ、また、その面積は当該基準によらないこととすることができる。
- ※4 当該地域において、背景あるいは周辺となる山麓部の景観との調和への配慮が特に必要な場合は、当該基準にかかわらず、背景あるいは周辺となる山麓部と調和する色彩とする。

山すそ景観保全地区での付加基準(市街化調整区域、市街化区域とも同じ基準)

- 1 四季折々の彩り豊かな山なみをいかすため、自然の色彩よりも目立つ色の使用や配色は行わない。
- 2 建築物の外壁及び工作物の表面の基調色(ベースカラー・サブカラー)として使用する色彩は、次に掲げる色彩とする。
  - ① 有彩色は、原則としてベースカラー及びサブカラーともに、マンセル値による明度が6以上8以下の色彩とする。ただし、立地等により、背景の緑との明度差が大きく、背景あるいは周辺となる山なみ景観との調和への配慮が特に必要な場合は、本基準にかかわらず、背景あるいは周辺となる山麓部と調和する色彩とする。
  - ② 暖かく、自然な印象をつくり出す暖色系(Y、YRなど)の色相の使用に努める。
  - ③ 無彩色は、高明度又は低明度の色を長大な壁面に使用しない。
  - ④ 素材の質感を考慮し、周辺と馴染む色彩を用いる。
- 3 建築物等の印象が際だつため、上層部・外枠等へアクセントカラーを使用しない。
- 4 屋根の色彩は、次に掲げる色彩とする。
  - ① マンセル値による色相がYRの場合は彩度が4以下とする。
  - ② マンセル値による色相がY及びRの場合は彩度が3以下とする。
  - ③ マンセル値による色相がGY、G、BG、B、PB、P、RPの場合は彩度が2以下とする。
  - ④ マンセル値による明度は色相に関わらず明度6以下とする。

▷止々呂美田園景観保全地区での付加基準も、上記と同様。

都市景観形成地区

ア) 今宮三丁目東急不動産開発地区

- 1 建築物の外壁のベースカラーは景観計画区域全域に共通する行為の制限の色彩の基準にかかわらず、マンセル値による明度が5以上9.5以下、彩度が1以上5以下とする。
- 2 建築物の屋根のベースカラーは、マンセル値による明度が2以上4.5以下、彩度が1.5以下とする。

キ) 箕面森町(水と緑の健康都市)地区

6 一般住宅地区1-2、沿道施設地区1

- ① 建築物の外壁、屋根(陸屋根部分を除く)及び工作物の表面の基調色(ベースカラー、サブカラー)として使用する色彩は、表2に示す基準による
- ② 屋根面及び屋上を利用する場合は、美しいスカイラインの形成と屋根並みの調和に配慮する。

	外壁 及び 工作物			屋根 (陸屋根を除く)		
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
A(プロムナード)街区	0. 1YR~10Y	4~8	3以下	0. 1YR~10PB	4以下	2以下
B(フォレスト)街区	0. 1RP~10R N	4~8 4~8	2以下 -	N	5以下	-
C(ヘルブリーズ)街区	0. 1YR~10Y	6~9	3以下	0. 1R~10PB 0. 1P~10RP	4以下 4以下	2以下 1以下
D(パーク)街区	0. 1G~10PB N	7~9 6~8.5	2以下 -			
E(ヘルグリーン)街区	0. 1YR~10Y	5~8.5	3以下	N	5以下	-
F(フロントプレイス)街区	0. 1GY~10R N	5~8.5 5~8	2以下 -			

大阪府太子町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

(筆者註：町域の一部の叡福寺周辺地区が景観計画区域)

兵庫県伊丹市景観計画

景観計画区域（重点的に景観形成を図る区域を除く）

建築物及び工作物の外観(屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。

使用する色彩		明 度	彩 度
無彩色		5以上とする。	—
有彩色	7.5R~2.5Y		4以下とする。
その他			2以下とする。

※この表における数値は、マンセル値を表す。(以下、本計画において同じ)

※次のいずれかに掲げる色彩を使用する場合には、当該使用する部分については、適用しない。

ア 着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられるとき。

イ 各壁面の見付面積の1/10未満の範囲において、上表に掲げる色彩以外の色彩を使用するとき。

ウ 各壁面の見付面積の1/4未満の範囲(建築物及び工作物の高さの6m以下の部分とし、イに掲げる色彩を使用する場合にあっては、イに掲げる色彩を使用する面積を差し引いて得た面積を限度とする。)において、明度3以上5未満の無彩色を使用するとき。

伊丹郷町地区（※旧大坂道・北少路村・伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区を含む。）

建築物及び工作物の外観(屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。

使用する色彩		明 度	彩 度
無彩色		6以上とする。	—
有彩色	7.5R~2.5Y		2以下とする。
その他			1以下とする。

(「景観計画区域」の表とほぼ同様の注のため、省略)

都市景観形成道路地区

(旧大坂道・北少路村地区)

建築物及び工作物の外観(屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の1/10未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色彩		明 度	彩 度
無彩色		門、柵、駐車場等敷き際においては1以上とし、その他においては5以上とする。	—
有彩色	7.5R~2.5Y	5以上とする。	4以下とする。
	上記以外のY系、R系		2以下とする。
その他			1以下とする。

建築物の勾配のある屋根根(下屋、庇等も含む。)の色彩の範囲は次のとおりとする。

使用する色彩		明 度	彩 度
無彩色		7以下とする。	—
有彩色 1YR~2.5Y		5以下とする。	3以下とする。

(旧西国街道・多田街道地区)

(上記の「旧大坂道・北少路村都市景観形成道路地区」と同様の基準。ただし、屋根の基準はない。)

(伊丹酒蔵通り地区)

建築物及び工作物の外観(屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の1/10未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色彩		明 度	彩 度
無彩色		門、柵、駐車場等敷き際においては1以上とし、その他においては6以上とする。	—
有彩色	7.5R~2.5Y	6以上とする。	2以下とする。
	その他		1以下とする。

建築物の勾配のある屋根根(下屋、庇等も含む。)の色彩の範囲は次のとおりとする。

使用する色彩		明 度	彩 度
無彩色		7以下とする。	—
有彩色 1YR~2.5Y		5以下とする。	3以下とする。

兵庫県豊岡市景観計画

景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

①やま・うみ・さとの区域

- （屋根）和瓦など周辺と調和した落ち着いた色調とし、基調となる色彩の範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。
  - （１）色相がR(赤)系、YR(橙)系、Y(黄)系は彩度４以下とする。
  - （２）その他の色相は彩度２以下とする。
- （外壁）基調となる色は、けばけばしくせず集落や周囲の自然と調和した落ち着いた色調とし、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。
  - （１）色相がR(赤)系又はYR(橙)系は彩度５以下とする。
  - （２）色相がY(黄)系は彩度４以下とする。
  - （３）その他の色相は彩度２以下とする。

②まちの区域

- （屋根）（マンセル表色系による基準は、上記と同様。省略）
- （外壁）周辺の景観と調和した落ち着いた色調とし、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。
  - （１）色相がR(赤)系又はYR(橙)系は彩度６以下とする。
  - （２）色相がY(黄)系は彩度４以下とする。
  - （３）その他の色相は彩度２以下とする。

景観形成重点地区

出石城下町地区

- （屋根）屋根及び庇は、黒又は灰色とする。
- （外壁）通りに面する壁の色は、出石の町並みの基調色である赤土色・鳥の子色・白色とする。色調の範囲はマンセル色票系において、色相が5YR(橙)系から5Y(黄)系とし、彩度は6以下とする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。

城崎温泉地区

- （屋根）黒色若しくは灰色とする。
- （外壁）・基調となる色は、町並みと調和した日本古来の色調とし、周辺との色調の連続性に配慮する。
  - ・通りに面する壁の色調の範囲は、マンセル色票系において色相がYR(橙)系又はY(黄)系とし、彩度は4以下とする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。
  - ・同一色相の補助色を組み合わせるよう努める。

江原駅東地区

- （屋根）色調の範囲は、マンセル色票系において色相がR(赤)系又はYR(橙)系とし、彩度10以下とする。
- （外壁）・周辺との色調の連続性に配慮し、色調の範囲は、マンセル色票系において色相がYR(橙)系又はY(黄)系とし、彩度は6以下とする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。

兵庫県宝塚市景観計画

景観計画区域（景観計画特定地区を除く）

山並み部地域

- ・外壁、屋根など外観に使用する材料は、自然素材を用いる。ただし、やむを得ず自然素材を用いない場合は、山並みの緑に調和した色彩とする。
- ・外壁色の色相は、できる限りYR系をベース色とする。

山麓部市街地域

- ・外壁、屋根など外観に使用する明度・彩度は、下表マンセル表色系による数値の範囲内とする。（無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積の1/4以下の部分は除く）

色相	屋 根		外 壁	
	明度(以下)	彩度(以下)	明度	彩度(以下)
N	8程度	—	3～8.5	—
R	6程度	4		4 <sup>**</sup>
YR		6		4 <sup>**</sup>
Y		4		4
その他		2		2

※第1種低層住居専用地域以外の地域は6まで緩和する

- ・外壁色の明度は、できる限り6～8とする。大きな壁面を有する建築物の外壁色の明度は、6～8を遵守する。

#### 平野部市街地地域

(本文は上記と同様。省略)

色相	屋 根		外 壁	
	明度(以下)	彩度(以下)	明度	彩度(以下)
N	8程度	—	3～8.5	—
R	6程度	6		4*
Y R		6		4*
Y		4		4
その他		2		2

※第1種低層住居専用地域以外の地域は6まで緩和する

#### 観光プロムナード地域

(本文は上記と同様。省略)

色相	屋 根		外 壁	
	明度(以下)	彩度(以下)	明度	彩度(以下)
N	8程度	—	3～8.5	—
R	6程度	6		6
Y R		6		6
Y		4		4
その他		2		2

※第1種低層住居専用地域以外の地域は6まで緩和する

- ・外壁色の色相はYRをベース色とし、色相PB、B、BG及び無彩色Nは、できる限りベース色に用いない。武庫川右岸側の外壁色の色相は、できる限り明度7.5以下、彩度4以下とする。また、左岸側の外壁色の色相も、できる限り7.5YR6.5～8/3の宝塚カラーとする。大きな壁面を有する建築物の外壁色は上記各規定を遵守する。

#### 北部田園・集落地域

(本文は上記とほぼ同様。省略)

色相	屋 根		外 壁	
	明度(以下)	彩度(以下)	明度	彩度(以下)
N	8程度	—	3～8.5	—
R	6程度	4		4
Y R		6		4
Y		4		4
その他		2		2

※第1種低層住居専用地域以外の地域は6まで緩和する

- ・外壁色の明度は6～8とし、色相PB、B、BGはできる限りベース色に用いない。大きな壁面を有する建築物の外壁色は、上記規定を遵守する。

#### 景観計画特定地区

##### 清荒神参道地区

建築物の屋根及び外壁の色彩及び意匠は、周辺環境と調和した落ち着いた落ち着きのあるものとする。 (景観形成基準等の解説2(2)参照)

##### 景観形成基準等の解説

##### 2(2)建築物の屋根及び外壁の色彩について

対象行為：〈Ⅰ建築物の建築等〉 〈Ⅱ建築物の修繕等〉

外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分および各壁面の見付面積の1/4以下の部分は除く)

色相	屋 根		外 壁	
	明度(以下)	彩度(以下)	明度	彩度(以下)
N	8程度	—	3～8.5	—
R	6程度	6		6
Y R		6		6
Y		4		4
その他		2		2

▷仁川月見ガ丘地区、中山桜台7丁目地においても、マンセル表色系の基準は上記と同様。

千種地区

(本文は上記とほぼ同様。省略)

色相	屋 根		外 壁	
	明度(以下)	彩度(以下)	明度	彩度(以下)
N	8程度	—	3~8.5	—
R	6程度	4		4
YR		4		4
Y		4		4
その他		2		2

※第1種低層住居専用地域以外の地域は6まで緩和する

兵庫県三田市(新市街地景観計画)

景観計画区域

フラワータウン地区

(低層階、中層階)

日本工業規格Z8721(マンセル値)による彩度を

R・YR系 6以下、 Y系 4以下、 その他の色相 2以下

とする。ただし、各壁面の面積の1/10(当該建築物の敷地が、用途地域のうち商業地域、近隣商業地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準工業地域に存する場合は1/4)以下の割合で使用する色彩については、この限りでない。

(高層階)

日本工業規格Z8721(マンセル値)による彩度を

R・YR系 6以下、 Y系 4以下、 その他の色相 2以下

とする。

※「低層階」とは、建築物の地上3階以下、かつ、高さ10m以下の部分、「中層階」とは、建築物の地上4階以下、または高さ10m超15m以下の部分、「高層階」とは、建築物の高さ15m超の部分を目指す。(以下、本計画で同じ)

▷ウッディタウン地区、テクノパーク地区においても、マンセル表色系による基準は、上記と同様。

カルチャータウン地区

学園地区、学園3丁目街区、学園7丁目街区、学園8丁目街区においては、マンセル表色系による基準は、上記と同様。

学園4丁目街区

(低層階)

日本工業規格Z8721(マンセル値)による彩度を

R・YR系 6以下、 Y系 4以下、 その他の色相 2以下

とする。ただし、建築物の壁面のうち道路に面する側の壁面については各壁面の面積の1/10以下、その他の壁面については隔壁面の面積の1/4以下の割合で使用する色彩については、この限りでない。

(中層階、高層階)

日本工業規格Z8721(マンセル値)による彩度を

R・YR系 6以下、 Y系 4以下とし、

その他の色相(明度5以上の無彩色N系を除く)を使用してはならない。

ワシントン村街区

日本工業規格Z8721(マンセル値)による彩度及び明度を次のとおりとする。

(1) 外壁及びガレージ扉

(色相がR・YR・Yの場合)

明度7以上、彩度4以下

(色相がPBの場合)

明度5以上、彩度4以下

(色相がGY・G・BG・B・P・RPの場合)

明度7以上、彩度2以下

(無彩色の場合)

明度7以上

(2) けらば、窓トリム、玄関建具等	
(色相がRの場合)	明度3以上、彩度6以下
(色相がYR・Yの場合)	明度7以上、彩度4以下
(色相がGYの場合)	明度4以上、彩度6以下
(色相がG・BG・B・PBの場合)	明度2以上、彩度6以下
(色相がP・RPの場合)	明度7以上、彩度2以下
(無彩色の場合)	明度3以上

#### 友が丘地区

(低層階) (上記「フラワータウン地区」の低層階の基準と同様の基準。)

#### つつじが丘地区

指定道路ツアに面する敷地では、建築物の基調となる色の範囲は日本工業規格Z8721(マンセル値)において概ね次のとおりとする。

- (1) R、YR系の場合は彩度6以下
- (2) Y系の場合は彩度4以下
- (3) その他の場合は彩度2以下

### 兵庫県篠山市景観計画

#### 景観計画区域

##### 歴史的な町の区域

- (外壁)・伝統的な町家や民家に隣接する場合は、調和した色彩とする。
  - ・基調となる色は、土壁、板張り等の伝統的素材による落ち着いたものとし、やむをえず他の材料を使用する場合は類似色とする。その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。
    - (1) 色相がR(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は彩度6以下
    - (2) 色相がY(黄)系の色相を使用する場合は彩度4以下
    - (3) その他の色相は彩度2以下
- (屋根)・伝統的な町家や民家に隣接する場合は、調和した同色系統の色彩とする。
  - ・基調となる色は、けばけばしくならないよう落ち着いたものとする。その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。
    - (1) 色相がR(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は彩度6以下
    - (2) 色相がY(黄)系の色相を使用する場合は彩度4以下
    - (3) その他の色相は彩度2以下

▷まちの区域、さとの区域、森の区域、沿道地区(丹南篠山口IC周辺地区、篠山盆地幹線沿道地区)においても、マンセル表色系の基準は、上記と同様。

#### 歴史地区

##### ①篠山城下町地区

###### ・河原町伝統景観修景ゾーン

(外壁) 基調となる色は、白漆喰による白色とし、板張りについては素材色を基本とした茶系の落ち着いたものとする。その範囲はマンセル色票系において概ね次のとおりとする。

- (1) 色相はYR(橙)系の2.5YRから10YRまでとし、明度、彩度とも4以下とする。
- (2) 無彩色は明度9以上9.5以下とする。

(屋根) 基調となる色は黒または灰色とその範囲はマンセル色票系において概ね次のとおりとする。

- (1) 無彩色の明度4以下とする。

###### ・武家地景観修景ゾーン

(外壁) 基調となる色は、土壁、板張り等の伝統的素材による落ち着いたものとし、やむを得ず他の材料を使用する場合は類似色とする。

- (1) 色相はYR(橙)系およびY(黄)系の5Yまでとし、明度5以上8以下、彩度3以下とする。
- (2) 無彩色は明度5以上8以下とする。

(屋根) 基調となる色は伝統的屋根葺様式の落ち着いたものとする。

- (1) 色相がR(赤)系の5RからY(黄)系の5Yまでは、明度4以下、彩度2



- 以下とする。
- (2) 他の色相は、明度4以下、彩度1以下とする。
- (3) 無彩色は明度4以下とする。
- ・大手公共的景観創出ゾーン
    - (外壁) 基調となる色は、灰色系の落ち着いたものとする。
      - (1) 色相がYR(橙)系およびY(黄)系の5 Yまでは、明度4以上8.5以下、彩度3以下とする。
      - (2) 無彩色は明度4以上8.5以下とする。
    - (屋根) 基調となる色は、黒又は灰色系の落ち着いたものとする。
      - (1) 全色相について、明度4以下、彩度2以下とする。
      - (2) 無彩色は明度4以下とする。
  - ・中央商店街景観創出ゾーン
    - (外壁) 基調となる色は、周囲と調和しないけばけばしいものは避ける。また、隣家と類似した色彩を使用し、町なみや中央商店街通りとの連続性を保つよう努める。その範囲はマンセル色票系において次のとおりとする。
      - (1) 色相がR(赤)系からY(黄)系までは、明度8以下、彩度4以下とする。
      - (2) 色相がGY(黄緑)系は、明度8以下、彩度2以下とする。
      - (3) 無彩色は明度8以下とする。
    - (屋根) 基調となる色は、黒又は灰色系とする。
      - (1) 全色相について、明度4以下、彩度2以下とする。
      - (2) 無彩色は明度4以下とする。
  - ・一般市街地景観修景ゾーン
    - (外壁) 基調となる色は、白漆喰による白色、灰色系又は茶系とし、けばけばしいものは避けるよう努める。
      - (1) 色相がR(赤)系からYR(橙)系までは、明度8.5以下、彩度5以下とする。
      - (2) 色相がY(黄)系は、明度8.5以下、彩度3以下とする。
      - (3) 他の色相は、明度8.5以下、彩度1.5以下とする。
      - (4) 無彩色は明度8.5以下とする。
    - (屋根) 基調となる色は黒、灰色又は茶系もしくはこれらの類似色とする。
      - (1) 色相がR(赤)系の5 RからY(黄)系の5 Yまでは、明度6以下、彩度4以下とする。
      - (2) 他の色相は、明度4以下、彩度2以下とする。
      - (3) 無彩色は明度4以下とする。

## ②上立杭地区

- (外壁) ・周辺景観に配慮し、著しく彩度の高いものは使用しないよう努める。
- ・自然系の素材としない場案の基調となる色は、白、黒、灰色又は茶系もしくはこれらの類似色とし、色相は5 Rから5 Yまで又は無彩色とする。
  - (1) 5 Rから2.5 YRまでは、明度5以下かつ彩度3以下とする。
  - (2) 2.5 YRを超え5 Yまでは、彩度3以下とする。
- (屋根) 基調となる色は、黒、灰色又は伝統的の茶瓦系とし、色相は5 Rから5 Yまで又は無彩色とする。
  - (1) 5 Rから5 Yまでは、明度5以下かつ彩度9以下とする。
  - (2) 無彩色は明度5以下とする。

## 奈良県橿原市景観計画

### 景観計画区域

#### 自然風致保全エリア

(屋根) 低彩度かつ低明度の色彩とする。(低彩度、低明度とは下表による)

色相	彩度	明度
R(赤)系	2以下	5以下
YR(黄赤)系	3以下	
Y(黄)系	3以下	
その他の色相	2以下	
N系(無彩色)	—	

(外壁) 基調 (各面において4/5以上を目安とする面積) となる色彩は、落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)

色 相	彩 度
R(赤)系	4 以下
YR(黄赤)系	5 以下
Y(黄)系	4 以下
その他の色相	2 以下
N系(無彩色)	—

#### 専用住宅地エリア

(屋根) 低彩度かつ低明度の色彩とする。(低彩度、低明度とは下表による)

色 相	彩 度	明 度
R(赤)系	4 以下	5 以下
YR(黄赤)系	5 以下	
Y(黄)系	4 以下	
その他の色相	2 以下	
N系(無彩色)	—	

(外壁) (上記の「自然風致保全エリア」と同様の基準。)

#### 田園・住宅地エリア

(屋根) (上記の「専用住宅地エリア」と同様の基準。)

(外壁) 基調 (各面において4/5以上を目安とする面積) となる色彩は、落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)

色 相	彩 度
R(赤)系	4 以下
YR(黄赤)系	6 以下
Y(黄)系	4 以下
その他の色相	2 以下
N系(無彩色)	—

#### 沿道市街地エリア

(屋根) (上記の「専用住宅地エリア」と同様の基準。)

(外壁) 基調 (各面において4/5以上を目安とする面積) となる色彩は、落ち着いた低彩度の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)

色 相	彩 度
R(赤)系	6 以下
YR(黄赤)系	6 以下
Y(黄)系	4 以下
その他の色相	2 以下
N系(無彩色)	—

#### 商業業務地エリア

(屋根) (上記の「専用住宅地エリア」と同様の基準。)

(外壁) (上記の「沿道市街地エリア」と同様の基準。)

#### 周辺景観保全エリア

(屋根) (上記の「自然風致保全エリア」と同様の基準。)

(外壁) 基調 (各面において4/5以上を目安とする面積) となる色彩は、落ち着いた低彩度かつ明度8以下の色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)

色 相	彩 度	明 度
R(赤)系	4 以下	8 以下
YR(黄赤)系	5 以下	
Y(黄)系	4 以下	
その他の色相	2 以下	
N系(無彩色)	—	

#### 遠望景観保全エリア

(屋根) (上記の「自然風致保全エリア」と同様の基準。)

(外壁) 基調 (各面において4/5以上を目安とする面積) となる色彩は、落ち着いた低彩度かつ明

度8以下のの色彩を用いることとする。(低彩度とは下表による)

色 相	彩 度	明 度
R(赤)系	4以下	8以下
YR(黄赤)系	6以下	
Y(黄)系	4以下	
その他の色相	2以下	
N系(無彩色)	—	

奈良県桜井市景観計画

景観計画区域(重点景観形成区域を除く)

色彩基準(自然系地域の彩度値)

色相	建築物の外壁			建築物の屋根 明度7.0以下
	明 度 区 分			
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える	
0.0R(10RP)~4.9R	2.0以下	1.0以下	使用不可	使用不可
5.0R~9.9R	3.0以下	2.0以下		
0.0YR(10R)~4.9YR	4.0以下	2.0以下		1.0以下
5.0YR~9.9YR	4.0以下	3.0以下		2.0以下
0.0Y(10YP)~5.0Y	4.0以下	3.0以下		2.0以下
5.1Y~9.9Y	4.0以下	2.0以下		1.0以下
その他の色相	2.0以下	1.0以下		使用不可
無彩色	—	—		—

色彩基準(住居系地域の彩度値)

色相	建築物の外壁			建築物の屋根 明度7.0以下
	明 度 区 分			
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える	
0.0R(10RP)~4.9R	2.0以下	1.0以下	1.0以下	2.0以下
5.0R~9.9R	4.0以下	2.0以下	1.0以下	2.0以下
0.0YR(10R)~4.9YR	6.0以下	3.0以下	2.0以下	2.0以下
5.0YR~9.9YR	6.0以下	4.0以下	3.0以下	3.0以下
0.0Y(10YP)~5.0Y	6.0以下	4.0以下	3.0以下	3.0以下
5.1Y~9.9Y	6.0以下	3.0以下	2.0以下	2.0以下
その他の色相	2.0以下	2.0以下	1.0以下	2.0以下
無彩色	—	—	—	—

色彩基準(工業系地域の彩度値)

色相	建築物の外壁			建築物の屋根 明度7.0以下
	明 度 区 分			
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える	
0.0R(10RP)~4.9R	1.0以下	2.0以下	1.0以下	2.0以下
5.0R~9.9R	1.0以下	2.0以下	1.0以下	2.0以下
0.0YR(10R)~4.9YR	2.0以下	3.0以下	2.0以下	2.0以下
5.0YR~9.9YR	3.0以下	4.0以下	3.0以下	3.0以下
0.0Y(10YP)~5.0Y	3.0以下	4.0以下	3.0以下	3.0以下
5.1Y~9.9Y	2.0以下	3.0以下	2.0以下	2.0以下
その他の色相	1.0以下	2.0以下	1.0以下	2.0以下
無彩色	—	—	—	—

色彩基準（商業系地域の彩度値）

色相	建築物の外壁			建築物の屋根 明度7.0以下
	明 度 区 分			
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える	
0.0R(10RP)～4.9R	2.0以下	2.0以下	1.0以下	2.0以下
5.0R～9.9R	4.0以下	4.0以下	1.0以下	2.0以下
0.0YR(10R)～4.9YR	6.0以下	4.0以下	2.0以下	4.0以下
5.0YR～9.9YR	6.0以下	6.0以下	3.0以下	6.0以下
0.0Y(10YP)～5.0Y	6.0以下	6.0以下	3.0以下	6.0以下
5.1Y～9.9Y	6.0以下	4.0以下	2.0以下	4.0以下
その他の色相	2.0以下	2.0以下	1.0以下	2.0以下
無彩色	—	—	—	—

重点景観形成区域（大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区、三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区）

色彩基準（彩度値）

色相	建築物の外壁			建築物の屋根 明度7.0以下
	明 度 区 分			
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える	
0.0R(10RP)～4.9R	2.0以下	1.0以下	使用不可	使用不可
5.0R～9.9R	3.0以下	2.0以下		
0.0YR(10R)～4.9YR	4.0以下	2.0以下		1.0以下
5.0YR～9.9YR	4.0以下	3.0以下		2.0以下
0.0Y(10YP)～5.0Y	4.0以下	3.0以下		2.0以下
5.1Y～9.9Y	4.0以下	2.0以下		1.0以下
その他の色相	2.0以下	1.0以下		使用不可
無彩色	—	—	—	—

奈良県生駒市景観計画

景観計画区域（景観形成地区を除く）

自然景観区域

建築物の外壁の基調色（強調色は省略）

色相	明 度		
	5.0未満	5.0以上7.0以下	7.0を超える
0.0R～4.9R	2.0以下	1.0以下	使用不可
5.0R～9.9R	3.0以下	2.0以下	
0.0YR～4.9YR	4.0以下	2.0以下	
5.0YR～9.9YR	4.0以下	3.0以下	
0.0Y～5.0Y	4.0以下	3.0以下	
5.1Y～9.9Y	4.0以下	2.0以下	
その他の色相	2.0以下	1.0以下	
無彩色	—	—	—

建築物の屋根の基調色

	明度6.0以下
0.0R～4.9R	使用不可
5.0R～9.9R	〃
0.0YR～4.9YR	1.0以下
5.0YR～9.9YR	2.0以下
0.0Y～5.0Y	2.0以下
5.1Y～9.9Y	1.0以下
その他の色相	使用不可
無彩色	—

田園景観区域

建築物の外壁の基調色 (強調色は省略)

色相	明 度		
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える
0.0R~4.9R	2.0以下	1.0以下	使用不可
5.0R~9.9R	3.0以下	2.0以下	
0.0YR~4.9YR	4.0以下	2.0以下	
5.0YR~9.9YR	4.0以下	3.0以下	
0.0Y~5.0Y	4.0以下	3.0以下	
5.1Y~9.9Y	4.0以下	2.0以下	
その他の色相	2.0以下	1.0以下	
無彩色	—	—	

建築物の屋根の基調色

	明度7.0以下
0.0R~4.9R	使用不可
5.0R~9.9R	//
0.0YR~4.9YR	1.0以下
5.0YR~9.9YR	2.0以下
0.0Y~5.0Y	2.0以下
5.1Y~9.9Y	1.0以下
その他の色相	使用不可
無彩色	—

市街地景観区域(住居系)

建築物の外壁の基調色 (強調色は省略)

色相	明 度		
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える
0.0R~4.9R	2.0以下	1.0以下	1.0以下
5.0R~9.9R	4.0以下	2.0以下	1.0以下
0.0YR~4.9YR	6.0以下	3.0以下	2.0以下
5.0YR~9.9YR	6.0以下	4.0以下	3.0以下
0.0Y~5.0Y	6.0以下	4.0以下	3.0以下
5.1Y~9.9Y	6.0以下	3.0以下	2.0以下
その他の色相	2.0以下	2.0以下	1.0以下
無彩色	—	—	—

建築物の屋根の基調色

	明度7.0以下
0.0R~4.9R	2.0以下
5.0R~9.9R	2.0以下
0.0YR~4.9YR	2.0以下
5.0YR~9.9YR	3.0以下
0.0Y~5.0Y	3.0以下
5.1Y~9.9Y	2.0以下
その他の色相	2.0以下
無彩色	—

市街地景観区域(商業系)

建築物の外壁の基調色 (強調色は省略)

色相	明 度		
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える
0.0R~4.9R	2.0以下	2.0以下	1.0以下
5.0R~9.9R	4.0以下	4.0以下	1.0以下
0.0YR~4.9YR	6.0以下	4.0以下	2.0以下
5.0YR~9.9YR	6.0以下	6.0以下	3.0以下
0.0Y~5.0Y	6.0以下	6.0以下	3.0以下
5.1Y~9.9Y	6.0以下	4.0以下	2.0以下
その他の色相	2.0以下	2.0以下	1.0以下
無彩色	—	—	—

建築物の屋根の基調色

	明度7.0以下
0.0R～4.9R	2.0以下
5.0R～9.9R	2.0以下
0.0YR～4.9YR	4.0以下
5.0YR～9.9YR	6.0以下
0.0Y～5.0Y	6.0以下
5.1Y～9.9Y	4.0以下
その他の色相	2.0以下
無彩色	—

市街地景観区域(工業系)

建築物の外壁の基調色 (強調色は省略)

色相	明 度		
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える
0.0R～4.9R	1.0以下	2.0以下	1.0以下
5.0R～9.9R	1.0以下	2.0以下	1.0以下
0.0YR～4.9YR	2.0以下	3.0以下	2.0以下
5.0YR～9.9YR	3.0以下	4.0以下	3.0以下
0.0Y～5.0Y	3.0以下	4.0以下	3.0以下
5.1Y～9.9Y	2.0以下	3.0以下	2.0以下
その他の色相	1.0以下	2.0以下	1.0以下
無彩色	—	—	—

建築物の屋根の基調色

	明度7.0以下
0.0R～4.9R	2.0以下
5.0R～9.9R	2.0以下
0.0YR～4.9YR	2.0以下
5.0YR～9.9YR	3.0以下
0.0Y～5.0Y	3.0以下
5.1Y～9.9Y	2.0以下
その他の色相	2.0以下
無彩色	—

景観形成地区

広域幹線沿道地区

広域幹線沿道地区の色彩基準については、当該道路が通っている景観計画区域の区分による自然景観区域、田園景観区域、市街地景観区域の住宅系、商業系、工業系と同じ基準とします。

生駒駅前北口再開発地区

- ・建築物の外壁の基調色は、色相にかかわらず、マンセル値による明度が3以上8以下、彩度が3以下とする。
- ・建築物の屋根の基調色は、色相にかかわらず、マンセル値による明度が3以上7以下、彩度が3以下とする。

奈良県斑鳩町景観計画

景観計画区域(重点景観形成区域を除く)

自然景観区域、田園景観区域、歴史景観区域

色彩に関する景観形成基準(色彩基準1)

建築物の外壁の基調色 (強調色は省略)

色相	明 度		
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える
0.0R(10RP)～4.9R	2.0以下	1.0以下	使用不可
5.0R～9.9R	3.0以下	2.0以下	
0.0YR(10R)～4.9YR	4.0以下	2.0以下	
5.0YR～9.9YR	4.0以下	3.0以下	

色相	明 度		
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える
0.0Y(10YR)~5.0Y	4.0以下	3.0以下	
5.1Y~9.9Y	4.0以下	2.0以下	
その他の色相	2.0以下	1.0以下	
無彩色	—	—	

建築物の屋根の基調色

	明度7.0以下
0.0R(10RP)~4.9R	使用不可
5.0R~9.9R	〃
0.0YR(10R)~4.9YR	1.0以下
5.0YR~9.9YR	2.0以下
0.0Y(10YR)~5.0Y	2.0以下
5.1Y~9.9Y	1.0以下
その他の色相	使用不可
無彩色	—

市街地景観区域

色彩に関する景観形成基準(色彩基準1)

建築物の外壁の基調色 (強調色は省略)

色相	明 度		
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える
0.0R(10RP)~4.9R	2.0以下	2.0以下	1.0以下
5.0R~9.9R	4.0以下	2.0以下	1.0以下
0.0YR(10R)~4.9YR	6.0以下	3.0以下	2.0以下
5.0YR~9.9YR	6.0以下	4.0以下	3.0以下
0.0Y(10YP)~5.0Y	6.0以下	4.0以下	3.0以下
5.1Y~9.9Y	6.0以下	3.0以下	2.0以下
その他の色相	2.0以下	2.0以下	1.0以下
無彩色	—	—	—

建築物の屋根の基調色

	明度7.0以下
0.0R(10RP)~4.9R	2.0以下
5.0R~9.9R	2.0以下
0.0YR(10R)~4.9YR	2.0以下
5.0YR~9.9YR	3.0以下
0.0Y(10YR)~5.0Y	3.0以下
5.1Y~9.9Y	2.0以下
その他の色相	2.0以下
無彩色	—

幹線道路沿重点景観形成区域

色彩に関する景観形成基準(色彩基準2)

建築物の外壁の基調色 (強調色は省略)

色相	明 度		
	5.0未満	5.0以上8.0以下	8.0を超える
0.0R(10RP)~4.9R	2.0以下	1.0以下	使用不可
5.0R~9.9R	3.0以下	2.0以下	
0.0YR(10R)~4.9YR	4.0以下	2.0以下	
5.0YR~9.9YR	4.0以下	3.0以下	
0.0Y(10YR)~5.0Y	4.0以下	3.0以下	
5.1Y~9.9Y	4.0以下	2.0以下	
その他の色相	2.0以下	1.0以下	
無彩色	—	—	

建築物の屋根の基調色

	明度7.0以下
0. 0R(10RP)～4. 9R	使用不可
5. 0R～9. 9R	〃
0. 0YR(10R)～4. 9YR	1. 0以下
5. 0YR～9. 9YR	2. 0以下
0. 0Y(10YR)～5. 0Y	2. 0以下
5. 1Y～9. 9Y	1. 0以下
その他の色相	使用不可
無彩色	—

奈良県明日香村景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

和歌山県高野町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

鳥取県米子市景観計画

景観計画区域(景観形成重点区域を除く)

- ・周辺の景観と調和した色彩とすること。
- ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。
- ・外観のベースカラーは、有彩色に関し、屋根を除き次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩 度	
	商業地域等	その他
0. 1R～10R	6以下	6以下
0. 1YR～5Y	6以下	6以下
上記以外の色相	6以下	2以下

- ・屋根のベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩 度	
	商業地域等	その他
0. 1R～10R	6以下	6以下
0. 1YR～5Y	6以下	6以下
5. 1Y～5BG	6以下	4以下
上記以外の色相	6以下	2以下

※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法～三属性による表示)による。

※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。

景観形成重点区域

(大山区域、弓ヶ浜区域、)

- ・周辺の景観と調和した色彩とすること。
- ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。
- ・外観のベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩 度
0. 1R～10R	2以下
0. 1YR～5Y	4以下
上記以外の色相	2以下

(旧加茂川・寺町周辺区域)

(計画本文は上記と同様であるため省略)

有彩色の色相	彩 度
0. 1R～10R	4以下
0. 1YR～5Y	6以下
上記以外の色相	2以下



## 鳥取県倉吉市景観計画

### 景観計画区域

- ・周辺の景観と調和した色彩とすること。
- ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。
- ・外観のベースカラーは次のとおりとすること。

表1

有彩色の色相	彩 度	
	商業地域等	その他
0. 1R～10R	6 以下	4 以下
0. 1YR～5Y	6 以下	6 以下
上記以外の色相	6 以下	2 以下

※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて、過半以上を占める色相をいう。なお複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。以下同じ

※商業地域等とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。以下同じ

## 島根県出雲市景観計画

### 景観計画区域（景観形成地域を除く）

- ・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
- ・色彩基準の基準による。

#### 色彩基準

建築物及び工作物の外観の色彩で主要なものは、次に掲げる範囲のものとする。

色 相	彩 度
R(赤)、YR(黄赤)系	彩度 6 以下
Y(黄)系	彩度 4 以下
その他	彩度 2 以下

※彩度はマンセル値を用いる

### 景観形成地域

#### 馬木北町地域

馬木北町協定区域内、区域外とも

- ・次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。
  - ア．屋根……黒、茶又はこれらの周辺色
  - イ．外壁……白又は淡色
- ・このほか、上記の色彩基準による。

#### 島根県立大学短期大学部出雲キャンパス周辺地域

- ・原則として次に掲げるとおりとし、全体としての調和を図ること。
  - ア．屋根……黒、茶（来待色）又はこれらの周辺色
  - イ．外壁……原色は避ける。
- ・このほか、上記の色彩基準による。

#### リバーサイドタウン川西地域

（上記の「馬木北町地域」と同様の基準。省略）

#### 神西湖周辺地域

- ・原則として原色を避け、全体としての調和を図ること。
- ・このほか、上記の色彩基準による。

#### 宍道湖沿岸地域

- ・けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、湖水面や周辺の山並み、田園等、自然物が主体の周辺景観との調和に配慮すること。
- ・使用する色数を少なくするよう努めること。
- ・このほか、上記の色彩基準による。

島根県津和野町景観計画

景観計画区域

外壁等に使用する基調色は、次を基本とします。

低明度・低彩度の落ち着いたある色彩、及び無彩色を基本とします。

基調となる色彩(基調色、配合色)

色相	明度	彩度
N(無彩色)	全範囲	—
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)の4.9Yまで		6以下
Y(黄)の5.0Yから、GY(黄緑)、G(緑) BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)		4以下 2以下

※木材や石材等の自然素材を使用する場合は、上表の限りではない。

屋根の色は、石見赤瓦の、R彩度の低い(彩度6以下)茶褐色を基本とする。

色相	明度	彩度
N(無彩色)	8以下	—
R(赤)、YR(黄赤)	6以下	6以下

島根県大田市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

島根県奥出雲町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

岡山県早島町景観計画

景観計画区域

外観の色彩の制限は、次表を標準とする。ただし、弁柄(ベンガラ)などの伝統的形態意匠のもの及び見付け面積の1/5未満の範囲内で、建築物のアクセント等として着色される部分の色彩については、この限りでない。

使用する色相	彩度
5R~2.4Y	11以下
2.5Y~2.4GY	6以下
2.5GY~4.9R	3以下

岡山県瀬戸内市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

岡山県真庭市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

広島県三次市景観計画

景観計画区域

外観の色彩の制限は、景観形成の方針に沿って周辺の景観との調和に配慮することを基本とし、次の表の中から選択します。ただし、建築物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではありません。

	トーン マンセル値		トーン マンセル値		トーン マンセル値	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
壁面	ペール 1R~5Y		ライトグレイッシュ 1R~5Y		ニュートラルカラー	
	7~8	1~2	6~7	3~4	N6~8	—

広島県呉市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

広島県尾道市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

広島県廿日市市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山口県宇部市景観計画

景観計画区域(シンボルゾーン、重点地区を除く)

- ・外観の色彩は、全体として落ち着いた色を基調とし、極端に明度・彩度が低いものや、極端に彩度が高いものの使用は避け、周辺環境と調和させるよう配慮することとし、基調色は次の表の通りとする。
- ・アクセントカラーは低層部において少量の使用を基本とし、外観の印象を大きく変えないよう配慮する。

【外壁等の基調色(マンセル値)】

色名	彩度	明度
赤(R系)・黄赤(YR系)・黄(Y系)	6以下	5以上
上記以外	2以下	7以上

シンボルゾーン

(シンボルとなる通り景観を形成するゾーン)

○シンボルロード沿道地区、宇部新川駅沖ノ山線沿道地区

- ・外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、次の表の通りとし、落ち着いた風格ある色で、隣接する建物や周囲の建物の外観との調和を図る。
- ・アクセントカラーは少量の使用を基本に、外観の印象を大きく変えないように配慮する。
- ・屋根の色彩は、外壁等の基調色と調和する色とし、次の表の通り、彩度・明度の高いものは避け、外観の印象を大きく変えないように配慮する。

【外壁等の基調色(マンセル値)】

色名	彩度	明度
赤(R系)	2.5R/5Rの場合、4以下 7.5R/10Rの場合、6以下	2.5R/7.5Rの場合、5~7 5R/10Rの場合、5以上
黄赤(YR系)	6以下	2.5YRの場合、5~7 上記以外の場合、5以上
黄(Y系)	4以下	5以上
上記以外	1以下	7以上

【屋根の基調色(マンセル値)】

色名	彩度	明度
赤(R系)・黄赤(YR系)・黄(Y系)	6以下	5以下
上記以外	2以下	3以下

○市道小串通線沿道地区、国道490号沿道地区

- ・外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、次の表の通りとし、落ち着いた風格ある色で、隣接する建物や周囲の建物の外観との調和を図る。
- ・アクセントカラーは少量の使用を基本に、外観の印象を大きく変えないように配慮する。
- ・屋根の色彩は、外壁等の基調色と調和する色とし、彩度・明度の高いものは避け、外観の印象を大きく変えないように配慮する。

【外壁等の基調色(マンセル値)】

色名	彩度	明度
赤(R系)・黄赤(YR系)・黄(Y系)	6以下	5以上
上記以外	2以下	7以上

▷(玄関口にふさわしい景観を形成するゾーン(宇部新川駅前地区))においても、マンセル表色系の基準は、上記のシンボルロード沿道地区等の地区と同様。

(水と緑のシンボル景観を形成するゾーン)

- ・外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、次の表の通りとし、落ち着いた風格ある色で、隣接する建物や周囲の建物の外観との調和を図る。
- ・アクセントカラーは少量の使用を基本に、外観の印象を大きく変えないように配慮する。
- ・屋根の色彩は、外壁等の基調色と調和する色とし、彩度・明度の高いものは避け、外観の印象を大きく変えないように配慮する。

【外壁等の基調色(マンセル値)】大規模等

色名	彩度	明度
赤(R系)・黄赤(YR系)・黄(Y系)	2以下	3~7.5
上記以外	1以下	4~7.5

※大規模等・・・大規模建築物・工作物および開発(=「階数4以上または高さ15m以上の建築物および工作物、あるいは敷地面積1,000㎡以上の敷地内に建築される建築物および工作物」)で、周囲の景観に対する影響が少なからず発生すると考えられる建築物等や開発を対象とする。

【外壁等の基調色(マンセル値)】 上記以外

色名	彩度	明度
赤(R系)・黄赤(YR系)・黄(Y系)	6以下	5以上
上記以外	2以下	7以上

(玄関口にふさわしい景観を形成するゾーン(宇部港周辺地区))

- ・建物の外観の色彩は、臨海部の工場や倉庫群等による暗い印象の軽減を図るとともに、明るく広がりのある色彩を基調色とすることとし、次の表の通りとする。(ただし、住居系建物は除く。)
- ・アクセントカラーは少量の使用を基本とし、外観の印象を大きく変えないように配慮するとともに、海からの見え方や明るい印象を与えるよう、彩度・明度ともに低いものを避ける。

【外壁等の基調色(マンセル値)】 上記以外

色名	彩度	明度
赤(R系)・黄赤(YR系)・黄(Y系)	2以下	8以上
上記以外	1以下	8以上

山口県萩市景観計画

景観計画区域(重点景観計画区域を除く)

川内地区

(屋根) 色彩は、穏やかなものとし、  
ねずみ色や黒色

淡い茶系の色(色相YR、明度7以上、彩度2以下)

濃い茶系の色(色相YR、明度4以下、彩度2以下)

淡い緑系の色(色相G、明度7以上、彩度4以下)

濃い緑系の色(色相G、明度3以下、彩度8以下)

とする。なお、自然材料や伝統資材(赤茶色の釉薬瓦等)を使用する場合はこの限りではない。

□穏やかな色彩

ねずみ色(色相N5.5) 黒(色相N1) ベージュ(色相5YR、明度9、彩度2)

白茶色(色相5YR、明度8、彩度2) こげ茶色(色相5YR、明度3、彩度2)

淡い緑色(色相5G、明度7、彩度4) 深緑色(色相5G、明度3、彩度7)

(外壁)・使用する色彩は、歴史都市「萩」を象徴する白壁土塀や武家屋敷と調和する、

白色やねずみ色(色相N5.5~9.5)

アイボリー(色相2.5Y、明度8.5、彩度1.5)

淡いクリーム色(色相5Y、明度8.5~9、彩度1)

ベージュ(色相5YR、明度9、彩度2)

白茶色(色相5YR、明度8、彩度2)

こげ茶色(色相5YR、明度3、彩度2)

これらの同系色(色相5YR、明度7以上、彩度2以下)

とし、光沢のないものとする。

・赤色、黄色、青色、緑色等の原色は使用しない。

・やむをえず、赤色、黄色、青色、緑色等の原色は使用する場合は、

R(赤)、YR(橙)、Y(黄)系においては彩度4以下、

その他の色については彩度2以下

のものとし、かつ外壁一面のみの使用とする。

▷川外都市計画区域(東萩駅周辺地区)、〃(A地区)、〃(B地区)、〃(C地区)、都市計画区域外地区においても、同様の基準。

重点景観計画区域

堀内地区(歴史的景観保存地区)

(外壁)・道路その他の公共の場所から望見できない建築物の資材については、サイディングボード等の新建材とすることもできる。この場合は、

白色やねずみ色(色相N5.5~9.5)

白茶系(色相5YR、明度8、彩度2)

こげ茶色(色相5YR、明度3、彩度2)

これらの同系色(色相5YR、明度7以上、彩度2以下)

とする。

・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わないが、色彩は既存

の色彩、若しくは、  
白色やねずみ色(色相N5. 5～9. 5)  
白茶系(色相5YR、明度8、彩度2)  
こげ茶色(色相5YR、明度3、彩度2)  
これらの同系色(色相5YR、明度7以上、彩度2以下)  
とする。

▷今魚店地区、東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区、大照院周辺地区、藍場川及び藍場川周辺地区、樽屋町・城東地区、維新の里地区、江崎地区、須佐地区、明木地区においても、ほぼ上記と同様の基準(マンセル表色系による指定範囲は同じ)。

土原新川線沿線地区(都市景観形成地区)(市道東萩駅無田ヶ原線以北区域)

(住居・店舗・事務所等併用建築物の屋根)

- ・洋風の建築物は、資材は問わない。色彩は、  
ねずみ色や黒色以外に、  
えんじ系の色(色相4～10R、明度4以下)、  
橙系の色(色相YR、明度5. 5～7、彩度6～14)、  
淡い緑系の色(色相G、明度7以上、彩度4以下)、  
濃い緑系の色(色相G、明度3以下、彩度8以下)  
とすることもできる。

(店舗・事務所等の屋根)

- ・色彩は、和風の建築物はねずみ色や黒色とする。洋風の建築物は、ねずみ色や黒色以外に、  
えんじ系の色(色相4～10R、明度4以下)、  
橙系の色(色相YR、明度5. 5～7、彩度6～14)、  
淡い緑系の色(色相G、明度7以上、彩度4以下)、  
濃い緑系の色(色相G、明度3以下、彩度8以下)  
とすることもできる。

(住居・店舗・事務所等併用建築物の外壁)

- ・やむを得ず原則によることができない場合、または道路その他の公共の場所から望見できない建築物については、サイディングボード等の新建材とすることもできる。この場合、  
色彩は、  
白色やねずみ色(色相N5. 5～9. 5)、  
白茶系(色相5YR、明度8、彩度2)、  
こげ茶色(色相5YR、明度3、彩度2)、  
これらの同系色(色相5YR、明度7以上、彩度2以下)  
とし、光沢がないものとする。

(店舗・事務所等の外壁)

- ・資材は問わないが、穏やかな色彩とし、光沢がないものとする。

□穏やかな色彩

白色やねずみ色(色相N5. 5～9. 5) アイボリー(色相2. 5Y、明度8. 5、彩度1. 5)  
淡いクリーム色(色相5Y、明度8. 5～9、彩度1) ベージュ(色相5YR、明度9、彩度2)  
白茶系(色相5YR、明度8、彩度2) こげ茶色(色相5YR、明度3、彩度2)  
これらの同系色(色相5YR、明度7以上、彩度2以下)  
とすることもできる。

▷土原新川線沿線地区の市道東萩駅無田ヶ原線以南区域、大屋土原線沿線地区においても、外壁の基準は同様。

山口県防府市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山口県下松市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山口県岩国市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山口県柳井市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

山口県周南市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

徳島県三好市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない(筆者註:色票と配慮・努力基準があるのみ)

徳島県上勝町(上勝町檜原地区景観計画)：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

## 香川県丸亀市景観計画

### 景観計画区域

建築物及び工作物の外観における色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない石材、木材、土壁、レンガ、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩はこの限りではない。また、蛍光塗料は使用しないこと。

#### (丸亀城歴史エリア)

(外壁) 彩度は次のとおりとする

- ・R(赤)、YR(橙)系は、4以下
- ・Y(黄)系は、2以下
- ・その他の色相は、1以下

ただし各壁面見付面積の1/20以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。

(屋根) 無彩色もしくは明度5以下

#### (都心エリア)

(外壁) 彩度は次のとおりとする

- ・R(赤)、YR(橙)系は、6以下
- ・Y(黄)系は、4以下
- ・その他の色相は、2以下

ただし各壁面見付面積の1/10以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。

#### (上記2エリア以外の区域)

(外壁) 彩度は次のとおりとする

- ・R(赤)、YR(橙)系は、6以下
- ・Y(黄)系は、4以下
- ・その他の色相は、2以下

ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。

香川県宇多津町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

## 愛媛県今治市景観計画

### 景観計画区域

(筆者註:市域のうち、都市計画区域外と島嶼部を景観計画区域としている)

外壁及び屋根の基調となる色は、けばけばしい色彩とせず、次の色彩を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材又は伝統素材を使用する場合は、この限りでない。

- ① R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系の色相で、彩度が6を超えるもの、又は、明度が8を超えるもの。
- ② その他の色相で、彩度が4を超えるもの、又は、明度が8を超えるもの。

## 愛媛県八幡浜市景観計画

### 景観計画区域

(筆者註:市域のうち、八幡浜湾周辺と川之石湾周辺及び両者を  
つなぐ現山周辺の半島部を景観計画区域としている)

外壁面の見付面積の15%未満のアクセントカラーを除く基調色については以下のように定めます。

- ・外壁色は、暖色系色相(R、YR、Y)を中心とし、明度4～8とします。
- ・上記の内、YR系の色相については、わが国における建築物の機軸的な色相であり、高彩度のも  
のも見られることから、樹木の彩度の上限である6程度までとします。
- ・屋根色は、外壁色とのバランスを考慮して、明度6以下、彩度3～4以下の中・低明度/低彩度  
色とします。

## 愛媛県大州市景観計画

### 景観計画区域

○昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域

- ・茶系、黒系、白系を用い、落ち着いた色彩とする。
- ・彩度の高い色は、原則禁止する。

- ・屋根と外壁の色彩は次の通りとする。

屋根

色相	明 度	彩 度
N	3～7	—

外壁

色相	明 度	彩 度
N	3～9.5	—
Y R		6以下
Y		4以下
上記以外		2以下

○親しみのある都市景観創造区域

- ・彩度の低い落ち着いた色彩を基調とする。
- ・屋根と外壁の色彩は次の通りとする。

屋根

色 相	明 度	彩 度
問わない	2～7	1以下

外壁

色相	明 度	彩 度
N	2～9.5	—
Y R		8以下
Y		4以下
上記以外		3以下

○緑にあふれる町並み形成区域

- ・落ち着いた色彩を基調とする。
- ・植栽や周囲の自然が構成する「緑」との配色のバランスを考慮する。
- ・屋根と外壁の色彩は次の通りとする。

屋根

色相	明 度	彩 度
N	2～7	—
Y R		6以下
上記以外		2以下

外壁

色相	明 度	彩 度
N	2～9.5	—
Y R		8以下
R、Y		4以下
上記以外		3以下

○肱川景観保全区域

- ・落ち着いた色彩を基調とする。
- ・屋根と外壁の色彩は次の通りとする。

【臥龍山荘から下流】

屋根

色相	明 度	彩 度
N	3～7	—

外壁

色相	明 度	彩 度
N	3～9.5	—
Y R		6以下
Y		4以下
上記以外		2以下

【臥龍山荘から上流】

屋根

色相	明 度	彩 度
問わない	2～7	1以下

外壁

色相	明 度	彩 度
N	2～9.5	—
Y R		6以下
Y		4以下
上記以外		3以下

愛媛県伊予市景観計画

灘町・湊町重点地区

- (屋根) 日本瓦(黒・灰)を基本とし、日本瓦以外の屋根葺き材料を使用する場合も、色彩は黒、灰色を原則とする。
- (外壁) 漆喰塗り(白、灰、黒)及び板張り(下見板張り、壁羽目板張り)を基本とし、その他の材料を使用する場合は、周囲の景観と調和した材質、色彩のものを使用する。

	屋 根		外 壁		
色 相	N	N	Y R	Y	上記以外
明 度	3～7	3～9.5			
彩 度	—	—	6以下	4以下	2以下

愛媛県内子町景観まちづくり計画

景観計画重点区域

駅前・国道56号都市景観形成地区

- ・けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。
- ・マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。(工作物を除き、建築物の外壁となる色彩について適用するものとする。(推奨値は省略))

○基準値

色相	明度	彩度
Y(黄色)系	2以上9以下	6以下
YR(黄赤)系		4以下
R(赤)系		2以下
RP(赤紫)系、P(紫)系、PB(紫青)系	2以上3以下	3以下
B(青)系	2以上6以下	3以下
BG(青緑)系、G(緑)系	2以上7以下	3以下
	8	2以下
GY(黄緑)系	2以上8以下	4以下
	9	3以下

※無彩色(N)については、明度2以上9以下とする。

文化交流拠点景観形成地区、大瀬成留屋景観形成地区

(基準値については、上記と同様。省略。)

- ・原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。

○基準値

色相	明度	彩度
5～10R	2以上6以下	2以下

愛媛県宇和島市(宇和島市遊子水荷浦地区景観計画)：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない  
 愛媛県上島町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

高知県四万十市(四万十川景観計画)

景観計画区域

屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値(日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法(マンセル色票系)に規定する彩度をいう。)が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

高知県中土佐町景観計画

景観計画区域(景観重点区域を除く)

マンセル値10未満。周辺の景観と調和するものであること。

(筆者註:明度は1～10であるため、計画記載のマンセル値とは、彩度と判断した。)

▷景観重点区域においても、上記と同様の基準。

高知県津野町景観計画

景観重点地区

屋根は黒又は濃灰色等を基調とし、鮮やかな原色は避ける。また外壁も原色は避け、彩度の低い色、若しくは無彩色とし周辺景観に調和したものとする。(マンセル値10未満とする。)

(筆者註:明度は1～10であるため、計画記載のマンセル値とは、彩度と判断した。)

▷景観重点区域(北川地区、船戸地区、芳生野地区、口目ヶ市地区、大古味地区、新田地区、力石地区、宮谷地区、高野地区、樺の川地区、貝の川地区、坂本龍馬脱藩の道(三間の川地区、西谷地区、桂地区))においても、同様の基準。ただし、10未満→10以下。



高知県四万十町景観計画

景観計画区域（景観重点区域を除く）

マンセル値10未満。周辺の景観と調和するものであること。

（筆者註：明度は1～10であるため、計画記載のマンセル値とは、彩度と判断した。）

▷景観重点区域（山村景観・河川景観・田園景観・街並景観）においても、上記と同様の基準。

高知県梛原町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

福岡県柳川市景観計画

景観計画区域

中心市街地エリア（城堀周辺地区、旧城下町地区）

- ・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。

【建築物の外壁の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。

色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	
明度	10m未満	2.5以上9以下			認めない	2.5以上9以下
	10m以上	4以上9以下				4以上9以下
彩度		4以下	2以下		---	

【建築物の屋根の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。

色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色
明度	7.5以下		認めない	8以下
彩度	4以下	2以下		---

▷中心市街地エリア（西鉄柳川駅周辺地区）、田園エリア、有明海・干拓地エリアにおいても、マンセル表色系の基準は上記と同様。

福岡県八女市文化的景観計画

景観計画区域

周囲の自然景観と調和する色彩とし、茶系の色彩ならびに無彩色を推奨する。上記以外とする場合には、環境色彩基準に従う。

環境色彩基準

	部 位	色 相	明 度	彩 度
山あい	外壁基調色	7.5YR～2.5Y	7.5以下	4.0以下
		無彩色(N) 上記以外の色相	7.5以下 7.5以下	2.0以下
八女丘陵・ 八女扇状地	屋根色	7.5YR～2.5Y	7.5以下	4.0以下
		無彩色(N) 上記以外の色相	7.5以下 5.0以下	2.0以下
八女丘陵・ 八女扇状地	外壁基調色	有彩色	—	4.0以下
		無彩色(N)	—	4.0以下
八女丘陵・ 八女扇状地	屋根色	有彩色	7.5以下	4.0以下
		無彩色(N)	7.5以下	4.0以下

※外壁各面の4/5は、基調色に適合した色彩とする。

※日本工業規格(JIS)に採用されているマンセル表色系による。）

■適用除外

- ・計画的に開発される区域において、地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- ・自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合
- ・橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- ・他の法令等で色彩が定められているもの
- ・地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの

福岡県豊前市景観計画

景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

環境色彩基準

山と谷筋景域

	外壁基調色			屋根		
色相	7.5R~2.5Y	その他の色相	無彩色	2.5GY~7.5BG	その他の色相	無彩色
明度	7.5以下			7.5以下	5.0以下	7.5以下
彩度	4.0以下	2.0以下		4.0以下	2.0以下	

景域	外壁基調色		屋根		
田園と海景域	色相	有彩色	無彩色	有彩色	無彩色
	明度	-		7.5以下	
	彩度	4.0以下		4.0以下	
住宅・商業市街地景域 工業市街地景域	色相	有彩色	無彩色	有彩色	無彩色
	明度	-		-	
	彩度	6.0以下		4.0以下	

景観形成重点地区（求菩提地区）

（屋根）・屋根の色彩（庇等を含む）は、以下の基準とする。ただし、和瓦・茅葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか無彩色系を採用し、ざらざらした不快感を与えないように配慮すれば、以下の基準の限りではない。

- ・屋根の破風、鼻隠しの色は、低彩度低明度のものを採用することとし、白などの高明度のものは使わない。

色相	明度	彩度
0.1R~5Y	6未満	6以下
上記以外	6未満	4以下

（外壁）・色彩は、以下の基準とする。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。また、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分、また和風建築の腰として着色される部分は以下の基準の限りではない。

- ・窓のサッシュ、雨樋、付柱の色は、壁面の色に合わせて低彩度低明度のものを採用することとし、白など高明度のものは使わない。

色相	明度	彩度
0.1R~5R	9未満	3以下
5YR~105Y	9以上	4以下
	9未満	5以下
上記以外	6以上	3以下
	6未満	4以下

福岡県太宰府市景観計画

景観計画区域

4(1)色彩基準について

建築物の屋根・外壁、工作物の外観の基調色として、次に示す色彩は使用しないものとします。なお、ここで示す色彩基準は日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色彩の表示方法(マンセル値)によっています。

景観計画区域共通

建築物の屋根・外壁、工作物の外観の基調色に使用できない色
○色相区分YR(黄赤)で、彩度が6を超えるもの。
○色相区分がR(赤)とY(黄)で、彩度が4を超えるもの。
○色相区分上記以外で、彩度が2を超えるもの。
○蛍光色

※基調色とは、建築物等の色彩設計において、設計の中心となる色のことです。基調色は景観に大きな影響を与える要素です。

(筆者註:「景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色」は省略した。)

福岡県うきは市景観計画

景観計画区域

市街地ゾーン

- ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
- ・単一な大壁面の場合には目地を入れるなど、視覚的に彩度を下げる。
- ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。
- ・使用する色彩は以下のマンセル値を基準とする。

色相	明度	彩度
R	—	6以下
Y R、Y	—	4以下
上記以外	—	2以下

※外壁各面の見付面積の1/5程度の範囲までは、この限りでない。

※周辺との調和に配慮した伝統的工法の素材や着色していない自然素材等の色についてはこの限りでない。

※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。

(筆者註:環境色彩基準とは、福岡県計画の基準のこと

思われるが、具体的に何を示すかについての記述はない。)

平野部ゾーン、傾斜地ゾーン、山間部ゾーン

(計画本文の記載は「市街地ゾーン」と同様。省略。)

色相	明度	彩度
R、Y R、Y	—	4以下
上記以外	—	2以下

(※の記載は、上表と同じ。省略。)

文化的景観範囲(新川・田籠地区)

- ・屋根の色彩(庇等を含む)は、以下の基準とする。ただし、和瓦・草葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。
- ・屋根周辺に用いる部材も派手な色彩は使わない。

色相	明度	彩度
R、Y	7以下	4以下
上記以外	7以下	2以下

- ・外壁の色彩は、以下の基準とする。ただし、木材等の素材を活かしたものは基準の限りではない。また、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分、また和風建築の腰として着色される部分は以下の基準の限りではない。

色相	明度	彩度
0.1R～10R	9未満	3以下
5Y R～10Y	—	4以下
上記以外	—	2以下

佐賀県嬉野市景観計画

景観計画区域

外壁などの建築物の基調色は、マンセル値により、

色相R系及びY R系の場合、彩度6以下、

色相Y系の場合、彩度4以下、

その他の色彩の場合、彩度2以下

とする。

※アクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。

※質の高いデザインでランドマーク的な役割がある建築物、若しくは高彩度、高明度でも植栽等で遮蔽している場合等で、景観審議会の意見を聞き景観形成上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

佐賀県唐津市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

佐賀県武雄市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

## 長崎県佐世保市景観計画

### 景観計画区域（重点景観計画区域を除く）

#### 島・半島ゾーン、山なみゾーン

- ・建築物などの色は、マンセル値により、色相R～5Yの場合、彩度3以下、その他の色彩の場合、彩度1以下とする。

#### 都心まちなみゾーン、沿道まちなみゾーン

- ・建築物などの色は、マンセル値により、色相R～5Yの場合、彩度4以下、その他の色彩の場合、彩度2以下とする。

（筆者註：4ゾーンとも、推奨する基準は省略した。）

### 重点景観計画区域（黒島地区）

- ・周辺の自然環境と調和が図れる低彩度の色彩とする。
- ・大規模な建築物などの色は、マンセル値により、色相R～5Yの場合、彩度3以下、その他の色彩の場合、彩度1以下とする。

## 長崎県平戸市景観計画

### 景観計画区域（重点景観計画区域を除く）

基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。

- ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

▷重点景観計画区域(平戸旧城下町地区)においても、マンセル表色系による基準は、上記と同様。

### 重点景観計画区域（生月島南部・平戸島西海岸地区、宝亀教会周辺地区、田平天主堂周辺地区）

（屋根）・建築物の屋根の基調色は、焦げ茶色、黒灰色又は暗緑色のうち、周囲の自然景観と調和した色彩とすることを推奨する。

- ・基調色として、その他の色彩を用いる場合は、マンセル表色系において、次の通りとし、周囲の自然景観と調和した色彩とする。
  - ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度6以下
  - ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度4以下
  - ・その他の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度2以下

（壁面）・建築物の壁面の基調色は、茶色、ベージュ色、クリーム色又は灰色のうち、周囲の自然と調和した色彩とすることを推奨する（ただし、前記の色彩に近似の色彩の木材、石材等の自然素材を用いる場合は素地色も可とする）。

- ・基調色として、その他の色彩を用いる場合は、マンセル表色系において、次の通りとし、周囲の自然景観と調和した色彩とする。
  - ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度6以下
  - ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度4以下
  - ・N(黒)系の色相を使用する場合は、明度3～9以下
  - ・その他の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度2以下

## 長崎県五島市景観計画

### 景観計画区域（文化的景観地区を除く）

使用できる色彩の範囲は、全ての色相において彩度6以下とする。

### 文化的景観地区（九賀島地区）

- ・建築物および工作物の壁面および屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。但し、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。
- ・使用する色数はできる限り少なくする。

長崎県南島原市景観計画

重点地区（原城跡・日野江城跡周辺地区）

- ・低彩度の色彩を基調とし、けばけばしい色彩となることを避け、また周辺の基調となる景観や建築物等と調和するよう努める。
  - ・基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。
    - R、YR、Yの色相　：彩度4以下
    - その他の色相　　：彩度2以下
- ※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。
- ①石材、煉瓦等の素地の色
  - ②アクセント色として着色される部分（外壁の各方面の見附面積の10%以下とする）の色彩

長崎県小値賀町景観計画

景観計画区域（田園地域、集落地域）

- ・外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、対比効果の大きい色彩の組み合わせはさけること。
  - ・R系は彩度6を、YR、Y系は彩度4を、G、Y、BG、B、PB、P、RP系は彩度2を超える色彩を使用しないこと。
  - ・自然との調和を図るため、樹林地等を背景とする場所では、明度を6以下となるよう努めること。
- ※アクセント色（壁面積の5%）として着色される部分の色彩については、この限りではない。
- ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の専門家等の意見を聞き、町長が景観形成上支障がないと認める場合においてはこの限りではない。

長崎県新上五島町景観計画

景観計画区域（重要景観計画区域を除く）

- 地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる
- ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする
- ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める
- ・外観の色彩は、以下の基準とする

色相	明度	彩度
0. 1R～5Y	8以上	4以下
	8未満	6以下
上記以外	8以上	1以下
	8未満	2以下

- ・着色していない木材、土壁、ガラス、石等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付け面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセントとして着色される部分の色彩については、この限りでない。

重要景観計画区域

（屋根）色彩（底等を含む）は、以下の基準とする。ただし、和瓦葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか塗装し、ぎらぎらした不快感を与えないように配慮すれば、以下の基準の限りではない。

色相	明度	彩度
0. 1R～5Y	6未満	6以下
上記以外	6未満	4以下

（外壁）色彩は、以下の基準とする。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。

色相	明度	彩度
0. 1R～10R	9未満	3以下
5YR～10Y	9以上	4以下
	9未満	5以下
上記以外	6以上	3以下
	6未満	4以下

長崎県島原市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準（建物・色彩）はない

熊本県山鹿市景観計画

景観形成誘導地区

鞠智城公園周辺地区

- マンセル値で示した次の表を基本とする。

場 所	色 相	明 度
屋根及び庇	N	1.0～6.5
外壁	N	2.0～9.5
建具	N	1.0～3.0

- 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。

場 所	色 相	明 度	彩 度
屋根及び庇、 外壁、他の部位	R・YR系	9 以下	6.0以下
	Y系		4.0以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		2.0以下
建具	R・YR系	9 以下	6.0以下
	Y系		4.0以下

- ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。

▷平小城地区、番所地区においても、上記と同様の基準。

景観形成重点地区(豊前街道山鹿地区)

- 市が「洋風建築物として認めるもの」以外については以下の通りとする。

- マンセル値で示した次の表を基本とする。

場 所	色 相	明 度
屋根及び庇	N	1.0～6.5
外壁	N	2.0～9.5

- マンセル値で示した次の表を基本とする。

場 所	色 相	明 度
建具	N	1.0～3.0

- 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。

場 所	色 相	明 度	彩 度
建具	R・YR系	9 以下	6.0以下
	Y系		4.0以下
他の部位	R・YR系・Y系	9 以下	3.0以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1.0以下

- ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。

- 市が「洋風建築物として認めるもの」については以下の通りとする。

- 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。

場 所	色 相	明 度	彩 度
屋根及び庇、 外壁、他の部位	R・YR系	9 以下	6.0以下
	Y系		4.0以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		2.0以下

- ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。

熊本県天草市景観計画

景観形成地域

(牛深区域)

ウォーターフロントゾーン

外壁の基調となる色は、海浜部としての明るさを醸し出すよう、明るく穏やかな色彩を用いる。

- ①無彩色は、明度6以上
- ②R(赤)、YR(黄赤)系の色相は、明度6以上、彩度6以下
- ③Y(黄)系の色相は、明度6以上、彩度4以下
- ④その他の色相は、明度6以上、彩度2以下

なお、この基準の適用は素材色を除く。また、高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。

屋根の基調となる色は、まち並みとの調和を図る色彩を用いる。

- ①無彩色は、明度 6 以下
- ②R(赤)、YR(黄赤)系の色相は、明度 5 以下、彩度 6 以下
- ③Y(黄)の色相は、明度 5 以下、彩度 4 以下
- ④その他の色相は、明度 5 以下、彩度 2 以下

なお、この基準の適用は素材色を除く。また、シンボリックな建物の使用の場合は、別途協議することができるものとする。

#### 中心市街地ゾーン

外壁の基調となる色は、中心市街地としての活気を醸し出すとともに、隣接する建物との調和に配慮した色彩を用いる。

- ①無彩色は、自由
- ②R(赤)、YR(黄赤)系の色相は、彩度 6 以下
- ③Y(黄)系の色相は、彩度 4 以下
- ④その他の色相は、彩度 2 以下

なお、この基準の適用は素材色を除く。また、高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。屋根の基準は、ウォーターフロントゾーンと共通。

#### (崎津・今富区域)

##### 漁村景観形成ゾーン、農村景観形成ゾーン

外壁および屋根の基調となる色彩は、以下のものを基準とし、集落景観と調和した落ち着いたものを用いるものとする。なお、自然素材を用いる場合はこの限りではない。

##### 【外壁の基調色】

- 無彩色(N)：明度規制なし
- 赤(R),黄赤(YR),黄(Y)：彩度 3 以下
- その他の色相：彩度 1 以下

##### 【屋根の基調色】

- 無彩色(N)：明度 5 以下
- 赤(R),黄赤(YR),黄(Y)：明度 5 以下・彩度 3 以下
- その他の色相：明度 5 以下・彩度 1 以下

熊本県山都町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

熊本県苓北町景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

#### 大分県別府市(鉄輪温泉地区温泉湯けむり重点景観計画)

##### 景観計画区域

- ・建築物の屋根、外壁、工作物の色彩は、各地区の基準に沿ったものとする。
- ・無彩色について、屋根に使用するもの以外は基準の明度に沿ったものとする。
- ・表面に着色を施していない木材や土壁などの自然素材、ガラスなどの素材色はこれによらない。

##### 【沿道景観形成地区】

鉄輪温泉地区の玄関口にあたり、にぎやかな雰囲気景観を創出させる。基本色は、高彩度の色(派手な色)を除き、広範囲に設定する。

色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他	無彩色(外壁のみ)
明度	制限なし		3以上
彩度	6以下	5以下	—

##### 【まちなみ景観形成地区】

明るい色の石畳や、周囲の湯けむりに映えるような、鉄輪温泉地区の風情を醸し出すまちなみとする。基本色は、派手で賑やかな色を除き、落ち着いた色とする。

色相	R(赤)、YR(黄赤)	Y(黄)	その他	無彩色(外壁のみ)
明度	2以上	2以上	2以上	3以上
彩度	4以下	3以下	2以下	—

大分県別府市（明礬温泉地区温泉湯けむり重点景観計画）

景観計画区域

- ・建築物の屋根、外壁、工作物の色彩は基準に沿ったものとする。
- ・無彩色について、屋根に使用するもの以外は基準の明度に沿ったものとする。
- ・表面に着色を施していない木材や土壁などの自然素材、ガラスなどの素材色はこれによらない。

色相	R(赤)	YR(黄赤)、Y(黄)	BG(青緑)、B(青)	その他	無彩色(外壁のみ)
明度	2以上8以下	2以上	2以上8以下	2以上	3以上
彩度	3以下	3以下	2以下	2以下	—

大分県中津市景観計画

景観計画区域(景観形成地区、景観形成重点地区、特定施設届出地区を除く)

- ①マンセル値により以下の色彩とする。さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いたある色彩・素材とする。

エリア		色相	R(赤)～Y(黄)	その他の色相	
				GY(黄緑)	他
用途	城下町エリア		彩度4以下	彩度2以下	原則として使用不可
地域内	市街地エリア,臨海工業エリア,沿岸エリア,郊外住宅エリア,古代遺跡エリア		彩度4以下	彩度2以下	
用途	郊外田園エリア,山国川水系・名勝耶馬		彩度3以下	彩度2以下	
地域外	溪エリア,中山間エリア,森林保全エリア				

- ②上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。

- ③(以下略)

▷特定施設届出地区でも、上記と同様の基準。

景観形成地区（中津城周辺地区）

- ①マンセル値により以下の色彩とする。

- ②さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる落ち着いたある色彩・素材とする。

R(赤)～Y(黄)	GY(黄緑)	他
彩度4以下	彩度2以下	原則として使用不可

- ③上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。

- ④(以下略)

▷景観形成重点地区(島田本町地区、蛭子町地区、豊後街道地区、諸町地区)においても、マンセル表色系による基準は上記と同様。

大分県日田市景観計画

景観形成重点地区（小鹿田焼の里地区）

色彩は、自然素材の場合は素材を基本とし、その他の場合は概ね彩度4以下の低彩度色とする

大分県由布市(湯の坪街道周辺地区景観計画)

景観計画区域

建築物の色彩は、

色相Y、YR、R、GYについては彩度4以下、

色相G、BG、B、PB、P、RPについては彩度3以下

としなければならない。ただし、自然素材そのものの色の場合はこの限りでない。なお、色彩記号はマンセル表色系によるものとする。



大分県臼杵市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない  
 大分県豊後高田市（田染荘小崎景観計画）：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

宮崎県延岡市景観計画

景観計画区域(景観形成重点地区を除く)  
 色彩については、マンセル値により  
 R、YR、Yは彩度6以下、  
 その他の色相は彩度4以下  
 とする。

▷景観形成重点地区(城山周辺地区、シンボルロード周辺地区)においても、上記と同様の基準。

宮崎県日南市(港町油津景観計画)

景観計画区域(重点区域、区域Ⅰ、区域Ⅱ)  
 ・建築物の外観の色彩の制限は、次のとおりとする。  
 基本的に使用できる範囲を全ての色相において  
 「明度7以上の場合、彩度2以下」  
 「明度5以上の場合、彩度3以下」  
 「明度5未満の場合、彩度6以下」  
 とする。ただし、組み合わせに注意して使用中彩度の色もあるので、実際の選定の検討地には「色彩ガイドライン・推奨色」から選定することを推奨する。  
 ・建築物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。

宮崎県日向市(牧水の里景観計画)

景観計画区域  
 ・自然景観に溶け込むような落ち着いた色彩を基調とする。  
 ・広い面積を占める基調色は、マンセル表色系で示す以下の基準を超えないこと。(ただし、素材色は適用外とする。)

色 相	明 度	彩 度
5R～4.9YR (赤系～黄赤系の色)	4以上8未満の場合 8以上の場合	3以下 2以下
5YR～5Y (黄赤系～黄系の色)	4以上8未満の場合 8以上の場合	3以下 2以下
その他	4以上8未満の場合 8以上の場合	3以下 2以下

・屋根の色は無彩色を基調とし、自然景観に溶け込むような低明度、低彩度の色彩の使用に努める。

宮崎県日向市(細島地区景観計画)

景観計画区域  
 ・周囲の色彩と調和した色彩とする。  
 ・広い面積を占める基調色は、マンセル表色系で示す以下の基準を超えないこと。(ただし、素材色は適用外とする。)

色 相	明 度	彩 度
5R～4.9YR (赤系～黄赤系の色)	4以上8未満の場合 8以上の場合	3以下 2以下
5YR～5Y (黄赤系～黄系の色)	4以上8未満の場合 8以上の場合	4以下 2以下
その他	4以上8未満の場合 8以上の場合	2以下 1以下

・屋根の色は無彩色を基調とし、周辺の街並みに配慮した低明度、低彩度の色彩の使用に努める。

宮崎県西都市景観計画

景観計画区域(景観形成重点エリアを除く)

外観の基調色は、できるだけ落ち着いた色彩を基調(各面において2/3以上を目安とする面積)とし、周辺景観との調和に配慮する。

外観の基調色は、以下の値とする。

色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度 6以下	彩度 5以下

※表中の色相及び彩度については、日本工業規格Z8721(マンセル表色系)に基づくものとする。(以下同じ)

景観形成重点エリア

杉安峡自然公園エリア

外観の基調色は、四季の移り変わり等を十分に配慮し、木材や石材等の自然素材色と共通する色調を基調(各面において2/3以上を目安とする面積)とし、周辺景観との調和に配慮する。

外観の基調色は、以下の値とする。

色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他の色相	N(無彩色)
基準値	彩度 6以下	彩度 5以下	-(使用可)

▷市街地・商業・住居エリア、西都ICエリアにおいても、マンセル表色系の基準は同様。

西都原古墳群エリア

外観の基調色は、歴史的景観と四季の移り変わり等を十分に考慮し、木材や石材等の自然素材色と共通する色調を基調(各面において2/3以上を目安とする面積)とし、周辺景観との調和に配慮する。

外観の基調色は、以下の値とする。

	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他の色相	N(無彩色)
西都原古墳群エリア	彩度 6以下	彩度 5以下	-(使用可)
古墳群ゾーン	彩度 4以下	使用不可	-(使用可)

妻北エリア

外観の基調色は、歴史的景観等を十分考慮し、木材や石材等の自然素材色と共通する色調を基調(各面において2/3以上を目安とする面積)とし、周辺景観との調和に配慮する。

外観の基調色は、以下の値とする。

	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他の色相	N(無彩色)
妻北エリア	彩度 6以下	彩度 5以下	-(使用可)
記紀の道ゾーン	彩度 4以下	使用不可	-(使用可)

宮崎県椎葉村景観計画

景観計画区域(集落・山なみ景観ゾーン、幹線・河川景観ゾーン、十根川集落景観拠点、市街地景観拠点)

- ・周辺のまちなみや自然景観と調和した色彩・素材とする。
- ・特に外壁の色彩については、マンセル値によりR～Yは彩度4以下、GY～RPは彩度2以下とする。ただし、板張仕上、木目調タン仕上とする場合は、彩度6以下とする。
- ・上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。

※ただし、次に該当するものは、この限りではない。

- ①アクセント色として着色される部分(各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の1/5まで)
- ②表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩
- ③航空法その他の法令に基づき設置するもの
- ④村長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの(「次に該当するもの」は省略)

※本計画の色彩基準は、日本工業規格(JIS)の Z8721に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法(マンセル表色系)を採用する。

宮崎県日之影町景観計画

景観計画区域

○建築物の外壁の基調色（主に用いられる色彩）は、次の基準により制限を行うこととする。

色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	その他の色相	
明度	7以上の場合	7未満の場合	
彩度(基準値)	4以下	6以下	2以下(無彩色を含む)
彩度(推奨値)	—	4以下	—

※表中の色相及び彩度は、日本工業規格Z8721(マンセル表色系)に基づくものとする。

※表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※寺社・仏閣ならびに景観向上に大きく寄与するとして町長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

○建築物の屋根色は、次の基準により制限を行うこととする。

色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	その他の色相
明度	7以下	7以下
彩度(基準値)	4以下	2以下(無彩色を含む)

※表中の色相及び彩度は、日本工業規格Z8721(マンセル表色系)に基づくものとする。

※屋根材に日本瓦(いぶし瓦)及び銅板を用いる場合については、本基準の適用を除外する。

※寺社・仏閣ならびに景観向上に大きく寄与するとして町長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

鹿児島県出水市景観計画

景観計画区域

マンセル値により

色相R～5 Yまでは彩度8以下

それ以外の色相は彩度4以下

とする。

鹿児島県霧島市景観計画

景観計画区域

山の景域

- ・周辺の樹林地等の自然と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。
- ・できる限り、自然色に近い色相を選択し使用する。

【色彩基準】

外観の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、マンセル値で以下の数値内とする。

R・YR・Y系：彩度4以下

上記以外の色相：彩度2以下

※アクセント色の使用は各見付面積の1/5を超えない。

▷里の景域においても、ほぼ上記と同様の基準(マンセル表色系による指定範囲は同じ)。

まちの景域

- ・商業系市街地では、外観にアクセント色を使用する場合は、低層部分で用いるなど、歩行者目線での賑わいづくりにつながる工夫や演出に努めるとともに、全体として周辺から突出した印象とならないよう配慮し、基調色は以下に示す色彩基準に適合したものとする。
- ・住居系市街地や工業系市街地では、周辺のまちなみと調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。工場・倉庫等の建築物については、できる限り明度の高い色彩を選択し使用する。

【色彩基準】

外観の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、マンセル値で以下の数値内とする。

(住居・工業系市街地) R・YR・Y系 : 彩度4以下

上記以外の色相 : 彩度2以下

(商業系市街地) R系 : 彩度4以下

Y・YR系 : 彩度6以下

上記以外の色相 : 彩度4以下

※アクセント色の使用は各見付面積の1/5を超えない。

鹿児島県薩摩川内市ふるさと景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

#### 沖縄県石垣市風景計画

##### 景観計画区域

(自然風景域、農村風景域)

(外壁) 彩度を2以下とし、背景に対して違和感が生じないような中間の明度を採用するようにします。

(市街地景観域)

(外壁) 原色、けばけばしい派手な色、彩度の高いものは使用しないこととし、彩度2以下及び中間の明度を目安とします。

#### 沖縄県浦添市景観計画

##### 景観計画区域

- ・ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とする。
- ・ 建築物の3階以上の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、明度8以上、彩度2以下の範囲内の色彩とする。ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。また、浦添市景観まちづくり審議会の承認を得たもの或いは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。
- ・ けばけばしい色彩は用いず、企業ロゴなどのアクセントカラーを効果的に用いるなど工夫する。

#### 沖縄県うるま市景観計画

##### 景観計画区域

- ・ 建築物の外壁の大部分を占める色彩(基調色)は、落ち着いた白または淡い色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。(マンセル・カラー・システム値：明度8以上、彩度2以下。ただし、木材、石材、素焼き、コンクリート、金属、ガラスなどの素材色は除く。)
- ・ デザインのアクセントとして壁面や軒裏に対して基調色の範囲外の高明度・高彩度の色彩(アクセント色)を使用する場合は、周辺景観との調和に考慮するとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめること。
- ・ 商業地の賑わいを創出するため、デザインアクセントとして壁面や軒裏に対して上記範囲外の高明度・高彩度の色彩(アクセント色)を使用する場合は、周辺景観との調和に考慮するとともに、使用面積は各立面の表面積の10%以下にとどめること。
- ・ 屋根の色彩は、外壁で使用した色の類似色を使用するなど、建築物全体のバランスに配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。なお、原色の使用は避けること。

#### 沖縄県本部町景観計画

##### 景観計画区域(景観形成重点地区を除く)

(屋根) 極端な高彩度、低明度を避けること。

(外壁面) ・ 原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)とすること。

・ 背景となるムイ(森)の緑や海の青や農地の色彩との調和に配慮すること。

##### 景観形成重点地区

(記念公園周辺地区)

(屋根) 極端な高彩度、低明度を避けること。

(外壁面) ・ 落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)を基調とすること。

・ 派手な色(彩度10以上)を用いる場合の使用面積は、商業・業務用途、宿泊施設の場合は外壁(各面)の10%以内、住宅用途の場合は5%以内とすること。

・ 背景となるムイ(森)の緑や海の青や農地の色彩との調和に配慮すること。

(備瀬地区)

(屋根) 極端な高彩度、低明度を避け、フクギ並木等の緑と調和した色彩とすること。

(外壁面) ・ 原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩(マンセル値：明度8以上、彩度2以下)とすること。

・ フクギ並木等の緑と調和する色彩とすること。

#### 沖縄県読谷村景観計画

##### 景観計画区域

- ・落ち着いた色彩（白または暖色系の淡い色）を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）
- ・自然景観が大部分を占める場合は、周辺の色調や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。
- ・派手な色（彩度10以上）を用いる場合の使用面積は、商業・業務用途の場合は見付面積の10%以内、住宅用途の場合は5%以内とすること。

#### 沖縄県久米島町景観計画

##### 景観計画区域

- <屋根> 極端な高彩度、低明度を避けること。
- <外壁面> ・落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とすること。
- ・派手な色彩（彩度10以上）を用いる場合の使用面積は、商業・業務用途の場合は見付面積の10%以内、住宅用途の場合は5%以内とすること。
- ・自然景観が大部分を占める場合は、周辺の色調や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。
- ・背景となるムイ(森)の緑や海の青や農地との調和に配慮すること。

沖縄県宮古島市景観計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

沖縄県南城市景観まちづくり計画：マンセル表色系による景観形成基準(建物・色彩)はない

